

錨鎖孔管ハ釘徑ノ7倍ヲ超エサル心距ニ配置シタル鉸釘ヲ以テ外板及甲板ニ固著スヘシ但シ外板及甲板ノ厚不十分ナルトキハ二重張ト爲スヘシ

錨鎖孔管ハ之ヲ取附ケタル後成ルヘク布管内ノ壓力一平方吋ニ付30封度以上ノ水ヲ注射シ其ノ水密ヲ試験スヘシ

無錐錨用錨鎖孔管ハ錨ノ出入ニ差支ナキ様其ノ内徑ヲ十分大ト爲シ検査員立會ノ上錨ノ揚卸試験ヲ行フヘシ

第七條 操舵機具

航洋船ニ在リテハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外船尾ニ於ケル操舵機具ヲ蔽圍シタル場所ニ置クヘシ

汽力ニ依ル操舵機具ヲ備フル船ニ在リテハ之ト全ク獨立シタル手用又ハ他ノ動力ニ依ル操舵機具及事故ノ爲メ操舵機具ノ聯結換ヲ爲ス際舵ヲ一定ノ位置ニ保チ得ル制動裝置並ニ舵柄又ハ舵柄弧ノ運動カ回轉止ニ依リテ停止セラルル以前ニ操舵機具ノ動作ヲ止ムルニ適當ナル裝置ヲ設クヘシ

舵柄又ハ舵柄弧ノ半徑ハ成ルヘク舵幹材ノ徑ノ7倍以上ト爲シ舵頭孔部ノ深及腕ノ幅ハ成ルヘク舵幹材ノ徑ニ等シクシ腕ノ厚ハ成ルヘク其ノ幅ノ $\frac{1}{2}$ 以上ト爲スヘシ

二箇ノ腕ヲ有スル舵柄弧ニ在リテハ腕ノ幅及厚ヲ前項ニ掲クルモノノ85%、三箇ノ腕ヲ有スル舵柄弧ニ在リテハ77%、四箇ノ腕ヲ有スル舵柄弧ニ在リテハ70%ト爲スコトヲ得

舵柄弧ノ半徑ヲ舵幹材ノ徑ノ7倍ト爲ストキハ操舵鎖及操舵圓材ノ徑ヲ成ルヘク夫々舵幹材ノ徑ノ0.145倍以上及0.175倍以上ト爲スヘシ

導鎖滑車ハ成ルヘク操舵鎖ヲ小角度ニ屈折セシメサル様之ヲ配置シ其ノ徑ハ舵幹材ノ徑ノ約2倍、車針ノ截面積ハ操舵鎖ノ截面積ノ約3倍ト爲スヘシ

操舵鎖ハ良質ノ材料ヲ以テ作り遞信省令錨鎖索試験規程ニ依ル試験ニ合格シタルモノナルコトヲ要ス

第三十二章

油 艙 船

第一條 總 則

油ヲ直接ニ船艙ニ搭載シ其ノ用途ニ應スル船級登録ヲ受ケントスル船ノ構造ハ船内ノ區劃適當ニシテ油ノ積入及取出作業中及其ノ他一切ノ載貨状態ニ於テ船體ノ復原性ニ十分ナル餘裕ヲ保ツニ足リ且ツ船艙ノ長、膨脹室及縱隔壁ノ位置モ亦適當ニシテ油ノ動搖又ハ打撃ニ因リテ生スル異常ナル内力ヲ防止シ得ヘキ様設計セラレタルモノナルコトヲ條件トシテ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ適合セシムル必要上縱隔壁ヲ設クル場合ニ於テハ之ヲ油密ニ構造スヘシ

第二條 油 運 搬 船

引火點カ華氏150度(攝氏65.5度)未滿ナル油ヲ直接ニ船艙ニ搭載シ油艙船(Bulk Oil Carrier)ノ登録ヲ受ケントスル船ノ構造ニ付テハ本章ノ規定ニ依ルヘシ

第三條 「コツフアーダム」

油ヲ搭載スル部分ノ兩端ニハ幅3呎以上ニシテ完全ニ油密構造ト爲シタル「コツフアーダム」ヲ設ケ油ヲ搭載スル部分ト貨物艙及機關室トヲ完全ニ隔離シ之ニ十分ナル通風裝置ヲ設クヘシ

一切ノ機關及廚房ハ油ヲ搭載スル場所及油唧筒室ヨリ完全ニ隔離スルコトヲ要ス

第四條 通 風 裝 置

油ヲ搭載スル場所ニハ瓦斯ノ停滯スル虞アル箇所ニ通氣孔ヲ設ケテ其ノ脱出ヲ容易ナラシムヘシ(第三章第八條參照)

「コツフアーダム」、唧筒室及其ノ他ノ場所ニモ亦有效ナル通風裝置ヲ設クヘシ油ヲ搭載スル場所ニハ人工通風又ハ蒸氣ヲ以テ有害瓦斯ヲ排除スルニ必要ナル

設備ヲ爲スヘシ

油艙ノ底部ニハ出入及通氣ヲ容易ナラシムル爲メ堅牢ナル蓋板ヲ有スル人孔ヲ設クルヲ可トス

第五條 排水装置

油ヲ搭載セサル場所ニ對スル唧筒装置ハ油唧筒装置ト全ク之ヲ區別シ吸水管ハ成ルヘク油ヲ搭載スル場所ヲ通過スルコトナカラシメ油唧筒装置ニ屬スル管ハ水艙ヲ通過スルコトナカラシムルヲ要ス

油艙ノ「クラウン」ヲ構造スル甲板上ニハ十分ナル排水装置ヲ設クヘシ

第六條 船底「セメント」

專ラ油ヲ搭載スル場所ノ底部ニハ「セメント」ヲ施スコトヲ要セス

第七條 電燈装置

電燈装置ハ複線式構造ト爲スヘシ

「スイッチ」及「カットアウト」ハ瓦斯ノ蓄積スル虞アル箇所ニ設クルコトヲ得ス

瓦斯ノ蓄積スル虞アル箇所ニ取附クル電燈ハ硝子製氣密球内ニ密閉スヘシ

電線ノ絶縁物カ油ノ爲メ障害ヲ受ケ易キモノナルトキハ之ヲ鉛ヲ以テ被覆スヘシ(第四十三章第十八條参照)

第八條 工事及構造

油艙船ノ安全及効率ハ工事ノ良否ニ依ルモノナルヲ以テ委員會ハ検査員及造船者ニ對シ最良ノ工事ニ非サレハ之ヲ拒否スルノ必要ナルコトヲ勸告ス

油ヲ搭載スル場所、船樓等ノ末端ニ於ケル局部的補強及船體ノ各部ヲ通シ鉸釘ノ心距小ナル爲メニ必要ナル補強ハ特ニ十分ニ行フヘシ

油艙船ニハ成ルヘク單材ヲ用キ組材ノ使用ヲ避クヘシ

肋骨及防撓材ヲ支持スル特設桁材ハ以下各號ニ示スカ如ク之ヲ同一平面ニ設ケ内縁形材ノ交叉部ニハ覆板ヲ附シ之ヲ接續スヘシ

一、船側横肋骨ヲ支持スル水平特設桁材ハ之ヲ隔壁ノ堅防撓材ヲ支持スル水

平特設桁材ト同一水平面ニ設クヘシ

二、船側縦肋骨ヲ支持スル直立特設桁材ハ船底縦肋骨、縦梁及縦隔壁ノ防撓材ヲ支持スル桁材ト共ニ船體横強力主要材ヲ構成スルコトヲ要ス

三、横隔壁ニ附シタル横防撓材ヲ支持スル直立特設桁材ハ成ルヘク頂部及底部ニ設クル有效ナル縦通桁材ト同一平面内ニ在ルコトヲ要ス

四、底部ニ於ケル普通肋骨ヲ支持スル縦特設桁材ハ隔壁防撓材ト同一平面内ニ在リ且ツ隔壁ノ前後ニ於テ同一線内ニ在ルコトヲ要ス

肋骨、梁及防撓材ヲ支フル水平及直立ノ特設桁材及縦肋骨ヲ支フル肋板ハ其ノ間隔ヲ成ルヘク 10 呎以下ト爲スヘシ

膨脹室ノ下部ニハ堅牢ナル水平特設桁材ヲ設クヘシ

第九條 構造材料ノ寸法

構造材料ノ寸法ハ普通ノ船ニ要スルモノ以上ト爲シ又油ヲ搭載スル場所ニ於ケル構造材料ノ寸法ハ深水艙ニ於テ h ヲ滿載状態ニ於テ油ノ達スル最高面迄ノ距離、指定試験水高ノ $\frac{2}{3}$ 及 5.5 呎ノ中大ナルモノトシテ計算シタルモノヨリモ小ナルヘカラス(第十六章参照)

油ヲ搭載スル場所ニ於ケル水平及直立ノ特設桁材、肋骨、梁及防撓材ノ寸法ハ兩端ヲ短山形材固著ト爲ス場合ノ規定ニ依リ之ヲ定ムヘシ

同一平面ニ於テ交叉スル特設桁材ニ在リテハ表ニ用ウル長 (l) ハ交叉スル内縁形材間ノ距離ニ 6 吋ヲ加ヘタルモノ(呎ニテ)トス

水平及直立ノ特設桁材ハ 10 呎以下ノ間隔ニ於テ其ノ内縁ニ相互ノ結合材ヲ附スルカ其ノ他有效ナル方法ニ依リ屈曲ヲ防止スヘシ

「スロット」ヲ有セサル水平及直立ノ特設桁材ノ寸法ハ第八號表又ハ第九號表ニ依リ、「スロット」ヲ有スル是等特設桁材ノ寸法ハ第八號補表又ハ第九號補表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

底部横桁材ノ上縁ハ「ライズ オブ フローア」ニ竝行ナラシムヘシ

肋骨毎ニ設クル肋板ハ曲部ヲ除キタル水平邊ノ面積ヲ表ニ掲クル副肋材ノ截

面積以上ナラシムルトキハ其ノ上縁ヲ曲線ト爲スコトヲ得

第十條 龍骨板

龍骨板ハ之ヲ中心線堅龍骨板ニ固著スル山形材ノ部分ニ於テハ屈曲セシムルコトヲ得ス

龍骨板ハ單板ト爲シ其ノ厚ハ第三號表ニ依リ之ヲ定メ其ノ幅ハ縱縁ヲ除キタル部分ニ於テ二箇ノ鉸釘ヲ以テ肋骨ヲ固著スルニ必要ナル幅(例ヘハ肋骨ヲ固著スル鉸釘ノ徑 $\frac{7}{8}$ 吋ナルトキハ 48 吋)及第三號表ニ掲クルモノ以上ト爲スヘシ

第十一條 中心線堅龍骨板

油密中心線隔壁ノ下部ヲ構造スル中心線堅龍骨板ノ厚ハ横隔壁板ニ要スル厚ト爲シ其ノ高ハ成ルヘク肋板トノ固著部ノ上端以上ニ達セシムヘシ

中心線堅龍骨板ト龍骨板トヲ固著スル山形材ハ二重ト爲シ其ノ邊ノ幅ハ釘徑カ $\frac{5}{8}$ 吋ナルトキハ 3 吋、 $\frac{3}{4}$ 吋ナルトキハ $3\frac{1}{2}$ 吋、 $\frac{7}{8}$ 吋又ハ 1 吋ナルトキハ 4 吋、 $1\frac{1}{8}$ 吋ナルトキハ $4\frac{1}{2}$ 吋ト爲シ其ノ厚ハ第三號表ニ掲クル中心線桁板ノ底部山形材ノ厚ニ等シカラシムヘシ

第十二條 梁

油艙ノ「クラウン」ヲ構造スル甲板ニハ梁ヲ肋骨毎ニ取附クヘシ

半梁ハ膨脹室ノ側部ニ附スル防撓材ヲ其ノ端ニ堅牢ニ固著スル爲メ之ヲ該室ノ内部ニ延長スヘシ

特設肋骨ノ頂部及長大ナル油艙ニ於テ必要アルトキハ特設肋骨以外ノ箇所ニモ適當ナル寸法ヲ有スル全通梁ヲ設クヘシ

乾舷甲板ノ上部ニ於ケル膨脹室ノ頂部ニ設クル梁ノ寸法ハ第十六條ノ規定ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三條 特設梁柱

膨脹室ヲ堅牢ニ船底ニ結合シ且ツ適當ニ之ヲ支持スル爲メ必要ニ應ジ膨脹室ノ側壁線ニ溝形其ノ他適當ナル形状ノ特設梁柱ヲ配置シ大ナル肘板ヲ以テ其ノ兩端ヲ固著スヘシ

第十四條 隔壁

隔壁ニ取附クル防撓材及之ヲ支持スル特設桁材等ハ成ルヘク區劃室一箇置ニ同一區劃室内ニ設ケ是等ノ構造材料ヲ有スル區劃室ト之ヲ有セサル區劃室トヲ交互ニ配列スヘシ

防撓材ト該材ヲ支持スル直立又ハ水平ノ特設桁材トハ短山形材固著ト爲シ又防撓材ノ上下兩端ハ山形材固著又ハ肘板固著ト爲シ短山形材固著ト同等以上ノ效力ヲ有セシムヘシ

周圍山形材ハ二重ト爲シ其ノ邊ノ幅ハ釘徑カ $\frac{5}{8}$ 吋ナルトキハ 3 吋、 $\frac{3}{4}$ 吋ナルトキハ $3\frac{1}{2}$ 吋、 $\frac{7}{8}$ 吋又ハ 1 吋ナルトキハ 4 吋ト爲シ其ノ厚ハ隔壁板ノ厚以上ト爲スヘシ

滿載中常ニ片面ノミニ壓力ヲ受ケサル中心線隔壁ニシテ適當ナル裝置ノ設ケアル爲メ膨脹室ノ頂部迄ノ距離ニ相當スル高以上ノ水高壓力ヲ受クルコトナキモノニ在リテハ第九條ニ規定スル h ノ $\frac{2}{3}$ ヲ用キ其ノ寸法ヲ定ムルコトヲ得

中心線隔壁ノ上半部ニ於ケル隔壁板ノ厚ハ第十九號表ニ掲クル強力甲板ノ鋼甲板ノ厚以上ト爲スヘシ

第十五條 強力甲板下ニ於テ油艙ノ頂部ヲ構造スル甲板ノ梁上側板

強力甲板下ニ於テ油艙ノ頂部ヲ構造スル甲板ノ梁上側板ヲ外板ニ固著スル山形材ノ厚ハ梁上側板ノ厚ニ 0.08 吋ヲ増シタルモノト爲スヘシ

船側ニハ「タムブル ホーム」ヲ附スルコトナク油艙ノ頂部ノ梁ニハ梁矢ヲ附セサルヲ可トス之ヲ附スル場合ト雖モ適當ノ方法ニ依リ前項ニ掲クル山形材ノ邊ノ間ノ角度ヲ銳角ナラシメザルコトヲ要ス

第十六條 膨脹室

膨脹室ノ側圍壁及頂部ニ用ウル板ノ厚ハ第十九號表ニ掲クル強力甲板ノ鋼甲板ノ厚以上ト爲スヘシ

膨脹室ノ部分ニハ該室ノ上下及水平ノ撓動ヲ防止スル爲メ有效ナル支持構造ヲ爲スヘシ

油艙ノ通風ヲ完全ナラシムル爲メ膨脹室ノ頂部ニ十分ナル大サノ艙口ヲ設ケ且ツ承認ヲ得タル型ノ鋼製油密蓋ヲ備ヘ之ニ適當ナル螺込栓及「エーアコック」ヲ設クヘシ

油艙ノ頂部ヨリ上方ニ在ル甲板ノ梁ハ膨脹室ノ側部ニ於テ切斷シ肘板ヲ以テ膨脹室側壁ニ堅牢ニ固著スヘシ

第十七條 外板

中心線縱隔壁ヲ設クル船ニ在リテハ外板ノ厚ハ第十四號表ニ依ルヘシ

二箇以上ノ縱隔壁ヲ設クル船ニ在リテハ船側外板ノ厚ハ表ニ掲クルモノヨリモ減スルコトヲ得

第十八條 鋼甲板

船尾部ニ機關室ヲ有スル船ニシテ油艙ノ配置宜シキヲ得タルモノニ在リテハ強力甲板ノ有效面積ハ表ニ掲クルモノヨリモ20%ヲ増スヘシ但シ0.06Lナル吃水ニ對シ心要ナル面積ヨリ小ナルヘカラス

船内ニ於ケル重量ノ分布カー層不良ナル船ニ在リテハ強力甲板ノ有效面積ヲ更ニ増スヘシ

油艙ノ頂部ヲ構造スル鋼甲板ノ厚ハ隔壁板ニ要スル厚ニ0.04吋ヲ増シタルモノ及第十九號表ニ掲クル鋼甲板ノ厚、前二項ノ規定並第十五號表乃至第十七號表及第十九章ノ規定ニ適合セシムル爲メ必要ナル厚ノ中最大ナルモノヨリ小ナルヘカラス

第十九條 機關室

船尾部ニ設クル機關室ニ於テハ船體ノ橫防撓性ヲ特ニ十分ナラシムヘシ

機關室端ニ於テハ縱通諸材ノ構造及配置ヲ特ニ有效ナラシメ該部分ニ内力ノ局部的増加ヲ生スルコトナカラシムヘシ

膨脹室ノ側部ハ成ルヘク之ヲ機關室口圍壁ニ連續セシメ中心線隔壁ノ連續セサル爲メニ生スル防撓性ノ急激ナル變化ヲ防クヘシ

二重底構造ヨリ單底構造ニ移ル部分ニ於テハ船底外板ノ厚及内龍骨ノ面積ヲ

増スカ其ノ他適當ノ補強構造ヲ爲スヘシ

第二十條 隧道

油ヲ搭載スル場所ヲ貫通シテ車軸隧道ヲ設クルトキハ汽機室又ハ發動機室ト隔離シ、圍壁ニ依リ甲板上ヨリ之ヲ出入シ得ル構造ト爲シ且ツ其ノ兩端ニ大形ノ通風筒ヲ設クヘシ

圓形隧道ヲ構造スル板ノ厚ハ次ノ算式ニ依リ計算シタルモノヨリ小ナルヘカラス

$$t = \frac{d \times h \times 0.41}{10,000} + 0.36$$

t ハ隧道ヲ構造スル板ノ厚 (吋ニテ)

d ハ隧道ノ直徑 (吋ニテ)

h ハ隧道ノ底部迄測リタル水高 (呎ニテ) (第九條參照)

第二十一條 直立筒形油艙

直立筒形油艙ノ胴板ノ厚ハ次ノ算式ニ依リ計算シタルモノヨリ小ナルヘカラス

$$t = \frac{d \times h \times 0.41}{22,000} + 0.12$$

t ハ胴板ノ厚 (吋ニテ)

d ハ油槽ノ直徑 (吋ニテ)

h ハ胴板ノ下端迄測リタル水高 (呎ニテ) (第九條參照)

第二十二條 水密試驗

油ヲ搭載スル場所及「コックフアーダム」ハ進水前又ハ入渠シタル際管、艙口又ハ其ノ他ノ場所ニ於ケル最高油面上2呎以上ノ箇所ニ達スル水高壓力ヲ以テ水密試驗ヲ行フヘシ但シ水高ハ膨脹室頂板上8呎ヲ下ルヘカラス

第三十八章ニ規定スル油槽ハ前項ニ掲ケタル水高壓力ヲ以テ之ヲ試驗スヘシ

試驗水高壓力ハ承認ヲ受クル爲メ差出ス圖面ニ之ヲ明記スヘシ

第二十三條 燃料油ヲ搭載スル船 (第三十八章參照)

「エーベル」式密閉試驗ニ依リ定メタル引火點カ華氏150度 (攝氏65.5度)以

上ナル燃料油ヲ搭載シ燃料油搭載船 (Fuel Oil Carrier) ノ登録ヲ受ケントスル船ハ第一條ノ規定ニ適合スル構造ト爲スヘシ
船體ノ構造配置ニ付テハ原則トシテ前數條ノ規定ヲ準用ス但シ鉸釘ノ心距等ハ普通ノ水密工事ニ依ルコトヲ得

第二十四條 燃料油ヲ搭載スル二重底

燃料油ヲ搭載スル二重底ニ於テハ船首尾部ニ於ケル容量大ナラサル二重底ヲ除クノ外中心線桁板ニハ孔ヲ設ケサルヲ可トス但シ中心線桁板ハ「コーキング」ヲ施シ或ハ水密試験ヲ行フコトヲ要セス
前項ノ場合ニ於テハ排氣管ノ徑ヲ4吋以上ト爲シ且ツ排氣管ノ截面積ノ和ヲ注油管ノ截面積ノ和以上ト爲スヘシ
二重底内ノ燃料油及潤滑油ヲ搭載スル區劃室ト養鑪水及飲料水ヲ搭載スル區劃室トノ間ニハ「コツフアーダム」ヲ設クヘシ
漏油カ石炭又ハ貨物ニ接觸スルヲ防キ且ツ容易ニ之ヲ「リムバー」及「ウエル」ニ流入セシムル爲メ必要ナル装置ヲ設クヘシ (第四十四章第一條ヲモ参照)
内底板上ニ張ル内張板ノ下部ニハ横木ヲ設クルコトヲ要ス
内底板上ニ内張板ヲ張ラサル場合ニ於テハ頂板ノ縦横線ノ鉸釘ノ心距ハ之ヲ釘徑ノ4倍ト爲シ且ツ漏油ヲ容易ニ「リムバー」及「ウエル」ニ流入セシムル様適當ニ敷板ヲ敷クヘシ

第二十五條 燃料油ヲ搭載スル二重底以外ノ場所

二重底以外ノ場所ニ燃料油ヲ搭載スル場合ニ於テハ油ノ遊動及油高ノ變動ノ影響ヲ緩和スル爲メ委員會ノ適當ト認ムル處ニ從ヒ縦横ニ之ヲ區劃シ且ツ局部的補強ヲ爲スヘシ

第二十六條 唧筒装置

油唧筒装置ハ他ノ唧筒装置ト全ク之ヲ區別シ唧筒管ノ系統カ錯雜スル危險ヲ防ク爲メ有效ナル防止装置ヲ設クヘシ
「ストーク ホールド」ヘノ送油ヲ遮斷スル装置ハ「ストーク ホールド」及甲

板ノ何レヨリモ動作シ得ヘカラシムルコトヲ要ス

機關室内ノ燃料油唧筒装置ハ成ルヘク常ニ見易キ場所ニ之ヲ据附クヘシ (第三十八章ヲモ参照)

油ヲ搭載スル場所ニ在ル蒸氣「コイル」ヨリノ復水ハ成ルヘク直接ニ冷汽器ニ導クコトナク上部開放セル水槽ヲ通過セシメタル後冷汽器ニ導クヘシ

第二十七條 「ストーク ホールド」

燃料油ヲ用ウル「ストーク ホールド」内ニハ木製ノ器具及梁ヲ備フヘカラス
汽罐側ニ油庫ヲ設クル場合ニ於テハ通氣ノ爲メ十分ナル空所ヲ設ケ且ツ有效ナル絶縁装置ヲ施スヘシ
失火ニ備フル爲メ蒸氣、水及砂ヲ用ウル有效ナル消防装置ヲ施スヘシ

第三十三章

對 氷 構 造

本章ニ於テ規定スル特別構造ト同等以上ノ效力ヲ有スル特別ノ構造ヲ設ケタル船ニ對シテハ「對氷構造ヲ有ス」(Ice strengthening)ノ登録ヲ爲ス

氷中ヲ航行スル爲メ設クル特別構造ハ次ニ掲クル船體部分ニ施スコトヲ要ス

一、船首端ヨリ測リ船ノ長ノ $\frac{1}{5}$ 以上ノ間

二、滿載吃水線上3呎以上ノ箇所ヨリ輕吃水線下3呎以上ノ箇所迄ノ間

前項ノ船體部分ニハ第九章ノ規定ニ依リ設ケタル肋骨ノ中間ニ成ルヘク第九章及第七號表ノ規定ニ依リ船首艙ニ設クヘキ「正肋材及副肋材ヲ以テ構造シタル肋骨」ノ副肋材ノ寸法以上ノ寸法ヲ有スル補強肋骨ヲ取附クルコトヲ要ス

前項ノ補強肋骨ハ成ルヘク之ヲ特別構造ヲ施ス部分ノ直上ノ甲板ヨリ艙内肋骨ノ下端ニ附スル肘板又ハ單底肋板ノ頂部線ノ稍下方ニ迄達セシムヘシ

中央部船ノ長ノ $\frac{1}{2}$ 間ト特別構造ヲ施ス部分トノ間ニ於ケル船側外板ノ厚ハ之ヲ中央部ニ於ケル厚以上トシ又特別構造ヲ施ス部分ニ於ケル船側外板ノ厚ハ長250呎以下ノ船ニ在リテハ0.60吋以上、長500呎以上ノ船ニ在リテハ1.00吋トシ船ノ長カ250呎ト500呎トノ間ナルトキハ0.60吋ト1.00吋トノ間ニ挿間法ニ依リ計算シタルモノ以上ト爲スヘシ

舵幹材其ノ他ノ舵材ノ寸法、操舵鎖ノ徑等ハ夫々ノ章ニ於テ規定シタルモノヨリモ成ルヘク10%以上大ナラシムヘシ

螺旋軸ノ徑ハ當該章ニ於テ規定シタルモノヨリモ成ルヘク5%以上大ナラシムヘシ

螺旋推進器翅ハ鑄鐵製ト爲サス鑄鋼又ハ他ノ承認ヲ得タル材料ヲ以テ作ルヘシ海水ニ通スル瓣其ノ他ハ氷ノ爲メ外板トノ取附部分ヲ毀損セラレサル様又低溫度ノ爲メ破損セサル様装置スルヲ可トス

機 關 部 規 則

第 三 十 四 章

總 則

第一條 委員會ノ承認ヲ經タル圖面及仕様書ニ依リ製造シ製造中特別検査ヲ受ケタル機關ニシテ試運轉ノ結果良好ナルトキハ船舶原簿ニ符號 **M.N.S.*** ヲ附記シテ登録シ機關證書ヲ發行ス

第二條 本會ノ製造中特別検査ヲ受ケサル機關ニ對シ機關登録ノ申込アリタルトキハ特別船級検査ヲ行フ
前項ノ場合ニ於テ機關ノ構造及現狀良好ト認メタルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ船舶原簿ニ符號 **M.N.S.** ヲ附記シテ登録シ機關證書ヲ發行ス

第三條 製造中特別検査ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲クル圖面及仕様書ヲ差出シ工事著手前承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、汽罐及過熱器ノ圖面
- 二、汽罐及過熱器ノ材料ニ關スル仕様書
- 三、汽機及軸ノ圖面

次ニ掲クル圖面其ノ他ハ夫々工事著手前承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、汽機臺、推力受臺及各取附螺釘配置ノ圖面

二、軸受臺及汽罐臺ノ圖面

三、「ビルジ」、「バラスト」及燃料油ニ關スル唧筒配置ノ圖面

四、蒸化器、給水濾過器及給水加熱器ニ關スル構造ノ要目

五、主汽管及給水管ノ配置圖

圖面ニハ機關要部ノ寸法、鉸釘ノ配置其ノ他審査ニ必要ナル事項ニ付出來得ル限り漏レナク明瞭ニ記載スルコトヲ要ス

検査員ニ於テ必要トスルトキハ圖面ノ副本ヲ請求スルコトアルヘシ

第四條 機關ハ据附工事ヲ完了シ汽罐ノ安全瓣ヲ調整シ其ノ他ノ附屬品ヲ航海中ト同様ノ状態ニ取附ケタル後検査員立會ノ上試運轉ヲ行フコトヲ要ス

第五條 日本船舶ノ機關部屬具ハ本則ノ規定ニ依ルノ外遞信省船舶検査規程ニ適合セシムルコトヲ要ス

第六條 本則ニ依リ製造シ本會ノ船級登録ヲ受ケタル外國船舶ノ機關ニシテ當該船舶ノ所屬國政府ノ規定ニ適合セサル場合ナキヲ保シ難キニ依リ船主及製造者ハ此ノ點ニ付特ニ注意セラルヘシ (第一章第八條及第九條參照)

第三十五章

材 料

材料ノ試験及検査ニ付テハ造船規程及同規程取扱方ニ關スル遞信省内規ノ範圍内ニ於テ斟酌ヲ爲スヲ得

第一條 汽罐用鋼材

汽罐ノ製造ニ用ウル鋼材ハ平爐ニ依リ製造シタル最良ノ軟鋼ニシテ鈍飾、裂疵又ハ有害ナル表面疵ナク且ツ以下ニ規定スル試験ニ合格スルコトヲ要ス

第二條 試験材ハ検査員之ヲ採擇スルモノトス

試験材ハ之ニ識別シ得ヘキ様適當ナル符號ヲ刻印シ鋼材發送前其ノ製造所ニ於テ検査員立會ノ上之ヲ試験スルコトヲ要ス

抗張力及柔軟性ハ第四章ノ規定ニ依リ壓延鋼材ヨリ壓延ノ方向ニ沿ヒ又ハ之ヲ横キリテ切取リタル試験材ニ付之ヲ定ムルモノトス

第三條 鋼板ニ在リテハ壓延シタル儘ノ板毎ニ抗張試験及燒入又ハ常溫屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

重量 2500 kg ($2\frac{1}{2}$ tons) ヲ超ユル板ニ在リテハ其ノ兩端ヨリ採リタル各試験材ニ付前項ノ試験ヲ行フコトヲ要ス

胴板、覆板及其ノ他ノ板ニシテ曲線工事ヲ施ササルモノ、加熱シテ加工ヲ要セサルモノ又ハ使用ノ際火焰ニ接觸セサルモノニ在リテハ常溫屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

曲線工事ヲ施スヘキ板、加熱シテ加工ヲ要スル板又ハ使用ノ際火焰ニ接觸スヘキ板ニ在リテハ燒入屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

山形材、鉸釘用丸棒及支柱用丸棒ニ在リテハ同一筋解ヨリ壓延シタル同一寸法又ハ同一徑ノモノ毎ニ次表ニ掲クル數ノ試験材ヲ採リ抗張試験ヲ行フコトヲ要ス

鋼材ノ種類	試験材ノ數
山形材及徑45 mm ($1\frac{3}{4}$ in) ヲ超ユル丸棒	十五箇又ハ其ノ未滿毎ニ一箇
徑45 mm ($1\frac{3}{4}$ in) 以下ノ丸棒	五十箇又ハ其ノ未滿毎ニ一箇

前項ノ試験材ハ同一溶解ヨリ壓延シタル同一寸法又ハ同一徑ノ鋼材毎ニ二箇ヲ下ルコトヲ得ス但シ次表中其ノ何レカニ該當スルトキハ之ヲ一箇ト爲スコトヲ得

鋼材ノ種類	鋼材ノ數
山形材及徑45 mm ($1\frac{3}{4}$ in) ヲ超ユル丸棒	八箇以下ナルトキ
徑45 mm ($1\frac{3}{4}$ in) 以下ノ丸棒	二十箇以下ナルトキ

山形材ニ在リテハ壓延シタル儘ノモノ毎ニ燒入又ハ常溫屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

支柱用丸棒ニ在リテハ壓延シタル儘ノモノ十五箇毎ニ燒入及常溫屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

鉸釘用丸棒ニハ屈曲試験ヲ要セス

第四條 胴板、支梁板及主支柱ノ抗張力ハ 44 kg/mm^2 (28 tons/in^2) 以上 55 kg/mm^2 (35 tons/in^2) 以下トス但シ同一ノ汽罐ニ於テ同一ノ用途ニ使用スヘキモノニ在リテハ各抗張力ノ差ハ 6.5 kg/mm^2 (4 tons/in^2) ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

山形材及丁字形材ノ抗張力ハ 44 kg/mm^2 (28 tons/in^2) 以上 50 kg/mm^2 (32 tons/in^2) 以下トス

曲縁又ハ鍛接工事ヲ施スヘキ板、燃燒室用板、火爐用板、燃燒室支柱用丸棒及鉸釘用丸棒ノ抗張力ハ 41 kg/mm^2 (26 tons/in^2) 以上 47 kg/mm^2 (30 tons/in^2) 以下トス

抗張力ヲ緊要トセサル用途ニ用ウル鋼材ニシテ汽罐製造者ニ於テ特ニ之ヲ指定シ且ツ容易ニ識別シ得ヘキ様記號ヲ刻印シタルモノニハ屈曲試験ノミヲ行ヒ抗張試験ヲ行ハス

第五條 伸長率ハ標點間ノ長カ 200 mm (8 in) 又ハ徑ノ8倍ナルトキニ於テ抗張力カ 44 kg/mm^2 (28 tons/in^2) 以上 55 kg/mm^2 (35 tons/in^2) 以下ナルヘキ鋼材ニ在リテハ20%以上、抗張力カ 41 kg/mm^2 (26 tons/in^2) 以上 47 kg/mm^2 (30 tons/in^2) 以下ナルヘキ鋼材ニ在リテハ23%以上トス厚 9.5 mm ($\frac{3}{8} \text{ in}$) 未滿ノ鋼材ニ在リテハ前項ノ伸長率ヲ各3%宛減スルコトヲ得

丸棒ニ在リテ標點間ノ長ヲ徑ノ4倍ト爲シタル場合ニ於テハ伸長率ハ第一項ノ鋼材中前者ニ在リテハ24%以上、後者ニ在リテハ28%以上トス

鉸釘用丸棒ノ伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ8倍ナルトキハ25%以上、標點間ノ長カ徑ノ4倍ナルトキハ30%以上トス、又標點間ノ長ト徑トノ割合カ上記ノ間ニ在ルトキハ其ノ割合ニ依リ算定スルモノトス

第六條 屈曲試験ニ於テハ常溫又ハ燒入ノ何レノ場合ニ於テモ試験材ヲ其ノ厚又ハ徑ノ $1\frac{1}{2}$ 倍以下ノ内半徑ヲ以テ百八十度屈曲スルモ裂底ヲ生セサルコトヲ要ス

屈曲試験ハ押壓又ハ打撃ノ何レニ依リ之ヲ行フモ妨ナシ

第七條 本會ノ承認シタル製造所ニ於テ平爐ニ依リ製造シタル特殊強力鋼板ニシテ次ニ掲クル各號ノ規定ニ適合スルモノハ之ヲ胴板及胴板縱接合用覆板ニ使用スルコトヲ得

一、抗張試験片及屈曲試験片ハ各板ノ兩端ヨリ縦及横ノ方向ニ切取ルコトヲ要ス

二、抗張力ハ 55 kg/mm^2 (35 tons/in^2) 以上 66 kg/mm^2 (42 tons/in^2)

以下トス但シ同一汽鑪ニ使用スヘキモノニ在リテハ各抗張力ノ差ハ 6.5 kg/mm^2 (4 tons/in^2) ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

三、伸長率ハ標點間ノ長カ 200 mm (8 in) 又ハ徑ノ 8 倍ナルトキ 20%

以上トス但シ厚 9.5 mm ($\frac{3}{8} \text{ in}$) 未滿ノ鋼材ニ在リテハ 3% ヲ減スルコトヲ得

四、彈性限度 (Limit of Proportionality) ハ抗張試験毎ニ伸度計ニ依リ之

ヲ定メ少クトモ 23.5 kg/mm^2 (15 tons/in^2) 以上ナルコトヲ要ス但シ抗張力ノ 40% 未滿ナルコトヲ得ス

五、屈曲試験ハ前條ノ規定ニ依ルモノトス

第八條 鋼材ノ檢印、不合格材ノ排却、「アドヴァイス ノート」ノ發行等ニ付テハ船體材料ト同一ノ方法ニ依ルモノトス(第四章參照)

鋼材ノ表面ニハ磨飾其ノ他ノ加工ヲ爲スコトヲ得ス但シ検査員ノ同意ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ加工ヲ爲シタル局部ノ周圍ニ塗料ヲ以テ輪ヲ畫キ検査員檢印ヲ刻シ之ヲ明示スルコトヲ要ス

第九條 絞 釘

鐵製及鋼製ノ絞釘ハ検査員ノ指定ニ依リ適宜ニ採リタル試料ニ付屈曲試験及壓潰試験ヲ行フコトヲ要ス

鋼製絞釘ハ常溫ノ儘桿部ヲ百八十度屈曲シテ相接著セシメ又頭部ヲ加熱シテ扁平ニ打壓シ其ノ徑ヲ桿部ノ徑ノ $2\frac{1}{2}$ 倍迄ニ至ラシムルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

第十條 支 柱

鋼製支柱ハ本章第一條乃至第六條ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

鐵製支柱ハ 31 kg/mm^2 (20 tons/in^2) 以上ノ抗張力ヲ有スル最良ノ鍊鐵ヲ用ヒテ製造スルコトヲ要ス

第十一條 螺旋支柱ニ鐵丸棒ヲ用ウル場合ニ於テ其ノ徑ヲ鋼丸棒ヲ用ウル場合ニ

要スル徑ト同一寸法ト爲サントスルトキハ鐵丸棒ハ以下各項ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

抗張力ハ 34 kg/mm^2 ($21\frac{1}{2} \text{ tons/in}^2$) 以上ニシテ伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ 8 倍ナルトキハ 25% 以上、標點間ノ長カ徑ノ 4 倍ナルトキハ 30% 以上ナルコトヲ要ス

屈曲試験材ハ壓延シタル儘又ハ徑 25 mm (1 in) ニ削リ常溫ノ儘其ノ徑ヨリ大ナラサル内徑ヲ以テ百八十度屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

鐵丸棒ニ在リテハ壓延シタル儘ノモノ二十箇ヲ以テ一組ト爲シ各組ヨリ一箇ノ試験材ヲ採リ抗張試験ヲ行フコトヲ要ス

前項ノ試験材カ試験ニ合格セサルトキハ更ニ同一組ヨリ二箇ノ丸棒ヲ撰ヒ抗張試験ヲ行ヒ二箇ノ丸棒カ共ニ合格シタル場合ニ於テハ其ノ組ヲ合格トス

鐵丸棒ニ在リテハ第四項ニ定メタル各組ヨリ一箇ノ試験材ヲ採リ屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス又其ノ各組ヨリ別ニ一箇ノ屈曲試験材ヲ採リ銳利ナル刃物ヲ以テ桿部ノ一方ニ輕微ナル傷痕ヲ刻シ押壓又ハ打撃ニ依リ百八十度屈曲シテ之ヲ挫折スヘシ此ノ場合ニ於テ挫折面ハ纖維狀ヲ呈シ銹滓、不純物又ハ結晶組織ヲ有セサルコトヲ要ス

前項ノ試験材カ二種ノ試験中其ノ何レカニ合格セサルトキハ更ニ同一組ヨリ二箇ノ丸棒ヲ撰ヒ其ノ試験ヲ繰返シ二箇ノ丸棒カ共ニ合格シタル場合ニ於テハ其ノ組ヲ合格トス

第十二條 水管汽鑪及過熱器用管

水管汽鑪及過熱器ニ用ウル管ニシテ内部ヨリ壓力ヲ受クルモノハ引拔鋼管ナルコトヲ要ス

管ノ製造ニ用ウル鋼材ハ酸性又ハ鹽基性ノ平爐ニ依リ製造シタルモノニシテ其ノ鋼片又ハ鋼棒ノ場合ニ於ケル抗張力ハ 41 kg/mm^2 (28 tons/in^2) 以下又伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ 4 倍ナルトキ 30% 以上ナルコトヲ要ス

鋼材及管ノ製造者ハ管カ前二項ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ證明スルコト

ヲ要ス

外徑 38 mm ($1\frac{1}{2}$ in) 未満ノ管ハ常溫仕上ナルコトヲ要ス

常溫引拔管ハ検査ヲ受クル前適當ニ之ヲ燒鈍スルコトヲ要ス

管ハ常溫ノ儘之ヲ鈍打シ次表ニ規定スル扁壓試験ヲ行フモ裂疵又ハ其ノ他破碎

ノ徴ヲ現ササルコトヲ要ス

管ノ厚	扁 壓 試 験
3.25 mm (10 L.S.G.) 以下ナルトキ	管壁ノ間隙カ 1.6 mm ($\frac{1}{16}$ in) トナル迄
3.25 mm (10 L.S.G.) ヲ 超 エ 4.90 mm (6 L.S.G.) 以下ナルトキ	" " 5.5 mm ($\frac{7}{32}$ in) "
4.90 mm (6 L.S.G.) ヲ 超 エ 6.40 mm (3 L.S.G.) 以下ナルトキ	" " 9.5 mm ($\frac{3}{8}$ in) "
6.40 mm (3 L.S.G.) ヲ 超 ヌルトキ	" " 14.3 mm ($\frac{9}{16}$ in) "

管ハ常溫ノ儘「ローラー」管擴器又ハ打込管擴器ニ依リ其ノ兩端ヲ擴大シ次表ニ規定スル擴大試験ヲ行フモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

管ノ厚 mm(L.S.G)	擴 大 試 験	
	「ローラー」管擴器ナルトキ	打込管擴器ナルトキ
3.25(10) 以下ナルトキ	徑ノ擴大ノ割合カ 12.5% トナル迄	徑ノ擴大ノ割合カ 9.5% トナル迄
3.25(10) ヲ 超 エ 4.90(6) 以下ナルトキ	" " 9.5% "	" " 7.0% "
4.90(6) ヲ 超 ヌルトキ	" " 6.5% "	" " 5.5% "

管ハ百箇又ハ其ノ未滿ヲ以テ一組ト爲シ任意ニ二箇ノ組ヨリ各二箇及其ノ他ノ組ヨリ各一箇ノ管ヲ採リ試験ニ供スルコトヲ要ス

前項ノ試験材ニハ總テ擴大試験ヲ行ヒ又其ノ中毎組一箇ノ試験材ニハ扁壓試験ヲ行フコトヲ要ス

扁壓試験ハ管ノ中央部及其ノ他ノ二箇所ニ於テ相異ル平面ニ沿ヒ之ヲ行フコトヲ要ス

試験材カ第九項ノ試験ノ何レカニ合格セサルトキハ更ニ同一組ヨリ二箇ノ管ヲ採リ各扁壓試験及擴大試験ヲ行ヒ二箇ノ管カ共ニ合格シタル場合ニ於テハ其ノ組ヲ合格トス

管ハ總テ其ノ製造所ニ於テ 70 kg/cm² (1,000 lbs/in²) 以上ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

罐水ノ降路ニ用ウル管ハ汽管ニ關スル規定ニ準シ試験スルコトヲ要ス

管ハ特ニ指定セラレタル場合ヲ除ク外眞直ナルコトヲ要ス又管ハ其ノ全長ニ亘リ成ルヘク之ヲ同心圓ト爲スヘシ

管ノ厚ノ誤差ハ指定寸法ヨリ小ナルコト其ノ 5% 以下又大ナルコト 10 % 以下ナルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ同心圓ノ誤差ニ之ヲ準用ス

管ノ外徑ノ誤差ハ次表ニ掲クル寸法以下ナルコトヲ要ス

管ノ外徑	誤 差	
	大ナルコト	小ナルコト
35 mm ($1\frac{3}{8}$ in) 以下ナルトキ	0.18 mm (0.007 in)	0.08 mm (0.003 in)
35 mm ($1\frac{3}{8}$ in) ヲ 超 エ 38 mm ($1\frac{1}{2}$ in) 以下ナルトキ	0.4 mm ($\frac{1}{64}$ in)	0.4 mm ($\frac{1}{64}$ in)
38 mm ($1\frac{1}{2}$ in) ヲ 超 ヌルトキ	0.8 mm ($\frac{2}{64}$ in)	0.4 mm ($\frac{1}{64}$ in)

第七項乃至第十四項ノ試験ハ管製造者ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ成績證明書ヲ差出シ検査員ノ承認ヲ求ムルコトヲ得此場合ニ於テハ管ハ所要寸法ヨリ 25 mm (1 in)

長ク之ヲ作り其ノ過剩ノ部分ハ扁壓試験ノ用ニ供スル爲メ一部切離シ置クコトヲ要ス

第十三條 鋼製汽管

鍛接鋼製汽管ニ使用スル鋼板ハ製鋼所ニ於テ検査員立會ノ上試験ヲ行ヒタルモノニシテ其ノ抗張力ハ 44 kg/mm^2 (28 tons/in^2) 以下又伸長率ハ標點間ノ長カ 200 mm (8 in) ナルトキ 25% 以上ナルコトヲ要ス

第十四條 鑄鋼材

打物ヲ通常使用スヘキ箇所ニ使用スル鑄鋼材ハ第四章ノ規定ニ適合スルコトヲ要ス

鑄鐵ヲ通常使用スヘキ箇所ニ使用スル鑄鋼材ニハ墜落試験及鈍打試験ヲ行フコトヲ要ス

第十五條 鍊鐵材

鍊鐵材ノ試験ハ特別ノ理由ニ依リ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ行フモノトス此ノ場合ニ於テハ其ノ幹部ヨリ試験材ヲ採ルコトヲ要ス

抗張力ハ 31 kg/mm^2 (20 tons/in^2) 以上 33 kg/mm^2 (24 tons/in^2) 以下又伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ $3\frac{1}{2}$ 倍ナルトキ 20% 以上トス

屈曲試験材ハ 25 mm (1 in) 角ニ作り常溫ノ儘 38 mm ($1\frac{1}{2} \text{ in}$) ノ内半徑ヲ以テ九十度屈曲スルモ裂疵ヲ生セサルコトヲ要ス

第十六條 鍛鋼材

鍛鋼材ハ平爐ニ依リ製造シタル鋼塊ヲ用キ通常ノ鋼塊ニ在リテハ其ノ下部三分ノ二ヲ採リ之ヲ鍛鍊シテ製造スルコトヲ要ス

鍛鋼材ハ其ノ幹部ノ面積ヲ原鋼塊ノ面積ノ五分ノ一以内ニ其ノ他ノ部分ノ面積ヲ原鋼塊ノ面積ノ三分ノ二以内ニ鍛鍊スルコトヲ要ス

鍛鋼材ハ燒鈍爐ニ依リ適當ニ燒鈍シ瑕瑾ナキコトヲ要ス

抗張力ハ本會カ特ニ同意シタル場合ヲ除クノ外 55 kg/mm^2 (35 tons/in^2) 以下トス

伸長率ハ標點間ノ長カ徑ノ $3\frac{1}{2}$ 倍以上ナルトキ抗張力 43 kg/mm^2 (27 tons/in^2) ノモノハ 30% 以上、抗張力 55 kg/mm^2 (35 tons/in^2) ノモノハ 22% 以上又抗張力カ上記ノ間ニ在ルモノハ其ノ割合ニ依リ計算シタルモノ以上ナルコトヲ要ス

屈曲試験材ハ軋 25 mm (1 in) 厚 19 mm ($\frac{3}{4} \text{ in}$) ニ作り其ノ四隅ニ半徑 1.6 mm ($\frac{1}{16} \text{ in}$) ノ丸味ヲ附シ常溫ノ儘抗張力 50 kg/mm^2 (32 tons/in^2) 未滿ノモノハ 6 mm ($\frac{1}{4} \text{ in}$) ノ内半徑又抗張力 50 kg/mm^2 (32 tons/in^2) 以上 55 kg/mm^2 (35 tons/in^2) 以下ノモノハ 9.5 mm ($\frac{3}{8} \text{ in}$) ノ内半徑ヲ以テ百八十度屈曲スルモ疵裂ヲ生セサルコトヲ要ス

試験材ハ鍛鋼材ノ幹部ヨリ小ナラサル面積ヲ有スル部分ヨリ縦ニ切取ルコトヲ要ス又鍛鋼材ヲ燒鈍シ検査員ノ檢印ヲ刻シタル後ニアラサレハ之ヲ切斷スルコトヲ得ス

鍛鋼材ハ材毎ニ抗張試験及屈曲試験ヲ行フコトヲ要ス

同一鋼塊ヨリ造レル小形鍛造品ニ在リテハ原鋼塊ノ兩端ヲ代表スル各試験材ニ付抗張試験及屈曲試験ヲ行ヒ其ノ他ノ部分ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

鍛鋼材ニハ原鋼塊ノ鑄解ヲ追跡シテ識別シ得ヘキ様適當ナル記號ヲ刻印シ又上記ノ試験ニ合格シタルモノハ符號 NR 及検査員ノ指定スル記號ヲ明瞭ニ刻印スルコトヲ要ス

第三十六章

汽 罐

第一條 強力ノ計算

鋼製汽罐ノ最大汽壓=對スル各部ノ寸法及構造又ハ其ノ各部ノ寸法及構造=對スル最大汽壓ハ以下=掲クル算式及規定=依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第二條 筒形 胴板

筒形胴板ノ強力ハ次ノ各號=掲クル算式=依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

一、胴板ノ厚 45 mm (1 ³/₄ in) 以下ナルトキ

$$W.P. = \frac{(t-t_0) \times S \times J}{C \times D} \quad t = \frac{W.P. \times D \times C}{J \times S} + t_0$$

二、胴板ノ厚 45 mm (1 ³/₄ in) ヲ超エ II. ツ 縦接合=兩覆板ヲ有スルトキ

$$W.P. = \frac{t \times S \times J}{K \times D} \quad t = \frac{W.P. \times D \times K}{J \times S}$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² =テ)

t ハ胴板ノ厚 (mm =テ又ハ in ノ三十二分ノ一=テ)

S ハ胴板ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in² =テ)

J ハ縦接合ノ強率=シテ次項=掲クル規定=依ル

t₀ 及 K ハ定數=シテ

t₀ = 1.6 (英式單位ナルトキ 2)

K = 2 (英式單位ナルトキ 2.85)

C ハ定數=シテ次表=依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウ

ヘシ

縦 接 合 ノ 種 類	C
兩 覆 板	1.92 (2.75)
累 接 三 列 鉸 釘	1.98 (2.83)
累 接 二 列 鉸 釘	2.03 (2.90)
累 接 單 列 鉸 釘	2.31 (3.30)

D ハ罐胴ノ最大内徑 (mm 又ハ in =テ)

備考 胴板ノ安全率ハ4以上ナルコトヲ要ス

前項縦接合ノ強率 J ハ次=掲クル算式中其ノ最小ナルモノヲ用ウルコトヲ要ス但シ(丙)ハ鉸釘ノ數外列=於テ半數ナル場合=限リ之ヲ適用ス

(甲) 接合=於ケル胴板ノ強率

$$\frac{100(p-d)}{p}$$

(乙) 接合=於ケル鉸釘ノ強率

$$\frac{100(S_2 \times a \times n \times C)}{S_1 \times p \times T}$$

(丙) 鉸釘ノ數外列=於テ半數ナル場合ノ胴板及鉸釘ノ聯合強率

$$\frac{100(p-2d)}{p} + \frac{100(S_2 \times a \times C)}{S_1 \times p \times T}$$

p ハ外列=於ケル鉸釘ノ心距 (mm 又ハ in =テ)

d ハ鉸釘孔ノ徑 (mm 又ハ in =テ)

a ハ鉸釘孔ノ面積 (mm² 又ハ in² =テ)

n ハ p ナル心距=於ケル鉸釘ノ數

T ハ胴板ノ厚 (mm 又ハ in =テ)

C ハ定數=シテ次表=依ル

鉸釘カ受クル剪力ノ種類	C
單 剪 力	1.00
兩 剪 力	1.875

S_1 ハ胴板ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in² =テ)

S_2 ハ鉸釘ノ抗剪力ニシテ通常 36 kg/mm² (23 tons/in²) トス又鉸釘用丸棒ノ最小抗張力ノ 85% ト爲スモ妨ナシ

第三條 覆 板

胴板ノ縦接合ニ兩覆板ヲ用ウルトキハ外覆板ノ強力ハ胴板ノ強力ノ 0.625 倍以上又厚ハ其ノ外縁ニ於テ填隙ヲ爲スニ十分ナルモノト爲スコトラ要ス
 内覆板ノ厚ハ外覆板ノ厚 = 3mm ($\frac{1}{8}$ in) ヲ加ヘタルモノト爲スヘシ
 鉸釘ノ數外列ニ於テ半數ナル場合ニ於ケル兩覆板ノ厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$t = \frac{5 \times (p-d)}{8 \times (p-2d)} \times T$$

$$t_n = \frac{5 \times (p-d)}{8 \times (p-2d)} \times T + t_0$$

T ハ胴板ノ厚 (mm 又ハ in =テ)

t ハ外覆板ノ厚 (mm 又ハ in =テ)

t_n ハ内覆板ノ厚 (mm 又ハ in =テ)

t_0 ハ定數ニシテ 3 (英式單位ナルトキ $\frac{1}{8}$)

p 及 d ハ前條ニ同シ

第四條 鉸釘列間ノ距離及鉸釘ト板端トノ距離

鉸釘孔ノ中心ト板端トノ距離ハ鉸釘孔徑ノ $1\frac{1}{2}$ 倍以上ト爲スヘシ

累接又ハ衝接ノ何レノ場合ニ於テモ二列以上ノ鉸釘ナルトキハ鉸釘列間ノ距離ハ少クトモ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ計算シタルモノト爲スヘシ

一、鉸釘ノ數各列同數ナルトキ各列間ノ距離

(甲) 千鳥形鉸釘ナルトキ $0.33p + 0.67d$

(乙) 竝列鉸釘ナルトキ $2d$

二、鉸釘ノ數外列ニ於テ半數ナルトキ外列ト内列トノ距離

(甲) 内列ニ於テ千鳥形鉸釘ナルトキ $0.2p + 1.15d$

(乙) 内列ニ於テ竝列鉸釘ナルトキ 次ノ二式中其ノ大ナルモノニ依ル
 $0.33p + 0.67d, \quad 2d$

三、前號ノ場合ニ於ケル各内列間ノ距離

(甲) 千鳥形鉸釘ナルトキ $0.165p + 0.67d$

(乙) 竝列鉸釘ナルトキ $2d$

p 及 d ハ本章第二條ニ同シ

第五條 鉸釘ノ最大心距

胴板ノ縦接合ニ於ケル鉸釘ノ最大心距ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトラ要ス

$$p = C \times T + t_0$$

p ハ鉸釘ノ最大心距 (mm 又ハ in =テ)

T ハ板ノ厚 (mm 又ハ in =テ)

t_0 ハ定數ニシテ 41 (英式單位ナルトキ $1\frac{5}{8}$)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル

最大心距内ニ於ケル鉸釘數	C	
	累 接	兩覆板衝接
1	1.31	1.75
2	2.62	3.50
3	3.47	4.63
4	4.14	5.52
5	—	6.00

第六條 箆形火爐

一、平坦火爐 平坦火爐、「アダムソン」式又ハ其ノ他ノ接合ニ依リ補強シタル

火爐及燃燒室ノ筒形底板ニ在リテハ次ニ掲クル二種ノ算式ニ依リ最大汽壓ヲ計算シ其ノ中小ナルモノヲ用ウルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C(t-t_0)^2}{(L+l_0) \times D} \quad t = \sqrt{\frac{W.P. \times (L+l_0) \times D}{C}} + t_0$$

又ハ

$$W.P. = \frac{C_1}{D} \times [K(t-t_0) - L] \quad t = \frac{W.P. \times D}{K \times C_1} + \frac{L}{K} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

D ハ火爐又ハ燃燒室底板ノ外徑 (mm 又ハ in ニテ)

t ハ板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

L ハ火爐平坦部又ハ燃燒室底板ノ長 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ其ノ補強部ト接合スル箇所ニ於テハ鉸釘列ノ中心線又ハ曲線ノ起點ヨリ測リタルモノ

t₀, l₀ 及 K ハ定數ニシテ

t₀ = 0.8 (英式單位ナルトキ 1)

l₀ = 610 (英式單位ナルトキ 24)

K = 320 (英式單位ナルトキ 10)

C 及 C₁ ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

火爐縦接合ノ種類	C	C ₁
鍛接	104,400 (1,450)	3.50 (50)
鉸釘接合	93,600 (1,300)	3.16 (45)

二、皺形火爐 皺形火爐ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C(t-t_0)}{D} \quad t = \frac{W.P. \times D}{C} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

D ハ皺ノ底部ニ於ケル火爐ノ外徑 (mm 又ハ in ニテ)

t ハ皺ノ底部ニ於ケル板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

t₀ ハ定數ニシテ 0.8 (英式單位ナルトキ 1)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

火爐ノ種類	C
「フオックス」式、「モリソン」式、「デイトン」式、「パーヴス」式又ハ此等ノ種類ニ屬スル式	1,080 (480)
「リーズ フォージ バルブ サスペンション」式	1,150 (510)

備考 火爐板ノ厚ハ平坦又ハ皺形ノ何レノ場合ニ於テモ 21 mm ($\frac{13}{16}$ in)

以下ト爲スヘシ

第七條 平 板

平板ノ強力ハ次ノ算式ニ依ル但シ抗張力 41 kg/mm² (26 tons/in²) 未滿ノ鋼板ヲ使用スルトキハ其ノ割合ヲ以テ最大汽壓ヲ減スルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-t_0)^2 \times C}{a^2 + b^2} \quad t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{C}} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

t ハ板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

a ハ支柱列間ノ距離 (mm 又ハ in ニテ)

b ハ各列ニ於ケル支柱ノ心距 (mm 又ハ in ニテ)

t₀ ハ定數ニシテ 0.8 (英式單位ナルトキ 1)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

支柱ノ配置カ正方形又ハ長方形ヲ爲ササルトキハ a² + b² ノ代リニ d² ヲ用ウルコトヲ要ス此ノ場合ニ於ケル d ハ三箇以上ノ支點(支柱ノ中心又ハ曲線ノ起點)ヲ通シテ畫キタル圓ノ中其ノ最大ナルモノノ徑トス

前項ノ場合ニ於ケル定數 C ハ各支點ノ支柱取附法ニ該當スル定數ノ平均トス

支柱取附法ノ種類	C	
	板カ火焰ノ接觸ヲ受クルトキ	板カ火焰ノ接觸ヲ受ケサルトキ
(一) 支柱ヲ板ニ捻込ミ且ツ其ノ端ヲ絞締スルトキ	3,600 (50)	4,100 (57)
(二) 支柱管ヲ管板ニ捻込ミ且ツ之ヲ擴張スルトキ	3,740 (52)	
(三) (二)ノ取附法ニシテ支柱管ヲ母螺ニテ締ムルトキ	5,180 (72)	
(四) 支柱ヲ板ニ捻込ミ且ツ其ノ外端ヲ母螺ニテ締ムルトキ	5,400 (75)	6,200 (86)
(五) 支柱ヲ板ニ挿込ミ且ツ板ノ内外ヨリ母螺ニテ締ムルトキ		6,900 (96)
(六) 板ノ厚ノ2倍以下ノ内半徑ヲ有スル曲線ヲ以テ板ヲ補強スルトキ	6,900 (96)	7,900 (110)

(一)ノ場合ニ於ケル板ノ厚ハ規定ニ依ル支柱ノ徑ノ二分ノ一以上ナルコトヲ要ス

(六)ノ場合ニ於ケル板ハ曲線ノ起點ニ於テ支柱ヲ有スルモノト看做シ其ノ心距ヲ定ムルコトヲ要ス

燃焼室ノ管板又ハ背板ニ於ケル曲線ノ起點ト之ニ隣接スル頂板又ハ側板ニ於ケル支柱列トノ距離ハ支柱列間ノ距離 a 以下ナルコトヲ要ス

燃焼室ノ支柱ハ成ルヘク母螺ヲ取外スコトナクシテ板ノ接合部ヲ填隙シ得ヘキ様之ヲ配置スヘシ

燃焼室ノ頂板ト側板トノ接合部ニ於ケル彎曲ノ外半徑カ規定ニ依ル支梁心距ノ二分ノ一未滿ナルトキハ側板ノ内面ト之ニ隣接スル支梁中心線トノ距離ヲ上記ノ支梁心距以下ト爲スヘシ

前項彎曲ノ外半徑カ規定ニ依ル支梁心距ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ彎曲ノ起點ト之ニ隣接スル支梁中心線トノ距離ヲ上記支梁心距ノ二分ノ一以下ト爲スヘシ

平板ノ一局部ニ於テ之ヲ支フル支柱ノ取附法カ様ナラサルトキハ定數 C ハ當該各支柱ノ取附法ニ該當スル定數ノ平均トス

第八條 大ナル座金、條板又ハ覆板ヲ有スル平板

平板ニ支柱ヲ挿込ミ内外ヨリ母螺ニテ締ムル場合ニ於テ外面ニ大ナル座金、條板又ハ覆板ヲ當テ之ヲ補強スルトキハ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ其ノ強カヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ座金、條板又ハ覆板ノ厚ハ平板ノ厚ヲ超エス且ツ其三分ノ二以上ナルコトヲ要ス

一、支柱徑ノ $3\frac{1}{2}$ 倍以上ノ徑ヲ有スル座金ヲ取附クルトキ

$$W.P. = \frac{C}{a^2 + b^2} [(t - t_0)^2 + 0.15 t_w^2]$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{C} - 0.15 t_w^2} + t_0$$

二、支柱心距ノ三分ノ二以上ノ徑ヲ有スル座金ヲ鉸釘ニテ取附クルトキ

$$W.P. = \frac{C}{a^2 + b^2} [(t - t_0)^2 + 0.35 t_w^2]$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{C} - 0.35 t_w^2} + t_0$$

三、支柱心距ノ三分ノ二以上ノ幅ヲ有スル條板ヲ鉸釘ニテ取附クルトキ

$$W.P. = \frac{C}{a^2 + b^2} [(t - t_0)^2 + 0.55 t_w^2]$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{C} - 0.55 t_w^2} + t_0$$

四、覆板ヲ鉸釘ニテ取附クルトキ

$$W.P. = \frac{C}{a^2 + b^2} [(t - t_0)^2 + 0.85 t_w^2]$$

$$t = \sqrt{\frac{W.P. \times (a^2 + b^2)}{C} - 0.85 t_w^2} + t_0$$

t_w ハ座金、條板又ハ覆板ノ厚 (mmニテ又ハinノ三十二分ノ一ニテ)

C ハ定數ニシテ 7,200 (英式單位ナルトキ 100)

W. P., t, t₀, a 及 b ハ前條ニ同シ

第九條 管板

燃燒室内ニ於ケル支柱管端ニハ母螺ヲ取附クルコトヲ得ス

焔管巢ニ於ケル管板ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W. P. = \frac{C(t-t_0)^2}{p^2} \quad t = \sqrt{\frac{W. P. \times p^2}{C}} + t_0$$

W. P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

t ハ管板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

p ハ支柱管ノ平均心距 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ支柱管ノ中心ヲ連結スル四角形ノ四邊ノ和ヲ4ニテ除シタル商

t₀ ハ定數ニシテ 0.8 (英式單位ナルトキ 1)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

支柱管取附法ノ種類	C
支柱管ヲ捻込ミ.H.ツ之ヲ擴張シ母螺ヲ取附ケサルトキ	2,740 (38)
支柱管ヲ捻込ミ.H.ツ之ヲ擴張シ母螺ヲ取附クルトキ	3,530 (49)

焔管巢間及焔管巢ト胴板トノ間ノ充水部ニ於ケル前管板ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W. P. = \frac{C[(t-t_0)^2 + 0.55 t_w^2]}{a^2 + b^2}$$

$$t = \sqrt{\frac{W. P. (a^2 + b^2)}{C} - 0.55 t_w^2} + t_0$$

W. P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

t ハ前管板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

t_w ハ覆板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

a ハ充水部ノ兩側ニ於ケル支柱管列間ノ水平距離 (mm 又ハ in ニテ)

b ハ充水部ノ兩側ニ於ケル支柱管ノ垂直心距 (mm 又ハ in ニテ)

t₀ ハ定數ニシテ 0.8 (英式單位ナルトキ 1)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用

ウヘシ

端列ニ於ケル支柱管取附法ノ種類	C
支柱管ヲ捻込ミ.H.ツ之ヲ擴張シ母螺ヲ取附ケサルトキ	3,740 (52)
支柱管ヲ捻込ミ.H.ツ之ヲ擴張シ各支柱管ニ母螺ヲ取附クルトキ	5,180 (72)
支柱管ヲ捻込ミ.H.ツ之ヲ擴張シ支柱管一本置ニ母螺ヲ取附クルトキ	4,510 (63)

第十條 管板ノ抗壓力

管板ノ抗壓力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W. P. = C \times \frac{(D-d) \times t}{W \times D} \quad t = \frac{W. P. \times W \times D}{C (D-d)}$$

W. P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

t ハ管板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

D ハ焔管ノ水平心距 (mm 又ハ in ニテ)

d ハ焔管ノ内徑 (mm 又ハ in ニテ)

W ハ燃燒室ノ幅 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ管板、背板各内面間ノ距離、又兩口汽罐ニ於テ前後ニ共通ナル燃燒室ニ在リテハ兩管板内面間ノ距離

C ハ定數ニシテ 1,970 (英式單位ナルトキ 875)

前項ノ算式ニ於テハ板ノ抗壓力ヲ 9.8 kg/mm² (14,000 lbs/in²) トス

第十一條 焔管

煙管ノ徑、厚及最大汽壓ハ次表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

外徑 mm (in)	標準厚 mm (L.S.G.)	最大汽壓 kg/cm ² (lbs/in ²)	標準厚 mm (L.S.G.)	最大汽壓 kg/cm ² (lbs/in ²)	標準厚 mm (L.S.G.)	最大汽壓 kg/cm ² (lbs/in ²)	標準厚 mm (L.S.G.)	最大汽壓 kg/cm ² (lbs/in ²)
51 (2)			3.00 (11)	11 (155)	3.25 (10)	15 (215)	3.65 (9)	21 (300)
57 (2 $\frac{1}{4}$)	3.00 (11)	10 (140)	3.25 (10)	13.5 (190)	3.65 (9)	18 (260)	4.00 (8)	22 (315)
63.5 (2 $\frac{1}{2}$)	3.00 (11)	9 (125)	3.25 (10)	12.5 (175)	3.65 (9)	16 (230)	4.00 (8)	21 (300)
70 (2 $\frac{3}{4}$)	3.00 (11)	8 (110)	3.25 (10)	11 (160)	3.65 (9)	15 (215)	4.00 (8)	19.5 (275)
76 (3)	3.25 (10)	10 (140)	3.65 (9)	13.5 (190)	4.00 (8)	17.5 (250)	4.5 (7)	21 (300)
82.5 (3 $\frac{1}{4}$)	3.25 (10)	9 (130)	3.65 (9)	12.5 (180)	4.00 (8)	16 (230)	4.5 (7)	19.5 (280)
89 (3 $\frac{1}{2}$)	3.5 (10)	8.5 (120)	3.65 (9)	11.5 (165)	4.00 (8)	15 (215)	4.5 (7)	18 (260)

第十二條 支 梁

燃燒室ノ頂板ヲ支フル支梁ノ強カハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C \times d^2 \times t}{(L-p) \times D \times L} \times \frac{S}{f} \quad t = \frac{W.P. \times (L-p) \times D \times L \times f}{C \times d^2 \times S}$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

d ハ支梁中央部ノ深 (mm 又ハ in ニテ)

t ハ支梁中央部ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ) ニシテ支梁カ

ニ枚合ナルトキハ各厚ノ和トス

L ハ支梁ノ長 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ管板、背板各内面間ノ距離、又

兩口汽鍋ニ於テ前後ニ共通ナル燃燒室ニ在リテハ兩管板内面間ノ距離

P ハ支梁上ニ在ル支柱ノ心距 (mm 又ハ in ニテ)

D ハ支梁ノ心距 (mm 又ハ in ニテ)

S ハ支梁カ鋼板製ナルトキハ其ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in² ニテ)、鍊鐵製ナルトキハ 38 (英式單位ナルトキ 24) 又鍛鋼製ナルトキハ 44 (英式單位ナルトキ 28)

f ハ定數ニシテ 44 (英式單位ナルトキ 28)

C ハ次ノ各號ニ依ル

(甲) 各支梁ニ備フル支柱ノ數カ奇數ナルトキ

$$\frac{n}{n+1} \times k$$

(乙) 各支梁ニ備フル支柱ノ數カ偶數ナルトキ

$$\frac{n+1}{n+2} \times k$$

n ハ各支梁上ニ在ル支柱ノ數

k ハ定數ニシテ 1,110 (英式單位ナルトキ 495)

第十三條 支 柱

支柱ノ強カハ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

一、螺旋支柱ニシテ螺糸ノ數カ 25.4 mm (1 in) ニ付九個以上ナルトキ

$$W.P. = \frac{(d-d_0)^2 \times C}{a} \quad d = \sqrt{\frac{W.P. \times a}{C}} + d_0$$

螺旋支柱ノ内カハ 6.33 kg/mm² (9,000 lbs/in²) ヲ超ユルコトヲ得ス

二、主支柱ニシテ螺糸ノ數カ 25.4 mm (1 in) ニ付六箇以上ナルトキ

(甲) 鋼製主支柱

$$W.P. = \frac{(d-d_0)^2 \times C}{a} \times \frac{S}{f} \quad d = \sqrt{\frac{W.P. \times a \times f}{C \times S}} + d_0$$

最小抗張力 44 kg/mm² (28 tons/in²) ノ鋼圓材ヲ用キテ製造シタル主

支柱ノ内力ハ 7.73 kg/mm² (11,000 lbs/in²) ヲ超ユルコトヲ得ス

(乙) 鐵製主支柱

$$W.P. = \frac{(d-d_0)^2 \times C}{a} \quad d = \sqrt{\frac{W.P. \times a}{C}} + d_0$$

三、主支柱ニシテ螺糸ノ數カ 25.4 mm (1 in) ニ付六箇未滿ナルトキ又ハ其ノ兩端ニ於テ幹部ヨリ大ナル徑ヲ有シH.ツ螺糸ノ底部ニ於ケル徑カ幹部ノ徑ヨリ大ナルトキ

(甲) 鋼製主支柱

$$W.P. = \frac{(d_1-d_0)^2 \times C}{a} \times \frac{S}{f} \quad d_1 = \sqrt{\frac{W.P. \times a \times f}{C \times S}} + d_0$$

(乙) 鐵製主支柱

$$W.P. = \frac{(d_1-d_0)^2 \times C}{a} \quad d_1 = \sqrt{\frac{W.P. \times a}{C}} + d_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

d ハ支柱ノ螺糸頂部ニ於ケル徑 (mm 又ハ in ニテ)

d₁ ハ支柱ノ螺糸底部ニ於ケル徑又ハ支柱幹部ノ最小徑 (mm 又ハ in ニテ)

a ハ各支柱ノ支フル面積 (mm² 又ハ in² ニテ)

S ハ鋼丸棒ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in² ニテ)

f ハ定數ニシテ 44 (英式單位ナルトキ 28)

d₀ 及 C ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

定 數 d₀

支 柱 ノ 種 類	d ₀
螺 旋 支 柱 ナ ル ト キ	6.8 (0.267)
本 條 第 二 號 ノ 主 支 柱 ナ ル ト キ	8.6 (0.340)
本 條 第 三 號 ノ 主 支 柱 ナ ル ト キ	3.2 (0.125)

定 數 C

支 柱 ノ 種 類	C
鋼製又ハ第三十五章第十一條ノ試験ニ合格シタル鐵丸棒ヲ用キテ製造シタル螺旋支柱ナルトキ	580 (8,250)
第三十五章第十一條ノ試験ヲ行ハサル鐵丸棒ヲ用キテ製造シタル螺旋支柱ナルトキ	460 (6,500)
鋼 製 主 支 柱 ナ ル ト キ	670 (9,500)
鐵製主支柱ニシテ鍛接セサルモノナルトキ	490 (7,000)
鐵製主支柱ニシテ鍛接シタルモノナルトキ	350 (5,000)

第十四條 支 柱 管

鐵製支柱管及累鍛接鋼製支柱管ノ内力ハ螺絲底部ノ斷面積ニ於テ 5.27 kg/mm² (7,500 lbs/in²) ヲ超ユルコトヲ得ス

支柱管ノ最小厚ハ螺絲ノ底部ニ於テ之ヲ測リ焰管巢ノ周圍ニ於ケル支柱管ニ在リテハ 6.13mm (0.241in) 以上、又其ノ他ノモノニ在リテハ 4.55mm (0.179in) 以上ナルコトヲ要ス

一 般 構 造

第十五條 胴板ト鏡板トノ接合

筒形胴板ト鏡板トノ鉸釘接合ノ強率ハ 42% 以上ナルコトヲ要ス

胴板ノ厚 16mm ($\frac{5}{8}$ in) ヲ超ユルトキハ胴板ト鏡板トノ接合ヲ二列鉸釘ト爲スコトヲ要ス

第十六條 胴板ノ周圍接合

筒形胴板ノ中央部ニ於ケル周圍接合ノ強率ハ單口汽鑪ニ在リテハ 60% 以上又兩口汽鑪ニ在リテハ 62% 以上ト爲スヘシ

周圍接合ニ於ケル鉸釘列ノ數ハ次表ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

汽罐ノ種類	胴板ノ厚	鉸釘
單口汽罐	35 mm ($1\frac{3}{8}$ in) ヲ超ユルトキ	三列
兩口汽罐	13 mm ($\frac{1}{2}$ in) ヲ超ユルトキ	二列以上
	30 mm ($1\frac{3}{16}$ in) ヲ超ユルトキ	三列

第十七條 板ノ鍛接其ノ他ノ工事

鍛接シタル鋼板ハ直接張力ヲ受クル箇所ニ使用スルコトヲ得ス但シ鍛接シタル上覆板ヲ施シタルモノハ此限ニ在ラス

小汽兜ヲ厚 13 mm ($\frac{1}{2}$ in) 以下ノ鋼板ヲ用キテ製造スル場合ニ於テ鉋打ニ依リ板ヲ鍛接スルトキハ本會ニ於テ同意シタル場合ニ限り覆板ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル鍛接ノ強率ハ 50% ト看做ス

鍛接、皿形又ハ曲線ヲ施シ若ハ一部ヲ加熱シテ加工シタル鋼板ハ工事後適當ニ燒鈍スルコトヲ要ス

第十八條 覆板ハ板ヲ用キテ製造スルコトヲ要ス壓延條材ハ之ニ使用スルコトヲ得ス

第十九條 鉸釘孔

鉸釘孔ハ適當ニ錐揉スルコトヲ要ス又出來得ル限り板ヲ組立テタル儘錐揉スヘシ

鉸釘孔ハ其ノ「返リ」ヲ削除シ、板ノ接合面ヲ掃除シ孔ノ外縁ニ於ケル尖端ヲ削除スヘシ

第二十條 支柱ノ製法其ノ他

鋼製支柱ハ鍛接スルコトヲ得ス

鋼製支柱ハ丸棒ノ兩端ヲ壓大スルカ又ハ其ノ中央部ヲ伸延シテ之ヲ製造スルコトヲ得

前項ノ製法中其ノ何レカニ依ルトキハ工事後其ノ支柱全部ヲ燒鈍スルコトヲ要ス

兩口汽罐ニ在リテハ全通主支柱ヲ其ノ中央部ニ於テ支持スルコトヲ要ス
燃燒室ノ螺旋支柱ニシテ母螺ヲ取附クルモノハ成ルヘク板ニ垂直ト爲スヘシ
前項ノ規定ニ依リ難キトキハ母螺ト板トノ間ニ勾配ヲ有スル座金ヲ挿入スルコトヲ要ス

螺旋支柱ハ成ルヘク其ノ外端ニ於テ軸心ニ小孔ヲ穿テ徑ヲ 5 mm ($\frac{3}{16}$ in)、深ヲ胴板又ハ鏡板内面ヲ超ユルコト 13 mm ($\frac{1}{2}$ in) ト爲スヘシ

第二十一條 支柱螺糸數

主支柱又ハ螺旋支柱ニ於ケル螺糸ノ數ハ次ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、徑 32 mm ($1\frac{1}{4}$ in) 以上ノ螺旋支柱ナルトキ 25.4 mm (1 in) = 付九個
- 二、徑 50 mm (2 in) 以上ノ支柱ヲ板ニ挿込ミ且ツ板ノ内外ヨリ母螺ニテ締ムルトキ 25.4 mm (1 in) = 付六箇以下

螺旋支柱ノ兩板間ニ於ケル部分ハ成ルヘク螺糸ヲ削除スヘシ

第二十二條 胴板ニ於ケル螺旋支柱ノ配置

胴板ニ於テ四箇以上ノ螺旋支柱ヲ同一水平線ニ配置スルトキハ次ノ算式ニ依リ計算シタル強率ヲ胴板ニ於ケル縱接合ノ所要強率以上ト爲スヘシ

$$\frac{100(p-d)}{p}$$

d ハ螺旋支柱ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

p ハ螺旋支柱ノ水平心距 (mm 又ハ in ニテ)

前項ノ規定ニ依リ難キトキハ螺旋支柱ヲ千鳥形ニ配置スルコトヲ要ス

第二十三條 燃燒室ノ螺旋支柱ニ於ケル母螺ノ最小厚ハ次表ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

主支柱ノ母螺ハ母螺ニ關スル英國標準規格ニ依リ板ノ外側ニ在ルモノハ普通ノ母螺ニ準シ、板ノ内側ニ在ルモノハ副母螺ニ準シ夫々支柱ノ徑ニ相當スルモノト爲スコトヲ要ス

母螺ハ鍊鐵又ハ鍛接セサル軟鋼ヲ用キテ之ヲ製造スルコトヲ要ス又鐵製ニシテ火焰ニ接觸スヘキモノニ在リテハ之ヲ鍛接スルコトヲ得ス

螺糸ノ頂部ニ於ケル螺旋支柱ノ徑	母螺ノ厚
38 mm (1½ in) 以下	19 mm (¾ in)
41 mm (1⅝ in), 45 mm (1¾ in)	22 mm (⅞ in)
48 mm (1⅞ in), 50 mm (2 in)	25 mm (1 in)
50 mm (2 in) ヲ超ユルトキ	29 mm (1⅛ in)

第二十四條 充汽部ニ於ケル鏡板ニシテ煙路ノ一部ヲ構成スルモノニハ防板ヲ備ヘ火焰ノ接觸ヲ防クコトヲ要ス

第二十五條 管板ニ於ケル支柱

栓接合ヲ有スル支柱ヲ前後兩管板間ニ取附クルトキハ次ノ各號ニ掲クル構造ト爲スヘシ

- 一、栓ノ有效截面積ハ成ルヘク支柱ノ有效截面積ノ $1\frac{1}{4}$ 倍ト爲スヘシ
- 二、栓徑ト栓孔徑トノ差ハ 1.6 mm ($\frac{1}{16}\text{ in}$) 以下ト爲スヘシ
- 三、栓ハ出來得ル限リ「アイ フォージング」(Eye forging) ノ鏢ニ接近セシムヘシ
- 四、「アイ フォージング」ニハ其ノ管板ニ接スル部分ニ鏢ヲ備ヘ其ノ徑ヲ少クトモ管板ノ孔徑ニ 25 mm (1 in) ヲ加ヘタルモノト爲スヘシ

第二十六條 検査及掃除ニ關スル装置

汽罐ニハ火焰ノ接觸ヲ受クル板及管ヲ検査又ハ掃除スル爲メ罐内ニ出入シ得ヘキ適當ナル装置ヲ設クヘシ

小汽罐ノ場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ難キトキハ之ヲ掃除スルニ十分ナル徑ヲ有スル泥孔及視孔ヲ適當ニ設クルコトヲ要ス

第二十七條 箆形胴板ニ於ケル人孔ハ其ノ短徑ヲ罐ノ長ニ並行セシムルコトヲ要ス

第二十八條 平板ニ於ケル人孔及泥孔

平板ニ於ケル人孔又ハ視孔ヲ曲線ヲ以テ補強スルトキハ曲線ノ深ヲ少クトモ次

ノ算式ニ依リ計算シタルモノト爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於ケル平板ハ孔ヲ有セサルモノト同等ノ強力ヲ有スルモノト看做ス

$$D = \sqrt{t \times W}$$

D ハ曲線ノ深 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ板ノ外面ヨリ測リタルモノ

t ハ板ノ厚 (mm 又ハ in ニテ)

W ハ孔ノ短徑 (mm 又ハ in ニテ)

第二十九條 人孔ノ補強環

箆形胴板ニ人孔ヲ設クルトキハ之ニ補強環ヲ取附ケ其ノ強率ヲ胴板ノ縦接合ニ於ケル所要強率以上ト爲スコトヲ要ス

第三十條 附屬品ヲ取附クル場合ノ補強

瓣又ハ其ノ他ノ附屬品ヲ取附クル爲メ胴板ニ孔ヲ穿ツ場合ニ於テ孔徑カ板ノ厚ノ $2\frac{1}{2}$ 倍ニ 70 mm ($2\frac{3}{4}\text{ in}$) ヲ加ヘタルモノヲ超ユルトキハ人孔ノ場合ニ準シ之ヲ補強スルコトヲ要ス

第三十一條 人孔、泥孔及視孔ノ蓋ハ板ヲ二枚合ト爲スカ、板ヲ所要ノ形ニ「フレツス」シタル上燒鈍スルカ、又ハ板ノ周圍ニ衛帶ヲ施スヘキ機械仕上ノ溝ヲ穿ツカ、其ノ中何レカノ方法ニ依リ之ヲ製造スルコトヲ要ス

蓋ノ突出部ハ其ノ周圍ニ於テ 1.6 mm ($\frac{1}{16}\text{ in}$) ヲ超ユル遊隙ヲ有スルコトヲ得ス

蓋ノ植込螺釘ハ板ニ捻込ミタル上其ノ内端ニ母螺ヲ取附クヘシ又頭部ヲ有スル螺釘ヲ用ウルトキハ板ノ内側ヨリ之ヲ捻込ムヘシ

第三十二條 支柱管ノ兩端ニ於ケル螺糸及兩管板ニ於テ之ニ該當スル螺糸ハ前後相連続スルモノナルコトヲ要ス

支柱管ノ螺糸ハ 25.4 mm (1 in) ニ付九箇ヲ標準數トス但シ之ニ依ラサルトキト雖モ 25.4 mm (1 in) ニ付十箇以下ト爲スヘシ

支柱管ハ「ローラー」管擴張器ヲ以テ之ヲ擴張スルコトヲ要ス又填隙ノミニ依リ之ヲ水密ト爲スコトヲ得ス

支柱管ノ螺糸底部ニ於ケル厚ヲ其ノ幹部ノ厚ト略等シキモノト爲サントスルト
キハ管ヲ厭大スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ鍛接又ハ銲接スルコトヲ得ス又
厭大シタル管ハ之ヲ燒鈍スルコトヲ要ス

第三十三條 汽罐ハ肋板又ハ内底板上出來得ル限リ高キ位置ニ之ヲ据附クルコト
ヲ要ス又汽罐下ノ空隙ハ本會ニ於テ特ニ同意シタル場合ヲ除クノ外 460 mm
(18 in) 未滿ト爲スコトヲ得ス (第八章第十一條及第十一章第三條參照)

汽罐ノ底部ニハ成ルヘク適當ナル不傳熱裝置ヲ設クヘシ

汽罐臺ハ堅牢ナル構造ト爲シ其ノ圖面ハ承認ヲ受クルコトヲ要ス

汽罐ハ肘板又ハ支柱ヲ以テ固定シ前後左右ノ移動ヲ防クコトヲ要ス

汽 罐 附 屬 品

第三十四條 驗 水 器

汽罐ニハ少クトモ二箇ノ獨立驗水裝置ヲ備ヘ且ツ其ノ見易キ箇所ニ燃燒室最高
部ヲ標示スルコトヲ要ス

驗水裝置ハ其ノ中一箇ヲ硝子驗水器又ハ之ト同等ノモノト爲スコトヲ要ス

最大内徑 4.9 m (16 ft) 以上ノ單口汽罐ニ在リテハ其ノ兩側ニ各硝子驗水器一
箇ヲ備ヘ又徑 4.9 m (16 ft) 未滿ノ單口汽罐ニ在リテハ硝子驗水器一箇及驗水
嘴子又ハ之ト同等ノモノ一組ヲ備フルコトヲ要ス

兩口汽罐ニ在リテハ兩端又ハ其ノ附近ニ於テ各硝子驗水器一箇及驗水嘴子又ハ
之ト同等ノモノ一組ヲ備ヘ又硝子驗水器ハ左右相互ニ之ヲ配置スルコトヲ要ス
硝子驗水器ノ嘴子ハ硝子カ破損シタルトキ容易ニ閉鎖シ得ヘキモノナルコトヲ
要ス

第三十五條 驗水嘴子ハ出來得ル限リ直接罐胴ニ取附クヘシ

驗水嘴子ハ少クトモ三箇ヲ以テ一組ト爲スコトヲ要ス但シ徑 2.3 m (7 ft 6 in)

以下ノ汽罐ニ在リテハ之ヲ二箇ト爲スコトヲ得

第三十六條 驗水器ノ管柱ハ次表ニ依リ其ノ徑ヲ定ムルコトヲ要ス

汽 罐 ノ 徑	管 柱 ノ 内 徑
3 m (10 ft) ヲ超ユルトキ	63 mm (2½ in) 以上
3 m (10 ft) 以下ニシテ 2.3 m (7½ ft) ヲ超ユルトキ	50 mm (2 in) 以上
2.3 m (7½ ft) 以下ナルトキ	45 mm (1¾ in) 以上

管柱ハ成ルヘク直接罐胴ニ取附クヘシ

管柱ヲ銅又ハ其ノ他ノ銹蝕シ難キ金屬製ノ管ヲ以テ汽罐ニ連結スルトキハ次表
ニ依リ管ノ内徑ヲ定ムルコトヲ要ス

管 柱 ノ 内 徑	管 ノ 内 徑
63 mm (2½ in)	38 mm (1½ in) 以上
50 mm (2 in)	32 mm (1¼ in) 以上
45 mm (1¾ in)	25 mm (1 in) 以上

管ト汽罐トノ間ニハ瓣又ハ嘴子ヲ備ヘ又管ノ上端ニハ水ノ停滯スヘキ彎曲部ヲ
有セサルコトヲ要ス

管ハ煙路ヲ貫通スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サルトキハ煙路ヲ貫通スル圍壁ヲ
設ケ管ノ周圍ニ 50 mm (2 in) 以上ノ通氣路ヲ設クルコトヲ要ス

第三十七條 驗 鹽 裝 置

汽罐ニハ驗鹽嘴子又ハ瓣ヲ備ヘ便宜ノ箇所ニ於テ直接罐胴ニ取附クルコトヲ要
ス

驗鹽嘴子又ハ瓣ハ之ヲ驗水器ノ管柱ニ取附クルコトヲ得ス

第三十八條 驗 壓 計

汽罐ニハ獨立ノ驗壓計ヲ備ヘ容易ニ見得ヘキ場所ニ之ヲ取附ケ又兩口汽罐ニ在
リテハ之ヲ二箇ト爲シ罐ノ兩端ニ配置スルコトヲ要ス

第三十九條 給 水 瓣

汽罐ニハ少クトモ二箇ノ獨立給水裝置及之ニ連結スル獨立給水瓣ヲ備フルコト

ヲ要ス

副汽罐ニ在リテハ前項ノ給水装置ノ中其ノ一箇ヲ給水注射器ト爲スコトヲ得

第四十條 放水瓣

汽罐ニハ放水瓣ヲ備ヘ直接罐胴ニ取附クルコトヲ要ス

放水瓣又ハ管ノ徑ハ汽罐ノ徑 1 m = 付約 8.5 mm (1 ft = 付約 $\frac{1}{10}$ in) ノ割合ト爲スヘシ但シ 38 mm ($1\frac{1}{2}$ in) ヲ超ユルコトヲ要セサルモ 19 mm ($\frac{3}{4}$ in) 未滿ト爲スヘカラス

第四十一條 放水管

二箇以上ノ汽罐ヲ有スルトキハ放水瓣又ハ表面放水瓣ヲ一箇ノ共通放水管ニ連結スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ罐水ノ逆流ヲ防ク爲メ汽罐毎ニ不還塞止瓣ヲ備フルコトヲ要ス

船體外板ニ取附クル放水嘴子又ハ瓣ハ汽罐室ノ床板線以上ニ於テ容易ニ接近シ得ヘキ場所ニ之ヲ設ケ且容易ニ其ノ開閉ヲ検査シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス放水嘴子ハ之ヲ閉鎖シタル後ニアラサレハ其ノ把手ヲ取外スコトヲ得サル構造ト爲シ又放水瓣ノ把輪ハ之ヲ瓣鐸ニ固著スルコトヲ要ス

第四十二條 主及補助塞汽瓣

汽罐ニハ主塞汽瓣一箇ヲ備ヘ直接罐胴ニ取附クルコトヲ要ス

補助塞汽瓣ハ出來得ル限リ其ノ數ヲ減シ必要ナル場合ヲ除クノ外罐胴ニ孔ヲ穿ツコトナキ様設計スルコトヲ要ス

二箇以上ノ汽罐ヲ有スルトキハ汽笛、操舵汽機又ハ發電汽機用ノ蒸氣ヲ少クトモ二箇ノ汽罐ヨリ供給シ得ヘキ様補助塞汽瓣ヲ配置スルコトヲ要ス

第四十三條 安全瓣

汽罐ニハ二箇以上ノ安全瓣ヲ備ヘ次ノ各號ニ掲クル規定ニ適合スル様之ヲ装置スルコトヲ要ス

- 一、發條及瓣ヲ匣内ニ裝置スルコト
- 二、瓣ノ荷重ヲ最大汽壓ニ相當スルモノ以上ニ増スコトヲ得サルコト

三、瓣ハ揚瓣装置ヲ以テ之ヲ揚開シ又手ヲ以テ瓣座上ニ旋回シ得ルコト

四、瓣ハ發條カ破損スルコトアルモ瓣座ヨリ脱出セサルコト

揚瓣装置ハ容易ニ接近シ得ヘキ安全ナル場所ニ於テ汽罐毎ニ其ノ瓣ヲ悉ク且ツ同時ニ揚開シ得ルモノナルコトヲ要ス

安全瓣ハ汽罐毎ニ一箇ノ匣内ニ裝置スルコトヲ得又該瓣匣ハ其ノ他ノ瓣匣ト別箇ノモノト爲シ直接罐胴ニ取附クルコトヲ要ス

安全瓣匣ノ頸部ハ強固ナル構造ト爲スコトヲ要ス又其ノ通汽路ニハ瓣ノ總面積ノ二分ノ一以上ノ面積ヲ有セシムヘシ

安全瓣匣ニハ排水装置ヲ備ヘ排水管ハ直接船底又ハ水槽ニ之ヲ導クコトヲ要ス安全瓣ノ徑ハ 38 mm ($1\frac{1}{2}$ in) 以上ニシテ普通型ノモノニ在リテハ次ノ算式ニ依リ其ノ最小總面積ヲ定ムルコトヲ要ス

次ノ算式ハ石炭又ハ油ヲ燃料ト爲スモノ、又自然通風ナルモノ又ハ強壓若ハ誘引通風装置ヲ有スルモノ其ノ何レニモ之ヲ適用ス

$$A = H \times \left(\frac{K}{W.P. + p_0} \right)$$

A ハ安全瓣ノ總面積 (mm² 又ハ in² ニテ)

H ハ汽罐ノ受熱面積 (m² 又ハ ft² ニテ)

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

p₀ ハ定數ニシテ 1 (英式單位ナルトキ 15)

K ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

燃料及通風装置ノ種類	K
石炭ヲ燃料トスルトキ	610 (1.25)
油ヲ燃料トスルトキ又ハ汽罐室密閉式強壓通風装置ヲ有スルトキ	733 (1.5)

普通ノ型ト異ル安全瓣ヲ使用セントスルトキハ特ニ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第四十四條 排汽管

排汽管又ハ之ニ連結スル通汽路ノ截面積ハ少クトモ前條ノ規定ニ依リ定メタル安全弁ノ總面積ノ1.1倍ト爲スヘシ

第四十五條 過熱器ノ安全弁及排水装置

過熱器ヲ有スル汽罐ニ於テ兩者ノ間ニ其ノ連結ヲ遮斷シ得ヘキ装置ヲ有スルトキハ過熱器ニモ安全弁ヲ備ヘ揚瓣装置其ノ他ヲ設クルコトヲ要ス
前項ノ安全弁ノ構造ハ汽罐ノ安全弁ニ關スル規定ニ依ルコトヲ要ス但シ此ノ場合ニ於ケル揚瓣装置ハ汽罐室ニ於テノミ之ヲ操縦シ得ヘキモノト爲スコトヲ得過熱器ニハ排水嘴子又ハ排水弁ヲ備フルコトヲ要ス

第四十六條 汽罐附屬品ノ設計

汽罐ニ取附クル瓣ニシテ徑 38 mm ($1\frac{1}{2}$ in) ヲ超ユルモノハ瓣鐸ノ螺旋部ヲ瓣匣外ニ裝置シ又瓣匣蓋ハ螺釘又ハ植込螺釘ヲ以テ取附クルコトヲ要ス
瓣ハ其ノ把輪ヲ右ニ回轉スルトキ之ヲ閉鎖シ得ヘキ構造ト爲スコトヲ要ス嘴子又ハ瓣ニハ其ノ開閉ヲ容易ニ識別シ得ヘキ様装置ヲ設クルコトヲ要ス
汽罐附屬品ヲ植込螺釘ヲ以テ取附クルトキハ板ニ捻込ムヘキ螺旋部ノ長ヲ螺釘ノ徑以上ト爲スコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ螺釘孔カ板ヲ貫通スルトキハ螺釘ヲ捻込ミタル上内端ニ母螺ヲ取附クルコトヲ要ス
汽罐附屬品ヲ頭部ヲ有スル螺釘ヲ以テ取附クルトキハ板ノ内側ヨリ之ヲ捻込ムコトヲ要ス

第四十七條 瓣匣用材料

塞汽瓣匣、安全弁匣其ノ他汽管ノ附屬品ハ鑄鐵製ト爲スコトヲ得但シ蒸氣ノ溫度 218°C (425° F) ヲ超ユルトキハ鑄鋼又ハ本會ニ於テ承認スル材料ヲ用キテ之ヲ製造スルコトヲ要ス

豎 汽 罐

第四十八條 周圍接合

豎汽罐ノ胴板ニ於ケル周圍接合ノ強率ハ 42% 以上ナルコトヲ要ス
前項ノ接合ハ其ノ接合力全周ニ亘ラサルトキ又ハ板ノ厚カ 16 mm ($\frac{5}{8}$ in) ヲ超ユルトキハ二列鉸釘ト爲スコトヲ要ス

第四十九條 泥孔及覗孔 (本章第二十八條乃至第三十一條參照)

横通管 (Cross tube) ヲ有スル豎汽罐ニハ管内ヲ掃除スル爲メ適當ナル装置ヲ設クルコトヲ要ス
横通管ノ徑大ナルトキハ胴板ノ容易ニ接近シ得ヘキ部分ニ於テ管毎ニ一箇ノ覗孔ヲ設ケ其ノ徑ヲ掃除及検査ニ十分ナルモノト爲スコトヲ要ス

第五十條 平坦火爐

豎汽罐ノ豎平坦火爐ニシテ截頭圓錐形ナルモノニ付本章第六條ノ算式ヲ適用スルトキハ火爐ノ外徑及長ハ次ノ各號ニ依ルコトヲ要ス
一、火爐ノ外徑ハ其ノ頂部及底部ニ於ケル曲線又ハ補強環トノ接合部ニ於テ測リタル各外徑ノ平均トス
二、火爐平坦部ノ長ハ其ノ頂板ニ接合スル鉸釘列ノ中心線ヨリ底部ノ補強部ニ接合スル箇所迄又ハ胴板ト火爐トヲ貫ク螺旋支柱列ノ中心線迄ノ距離トス此ノ場合ニ於ケル螺旋支柱ノ心距ハ支柱端ヲ鉸締スルトキハ火爐板ノ厚ノ14倍以下、之ニ母螺ヲ取附クルトキハ火爐板ノ厚ノ16倍以下ニシテ又其ノ螺糸上ノ徑ハ火爐板ノ厚ノ $2\frac{1}{4}$ 倍以上ナルコトヲ要ス

第五十一條 半球火爐

上方ニ凸出スル半球狀火爐ニシテ支柱又ハ其ノ他ノ補強ヲ有セサルトキハ次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C(t-t_0)}{R} \quad t = \frac{W.P. \times R}{C} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² = テ)

t ハ頂板ノ厚 (mm = テ又ハ in / 三十二分ノ一 = テ)

R ハ半球ノ外半徑 (mm 又ハ in = テ)

C 及 t_0 ハ定數ニシテ

$$C = 620 \text{ (英式單位ナルトキ 275)}$$

$$t_0 = 0.8 \text{ (英式單位ナルトキ 1)}$$

第五十二條 「オジー」環 (Ogee Ring)

「オジー」環ヲ以テ火爐ノ底部ヲ胴板ニ接合シ、H.ツ之ヲ以テ火爐ニ於ケル垂直方向ノ荷重ヲ悉ク支フルトキハ次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C(t-t_0)^2}{D \times (D-d)} \quad t = \sqrt{\frac{W.P. \times (D-d) \times D}{C}} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

t ハ「オジー」環ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一 ニテ)

D ハ胴板ノ内徑 (mm 又ハ in ニテ)

d ハ火爐ノ底部ニ於ケル外徑 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ火爐ト「オジー」環トノ接合部ニ於テ測リタルモノ

C 及 t_0 ハ定數ニシテ

$$C = 10,100 \text{ (英式單位ナルトキ 140)}$$

$$t_0 = 0.8 \text{ (英式單位ナルトキ 1)}$$

第五十三條 焔管及管板

水平ノ焔管巢ヲ有スル豎汽罐ニ於テ管板カ垂直及水平ノ方向ニ胴板カ受クル荷重ト同一ノ荷重ヲ受クル構造ナルトキハ管板ノ厚及焔管ノ心距ヲ適當ニ定メ其ノ截面積ヲ胴板ノ強力以上ノ強力ヲ有セシムルニ十分ナルモノト爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ焔管巢ノ兩端ニ於ケル縦管列ニ一本置ニ支柱管ヲ配置シ又焔管巢ニ於ケル管板ハ本章第九條ノ規定ノ外次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-t_0) \times S \times (p-d) \times 100}{C \times D \times p}$$

$$t = \frac{W.P. \times D \times C \times p}{S \times (p-d) \times 100} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

S ハ管板ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in² ニテ)

t ハ管板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一 ニテ)

D ハ罐胴ノ中心線ヨリ焔管巢端ニ於ケル縦管列中心線迄ノ距離ノ 2 倍 (mm 又ハ in ニテ)

p ハ縦列ニ於ケル管ノ心距 (mm 又ハ in ニテ)

d ハ管板ニ於ケル管孔ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

t_0 及 C ハ定數ニシテ

$$t_0 = 1.6 \text{ (英式單位ナルトキ 2)}$$

$$C = 2.03 \text{ (英式單位ナルトキ 2.9)}$$

第五十四條 外方ニ凸出スル皿形板

豎汽罐ノ端板其ノ他汽兜ノ端板等ニシテ外方ニ凸出スル皿形ヲ爲シ支柱ヲ有セサルトキハ次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{C \times S(t-t_0)}{R} \quad t = \frac{W.P. \times R}{C \times S} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

t ハ端板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一 ニテ)

R ハ皿形ノ内半徑 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ胴ノ徑ヲ超ユルコトヲ得ス

S ハ端板ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in² ニテ)

C 及 t_0 ハ定數ニシテ

$$C = 21.4 \text{ (英式單位ナルトキ 15)}$$

$$t_0 = 0.8 \text{ (英式單位ナルトキ 1)}$$

人孔ヲ有スル皿形板ニ在リテハ前項ノ算式ニ依リ計算シタル厚ニ 3 mm

($\frac{4}{32}$ in)ヲ加フルコトヲ要ス

皿形板ニ於ケル曲線ノ内半徑ハ少クトモ板ノ厚ノ4倍以上ニシテ且ツ 63 mm

($2\frac{1}{2}$ in) 以上ナルコトヲ要ス

皿形板ノ人孔ニ於ケル曲線ノ深ハ少クトモ次ノ算式ニ依リ計算シタルモノト爲スコトヲ要ス

$$D = \sqrt{t \times w}$$

D ハ曲線ノ深 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ板ノ外面ヨリ測リタルモノ

t ハ端板ノ厚 (mm 又ハ in ニテ)

w ハ人孔ノ短徑 (mm 又ハ in ニテ)

二箇以上ノ板ヨリ成ル完全ナル半球狀ノ端板ニシテ支柱又ハ其ノ他ノ補強ヲ有セサルトキハ次ノ算式ニ依リ其ノ強力ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t - t_0) \times S \times J}{C \times R} \quad t = \frac{W.P. \times R \times C}{S \times J} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

t ハ端板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

S ハ端板ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in² ニテ)

J ハ接合ノ強率

R ハ球ノ内半徑 (mm 又ハ in ニテ)

t₀ ハ定數ニシテ 1.6 (英式單位ナルトキ 2)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

鉸釘列ノ數	C
單 列	2.31 (3.30)
二 列	2.03 (2.90)
三 列	1.98 (2.83)

第五十五條 驗水器

豎汽罐ニハ二箇ノ獨立驗水裝置ヲ備ヘ其ノ中一箇ハ硝子驗水器ト爲スコトヲ要ス

高 2.15 m (7 ft) ヲ超ユル豎汽罐ノ驗水硝子ハ少クトモ三箇ヲ以テ一組ト爲スコトヲ要ス

第五十六條 水壓試驗

汽罐又ハ過熱器ハ次ノ各號ニ掲クル水壓力ヲ以テ試驗スルコトヲ要ス

一、汽罐ハ最大汽壓力 7 kg/cm² (100 lbs/in²) 以下ナルトキハ其ノ 2 倍、

7 kg/cm² (100 lbs/in²) ヲ超ユルトキハ其ノ $1\frac{1}{2}$ 倍ニ 3.5 kg/cm² (50 lbs/in²) ヲ加ヘタルモノ

二、過熱器ハ最大汽壓力ノ 2 倍

汽罐ノ塞汽瓣及其ノ他ノ附屬品ハ少クトモ最大汽壓力ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試驗スルコトヲ要ス但シ給水弁ノ試驗壓力ハ最大汽壓力ノ 2.5 倍トス

安全弁ハ汽力ヲ以テ之ヲ調整スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於ケル汽壓力ハ計畫最大汽壓力以上其ノ 3% ヲ超ユルコトヲ得ス

安全弁ハ塞汽弁ヲ閉チ十五分間十分ニ焚火スルモ尙汽壓力ノ昇騰カ調整汽壓力以上其ノ 10% ヲ超エサルコトヲ要ス

前項ノ試験中ハ罐水ノ表面カ危險水準線ヲ下ラサル限リ給水ヲ爲ササルヲ可トス

第三十七章

水管汽罐及過熱器

第一條 一般構造

水管汽罐ノ構造及之ニ用ウル鋼材並其ノ試験ニ關シ特ニ本章ニ規定ナキモノハ
筒形汽罐ニ關スル規定ニ依ルコトヲ要ス

水管汽罐ノ火焰ニ接觸スル部分ハ總テ罐水ノ循環ヲ容易ナラシムル様設計スル
コトヲ要ス又其ノ高熱ニ暴露スル部分ハ成ルヘク罐水中ニ在ル固形物ノ沈澱ニ
依リ危險ヲ惹起スル惧ナキ様設計スヘシ

筒形「ドラム」ノ内徑カ其ノ縦接合部ニ於ケル板ノ厚ノ100倍未滿ナルトキハ
縦接合ハ「ドラム」ノ内面カ横截面ニ沿ヒ眞圓ヲ爲ス様設計スルコトヲ要ス

「ドラム」又ハ管寄(Header)ヲ連結スル管ニシテ蒸氣發生ノ際罐水ノ循環ヲ
爲サシムルモノハ水平線ト15度以上傾斜セシムルコトヲ要ス但シ各管カ互ニ
「シリーズ」(series)ヲ成シ連續セル管聯ヲ構成スル汽罐ニ在リテハ前記ノ傾
斜ヲ5度以上ト爲スモ妨ナシ

蒸氣「ドラム」ノ底部カ焚火ヨリ放射スル高熱ニ暴露シ又ハ高熱瓦斯ノ衝擊ヲ
受クルモノナルトキハ當該部分ニ於ケル板ハ適當ニ其ノ厚ヲ減スルコトヲ要ス

第二條 管

管ハ第三十五章第十二條ノ規定ニ依リ製造シタル引拔鋼管ニシテ汽壓44.25kg/cm²
(650 lbs/in²) 以內計畫蒸氣溫度393.8°C (750°F) 以內ニ使用スルモノニ在
リテハ其ノ最小厚ハ次ニ掲クル二種ノ算式ニ依リ計算シ其ノ値ノ小ナルモノニ
依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス但シ管ノ厚ハ7.6mm(0.3in)ヲ超ユルコトヲ得ス

$$W.P. = \frac{(t-t_0)}{d} \times C \quad t = \frac{W.P. \times d}{C} + t_0$$

$$\text{又ハ } W.P. = \frac{(t-t_1)}{d} \times C_1 - K \quad t = \frac{d}{C_1} (W.P. + K) + t_1$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

d ハ管ノ外徑 (mm 又ハ in ニテ)

t ハ管ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ百分ノ一ニテ)

K ハ定數ニシテ 28 (英式單位ナキトキハ 400)

C, t₀, C₁ 及 t₁ ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數
字ヲ用ウヘシ

管ノ種類	C	t ₀	C ₁	t ₁
焚火並高熱瓦斯ノ通路ニ面スル管列及其 ノ次ノ管列ニ於ケル管ナルトキ	390(55)	1.8(7)	1406(200)	2.3(9)
前項以外ノ管及過熱器ニ用ウル管ナルト キ	530(75)	1.8(7)	1406(200)	1.5(6)

管ハ打込管擴器又ハ「ローラー」管擴器ニ依リ管板ニ於ケル管孔ニ丁寧ニ擴張
スルコトヲ要ス

管ノ端末ハ管孔ニ於ケル管受部ヲ超ユ 6mm ($\frac{1}{4}$ in) 以上内方ニ突出セシメ脱
出セサル様其ノ兩端ヲ固定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ管ノ端末ヲ鐘狀ニ擴
大スルコトノミニ依リ之ヲ固定スルトキハ其ノ外端ニ於ケル徑ハ次ノ算式ニ依
リ之ヲ定ムヘシ

$$d' = d + \frac{1}{32}d + d_0$$

d' ハ鐘狀ニ擴大セル管端ノ外徑 (mm 又ハ in ニテ)

d ハ管ノ外徑 (mm 又ハ in ニテ)

d₀ ハ定數ニテ 1.6 (英式單位ナルトキ $\frac{2}{32}$)

第三條 管板

筒形「ドラム」ノ一部ヲ構成スル管板ノ管孔部ニ於ケル最小厚ハ次ノ算式ニ依
リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-t_0) \times S \times J}{C \times D} \quad t = \frac{W.P. \times C \times D}{S \times J} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

D ハ「ドラム」ノ内徑 (mm 又ハ in ニテ)

t ハ管板ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ三十二分ノ一ニテ)

S ハ管板ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in² =テ)

J ハ管孔部ニ於ケル管板ノ強率ニシテ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ム

$$J = \frac{p-d}{p} \times 100$$

p ハ「ドラム」ノ軸ノ方向ニ測リタル管ノ心距 (mm 又ハ in =テ)

d ハ管孔ノ徑 (mm 又ハ in =テ)

t₀ 及 C ハ定數ニテ

$$t_0 = 3.2 \text{ (英式單位ナルトキ 4)}$$

$$C = 2.1 \text{ (英式單位ナルトキ 3)}$$

「ドラム」、「ポケット」又ハ管寄ノ管板ニ於ケル管孔ハ之ニ管ヲ十分ニ密著シ得ヘキモノナルコトヲ要ス

管ノ端カ管板ニ垂直ナラサルトキハ管孔ノ内面ニ於テ管ヲ其ノ軸ニ垂直ノ方向ニ圍繞スル部分ノ深ハ之ヲ管軸ノ方向ニ測リ 13mm ($\frac{1}{2}$ in) 以上ナルコトヲ要ス

管ノ端カ管板ニ垂直ナルトキ又ハ實用上垂直ト看做シ得ル場合ニ於テハ前項ノ深ハ 9.5mm ($\frac{3}{8}$ in) 以上トス

管板ハ其ノ接合部ニ於テ厚ヲ減スル場合ニハ勾配ヲ附シ丁寧ニ之ヲ機械仕上ト爲スコトヲ要ス

第四條 管寄 (Header) 其ノ他之ニ類スル部分品

管寄其ノ他之ニ類スル部分品ハ鍛鋼、鑄鋼又ハ其ノ他ノ承認スル材料ヲ用キテ之ヲ製造スヘシ

前項ノ鑄鋼材ハ第四章第十五條ノ規定ニ適合スルコトヲ要ス但シ抗張試験ノ伸長率及屈曲試験ノ角度ハ同條ニ掲ケタルモノヨリ夫々 5% 及 30 度ヲ減スルモ妨ナシ

管寄ノ平坦部又ハ之ニ類スル部分ニシテ管孔ヲ設ケサルモノノ最小厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \left(\frac{t-t_0}{b} \right)^2 \times C \quad t = b \sqrt{\frac{W.P.}{C}} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² =テ)

t ハ平坦部ノ厚 (mm =テ又ハ in ノ三十二分ノ一 =テ)

b ハ平坦部ノ幅 (mm 又ハ in =テ) ニシテ兩支持部ノ内側ニ於テ測リタルモノ

t₀ ハ定數ニシテ 2.4 (英式單位ナルトキ 3)

C ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

一、鍛鋼ナルトキ 5,830 (81)

二、鑄鋼ナルトキ 4,600 (64)

管寄ニシテ焚火ヨリ放射スル高熱ニ暴露シ又ハ高熱瓦斯ノ衝擊ヲ受ケ且ツ蒸氣ノミヲ保有スルモノ (例ヘハ過熱器ニ於ケルモノノ如シ) ナルトキハ前項ノ厚ハ算式ニ依リ定メタルモノニ其ノ 12.5% ヲ加フルコトヲ要ス

管寄ノ管孔部ニ於ケル最小厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$t = C \sqrt{d} + t_0$$

t ハ管孔部ノ厚 (mm =テ又ハ in ノ三十二分ノ一 =テ)

d ハ管孔ノ徑 (mm 又ハ in =テ)

t₀ 及 C ハ定數ニシテ

$$t_0 = 6.35 \text{ (英式單位ナルトキ 8)}$$

$$C = 0.472 \text{ (英式單位ナルトキ 3)}$$

管寄ノ視孔ノ周圍ニ於テ其ノ蓋ニ接觸スル部分ハ之ヲ機械仕上ト爲シ其ノ面ヲ正確ナラシムルコトヲ要ス又該部ノ厚ハ前項ノ算式ニ依リ定メタル管孔部ノ厚ヨリ 2.4 mm ($\frac{3}{32}$ in) ヲ減シタルモノト爲スコトヲ得但シ 8 mm ($\frac{5}{16}$ in) ヲ下ルコトヲ得ス

視孔ノ蓋ハ頑丈ナル構造ト爲シ取外及取附作業ヲ繰返スモ効力又ハ安全ヲ害スル惧ナキコトヲ要ス又之ヲ螺釘ニ依リ取附クル構造ト爲ストキハ螺釘ノ折損ニ際シ蓋カ吹飛サルル惧ナキ様設計スルコトヲ要ス

耳鐸 (Flange) ト頸部トノ連續部ニハ丸味ヲ附シ其ノ半徑ヲ頸部ノ厚以上ト爲

スコトヲ要ス

第五條 安全瓣

安全瓣ノ數、設計及構造ニ關シテハ第三十六章第四十三條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス但シ瓣ノ總面積ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ム

$$A = T.H.S. \times \left(\frac{K}{W.P. + p_0} \right)$$

Aハ安全瓣ノ總面積 (mm² 又ハ in² ニテ)

T.H.S. ハ管其ノ他蒸氣ヲ發生シ得ヘキ受熱部外面ノ總面積 (m² 又ハ ft² ニテ)

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

p₀ ハ定數ニシテ 1 (英式單位ナルトキ 15)

K ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

燃料及通風装置ノ種類	K
石炭ヲ燃料トシ且ツ自然通風ナルトキ	537 (1.1)
石炭ヲ燃料トシ且ツ強壓通風ナルトキ又ハ油ヲ燃料トスルトキ	610 (1.25)

排汽管又ハ之ト安全瓣トヲ連結スル通汽路ノ截面積ハ少クトモ安全瓣ノ總面積ノ 1.1 倍ト爲スコトヲ要ス

安全瓣ニハ蒸氣ノ蓄積試験ヲ行フコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ塞汽瓣ヲ閉チ十分ニ焚火シ尙汽壓ノ昇騰カ瓣ノ調整汽壓以上其ノ 10% ヲ超エサルコトヲ要ス前項ノ試験ハ罐水ノ安全ニ持續スル限リ成ルヘク長時間之ヲ行フモノトス但シ七分間ヲ超ユルコトヲ要セス

第六條 塞汽瓣

二箇以上ノ汽罐ヲ連結スルトキハ塞汽瓣ハ成ルヘク自動閉塞式又ハ不還瓣ト爲スヲ可トス

第七條 驗水器

汽罐ニハ少クトモ二箇ノ驗水器ヲ備ヘ各驗水器ハ全ク獨立セル装置ト爲スコトヲ要ス

前項ノ驗水器ノ中一箇ハ之ヲ硝子驗水器ト爲スコトヲ要ス其ノ他ハ之ト同等ノモノヲ代用スルモ妨ナシ但シ水及蒸氣ヲ保有スル「ドラム」ノ長カ 4m (13f) ヲ超エ且ツ之ヲ船幅ノ方向ニ据附クルトキハ「ドラム」ノ兩端又ハ其ノ附近ニ於テ各一箇ノ硝子驗水器ヲ備フルコトヲ要ス

第八條 給水装置

汽罐ニハ少クトモ二箇ノ全ク獨立セル給水装置ヲ備ヘ其ノ給水瓣ハ各装置ニ專屬トシ且ツ之ヲ直接汽罐ニ取附クルコトヲ要ス

前項ノ給水装置ノ中少クトモ一箇ニハ給水ヲ自動的ニ加減シ得ヘキ装置ニシテ委員會ノ承認ヲ受ケタルモノヲ備フルコトヲ要ス

給水瓣ニハ焚火室ノ床板上又ハ其ノ他容易ニ接近シ得ヘキ場所ニ於テ之ヲ開閉シ得ヘキ適當ナル装置ヲ備フルコトヲ要ス

第九條 人孔

「ドラム」ニハ總テ其ノ内部ノ検査又ハ管ノ取附作業ヲ完全ニ行フ爲メ其ノ部分ニ接近スルニ十分ナル徑ヲ有スル人孔ヲ設クルコトヲ要ス

第十條 水管汽罐及過熱器ハ完成シタルトキ次ノ各號ニ掲クル水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

- 一、水管汽罐ハ最大汽壓ノ $1\frac{1}{2}$ 倍ニ 3.5 kg/cm² (50 lbs/in²) ヲ加ヘタルモノ
- 二、過熱器ハ最大汽壓ノ 2 倍

第三十八章

燃油装置

本會ノ船級登録ヲ受ケントスル外國船ニ付テハ第一章第十條ヲ參照セラカヘシ

第一條 燃料油ヲ搭載スル船ニ於テ搭載油ノ引火點（「エーベル」氏密閉式試験ニ依ル） 65.5°C (150°F) 未滿ナルトキハ油艙、唧筒室、油管其ノ他ノ装置ハ第三十二章第二條、第三條、第五條及第七條ノ規定ニ依リ之ヲ設計シ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二條 前條ノ装置ニシテ引火點 65.5°C (150°F) 以上ノ油ニ限リ使用スルモノナルトキハ第三十二章第二十三、二十四、二十六及二十七條ノ規定ニ依リ之ヲ設計シ又唧筒装置ハ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三條 燃料油艙又ハ油槽ニハ空氣管又ハ溢油管ヲ備ヘ其ノ總截面積ハ注油管ノ截面積以上ナルコトヲ要ス
空氣管ノ末端ニハ掃除又ハ新換ノ爲メ容易ニ取外シ得ヘキ金網製ノ隔膜ヲ備フルコトヲ要ス

第四條 燃料油艙ニハ油深ヲ測ル爲メ測深管又ハ其ノ他委員會ノ承認スル装置ヲ備フルコトヲ要ス

測深管ハ暴露甲板又ハ滿載吃水線上ノ甲板ノ接近シ得ヘキ場所ニ達セシメ直下ノ外板等ニハ當板ヲ爲スヘシ

機關室又ハ車軸隧道内ニ於ケル短キ測深管ニハ自働閉鎖装置ヲ有スル蓋又ハ錠附捻込蓋ヲ備フルコトヲ要ス

第五條 硝子管驗油器ハ之ヲ燃料油庫ニ取附クルコトヲ得ス

厚キ硝子板、自働閉鎖装置ノ瓣又ハ嘴子及適當ノ保護装置ヲ有シ委員會ノ承認シタル構造ノ驗油器ハ之ヲ沈澱油庫又ハ常用油庫ニ取附クルコトヲ得

第六條 燃油装置ヲ備フル汽罐ニハ適當ナル包被ヲ施シ汽罐ト油庫トノ間ニハ十

分ナル空隙ヲ存スルコトヲ要ス

水管汽罐ヲ燃料油艙上ニ装置スルトキハ油艙ノ頂板ト汽罐燃燒室ノ底部ヲ構成スル灰皿ノ下面トノ間隙ハ 760 mm ($2\text{ ft } 6\text{ in}$) 以上ナルコトヲ要ス

第七條 煙突内ニ「ダンパー」ヲ設クルトキハ之ヲ開キタル状態ニ於テ固定シ得ヘキ適當ナル装置ヲ備フルコトヲ要ス

油ノミヲ燃料トスル汽罐ニ在リテハ煙突又ハ煙路内ニ「ダムパー」ヲ設クヘカラス

第八條 燃油装置ノ唧筒、加熱器及濾過器ハ二重装置ト爲シ且ツ其ノ他ノ唧筒装置ト全ク別箇ノモノト爲スコトヲ要ス

第九條 燃料油唧筒ニハ適當ナル逃出口ヲ備ヘ其ノ逃出口ハ之ヲ唧筒ノ吸油側ニ導クコトヲ要ス

第十條 壓力ヲ受クル燃料油管ニハ引拔鋼管ヲ用キ且ツ日常見易キ場所ニ之ヲ設置スルコトヲ要ス

前項ノ管ノ接合ニ用ウル填材ハ出來得ル限リ薄ク且ツ 120°C (250°F) ニ熱シタル油ヲ滲徹セサル性質ノモノナルコトヲ要ス

壓力ヲ受クル油管、加熱器及其ノ附屬品ハ之ヲ取附ケタル後其ノ場所ニ於テ最大壓力ノ2倍又ハ 28 kg/cm^2 (400 lbs/in^2) ノ中其ノ何レカ大ナル水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

其ノ他ノ燃料油管及油艙内ヲ通スル吸水管ニハ鐵管又ハ鋼管ヲ用キ又其ノ接合ニ用ウル填材ハ油ヲ滲徹セサル性質ノモノナルコトヲ要ス

吸油管ハ之ヲ取附ケタル後其ノ場所ニ於テ 2 kg/cm^2 (30 lbs/in^2) ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

二重底上ニ在ル燃料油庫ノ吸油管ニハ瓣又ハ嘴子ヲ備ヘ之ヲ直接油庫ニ取附ケ且ツ甲板又ハ該油庫ヲ設置セサル他ノ區劃室ニ於テ之ヲ開閉シ得ル様装置スルコトヲ要ス

前項ノ油庫ノ注油管ハ之ヲ油庫ノ頂部ニ取附ケル場合ノ外ハ前項ノ規定ニ準ス

ルカ又ハ油庫ニ不還瓣ヲ取附クルカ又ハ内管ヲ備ヘ之ヲ油庫内頂部ニ導クカ其ノ中何レカノ装置ヲ備フルコトヲ要ス

機關室ニ於ケル油管ハ検査及修繕シ易キ位置ニ之ヲ通スヘシ

第十一條 吸油管ニハ其ノ機關室ニ入ル箇所ニ於テ隔壁ノ内側ニ瓣又ハ嘴子ヲ設クヘシ

機關室内ノ燃料油管ニ備フル瓣又ハ嘴子ハ機關室ノ床板上ニ於テ閉閉シ得ルモノト爲スヘシ

第十二條 燃料油唧筒ニハ瓣又ハ嘴子ヲ備ヘ唧筒ヲ開放スルトキ其ノ吸油管及送油管ヲ閉鎖シ得ル様装置スルコトヲ要ス

沈澱水ヲ排除スル爲メ燃料油庫ニ瓣又ハ嘴子ヲ備ヘ其ノ末端ヲ開放スルトキハ自動閉鎖装置ト爲スコトヲ要ス

第十三條 燃油装置ニ用ウル瓣ハ之ヲ閉閉スルモ瓣匣蓋カ弛緩スルコトナキ構造ト爲スコトヲ要ス

第十四條 燃料油唧筒ニ用ウル動力及消火用汽管ノ蒸氣ハ之等ヲ常置スル區劃室外ニ於テモ之ヲ操縦シ得ル様装置スルコトヲ要ス

第十五條 汽罐ノ焚火口ニハ油受ヲ備ヘ又燃料油庫、加熱器、唧筒等ニハ之レヨリ漏洩スル油ヲ阻止又ハ處理スル爲メ油道又ハ其ノ他ノ適當ナル装置ヲ備フルコトヲ要ス

第十六條 燃料油庫内ニ於ケル加熱用ノ汽管ニハ鐵管又ハ鋼管ヲ用キ又之ヲ取附ケタル後其ノ場所ニ於テ最大汽壓ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス前項ノ汽管ノ復水ハ之ヲ直接冷汽器ニ導クコトナク開放シタル驗水槽ヲ通過セシメタル後給水ニ用ウルコトヲ要ス

第十七條 汽罐室及沈澱油庫、燃料油唧筒又ハ加熱器ヲ有スル機關室ニ於ケル「ビルジ」及「バラスト」水管ニハ鉛管ヲ使用スルコトヲ得ス

第十八條 汽罐室内及沈澱油庫ヲ設クル區劃室内ニハ木材ヲ用ウヘカラス

第十九條 蒸氣唧筒ノ送水管及布管ハ海水ヲ汽罐室床板ニ灌キ「ビルジ」ニ流シ落ス爲メ適當ノ場所ニ之ヲ設クヘシ

汽罐室ニハ其ノ下部ニ蒸氣ヲ噴出セシメ得ヘキ多孔管ヲ設クヘシ

第二十條 油艙ヲ脚荷水艙ニ兼用スルトキハ吸油管ヨリ吸油唧筒ニ導ク瓣又ハ嘴子ト吸油管ヨリ排水唧筒ニ導ク瓣又ハ嘴子ノ装置ハ吸油唧筒ヲ以テ油艙ヨリ吸油中排水唧筒ヲ以テ他ノ箇所ノ排水ヲ爲シ得ヘキモノナルコトヲ要ス但シ容積大ニシテ屢補充ヲ要セサル沈澱油庫又ハ常用油庫ヲ備フル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

深水艙ヲ貨物、脚荷水及燃料油ニ共用スルトキハ貨物積載ニ當リテハ脚荷水及燃料油ノ注入管及吸出管ニ又燃料油積載ニ當リテハ海水ノ吸出管ニ盲蓋ヲ取附ケ得ル装置ヲ爲スヘシ

第三十九章

汽管及給水管

銅管

第一條 電氣分解法ニ依リ製造シタル銅管ハ汽管、給水管、放水管又ハ表面放水管ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二條 銅製ノ汽管、給水管、放水管及表面放水管ハ之ヲ取附クル前適當ニ燒鈍スルコトヲ要ス

第三條 5.25 kg/cm^2 (75 lbs/in^2) ヲ超ユル壓力ヲ受クル汽管、給水管、放水管及表面放水管ハ引拔銅管ナルコトヲ要ス

第四條 12.65 kg/cm^2 (180 lbs/in^2) ヲ超ユル壓力ヲ受クル汽管ニシテ内徑 125 mm (5 in) ヲ超ユルモノニハ銅管ヲ使用スルコトヲ得ス

過熱蒸氣管ニハ銅管ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 銅製汽管ハ完成後之ヲ取附クル前少クとも最大汽壓ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

給水管ハ總テ汽罐ニ於ケル最大汽壓ノ $2\frac{1}{2}$ 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第六條 銅管ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$\text{W.P.} = \frac{(t - t_0)}{D} \times F \quad t = \frac{\text{W.P.} \times D}{F} + t_0$$

W.P. ハ最大汽壓 (kg/cm^2 又ハ lbs/in^2 ニテ)

D ハ管ノ内徑 (mm 又ハ in ニテ)

t ハ管ノ厚 (mm ニテ又ハ in ノ百分ノ一ニテ)

t_0 ハ定數ニシテ 0.8 (英式單位ナルトキ 3)

F ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用

ウヘシ

管ノ種類		F
汽管	引拔銅管	422 (60)
	鐵附銅管	316 (45)
給水管	引拔銅管	337 (48)
	鐵附銅管	253 (36)

第七條 銅管ヲ彎曲スルトキハ厚ノ減少ヲ補フ爲メ豫メ厚ノ大ナル管ヲ使用スルコトヲ要ス

管ノ中心線ニ於ケル彎曲ノ半徑ハ管ノ外徑ノ2倍以上ト爲スヘシ

鍊鐵管及鋼管

第八條 汽管其ノ他ノ管ハ鍊鐵又ハ鐵鋼ヲ用キテ之ヲ製造スルコトヲ得

第九條 管ノ繼目ハ鉋打又ハ「ローリング」(Rolling) ニ依リ之ヲ鍛接スルコトヲ要ス

第十條 管ノ繼目ヲ鍛接シ、管ト鉋トヲ鍛接シ又ハ彎曲其ノ他ノ工事ノ爲メ管ヲ加熱シタルトキハ竣工後丁寧ニ燒鈍スルコトヲ要ス

第十一條 累鍛接鋼製汽管ニ使用スル軟鋼ノ抗張力ハ 44 kg/mm^2 (28 tons/in^2) 以下又伸長率ハ標點間ノ長 200 mm (8 in) ナルトキ 25% 以上ナルコトヲ要ス

第十二條 鋼製給水管ニハ常溫引拔銅管ヲ使用スヘシ

第十三條 鐵製又ハ鋼製ノ汽管ハ之ヲ取附クル前少クとも最大汽壓ノ3倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第十四條 鐵製又ハ鋼製ノ給水管ハ少クとも汽罐ニ於ケル最大汽壓ノ4倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第十五條 鐵管及鋼管ノ強力ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W.P. = \frac{(t-t_0)}{D} \times F \quad t = \frac{W.P. \times D}{F} + t_0$$

W.P. ハ汽管ナルトキハ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² =テ)、給水管ナルトキハ汽罐ニ於ケル最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² =テ)

D ハ管ノ内徑 (mm 又ハ in =テ)

t ハ管ノ厚 (mm =テ又ハ in ノ百分ノ一 =テ)

t₀ 及 F ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

管ノ種類		t ₀	F
汽	44 kg/mm ² (28 tons/in ²) 以下ノ抗張力ヲ有スル常溫引成鋼管ナルトキ	2.5 (10)	844 (120)
	44 kg/mm ² (28 tons/in ²) 以下ノ抗張力ヲ有スル加熱引成鋼管ナルトキ	3 (12)	844 (120)
管	覆板ヲ有スルト否トヲ問ハス鍛接シタル鐵管又ハ鋼管ナルトキ	3 (12)	633 (90)
給水管		2 (8)	703 (100)

第十六條 管ニ螺糸ヲ切り鑿ヲ取附クル場合ニ在リテハ螺糸ヲ「ヴァニツシングスレツド」ト爲スコトヲ要ス

前項ノ螺糸ハ鑿又ハ鑿ノ頸部ヲ超エテ之ヲ切ルコトヲ得ス

第十七條 主汽管ニハ伸縮ノ餘裕ヲ與フル様適當ナル裝置ヲ爲スコトヲ要ス

主汽管ハ其ノ管系中ニ水ノ停滯セサル様之ヲ裝置ヘシ但シ之ニ依リ難キトキハ適當ナル排水裝置ヲ爲スヘシ

第四十章

汽機

第一條 打物

軸、吸鑿、接續鑿其ノ他機關ノ主要働作部ハ精選シタル層鐵、壓延シタル鐵材又ハ良質ノ鋼塊ヲ鍛鍊シテ之ヲ製造スルコトヲ要ス但シ別箇ニ製造スル軸鑿又ハ組立曲拐軸ノ曲拐腕ハ層軟鋼ヲ鍛鍊シテ之ヲ製造スルカ又ハ之ヲ鑄鋼製ト爲スモ妨ナシ

鐵又ハ鋼材ノ試験ニ關シテハ第三十五章第十四條乃至第十六條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

「ニツゲル」鋼其ノ他特殊ノ材料ハ特ニ指定スル試験ニ合格シタルモノニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

塊鋼軸ノ軸鑿ハ水壓力ニ依リ軸端ヲ壓大シテ之ヲ製造スルコトヲ得此場合ニ在リテハ試験材ハ軸鑿ノ縁端ヨリ之ヲ切り取ルモ妨ナシ

軸其ノ他主要ナル打物ハ粗削ヲ爲シタルトキ及仕上ヲ終リタルトキ検査ヲ受クルコトヲ要ス

第二條 軸

往復動汽機ノ軸ノ最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス但シ主軸受間ノ距離普通ノモノト異ルモノニ在リテハ特ニ其ノ影響ヲ考慮シテ之ヲ定ムヘシ

$$D = \sqrt[3]{\frac{W.P. \times L^2 \times S \times M}{B \left(\frac{L^2}{H^2} + 2 \right)}} \times C$$

D ハ軸ノ徑 (mm 又ハ in =テ)

W.P. ハ汽罐ノ最大汽壓 (kg/cm² 又ハ lbs/in² =テ)

S ハ吸鑿ノ行長 (mm 又ハ in =テ)

L ハ低壓汽笛ノ徑 (mm 又ハ in =テ) =シテ低壓汽笛二箇以上ナルト

キハ之等ヲ綜合シタル汽笛ノ徑ニ相當スルモノ

H ハ高壓汽笛ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

M ハ定數ニシテ 14.22 (英式單位ナルトキ 1)

B ハ定數ニシテ次表ニ依ル

曲 拐 ノ 數	曲拐間ノ角度	B	
		航路ニ制限ナキ船ナルトキ	航路ニ制限アル船ナルトキ
二 曲 拐	90 度	1,900	2,100
	180 度	1,350	1,500
三 曲 拐	120 度	2,150	2,400
四 曲 拐	均勢シタルモノ	2,150	2,400
	90 度	2,100	2,300

C ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

一、曲拐軸又ハ推力軸 (推力鏢ノ間ニ於テ) ナルトキ 1.05

二、中間軸ナルトキ 1.00

直結式又ハ齒車連結式「タービン」汽機ノ軸ノ最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定

ムルコトヲ要ス

$$D = \sqrt[3]{\frac{S.H.P. \times B}{R}} \times C$$

D ハ軸ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

S.H.P. ハ計畫最大軸馬力

R ハ最大軸馬力ニ對シ一分間ニ於ケル回轉數

B ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

一、航路ニ制限ナキ船ナルトキ 64

二、航路ニ制限アル船ナルトキ 58

C ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル 但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用ウヘシ

一、推力軸 (推力鏢ノ間ニ於テ) ナルトキ 26.67 (1.05)

二、中間軸ナルトキ 25.40 (1.00)

前二項中航路ニ制限アル船ト稱スルハ逕信省船舶検査法規ニ定ムル沿海航路以下ニ用ウル船ヲ謂フ又其ノ場合ニ於ケル定數ハ船體ノ船級資格ト照合シタル上其ノ使用ヲ承認スルモノトス

推力軸ハ推力鏢ノ外部ニ於テ前後ニ漸次其ノ徑ヲ減シ其ノ最小徑ヲ中間軸ニ要スル徑ト等シクスルコトヲ得

船尾管ヲ貫通スル中間軸ノ徑ハ前算式ニ依リ定メタル中間軸ノ徑ノ 1.05 倍以上ト爲スコトヲ要ス但シ船尾管内ニ於テ海水ニ接觸スル部分ハ 1.075 倍以上トス

齒車連結式「タービン」汽機ノ主齒車軸ノ最小徑ハ中間軸ニ要スル徑ノ 1.05 倍以上ト爲スコトヲ要ス但シ之ニ連結スル小齒車ノ數一箇ナルトキ又ハ二箇ニシテ之等ノ中心ト主齒車軸ノ中心トヲ連結スル線カ 120 度未滿ノ角度ヲ爲ストキハ 1.1 倍以上トス

前項但書ノ場合ニ於テハ軸受部ノ後部ニ於テ軸徑ヲ漸次ニ減シ其ノ最小徑ヲ中間軸ニ要スル徑ノ 1.05 倍ト爲スコトヲ得

第三條 螺旋軸

螺旋軸ノ最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$T = D + \frac{P}{K}$$

T ハ螺旋軸ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

D ハ中間軸ニ要スル徑 (mm 又ハ in ニテ)

P ハ推進器ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

K ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

一、全通黃銅卷ヲ有スルモノナルトキ 144

二、其ノ他ノモノナルトキ 100

船尾管ヲ貫通スル螺旋軸ハ船尾管填篋ノ前部ニ於テ徑ヲ漸次ニ減シ軸鏝部ニ於テ之ヲ $1.05D$ 迄達セシムルモ妨ナシ

第四條 中空軸

中空軸ノ内徑カ中間軸ニ要スル徑ノ三分ノ一以下ナルトキハ其ノ外徑ヲ中實軸ノ徑ニ止ムルモ妨ナシ

第五條 黃銅卷其ノ他

軸ノ黃銅卷ヲ製造スルトキ其ノ軸受部ニ於ケル最小厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$t = \frac{T+C}{32}$$

t ハ黃銅卷ノ厚 (mm 又ハ in = テ)

T ハ黃銅卷ヲ施スヘキ軸ニ要スル徑 (mm 又ハ in = テ)

C ハ定數ニシテ 235 (英式單位ナルトキ 9.25)

全通黃銅卷ノ軸受部ノ間ニ於ケル部分ノ厚ハ $.75t$ ト爲スヘシ

全通黃銅卷ハ之ヲ一體ニ鑄造スルカ又ハ二箇以上ニ之ヲ作り其ノ全厚ヲ通シテ一體ニ銲接スルカ其ノ何レカニ依リ製造スルコトヲ要ス

黃銅卷ハ之ヲ軸ニ丁寧ニ燒嵌スルカ又ハ水壓力ニ依リ押嵌スルコトヲ要ス又軸ニ固定スル目的ヲ以テ之ニ目釘ヲ貫通スルコトヲ得ス

推進器ニ隣接スル螺旋軸受ノ長ハ螺旋軸ニ要スル徑ノ 4 倍以上ト爲スヘシ

螺旋軸ノ黃銅卷ノ後端ト推進器殼トノ間ニ於ケル部分ハ海水ニ接觸スルコトナキ様適當ナル裝置ヲ施スヘシ

第六條 軸 鏝

軸鏝ノ厚ハ螺釘孔ノ心圈ニ於テ該孔ノ軸鏝連結面ニ於ケル徑以上ト爲スコヲト

要ス但シ螺旋軸ニ在リテハ中間軸ニ要スル徑ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

軸鏝ト軸トノ連續部ニ於ケル丸味ノ半徑ハ軸徑ノ $.125$ 倍以上ト爲スヘシ

軸鏝ハ之ヲ軸ト別箇ニ製造シタルトキハ船カ後進スル場合ニ於ケル牽引力ニ對

シテモ十分ナル様軸ニ固定スルコトヲ要ス

第七條 軸 鏝 螺 釘

軸鏝螺釘ノ軸鏝ノ連結面ニ於ケル最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$d = \sqrt{\frac{D^3}{3.5 \times n \times r}}$$

d ハ螺釘ノ徑 (mm 又ハ in = テ)

D ハ中間軸ニ要スル徑 (mm 又ハ in = テ)

r ハ螺釘心圈ノ半徑 (mm 又ハ in = テ)

n ハ螺釘ノ數

第八條 曲 拐 腕

組立曲拐軸ニ於ケル曲拐腕ノ最小寸法ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

$$h = .625 D$$

$$t = \sqrt{\frac{.12 \times D^3}{h}}$$

h ハ曲拐腕ノ軸ノ方向ニ測リタル厚 (mm 又ハ in = テ)

t ハ曲拐腕ノ受軸孔ノ周圍ニ於ケル厚 (mm 又ハ in = テ) ニシテ軸ニ垂直ノ方向ニ測リタルモノ

D ハ曲拐軸ニ要スル徑 (mm 又ハ in = テ)

曲拐腕ハ之ヲ曲拐軸及曲拐栓ニ確實ニ燒嵌スルカ又ハ水壓力ニ依リ押嵌シ又曲拐腕ト曲拐軸トノ接合部ニハ一箇又ハ二箇ノ「キー」若クハ圓栓ヲ施スコトヲ要ス

第九條 一般ノ構造

汽笛ノ厚及吸鏝螺釘部、接續銲上下ノ螺釘並軸受螺釘ノ徑ニ付テハ造船規程ノ規定ニ依ルモノトス

主機床又ハ推力受ヲ直接内底板ニ取附クルトキハ當該箇所ニ於ケル内底板ノ厚ヲ $19 \text{ mm } (\frac{3}{4} \text{ in})$ 以上ト爲シ尙汽機ノ大サ又ハ馬力ニ應シ之ヲ増スコトヲ要ス

推力受下ノ二重底ハ適當ニ補強シ又其ノ構造ハ委員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

内底板ニ於ケル主機其ノ他ノ取附螺釘ハ山形材ノ邊ヲ貫通セシムルカ又ハ出來得ル限り之ニ接近セシムルコトヲ要ス又螺釘カ山形材ヲ貫通スルトキハ其ノ邊ハ母螺ヲ取附タルニ十分ナル幅ヲ有スルコトヲ要ス (第八章第十條參照)

前項ノ取附螺釘孔ニハ螺糸ヲ設ケ螺釘ヲ捻込ミ其ノ下端ニ母螺ヲ取附クルコトヲ要ス

第十條 長 55 m (180 ft) 以上ノ船ニ在リテハ主機ニ「ビルジ」唧筒及給水唧筒各二箇ヲ備ヘ其ノ中一箇ヲ使用スルトキト雖モ他ノ一箇ヲ開放シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス

長 55 m (180 ft) 未滿ノ船ニ在リテハ主機ニ「ビルジ」唧筒及給水唧筒各一箇ヲ備フルコトヲ要ス

前二項ノ唧筒ハ何レモ獨立ノ汽機ヲ以テ運轉スルコトヲ得

「ビルジ」唧筒ハ船内何レノ區劃室ヨリモ「ビルジ」ヲ排出シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス

主機ニ附屬スル給水唧筒ニハ發條逃出瓣ヲ備フルコトヲ要ス

唧筒、瓣匣、嘴子、吸水管、送水管其ノ他海水ニ通スル瓣又ハ嘴子ハ水カ不時ニ船内ニ流出スルコトナキ様装置スルコトヲ要ス

第十一條 海水ニ通スル瓣又ハ嘴子ハ出來得ル限り機關室ノ床板線以上ニ設ケ床板上ニ於テ容易ニ開閉シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス

主又ハ補助海水瓣ニシテ之ヲ直接船體外板ニ取附クルトキ長キ頸部ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ短縮スル爲メ船體外板ニ鋼板製ノ匣ヲ設ケ之ニ瓣ヲ取附クヘシ

船體外板ニ於ケル海水瓣又ハ嘴子ノ取附螺釘ハ外板ニ捻込ムカ又ハ埋頭ト爲スコトヲ要ス

船外排出口ハ成ルヘク滿載吃水線以上ニ設クヘシ又其ノ瓣ハ船側ノ容易ニ接近

シ得ヘキ場所ニ取附クルコトヲ要ス

汽罐放水管ノ船外排出口ニハ瓣又ハ嘴子ヲ備フルコトヲ要ス

前項ノ瓣又ハ嘴子ニハ外板ヲ貫通スル突出口ヲ備ヘ其ノ周圍ニ環鏢ヲ取附クルコトヲ要ス

第十二條 機關室ニハ補助唧筒ヲ備ヘ船外及溫水溜ヨリ副給水管及副制限瓣ヲ通シテ汽罐ニ給水シ海水ヲ甲板上及冷汽器ニ送り竝船内各區劃室ヨリ「ビルジ」ヲ排出シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス但シ次項ノ「バラスト」唧筒ヲ備フル船ニ在リテハ海水ヲ甲板上及冷汽器ニ送り且「ビルジ」ヲ排出シ得ル装置ヲ爲ササルモ妨ナシ

二重底及水艙ヲ有スル船ニ在リテハ機關室ニ前項ノ唧筒ノ外其ノ排水ニ適スル「バラスト」唧筒ヲ備ヘ各區劃室ヨリ「ビルジ」ヲ取り之ヲ船外ニ排水シ且ツ海水ヲ冷汽器及上甲板上ニ送り得ヘキ様装置スルコトヲ要ス但シ獨立ノ循環唧筒二箇以上ヲ備ヘ其ノ吐出口ニ於テ互ニ連結スル装置アルトキハ冷汽器ニ送水スル装置ヲ省略スルモ妨ナシ

二箇以上ノ主汽罐ヲ有スル場合ニ於テ補助唧筒ヲ以テ罐水ヲ循環セシムル爲メ汽罐底部ニ吸水管ヲ備フルトキハ之ニ不還瓣ヲ備ヘ又汽罐ト補助唧筒トノ間ニ於ケル吸水主管ニ塞止瓣又ハ嘴子ヲ備フルコトヲ要ス

強壓注油装置ヲ有スル船ニ在リテハ咄嗟ノ使用ニ適スル豫備油唧筒一箇ヲ備ヘ又冷油器ノ循環水ハ少クトモニツノ獨立セル方法ニ依リ送水シ得ルモノト爲スコトヲ要ス

本會ノ船級登録ヲ受ケントスル外國船ニ付テハ第一章第十條ヲ參照セラルヘシ

第十三條 石炭庫内其ノ他機關室外ノ區劃室内ヲ通過スル諸管ニハ堅牢ナル覆箱ヲ備フルコトヲ要ス

第十四條 水壓試驗

往復動汽機ノ汽笛ハ削仕上ノ後次ノ水壓力ヲ以テ試驗ヲ執行スヘシ

一、單式汽機

最大汽壓 6.3 kg/cm^2 (90 lbs/in^2) 以上ナルトキ
 $W.P. + 6.3 \text{ kg/cm}^2$ (90 lbs/in^2)

最大汽壓 6.3 kg/cm^2 (90 lbs/in^2) 未滿ナルトキ 2 W.P.

二、二聯成汽機

高壓汽笛

最大汽壓 6.3 kg/cm^2 (90 lbs/in^2) 以上ナルトキ
 $W.P. + 6.3 \text{ kg/cm}^2$ (90 lbs/in^2)

最大汽壓 6.3 kg/cm^2 (90 lbs/in^2) 未滿ナルトキ 2 W.P.

低壓汽笛 0.5 W.P.

三、三聯成汽機

高壓汽笛 $W.P. + 6.3 \text{ kg/cm}^2$ (90 lbs/in^2)

中壓汽笛 0.75 W.P.

低壓汽笛 0.3 W.P.

四、四聯成汽機

高壓汽笛 $W.P. + 6.3 \text{ kg/cm}^2$ (90 lbs/in^2)

第一中壓汽笛 W.P.

第二中壓汽笛 0.5 W.P.

低壓汽笛 0.25 W.P.

弁匣、收汽室、收汽管、汽包室、汽笛蓋及弁匣蓋ハ其ノ附屬スル汽笛ニ於ケル

ト同一ノ水圧力ヲ以テ試験ヲ執行スヘシ

「タービン」汽機ノ外筐ハ粗削後次ノ水圧力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

一、「リアクション タービン」

高壓「タービン」ノ前部外筐 1.33 W.P.

高壓「タービン」ノ後部外筐 W.P.

中壓「タービン」ノ外筐 1.5 V.

低壓「タービン」ノ前部外筐 1.5 V.

低壓「タービン」ノ後部外筐 2 kg/cm^2 (30 lbs/in^2)

二、「インパルス タービン」

高壓蒸氣ノ通スル「タービン」外筐ノ

「ノツヅル ボックス」 1.66 W.P.

高壓「タービン」ノ外筐 0.66 W.P.

中壓「タービン」ノ外筐 1.5 V.

低壓「タービン」ノ外筐 2 kg/cm^2 (30 lbs/in^2)

W.P. ハ汽罐ノ最大汽壓 (kg/cm^2 又ハ lbs/in^2 ニテ)

V ハ外筐ニ附屬スル逃出口ヲ調整スヘキ壓力 (kg/cm^2 又ハ lbs/in^2 ニテ)

本會ノ船級登録ヲ受ケントスル外國船ニ付テハ第一章第十條ヲ參照セラルヘシ

第十五條 主又ハ補助塞汽弁ハ検査員立會ノ上最大汽壓ノ2倍ノ水圧力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第十六條 蒸化器又ハ高壓給水加熱器ノ其ノ製造所ニ於テ検査員立會ノ上其ノ適當ト認ムル水圧力ヲ以テ之ヲ試験スルコトヲ要ス

排汽ヲ用ウル給水加熱器ハ之ニ附屬スル安全弁ヲ調整スヘキ壓力ノ2倍ノ水圧力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス但シ安全弁ヲ備ヘサルモノニ於テハ 3.5 kg/cm^2 (50 lbs/in^2) ノ水圧力ヲ以テ試験スルモノトス

給水唧筒ハ最大汽壓ノ2倍ノ水圧力ヲ以テ又唧筒ト汽罐トノ間ニ取附クル給水濾過器ハ汽罐ノ最大汽壓ノ2.5倍ノ水圧力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

冷汽器ハ冷汽管ヲ取附クル前ニ 1.4 kg/cm^2 (20 lbs/in^2) ノ水圧力ヲ以テ試験シ之ヲ取附ケタル後適當ノ水圧力ヲ以テ其ノ漏否ヲ試験スヘシ

第十七條 豫備品 (第三十四章第五條注意)

近海航路以上ニ使用スル船ニ在リテハ次ノ通り豫備品ヲ備フルコトヲ要ス

一、往復動汽機ナルトキ

接續錁上部ノ螺釘	二 箇
接續錁下部ノ螺釘	二 箇
主軸受ノ螺釘	二 箇
接軸鏢ノ螺釘	一 組
給水及「ビルジ」唧筒ノ瓣	各一組
吸鏢彈環ノ發條	一組 (普通ノ發條ナルトキ)
安全瓣發條	各種一箇
火 床 架	總數ノ四分ノ一
螺釘、母螺及植込螺釘	取合若干
汽笛蓋及滑瓣匣蓋ノ植込螺釘	各六箇
鐵板及鐵棒	取合若干

二、「タービン」汽機ナルトキ

「ロートル」、主齒車及小齒車ノ軸受ニ於ケル螺釘又ハ植込螺釘及母螺	各種二箇
主軸推力受ノ普通型推力片又ハ環	二 箇
但シ「ミツチエル」式ナルトキハ「パッド」	半 組
接軸鏢ノ螺釘	各種一組
「ロートル」、主齒車及小齒車ノ軸受黃銅	各種一組
「ロートル」軸「グラント」ノ彈環及發條又ハ「グラント フィン」	各「グラント」毎ニ半組
外筐及齒車筐ノ接合部ニ於ケル螺釘又ハ植込螺釘及母螺	總數ノ百分ノ五
「ミツチエル」式「アダヤスチンク プロツク」ノ「ヒボツト」及「パッド」	各種一組

「アダヤスチンク プロツク」ノ調整片 各調整部毎ニ厚ヲ異ニスルモノニ箇

注油唧筒ノ瓣 一組

唧筒瓣、安全瓣發條、火床架其ノ他ハ前號ノ規定ニ依ル

前項ニ於テ近海航路ト稱スルハ逓信省船舶検査法規ニ定ムル近海航路ヲ謂フ

第十八條 對 氷 構 造

氷中ヲ航行スル船舶ノ機關ノ構造ニ付テハ次ノ各號ニ適合セシムルコトヲ要ス

- 一、螺旋軸ノ徑ハ當該章ニ於テ規定シタルモノヨリモ5%以上大ナラシムヘシ
- 二、螺旋翅ハ鑄鋼又ハ本會ノ承認ヲ受ケタル材料ヲ使用シ鑄鐵ハ之ヲ使用セサルヲ可トス
- 三、海水ニ通スル瓣其ノ他ハ氷ノ爲メ外板トノ取附部分ヲ毀損セラレサル様又低溫度ノ爲メ破損セサル様装置スルヲ可トス

第四十一章

蒸氣唧筒裝置

第一條 汽船ニハ適當ナル蒸氣唧筒ヲ備ヘ船カ龍骨ヲ水平ニシテ直立シタル場合又ハ左右ニ五度傾斜シタル場合ニ於テ各區劃室內又ハ區劃室ノ各支水室内ニ於ケル水ヲ少クトモ一箇ノ吸水管ヲ以テ完全ニ排出シ得ヘキ様装置シ又水艙頂板上ニハ排水ノ目的ヲ遂行シ得ヘキ様適當ナル装置ヲ爲スコトヲ要ス (第四十章第十條及第十二條參照)

船尾部ニ機關ヲ有シ機關室隔壁ト船首隔壁トノ間ニ支水隔壁ノ設ケナキ船ニ在リテハ該船艙ノ前部ニ於テモ吸水管ヲ備フルコトヲ要ス

石炭庫又ハ貨物艙ニ隣接スル横置艙内ニ燃料油ヲ搭載スル船ニ於テ該艙内ニ之ヲ通過スル諸管ヲ保護スヘキ油密隧道ヲ設ケサルトキハ油艙内ニ於ケル管ハ鍊鐵管又ハ鋼管ト爲シ且ツ外部ヨリ損傷ヲ受クルコトナキ様適當ニ之ヲ保護スルコトヲ要ス

前項ノ艙内ヲ通過スル「ビルジ」吸水管ニハ不還瓣ヲ備ヘ又其ノ他ノ吸水管若ハ吸油管ニハ其ノ隔壁ニ於テ之ニ塞止瓣ヲ備ヘ管カ破損スルコトアルモ容易ニ油ノ流出ヲ防止シ得ル様装置スルコトヲ要ス

第二條 貨物艙内又ハ機關室内ノ「ビルジ」ヲ排出スル目的ニ使用スル管ハ水艙内ニ送水シ又ハ之ヨリ吸水スル目的ニ使用スル管ト別箇ノモノト爲スヘシ 辦其ノ他ノ装置ハ海水又ハ水艙内ノ水カ貨物艙内又ハ機關室内ニ、若ハ一ノ區劃室内ノ水カ他ノ區劃室内ニ流通スルコトナキ様配置スヘシ

石炭、「バラスト」水、液體又ハ其ノ他ノ貨物ヲ交互ニ搭載スル區劃室ニ在リテハ必要ニ應ジ吸出及注入用ノ諸管ニ盲蓋ヲ施シ得ヘキ適當ノ装置ヲ備フルコトヲ要ス

汽機室ヨリ船首艙ニ通スル吸水管ヲ内底板上ニ敷設スルトキハ船首艙内ニ於テ之ニ塞止瓣ヲ備ヘ隔壁甲板上ニ於テ開閉シ得ヘキ様装置スヘシ

第三條 「ビルジ」吸水管

「ビルジ」吸水管ノ最小内徑ハ次ノ各號ニ掲クル算式ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一、唧筒ニ通スル「ビルジ」吸水主管

$$d = \sqrt{\frac{L \times (B + D)}{C_1}} + d_0$$

二、貨物艙又ハ機關室ニ通スル「ビルジ」吸水枝管

$$d = \sqrt{\frac{l \times (B + D)}{C_2}} + d_0$$

d ハ管ノ内徑 (mm 又ハ in ニテ)

L ハ船ノ長 (m 又ハ ft ニテ)

B ハ船ノ幅 (m 又ハ ft ニテ)

D ハ隔壁甲板ニ至ル船ノ深 (m 又ハ ft ニテ)

l ハ區劃室ノ長 (m 又ハ ft ニテ)

d_0 , C_1 及 C_2 ハ定數ニシテ

$d_0 = 25$ (英式單位ナルトキ 1)

$C_1 = 0.360$ (英式單位ナルトキ 2,500)

$C_2 = 0.216$ (英式單位ナルトキ 1,500)

「ビルジ」吸水主管ノ内徑ハ 65 mm ($2\frac{1}{2}$ in) 以上又「ビルジ」吸水枝管ノ内徑ハ 50 mm (2 in) 以上ト爲スヘシ但シ「ビルジ」吸水枝管ニ在リテハ其ノ最大内徑 100 mm (4 in) ヲ超エサルモ妨ナシ

第四條 「バラスト」吸水管

「バラスト」吸水管ノ内徑ハ次表ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

唧筒ニ通スル「バラスト」吸水主管ノ内徑ハ最大水艙ニ要スル内徑以上ナルコトヲ要ス又本章第一條ノ規定ニ依リ水艙内ニ二箇以上ノ「バラスト」吸水枝管ヲ設クルトキハ其ノ總截面積ヲ適當ニ増スヘシ

水 艙 ノ 容 積 tons	吸 水 管 ノ 内 徑 mm(in)	水 艙 ノ 容 積 tons	吸 水 管 ノ 内 徑 mm(in)
20 未滿	65 (2½)	270 以上	125 (5)
20 以上 40 未滿	70 (2¾)	365 „ 480 „	140 (5½)
40 „ 60 „	75 (3)	480 „ 625 „	150 (6)
60 „ 85 „	85 (3¼)	625 „ 800 „	165 (6½)
85 „ 120 „	90 (3½)	800 „ 1,000 „	180 (7)
120 „ 190 „	100 (4)	1,000 „ 1,300 „	190 (7½)
190 „ 270 „	115 (4½)		

第五條 「ビルジ」唧筒

主及補助「ビルジ」唧筒ハ船内何レノ區劃内ヨリモ吸水シ得ヘキ様装置スルコトヲ要ス

補助「ビルジ」唧筒ニハ前項ノ外別ニ汽機室「ビルジ」吸水管ヲ備フルコトヲ要ス

「ビルジ」唧筒ハ通常ノ場合ニ於テ毎分時 120m (400 ft) 以上ノ速度ヲ以テ管内ニ通水シ得ヘキ能力ヲ有スルコトヲ要ス

主循環唧筒ニハ「ビルジ」吸水管ヲ備ヘ機室ノ最低部ヨリ直接吸水シ得ヘキ様装置シ又其ノ内徑ハ少クトモ循環唧筒吸水主管ノ内徑ノ三分ノ二ト爲スヘシ

第六條 瓣匣 其ノ他

瓣匣、瓣及嘴子ハ日常容易ニ接近シ得ヘキ場所ニ取附クルコトヲ要ス

第七條 「ビルジ」及「バラスト」吸水管

「ビルジ」及「バラスト」吸水管ハ適當ニ固定シ且ツ適當ナル伸縮接合ヲ備フルコトヲ要ス

彎曲シタル鉛管ヲ以テ管ノ各聯ヲ連結スルトキハ彎曲ノ半徑及其ノ中心間ノ距離ハ管徑ノ 3 倍以上又彎曲部ノ長ハ管徑ノ 8 倍以上ト爲スヘシ

第八條 芥除及泥箱

芥除及泥箱ハ容易ニ檢査又ハ掃除シ得ルコトヲ要ス

機室又ハ車軸隧道ノ「ビルジ」溜ニ通スル「ビルジ」吸水管ニハ泥箱ヲ備ヘ成ルヘク床板線以上ニ於テ容易ニ接近シ得ヘキ場所ニ取附ケ彎曲セサル吸水管ヲ以テ「ビルジ」溜ニ連結スヘシ

其ノ他ノ場所ニ設クル「ビルジ」吸水管ニハ末端ニ芥除ヲ備フヘシ

芥除ニ穿テル小孔ノ總面積ハ吸水管ノ截面積ノ 3 倍以上ト爲シ又該箱ハ吸水管ヲ取外スコトナクシテ掃除シ得ヘキ構造ト爲スヘシ

第九條 測 深 管

區劃室及二重底ニハ測深管ヲ備ヘ又其ノ直下ノ外板ニハ厚キ鋼板ヲ取附クルコトヲ要ス

測深管ハ彎曲スルコトヲ得ス又其ノ上端ハ隔壁甲板又ハ其ノ下ニ於テ日常容易ニ接近シ得ヘキ場所ニ達セシムルコトヲ要ス但シ隔壁甲板下ニ止ムルトキハ之ニ鎖附捻込蓋ヲ備フルコトヲ要ス

第十條 空 氣 管

水艙ノ各隅ニハ其ノ容積ニ相當シ少クトモ 50 mm (2in) ノ内徑ヲ有スル空氣管ヲ備フルコトヲ要ス但シ容積特ニ小ナル水艙ニ在リテハ其ノ内徑ヲ 50 mm (2in) 未滿ト爲スコトヲ得

空氣管ノ總截面積ハ送水管ノ截面積以上又深水艙ニ在リテハ送水管ノ截面積ノ 2 倍以上ト爲スヘシ

水艙ハ充水ノ際内部ノ空氣ヲ容易ニ排出シ得ヘキ様適當ニ装置スルコトヲ要ス頂板カ平坦ナラサル水艙ニ在リテハ其ノ最高ノ箇所ニ空氣管ヲ取附クルコトヲ要ス

第十一條 空氣管、測深管及吸水管ニハ適當ナル圍ヲ設ケ貨物、石炭其ノ他ノ爲メ損傷ヲ受クルコトナキ様保護スルコトヲ要ス

第四十二章

内燃機関ニ關スル假規則

第一條 總 則

本會ノ機關登録ヲ受クル目的ヲ以テ内燃機関、補助装置及副汽鐘ヲ製造スルトキハ製造中特別検査ヲ受クルコトヲ要ス

製造者ハ工事著手前次ニ掲ケル事項ニ付詳細ニ記載シタル圖面ヲ差出シ委員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一、内燃機関ノ構造
- 二、主機關臺ノ構造及取附螺釘ノ配置
- 三、「ビルジ」及「バラスト」ニ關スル唧筒装置
- 四、氣槽ノ構造
- 五、燃料油槽、燃料油濾過器及燃料油加熱装置ノ配置
- 六、汽鐘ノ構造及其ノ船内ニ於ケル配置

前二項ニ依リ製造シ完成ノ上良好ト認メタル機關ハ船舶原簿ニ符號 **M.N.S.*** ヲ附記シテ登録ス

以下各條ハ内燃機関、補助装置、氣槽及油槽ノ構造ニ關スル特別ノ規定ニシテ第三十五章以下ノ打物、唧筒其ノ他一般ニ關スル規定ニ之ヲ補足スルモノトス

第二條 内燃機関ノ製造ニ使用スル材料ハ總テ第三十五章第十四條乃至第十六條ノ規定ニ適合シ氣槽ニ使用スル鋼材ハ汽鐘用鋼材（第三十五章參照）ニ、又油槽ニ使用スル鋼材ハ船體用鋼材ニ關スル規定（第四章參照）ニ適合スルコトヲ要ス

第三條 機關室ハ通風良好ニシテ可燃性瓦斯ノ蓄積セサルコトヲ要ス

機關ニハ之ヨリ燃料油カ溢出スルコトナキ様適當ナル装置ヲ爲スコトヲ要ス
常用油槽ハ副汽鐘、煙突又ハ排氣管ヨリ適當ノ距離ヲ有スル場所ニ据附クルコトヲ要ス

「エーベル」式密閉試験ニ依ル引火點 65.5°C (150°F) 未滿ノ油ヲ使用スルトキハ副汽鐘ハ機關室及油槽ヨリ隔離シHツ通風良好ナル區劃室内ニ之ヲ据附クルコトヲ要ス

第四條 推進用ノ機關ニハ空轉ヲ防ク爲メ調速機又ハ其ノ他ノ適當ナル装置ヲ設クルコトヲ要ス

前項ノ機關ニシテ純馬力 300 ヲ超ユルモノハ反轉式ト爲スヘシ

第五條 軸

曲拐軸及中間軸ノ最小徑ハ次ノ各號ニ掲ケル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$\text{一、曲拐軸} \quad d = \sqrt[3]{\frac{D^2 \times (PL + KpS) \times M}{10000}}$$

$$\text{二、中間軸} \quad d = \sqrt[3]{\frac{D^2 \times p \times S(1 + Y) \times M}{C}}$$

d ハ軸ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

D ハ氣笛ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

S ハ吸鑿ノ行長 (mm 又ハ in ニテ)

L ハ曲拐ノ兩側ニ於ケル軸受内側間ノ距離 (mm 又ハ in ニテ)

P ハ氣笛内最大壓力 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

p ハ氣笛内平均實效壓力 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

K ハ定數ニシテ第一表、第二表及第三表ニ依ル

M ハ定數ニシテ 14.22 (英式單位ナルトキハ 1)

W ハ飛輪ノ重量 (kg 又ハ tons ニテ)

F ハ飛輪ノ徑 (mm 又ハ ft ニテ)

w ハ平衡重量ノ總重量 (kg 又ハ tons ニテ)

G ハ平衡重量ノ環動半徑 (mm 又ハ ft ニテ)

R ハ機關ノ毎分時ニ於ケル回轉數

f ハ定數ニシテ 81,900 (英式單位ナルトキハ 1)

C, X ハ定數ニシテ第四表及第五表ニ依ル

Y ハ定數ニシテ次ノ各號ニ依ル

一、飛輪又ハ平衡重量ヲ有セサルトキハ第四表及第五表ニ依ル

二、飛輪又ハ平衡重量ヲ有スルトキハ次ノ算式ニ依ル

$$Y = \frac{D^2 \times P \times S \times f}{(WF^2 + 6.24wG^2)R^2 \times X}$$

(第一表) 單働機關ニシテ
 (P カ 21.1 kg/cm² (300 lbs/in²) 乃至 49.2 kg/cm² (700 lbs/in²) 乃至 42.2 kg/cm² (600 lbs/in²) 乃至 49.2 kg/cm² (700 lbs/in²) ナルトキ
 (p カ 2.8 kg/cm² (40 lbs/in²) 乃至 4.2 kg/cm² (60 lbs/in²) 乃至 2.8 kg/cm² (40 lbs/in²) 乃至 4.2 kg/cm² (60 lbs/in²) ナルトキ)

氣筒ノ數	K				
	P=21.1(300)	P=28.1(400)	P=35.2(500)	P=42.2(600)乃至49.2(700)	
4サイクル	p=2.8(40)	p=4.2(60)	p=2.8(40)	p=4.2(60)	p=2.8(40) p=4.2(60)
1, 2, 3, 4	5.0	4.2	10.3	8.1	11.8
5, 6	6.0	5.3	11.7	9.3	13.3
7, 8	6.6	5.9	12.1	9.9	13.6
9, 10	7.1	6.3	12.5	10.4	13.9
11, 12	7.5	6.7	12.8	11.0	14.3
	8.1	7.2	13.3	11.6	14.8
	8.5	7.7	13.8	12.2	15.1
2サイクル	p=2.8(40)	p=4.2(60)	p=2.8(40)	p=4.2(60)	p=2.8(40) p=4.2(60)
1, 2	5.0	4.2	11.5	9.8	11.8
3	6.0	5.3	13.0	11.2	13.3
4	6.6	5.9	13.3	11.4	13.6
5	7.1	6.3	13.6	11.8	13.9
6	7.5	6.7	14.2	12.2	14.3
7	8.1	7.2	14.7	12.5	14.8
8	8.5	7.7	14.9	12.7	15.1

P 及 p ノ値カ前表ニ掲ケタルモノノ間ニ在ルトキハ K ノ値ハ挿問法ニ依リ之ヲ定ム

(第二表) 單働機關ニシテ
 (P カ 35.2 kg/cm² (500 lbs/in²) 乃至 49.2 kg/cm² (700 lbs/in²) 乃至 49.2 kg/cm² (700 lbs/in²) ナルトキ
 (p カ 5.6 kg/cm² (80 lbs/in²) 乃至 9.8 kg/cm² (140 lbs/in²) 乃至 5.6 kg/cm² (80 lbs/in²) 乃至 9.8 kg/cm² (140 lbs/in²) ナルトキ)

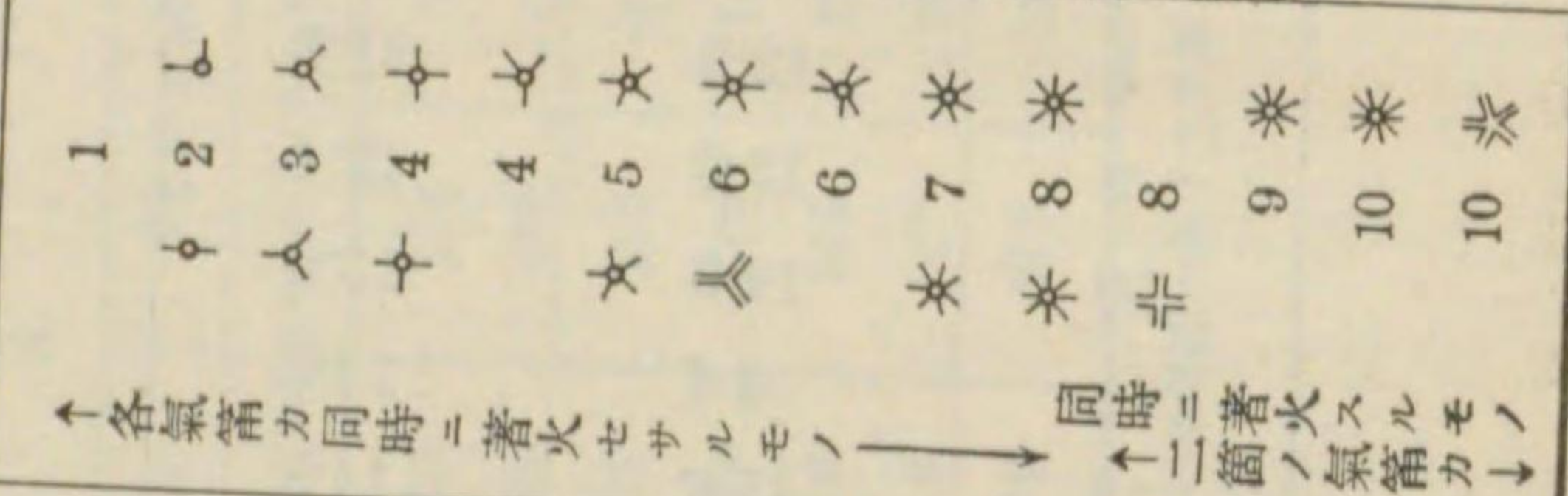
氣筒ノ數	K	P=35.2(500)乃至49.2(700)			
		p=5.6(80)	p=7.0(100)	p=8.4(120)	p=9.8(140)
1, 2, 3, 4	1, 2	8.8	8.2	7.6	7.3
5, 6	3	9.8	9.0	8.5	8.2
7, 8	4	10.7	9.9	9.5	9.2
9, 10	5	11.0	10.5	10.0	9.7
11, 12	6	11.6	10.9	10.5	10.0
	7	11.8	11.2	10.8	10.5
	8	12.3	11.7	11.4	11.2
	9	13.0	12.4	12.0	11.8
	10	14.0	13.6	13.3	13.1
	11	14.4	14.0	13.7	13.5
	12	15.2	14.8	14.5	14.3
二筒ノ氣筒カ同時ニ著火スルトキ	8	19.2	18.9	18.8	18.4
	10	19.4	19.1	18.8	18.6
	12	19.6	19.3	19.0	18.8

P ノ値カ前表ニ掲ケタルモノノ間ニ在ルトキハ K ノ値ハ挿問法ニ依リ之ヲ定ム

(第三表) 複働機關ニシテ $\left\{ \begin{array}{l} P \text{ カ } 35.2 \text{ kg/cm}^2 (500 \text{ lbs/in}^2) \text{ 乃至 } 49.2 \text{ kg/cm}^2 (700 \text{ lbs/in}^2) \\ p \text{ カ } 5.6 \text{ kg/cm}^2 (80 \text{ lbs/in}^2) \text{ 乃至 } 9.8 \text{ kg/cm}^2 (140 \text{ lbs/in}^2) \end{array} \right\}$ ナルトキ

4 サイクル				2 サイクル			
K				K			
P=35.2(500) 乃至 49.2(700)				P=35.2(500) 乃至 49.2(700)			
p=5.6(80)	p=7.0(100)	p=8.4(120)	p=9.8(140)	p=5.6(80)	p=7.0(100)	p=8.4(120)	p=9.8(140)
7.0	6.3	5.9	5.6	6.9	6.0	5.5	5.3
9.2	8.5	8.1	7.9	9.8	9.0	8.6	8.3
9.2	8.5	8.1	7.9	7.9	7.1	6.7	6.4
10.3	9.6	9.2	9.0	14.0	13.6	13.3	13.0
12.2	11.6	11.2	11.0	10.9	10.4	10.1	9.9
11.2	10.6	10.2	10.0	11.7	11.2	10.9	10.7
14.0	13.6	13.4	13.2	14.0	13.5	13.2	13.0
12.5	11.9	11.6	11.4	14.0	13.5	13.2	13.0
14.6	14.2	14.0	13.8	14.5	14.0	13.7	13.5
				17.4	16.9	16.7	16.5
				18.1	17.7	17.5	17.3
				20.4	20.0	19.8	19.6
				24.8	24.5	24.3	24.1

氣筒ノ數
及
曲柄ノ配置



Pノ値カ前表ニ掲ケタルモノノ間ニ在ルトキハKノ値ハ挿問法ニ依リテ定ム

(第四表) 單働機關ニシテ $\left\{ \begin{array}{l} P \text{ カ } 21.1 \text{ kg/cm}^2 (300 \text{ lbs/in}^2) \text{ 乃至 } 49.2 \text{ kg/cm}^2 (700 \text{ lbs/in}^2) \\ p \text{ カ } 2.8 \text{ kg/cm}^2 (40 \text{ lbs/in}^2) \text{ 乃至 } 9.8 \text{ kg/cm}^2 (140 \text{ lbs/in}^2) \end{array} \right\}$ ナルトキ

4 サイクル 單働				2 サイクル 單働			
氣筒ノ數	C	X	Y 飛輪又ハ平衡重量ヲ有セサルトキ	氣筒ノ數	C	X	Y 飛輪又ハ平衡重量ヲ有セサルトキ
1, 2, 3, 4	4700	4		1, 2	4700	4	
5	3800	6		3	3160	12	
6	3160	12	.6	4	2370	18	
7	2720	20	.4	5	1900	50	.15
8	2380	30	.2	6	1580	200	.05
9	2110	80	.1	7	1360	400	.02
10	1900	200	.05	8	1190		Y=0
11	1730	400	.02	9	1050		Y=0
12	1580		Y=0	10	950		Y=0
				11	860		Y=0
				12	860		Y=0
				8	1190	12	.45
				10	950	35	.15
				12	790	130	.05

二筒ノ氣筒カ同時ニ著火スルモノ

(第五表) 複働機關ニシテ $\left\{ \begin{array}{l} P \text{ カ } 35.2 \text{ kg/cm}^2 (500 \text{ lbs/in}^2) \text{ 乃至} \\ 49.2 \text{ kg/cm}^2 (700 \text{ lbs/in}^2) \\ p \text{ カ } 5.6 \text{ kg/cm}^2 (80 \text{ lbs/in}^2) \text{ 乃至} \\ 9.8 \text{ kg/cm}^2 (140 \text{ lbs/in}^2) \end{array} \right\}$ ナルトキ

4 サイクル 複働			氣 筒 ノ 數 及 曲 拐 ノ 配 置	2 サイクル 複働			
C	X	Y 飛輪又ハ平衡 重量ヲ有セサル ルトキ		C	X	Y 飛輪又ハ平衡 重量ヲ有セサル ルトキ	
5000	2.5		↑各氣筒力同時ニ著火セサルモノ ↓同時ニ著火スル氣筒力モノ	1	2510	7	
5000	2.5			2 ↓	2510	7	
3350	3			3 △	1670	23	.35
2510	6			4 †	1260	11	.7
				4 ♀	1260	22	.35
2010	15	.46		5 ☆	1000	200	.05
1680	33	.27		6 *	840	300	.03
				6 ♀	840	300	.03
1440	27	.4		7 *	720	400	.02
1260	40	.21		8 *	630	400	.02
1260	30	.28	† 8				
			9 *	560	Y=0		
			10 *	500	Y=0		
			10 *	500	130	.05	

飛輪軸ノ徑ハ曲拐軸ニ要スルモノ以上ナルコトヲ要ス
 推力軸ノ推力錐間ニ於ケル徑ハ中間軸ニ要スル徑ニ其ノ5%ヲ増シタルモノ以上ナルコトヲ要ス
 中間軸ノ徑ハ必要ト認ムルトキハ震動ノ同時發生ヲ避クル爲メ適當ニ之ヲ増スヘシ
 螺旋軸ノ徑ハ第四十章第三條ニ掲ケタル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

組立曲拐軸ニ於ケル曲拐腕ハ第四十章第八條ノ規定ニ依リ其ノ寸法ヲ定ムヘシ
 一體ニ鍛造シタル曲拐軸ニ於ケル曲拐腕ノ寸法ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$b \times t^2 = \frac{d^3}{2.4}$$

d ハ曲拐軸ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)
 b ハ曲拐腕ノ幅 (mm 又ハ in ニテ)
 t ハ曲拐腕ノ厚 (mm 又ハ in ニテ)

前項ノ曲拐腕ノ厚ハ 0.55d 以上ナルコトヲ要ス
 曲拐腕ト軸又ハ栓トノ連續部ニハ丸味ヲ附シ其ノ半徑ヲ軸受部ニ在リテハ 0.07d 以上又曲拐栓ニ在リテハ 0.05d 以上ト爲スコトヲ要ス
 補助機關ノ曲拐軸ノ徑ハ本條ノ算式ニ依リ定メタルモノヨリ其ノ5%ヲ減スルモ妨ナシ

第六條 軸 錐

軸錐ハ第四十章第六條ノ規定ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第七條 軸 錐 螺 釘

軸錐螺釘ノ軸錐ノ連結面ニ於ケル最小徑ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$d = \sqrt{\frac{D^3}{3.5 \times n \times r}}$$

d ハ螺釘ノ徑 (mm 又ハ in ニテ)

D ハ軸ノ徑ニシテ次ノ各號ニ依ル

一、推力軸、中間軸又ハ螺旋軸ノ場合ハ中間軸ニ要スル徑 (mm 又ハ in ニテ)

二、曲拐軸又ハ飛輪軸ノ場合ハ曲拐軸ニ要スル徑 = .95ヲ乘シタルモノ (mm 又ハ in ニテ)

r ハ螺釘心圓ノ半徑 (mm 又ハ in ニテ)

n ハ螺釘ノ數

第八條 水 壓 試 験

主機關ノ氣箱頭、内箱ヲ有セサル氣箱、内外面ヲ削成セサル内箱及起動及噴油用空氣壓縮機ノ氣箱ハ最大壓力ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ又氣箱ノ水套ハ 3.5 kg/cm²(50 lbs/in²) ノ水壓力ヲ以テ試驗スルコトヲ要ス

第九條 槽

氣槽ハ中間充氣ヲ行ハスシテ主機關ノ發動 12 回以上ヲ行フニ十分ナル空氣ヲ貯藏シ得ルモノナルコトヲ要ス

鉸釘接合ヲ用ウル筒形氣槽ノ銅板ハ第三十五章ニ掲ケタル汽罐用銅板ノ試験及検査ニ關スル規定ニ適合シ又其ノ銅板ノ厚ハ筒形汽罐銅板ノ厚ニ關スル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

製造者ハ前項ノ鉸釘接合其ノ他ニ關シ詳細ナル圖面ヲ差出シ承認ヲ受クルコトヲ要ス

鉸釘接合ヲ用ウル氣槽ノ端板カ外方ニ凸出スル皿形ナルトキハ其ノ板ノ厚ハ次ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス

$$W = \frac{C \times S \times t}{R} \quad t = \frac{W \times R}{C \times S}$$

W ハ最大壓力 (kg/cm² 又ハ lbs/in²)

S ハ端板ノ最小抗張力 (kg/mm² 又ハ tons/in²)

t ハ端板ノ厚 (mm 又ハ in / 三十二分ノ一ニテ)

R ハ皿形端板ノ彎曲内半徑 (mm 又ハ in ニテ)

C ハ定數ニシテ 25.7 (英式單位ナルトキ 18)

端板カ内方ニ凹入スル皿形ナルトキハ前項ニ依ル厚ニ其ノ 20% ヲ増シタルモノトナスコトヲ要ス

無接合又ハ鍛接合ノ氣槽ニ用ウル銅材ハ平爐ニ依リ製造シタル最良ノ軟鋼ニシテ抗張力ハ 36 kg/mm²(23 tons/in²) 以上又伸長率ハ標點間ノ長 200mm(8in) ナルトキ 25% 以上ナルコトヲ要ス

前項ノ氣槽ニ於ケル銅板ノ厚ハ次ノ各號ニ掲ケル算式ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ

要ス

一、筒形銅板

$$W = \frac{C(T - t_0)}{D} \quad T = \frac{W \times D}{C} + t_0$$

二、扁平端板

$$W = \frac{C(t - t_0)^2}{D^2} \quad t = \sqrt{\frac{W \times D^2}{C}} + t_0$$

三、皿形端板

$$W = \frac{C(t - t_0)}{R} \quad t = \frac{W \times R}{C} + t_0$$

T ハ銅板ノ厚 (mm 又ハ in ニテ)

t ハ端板ノ厚 (mm 又ハ in ニテ) ニシテ T 以上ナルコトヲ要ス

W ハ最大壓力 (kg/cm² 又ハ lbs/in² ニテ)

D ハ銅ノ最大内徑 (mm 又ハ in ニテ)

R ハ皿形端板ノ彎曲内半徑 (mm 又ハ in ニテ)

t₀ ハ定數ニシテ 1.6 (英式單位ナルトキ $\frac{1}{16}$)

C ハ定數ニシテ次表ニ依ル但シ英式單位ナルトキハ括弧内ノ數字ヲ用

ウヘシ

板ノ種類		C
銅板	鍛接合ナルトキ	1,265 (18,000)
	無接合ナルトキ	1,830 (26,000)
扁平端板		5,625 (80,000)
皿形端板		1,265 (18,000)

銅板ニ在リテハ抗張力 36 kg/mm² (23 tons/in²) ヲ超ユルトキハ其ノ割合ヲ以テ C ヲ増スコトヲ得

鍛接合銅板ノ抗張力ハ 47 kg/mm² (30 tons/in²) ヲ超ユルコトヲ得ス

材料ハ總テ検査員ニ於テ検査及試験ヲ行フモノトス

氣槽ハ端板ヲ取附クル前内部ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス

氣槽ノ縦接合ヲ鍛接スルトキハ累鍛接ト爲スコトヲ要ス又電氣、「オキシアセチリン」瓦斯又ハ酸水素瓦斯ヲ用ウル銲接ハ之ヲ氣槽ニ施スコトヲ得ス

無接合又ハ鍛接合ノ氣槽ハ完成後之ヲ燒鈍シ検査員立會ノ上最大壓力ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

鉸釘接合ノ氣槽ハ筒形汽罐ノ水壓試験ニ關スル規定ニ依リ試験スルコトヲ要ス
(第三十六章第五十六條參照)

氣槽ノ端板ニハ若シ出來得ルトキハ内部ヲ検査スル爲メ検査孔ヲ設クヘシ

人孔ヲ設クルニ十分ナル徑ヲ有スル氣槽ニハ總テ之ヲ設クヘシ

氣槽ノ底部ニハ水又ハ油ヲ排出スル爲メ排水瓣ヲ備フルコトヲ要ス又氣槽ニハ失火ノ場合ニ於テ氣壓ノ過度ニ昇騰スルヲ防ク爲メ逃出口ヲ備フヘシ

空氣管系ニハ封鎖シ得ヘキ構造ノ安全瓣ヲ備フルコトヲ要ス又燃料噴射用ノ氣管ニハ成ルヘク不還瓣又ハ其ノ他ノ適當ナル裝置ヲ設ケ噴油弁匣内ニ於テ發火スルコトアルモ氣管ヲ通シテ氣槽内ニ延燒スルコトナキ様裝置スヘシ

第十條 空氣壓縮機

空氣壓縮機ハ内燃機關ノ曲拐室内ヨリ吸氣スルコトナキ様設計スヘシ

壓縮空氣ハ一回ノ壓縮毎ニ適當ニ冷却スルコトヲ要ス又其ノ溫度ハ氣槽ニ送入スル前冷却用水ノ溫度ヨリ 11°C (20°F) ヲ超ユルコトナカラシムヘシ

空氣壓縮機ノ氣管ニハ安全瓣又ハ之ニ類スル適當ノ裝置及壓力計ヲ備ヘ又塵埃ノ侵入及油霧ノ逸出ヲ防ク爲メ適當ナル裝置ヲ設クルコトヲ要ス

前項ノ安全瓣ハ壓縮機ノ塞氣瓣ヲ閉チタル儘通常使用ノ状態ニ於テ之ヲ運轉スルモ尙氣壓ノ昇騰カ調整氣壓以上ノ 10% ヲ超ユサルモノナルコトヲ要ス

壓縮空氣ノ冷却ニ用ウル管ハ容易ニ掃除シ又ハ取外シ得ルコトヲ要ス

機關室ニハ補助空氣壓縮機ヲ備ヘ主機關ヲ起動スル場合又ハ之ニ附屬スル空氣壓縮機ヲ使用シ得サル場合ノ用ニ供スルコトヲ要ス

補助空氣壓縮機ノ能力ハ主機關一組ニ附屬スル空氣壓縮機ノ能力ノ $\frac{1}{2}$ 以上ト爲

スヘシ

壓縮機ノ循環水ハ循環唧筒カ破損スルコトアルモ其ノ他ノ獨立唧筒ヲ以テ送水シ得ヘキ様設置スヘシ

第十一條 機關床ハ適當ナル肋骨ヲ有スル堅牢ナル構造ト爲シ又機柱ハ張力ニ耐エ得ル様特ニ注意シテ設計スルコトヲ要ス

曲拐室ヲ蔽圍シタル機關ニ於テハ曲拐軸、主軸受等ヲ検査スル爲メ容易ニ取外シ得ヘキ戸ヲ設ケ又適當ナル換氣裝置ヲ設クルコトヲ要ス

機關室ノ床板ヲ支フル架構ハ金屬製トシ木材ハ之ニ使用スルコトヲ得ス

第十二條 氣管頭ニハ氣管内ニ於ケル過大ノ壓力ヲ警告セシムル爲メ逃出口ヲ備フヘシ

氣管ノ水套ニハ驗水嘴子及排水嘴子ヲ備フヘシ

第十三條 淺水ニ使用スル目的ノ船ニ在リテハ船底及彎曲部上ニ各一箇ノ循環水吸水瓣ヲ備フヘシ

循環水吸水瓣ト循環唧筒トノ間ニハ適當ナル濾水器ヲ備ヘ且ツ該器ハ機關ノ運轉中ト雖モ開放又ハ掃除シ得ヘキ様設計スヘシ

氣管ノ水套ヨリ排出スル循環水ハ之ヲ見得ル様裝置スルカ又ハ驗水嘴子若ハ其ノ他ノ方法ニ依リ各水套内ノ水流カ連續セルコトヲ知り得ヘキ裝置ヲ設クルコトヲ要ス

第十四條 燃料油ノ貯藏及移送ニ關スル裝置ニ付テハ第三十二章及第三十八章ニ掲クル規定ニ依ルコトヲ要ス

第十五條 燃料油濾過器ノ逃出口ニハ排油管ヲ備ヘ油槽内又ハ甲板上ニ導キ後者ノ場合ニ於テハ管端ヲ下方ニ彎曲セシメ之ニ金網製ノ隔膜ヲ備フルコトヲ要ス

第十六條 燃料油管及壓縮空氣管ニハ鋼管又ハ燒鈍シタル引拔銅管ヲ用ウルコトヲ要ス其ノ壓力 28 kg/cm² (400 lbs/in²) ヲ超ユルトキハ管ノ接合ハ成ルヘク金屬直接ノ接合トナシ填材ヲ用キサルヲ可トス

前項ノ管ハ最大壓力 70 kg/cm² (1,000 lbs/in²) 以下ナルトキハ其ノ二倍以上又

70kg/cm² (1,000 lbs/in²)ヲ超ユルトキハ之ニ 70kg (1,000lbs)ヲ加ヘタルモノ以上ノ水圧力ヲ以テ試験スルコトヲ要ス

第十七條 排氣管カ木甲板ヲ貫通シ又可燃性物ニ接近スルトキハ適當ナル防熱裝置ヲ設クルコトヲ要ス

排氣管ヲ船外ニ導キ水線ノ附近ニ達セシムルトキハ海水カ吸揚作用ニ依リ氣箱内ニ侵入セサル様裝置スルコトヲ要ス

消音器ハ掃除又ハ検査ノ爲メ容易ニ開放シ得ヘキ構造ナルコトヲ要ス

第十八條 強壓注油裝置ノ冷油槽ニハ冷却用ノ水管ヲ備ヘ循環水管系ニ連結セシムルコトヲ要ス

強壓注油唧筒ニハ壓力計ヲ備フルコトヲ要ス又該唧筒ハ空氣ノ停滯ニ依リ其ノ動作ヲ妨クルコトナキ様設計スヘシ

油溜ハ出來得ル限り航海中管内ニ空氣ヲ吸入セシメサル様裝置スルコトヲ要ス
機關室ニハ何時ニテモ使用シ得ヘキ豫備強壓注油唧筒ヲ備ヘ又油冷却器ヲ備フルトキハ之ニ單獨ニ送水シ得ヘキ二様以上ノ裝置ヲ備フルコトヲ要ス

第十九條 電氣點火導線ハ完全ニ絶縁シ又外部ヨリ損傷ヲ受クルコトナキ様適當ニ保護スルコトヲ要ス

前項ノ導線ハ揮發管ヨリ適當ナル距離ヲ有セシメ又油ト接觸スル虞ナキ場所ニ之ヲ敷設スヘシ

「コンミュテーター」ハ之ヲ蔽圍スルコトヲ要ス又火花線輪ハ爆發性ノ瓦斯ニ暴露スヘキ場所ニ取附クルコトヲ得ス

露出火花間隙ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

揮發油又ハ重油ヲ使用スル機關ニ於テ點火又ハ氣化ノ目的ニ燈ヲ使用スルトキハ適當ナル臺上ニ之ヲ固持シ又其ノ火焰ハ之ヲ蔽圍スヘシ

第二十條 機關室ニハ適當ナル消火裝置ヲ備フルコトヲ要ス

第二十一條 近海航路以上ニ使用スル船ニ在リテハ次ノ通り豫備品ヲ備フヘシ

(第三十四章第五條參照)

一、主内燃機關

氣箱蓋 瓣其ノ他ヲ完備セルモノ	一箇
吸 鈎 完備セルモノ	一箇
軸鈎螺釘 曲拐軸及中間軸用ノモノ	各種一組
吸鈎冷却用「テレスコピック」管 吸鈎一箇ニ對スル分	一組

二、主及補助内燃機關

氣箱ニ屬スル瓣、瓣坐、發條其ノ他 氣箱一箇ニ對スル分	一組
燃料油針狀瓣	總數ノ二分ノ一
吸鈎彈環	一組
接續鋸上部ノ螺釘及母螺	各二箇
接續鋸下部ノ螺釘及母螺	各二箇
主軸受ノ螺釘及母螺	各二箇
氣箱蓋ノ螺釘又ハ植込螺釘	一組
主及補助空氣壓縮機ノ吸鈎彈環 壓縮機ノ各段階ニ付	一組
主及補助空氣壓縮機ノ瓣	總數ノ二分ノ一
燃料油唧筒ノ働作部 完備セルモノ	一組

三、補助唧筒

掃除空氣唧筒ノ瓣	一組
常用燃料油唧筒ノ瓣	一組
循環唧筒ノ瓣	一組
注油唧筒ノ瓣	一組
給水唧筒ノ瓣	一組

四、雜 品

螺釘、母螺、植込螺釘、鐵棒、鐵板、高壓燃料油管、高壓空氣管及是等管ノ附屬品	各取合セ若干
---------------------------------------	--------

前項ニ於テ近海航路ト稱スルハ逕信省船舶検査法規ニ定ムル近海航路ヲ謂フ

第四十三章

電氣裝置

船舶推進以外ノ目的ニ使用スル電氣裝置ハ此ノ規程ニ依ルコトヲ要ス

第一條 供給電壓

供給電壓ハ次ノ各號ニ掲クルモノヲ超ユルコトヲ得ス

一、直流不變電壓式

- 甲、動力用 500「ヴォルト」
- 乙、點燈及電熱用 250「ヴォルト」

二、交流不變電壓式

- 甲、動力及電熱用 250「ヴォルト」
- 乙、點燈用 150「ヴォルト」

三、直流不變電流直列式 650「ヴォルト」

引火點 65.5°C (150°F) 未滿ノ油ヲ搭載スル船ニ在リテハ第十八條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

第二條 發電機

發電機カ蒸氣機關又ハ内燃機關ニ依リ運轉セラルルモノナルトキ各機關ニハ之ニ急激ニ全負荷ヲ加ヘ若ハ除キタル場合其ノ速度ノ變化ヲ自動的ニ第一表ニ掲クル割合以內ニ止ムル調速器ヲ備フルコトヲ要ス

第一表

容 量	瞬間的	永久的	
50「キロワット」以下ナルトキ	10%	5%	
50「キロワット」ヲ超ユルトキ	蒸氣機關	10%	3%
	内 燃 機 關	10%	5%

發電機規格ハ附錄第一號ニ依ルコトヲ要ス但シ船内ノ特ニ高溫度ノ場所ニ於ケルモノ又ハ熱帶地方ニ於テ使用セラルルモノハ定格全負荷ヲ超エテ使用スヘカラス且ツ其ノ定格全負荷ニ於ケル溫度ノ上昇ハ捲線及鐵心ニ於テ 35°C (63°F)ヲ超ユルコトヲ得ス

溫度ハ凡テ寒暖計ニ依リ測定スルモノトス

發電機カ並行運轉セラルル場合ニ在リテハ各發電機ハ各負荷ニ對シ標準電壓以上其ノ 5%、以下 10%ノ範圍内ニ於テ發電機ノ電壓ヲ調整シ得ル様分捲線輪ニ直列ニ 25 以上ノ等階段ヲ有スル加減シ得ヘキ調整抵抗ヲ備フルコトヲ要ス發電機ニハ布線ニ便ニシテ接近シ易キ位置ニ於テ記號ヲ附シタル端子ヲ設ケ之ニ適當ナル電纜取附承口ヲ備フルコトヲ要ス

發電機ハ通風良好ニシテ燃エ易キ瓦斯ノ蓄積セサル區劃内ニ於テ燃エ易キ物質ニ接近セス且ツ機械的損傷又ハ水、蒸氣若ハ油ニ依ル損害ヲ受クル惧ナキ場所ニ設置スルコトヲ要ス

海洋ヲ航行スル船ニ在リテハ發電機ハ其ノ回轉軸ヲ船ノ前後ノ方向ニ向ケ設置スルコトヲ要ス

發電機ノ臺及棒ハ有效ニ接地シ原動機ト發電機トノ間ニ絶緣物ヲ挿入セサルモノトス

第三條 配電盤

配電盤ハ燃エ易キ瓦斯又ハ酸性瓦斯ナク取扱容易ニシテ燃エ易キ物質ニ接近セス且ツ機械的損傷又ハ水、蒸氣、熱若ハ油ニ依ル損害ヲ受クル惧ナキ場所ニ設置スルコトヲ要ス

配電盤ハ凡テ耐久、不燃性、不吸收性物質ヲ以テ構成シ其ノ絶緣ハ永ク良好ナル絶緣耐力及絶緣抵抗ヲ有スルモノナルコトヲ要ス

大理石又ハ石板ノ如キ半絶緣性物質ヲ配電盤ニ使用シタル場合ニ在リテハ導電部ハ凡テ雲母又ハ其ノ他ノ不吸濕性物質ヲ以テ石板又ハ大理石盤ト絶緣シ又盤ハ全體トシテ同様ニ其ノ棒ト絶緣シ且ツ棒ハ有效ニ接地スルコトヲ要ス

各帶電部ハ其ノ間ニ弧光ノ持續セサル様配置スルコトヲ要ス
 配電盤上ノ母線及導線並該装置中ノ「プラグ」、「ソケット」及「カットアウト」
 (可銻片ヲ除ク)ノ各部ハ定格全電流ヲ連續シテ通スルモ其ノ溫度カ周圍溫度以
 上 30°C (54°F) ヲ超エサルモノト爲スコトヲ要ス
 各電壓計、表示燈、接地燈及其ノ接續線ハ各絶緣極ニ取附ケタル可銻片ニ依リ
 保護スルコトヲ要ス
 開閉器ハ開キタルトキ其ノ又又ハ可動部カ帶電セサル様母線ニ接續シ又開閉器
 ト可銻片トヲ同一極ニ取附ケル場合ニ在リテハ開閉器ハ母線ト可銻片トノ間ニ
 置クコトヲ要ス
 此ノ規程ニ依リ單極開閉器又ハ可銻片附開閉器ヲ要スル場合ニ在リテハ該開閉
 器ハ其ノ装置中凡テ之ヲ同一極ニ取附ケルコトヲ要ス
 此ノ規程ニ依リ可銻片ト開閉器又ハ可銻片ト連繫開閉器トヲ要スル場合ニ在リ
 テハ便宜可銻片附開閉器又ハ可銻片附連繫開閉器ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

第四條 主開閉装置

各主配電盤ニハ少クとも次ノ各號ニ依リ開閉装置ヲ備フルコトヲ要ス

一、二線式

甲、發電機一臺ナル場合

イ、發電機ニ對シ

單線又ハ兩線接地式 (兩線ヲ用キ其ノ一線ヲ裸線トシ接地セルモノ)
 ニ在リテハ單極過負荷遮斷器又ハ單極可銻片及單極開閉器ヲ絶緣極ニ
 備フルコト

兩線絶緣式ニ在リテハ兩極過負荷遮斷器又ハ可銻片及兩極連繫開閉器
 ヲ備ヘ可銻片ハ各極ニ附スルコト

ロ、各送電回路ニ對シ

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極可銻片及單極開閉器ヲ絶緣極ニ備
 フルコト

兩線絶緣式ニ在リテハ可銻片ヲ各極ニ備ヘ且ツ單極開閉器ヲ一極ニ備
 フルコト但シ開閉器ハ凡テ同一極ニ附スルモノトス

乙、發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラレサル場合

イ、各發電機ニ對シ

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極過負荷遮斷器又ハ單極可銻片及單
 極開閉器ヲ絶緣極ニ備フルコト

兩線絶緣式ニ在リテハ兩極過負荷遮斷器又ハ可銻片及兩極連繫開閉器
 ヲ備ヘ可銻片ハ各極ニ附スルコト

ロ、各送電回路ニ對シ

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極可銻片及單極切換開閉器ヲ絶緣極
 ニ備フルコト

兩線絶緣式ニ在リテハ可銻片ヲ各極ニ備ヘ且ツ單極切換開閉器ヲ一極
 ニ備フルコト但シ切換開閉器ハ凡テ同極ニ附スルモノトス

丙、發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラルル場合

イ、分捲式ナルトキハ各發電機ニ對シ

過負荷及逆流引外シ装置ヲ有スル遮斷器ヲ備フルコト但シ該遮斷器ハ
 次ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極

兩線絶緣式ニ在リテハ兩極

ロ、複捲式ナルトキハ各發電機ニ對シ

過負荷及逆流引外シ装置ヲ有スル遮斷器並單極均壓開閉器ヲ備ヘ均壓
 開閉器ハ遮斷器カ閉サルル以前ニ於テ閉チ且ツ主回路カ遮斷サルルマ
 テ開キ得サル様装置スルコト

前項ノ遮斷器ハ次ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極

兩線絶緣式ニ在リテハ兩極

ハ、各送電回路ニ對シ

單線又ハ兩線接地式ニ在リテハ單極可銻片及開閉器ヲ絶縁極ニ備フルコト

兩線絶縁式ニ在リテハ可銻片ヲ各極ニ備ヘ且ツ單極開閉器ヲ一極ニ備フルコト但シ開閉器ハ凡テ同一極ニ附スルモノトス

二、三線式

全電壓用又ハ均壓機トシテ使用セラルル半電壓用發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラルル場合

分捲式ナルトキハ各發電機ニ對シ過負荷及逆流引外シ装置ヲ有スル兩極遮斷器ヲ備フルコト

複捲式ナルトキハ各發電機ニ對シ過負荷及逆流引外シ装置ヲ有スル兩極遮斷器並單極均壓開閉器ヲ備ヘ均壓開閉器ハ遮斷器カ閉サルル以前ニ於テ閉チ且ツ主回路カ遮斷サルルマテ開キ得サル様装置スルコト

三線ニテ送電スル三線式各送電回路ニ對シテハ外側線ヲ制御スル兩極過負荷遮斷器ヲ備フルカ又ハ可銻片ヲ各外側線ニ備ヘ且ツ外側線ヲ制御スル兩極連繫開閉器ヲ備フルコト、可銻片又ハ開閉器ハ中性線ニ附スヘカラス但シ試験用ノ斷路器ヲ備フルヲ妨ケス

三線式ノ中性線及一外側線ヨリ分岐スル兩線絶縁式ノ各送電回路ニ對シテハ兩極過負荷遮斷器ヲ備フルカ又ハ兩極連繫開閉器及其ノ各極ニ可銻片ヲ備フルコト

三線式ノ中性線及一外側線ヨリ分岐スル單線又ハ兩線接地式ノ各送電回路ニ對シテ外側線ニ接續スル極ニ過負荷引外シ装置ヲ有スル兩極遮斷器ヲ備フルカ又ハ單極可銻片及兩極連繫開閉器ヲ備ヘ可銻片ハ外側線ニ接續スル極ニ附スルコト

第五條 計 器

主配電盤ニハ少クトモ次ノ各號ニ依リ計器ヲ備フルコトヲ要ス

一、二線式

發電機一臺ナル場合ニ在リテハ電壓計及電流計各一箇

發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラルル場合ニ在リテハ電壓計各一箇及各發電機毎ニ電流計一箇但シ電壓計ニハ連繫兩極複式開閉器又ハ「プラグ」ヲ附シ之ヲ各發電機ニ共用シ得ル様爲スモノトス

發電機二臺以上ニシテ並行運轉セラルル場合ニ在リテハ電壓計二箇及各發電機毎ニ電流計一箇又交流發電機ニ在リテハ並行運轉用同期装置一組複捲發電機ニ在リテハ電流計ハ均壓線ヲ接續シタル極ノ反對極ニ取付クルコトヲ要ス

電壓計中其ノ一箇ハ連繫兩極複式開閉器又ハ「プラグ」ヲ裝備シ之ニ依リ任意ノ發電機カ回路ニ接續セラルル前發電機ト連結セシメ得ルモノト爲シ他ノ一箇ハ永久的ニ母線ト連結スルモノトス

二、三線式

二線式ニ要スルモノノ外中性線ト各外側母線トノ間ニ電壓計一箇又主中性線ニ中央零位ナル電流計一箇

一極ヲ永久的ニ接地シタル場合ヲ除キ主配電盤ニハ電燈、電壓計又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ電路ノ絶縁状態ヲ表示スル適當ノ装置ヲ設クルコトヲ要ス

第六條 開閉器及遮斷器

開閉器ノ各部ノ溫度上昇ハ定格電流ヲ連續シテ通スルトキ定格電流 100「アンペア」未滿ノモノニ在リテハ周圍溫度ヨリ 20°C (36°F)、定格電流 100「アンペア」以上ノモノニ在リテハ周圍溫度ヨリ 30°C (54°F) ヲ超エサルモノトス
開閉器トシテ回路ヲ遮斷スル可銻片附開閉器及開閉器ハ定格電壓ノ 1.5 倍ノ電壓ヲ以テ定格電流ノ 1.5 倍ノ電流ヲ通シタルトキ孤光ヲ持續スルコトナク回路ヲ遮斷シ得ルモノト爲スコトヲ要ス

可銻片トシテ回路ヲ遮斷スル可銻片附開閉器及遮斷器ニ付テハ第七條ノ規定ニ依ルモノトス

臺ハ耐久、不燃性ノ絶縁體ニシテ不吸收性ナル物質ヲ以テ構成スルコトヲ要ス
配電盤上ニ取附ケサル開閉器ハ不燃性ノ覆ヲ以テ圍ヒ且ツ機械的損傷ヲ受ケサル様保護スルコトヲ要ス

125「ヴォルト」ヲ超ユル電壓ニ於テ6「アムペア」ヲ超ユル電流ヲ通スル開閉器ノ金屬性外函ニハ不燃性絶縁物ヲ以テ内張スルコトヲ要ス

雨露又ハ強度ノ濕氣ニ暴露スル場所ニ設置スル開閉器ハ防水函内ニ收ムルコトヲ要ス

第七條 可鎔「カッタウト」

可鎔片ノ鎔解電流ハ該可鎔片ヲ以テ保護スヘキ電線中最小電線ノ最大容量電流ノ2倍ヲ超ユルコトヲ得ス

各「カッタウト」ニハ適當ナル不燃性絶縁體ノ可鎔片支持具ヲ備フルコトヲ要ス

接觸點及其ノ端子ハ可鎔片カ切レタルトキ孤光ノ持續セサル様互ニ間隔ヲ保タシムルカ又ハ遮蔽ヲ設ケテ保護スルコトヲ要ス

可鎔片ハ開閉器、壁附「プラグ」、承口又ハ紐線吊ニ取附ケサルモノトス

第八條 接續函、區電盤及分電盤

接續函、區電盤及分電盤ノ構造ハ第三條ノ規定ニ依ルモノトス

區電盤又ハ分電盤ハ船内ノ別箇ノ區劃又ハ場所ニ設置スル場合ヲ除キ凡テ保護函内ニ收ムルコトヲ要ス

金屬製函ハ開閉器及可鎔片(密閉式ナルト否トヲ問ハス)ニ面スル部分ヲ不燃性絶縁物ヲ以テ内張りシ函内ノ帶電部ハ凡テ函ト38mm($1\frac{1}{2}$ in)以上隔離スルコトヲ要ス

軟木製函ハ不燃性ノ物質ヲ以テ内張りシ函内ノ帶電部ハ凡テ之ト25mm(1in)以上隔離スルコトヲ要ス但シ「チーク」ノ如キ硬木ヲ以テ製シタル函ニ在リテハ此ノ限リニアラス

後面ナキ覆函ニ在リテハ内部ノ電氣部分品ト之ヲ取附クヘキ隔壁又ハ其ノ他ノ

構造物トノ間ニ不燃絶縁性遮蔽ヲ設クルモノトス

硝子蓋ヲ備フル函ニ在リテハ硝子蓋ト帶電部トハ25mm(1in)以上隔離スルコトヲ要ス

金屬製函ニ在リテハ硝子蓋ハ絶縁保護物ト看做スコトヲ得

雨露又ハ強度ノ濕氣ニ暴露スル場所ニ設置スヘキ函ハ凡テ防水構造ト爲スコトヲ要ス

第九條 導線

導線ハ凡テ附録第二號ニ依ル軟銅タルヘキモノトス

導線ノ絶縁被覆カ硫黄ヲ含有スルモノナルトキハ不純物ヲ含有セサル錫ヲ以テ各線ヲ有效ニ且ツ様ニ鍍金スルコトヲ要ス

斷面積1mm²(0.0015in²)未滿ノ導線ヲ有スル電線ハ使用スルコトヲ得ス

但シ之ニ依リ難キ裝飾用電氣器具類ノ布線ニ在リテハ其ノ導線ノ斷面積ヲ0.4mm²(0.0006in²)マテ減スルコトヲ得

有效斷面積2.1mm²(0.0033in²)ヲ超ユル導線ハ撚線ト爲スモノトス

導線ハ最大負荷ニテ主配電盤上ノ母線ト該装置中ノ各點トノ間ニ於ケル電壓降下カ點燈用回路ニ在リテハ2「ヴォルト」ニ母線電壓ノ3%ヲ加ヘタルモノヲ超エス又動力及電熱用回路ニ在リテハ2「ヴォルト」ニ母線電壓ノ5%ヲ加ヘタルモノヲ超エサル様其ノ太サヲ定ムルコトヲ要ス但シ電流ハ各導線ノ太サニ對シ第二表乃至第四表ニ掲クルモノヲ超ユヘカラス

均壓線ノ斷面積ハ發電機用主電線ノ斷面積ノ二分ノ一以下タルヲ得ス

第十條 電線ノ絶縁及保護被覆

一、護謨絶縁電線 護謨絶縁電線ハ純護謨ヲ以テ直接導線ヲ包ミ其ノ上ヲ更ニ二層ノ硫化護謨ヲ以テ被覆シ此ノ三層ノ被覆ヲシテ絶縁體ヲ構成セシメ其ノ厚ヲ第六表第三欄ニ掲クルモノ以上ト爲シ更ニ防水「テープ」ヲ以テ之ヲ捲キ其ノ全體ニ硫化ヲ施シタルモノトス但シ特ニ承認ヲ得タル場合ニ限り本項以外ノ絶縁方法ヲ採用スルコトヲ得

編組電纜ハ護謨又ハ鉛裝ニ有害ナラサル保護混和物ヲ充分ニ含浸セシメタル麻、木綿又ハ「ジユート」ヲ以テ其ノ外部ニ編組ヲ施シタルモノトス
600「メガオーム」級ヲ超ユル絶縁抵抗ヲ有スル電纜ハ高温度ノ場所ニ使用セサルヲ可トス

二、紙絶縁電纜 紙絶縁電纜ハ化學的中性ナル絶縁混和物ヲ以テ含浸セシメタル紙ノ被覆ヲ以テ絶縁トシ之ヲ鉛被ノ外径ノ10倍ノ半徑ヲ以テ彎曲スルモ絶縁體ヲ毀損セス又電纜ヲ切斷スルモ絶縁混和物ノ認識シ得ル程度ニ滲出セサルモノトス

絶縁體ノ厚ハ第七表第三欄ニ掲クルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

三、鉛被 電纜ニ鉛被ヲ施ス場合ニ在リテハ均等ノ厚ヲ有スル純鉛ノ密著セル外装ヲ施シ其ノ厚ハ第六表及第七表ニ掲クルモノヨリ小ナラサルコトヲ要ス

四、鉛裝 鉛被電纜ヲ鉛裝スル場合ニ在リテハ鉛被上ニ耐濕防腐劑ヲ含浸セシメタル「ジユート ヤーン」、「ヘシアン テープ」又ハ他ノ適當ナル物質ヲ纏捲シ其ノ上ヲ第六表及第七表ニ掲クル徑ヲ有スル亞鉛鍍軟鋼線ヲ以テ鉛裝スルコトヲ要ス

鉛裝用軟鋼線ハ均等ノ撚程ト爲シ其ノ撚程ハ徑2mm(0.08in)ヲ超ユル軟鋼線ナルトキハ層心徑ノ10倍ヲ超エス、徑2mm(0.08in)以下ノ軟鋼線ナルトキハ其ノ8倍ヲ超エサルモノト爲スコトヲ要ス

編組電纜ヲ鉛被ヲ施サシテ鉛裝スル場合ニ在リテハ前項ニ準シ編組上ヲ鉛裝スルモノトス

五、「カムブリツク」絶縁電纜 「ワニス」ヲ浸潤シタル「カムブリツク」ヲ以テ絶縁シタル電纜ハ第五表及第八表ニ適合シH.附録第二號ニ規定スル660「ヴォルト」ノ電壓ニ使用セラルル紙絶縁電纜ニ關スル試験ニ合格スルコトヲ要ス

本電纜ハ鉛被ヲ施シ又ハ鉛被ヲ施シタル上鉛裝ヲ行ヒタルモノニシテ本條

第二號第二項ノ規定ニ合格スルモノナルコトヲ要ス

六、電纜ノ絶縁試験 護謨絶縁電纜又ハ紙絶縁電纜(可撓紐線ヲ除ク)ノ絶縁體ハ附録第二號ニ依ル耐壓試験及其ノ他ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス
前項ノ耐壓試験ヲ執行シタル後電纜ヲ水ニ浸シタル儘少クトモ500「ヴォルト」ノ電壓ヲ以テ一分間課電ノ後絶縁抵抗ハ15.6°C(60°F)ノ温度ニ於テ第七表ニ掲クルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

多心電纜(可撓紐線ヲ除ク)ノ各線心ノ絶縁抵抗ハ之ト同一斷面積ヲ有スル單心電纜ノ絶縁抵抗(第十表参照)ヨリ小ナルコトヲ得ス

同心電纜ノ二線間ニ於ケル絶縁體ノ絶縁抵抗ハ内部線ト同徑ノ單心電纜ノ絶縁抵抗(第十表参照)ヨリ小ナルコトヲ得ス

第十一條 電纜ノ布設及取附

電纜ハ成ルヘク水又ハ油ノ滴下若ハ停滯ナク汽罐、汽管等ニ依ル高温度ニ暴露セス取扱容易ナル場所ニ之ヲ布設シH.ツ機械的損傷ヲ受ケサル様適當ニ保護スルコトヲ要ス

機關室、雨露又ハ海水ニ暴露スル場所ニ布設スル電纜ニハ鉛被ヲ施スコトヲ要ス、該電纜ハ鉛裝スルコトヲ得又其ノ鉛裝上ニ編組ヲ施スコトヲ得

乾燥セル場所ニ在リテハ電纜ハ其ノ種類ノ如何ニ拘ラス之ヲ木製樋内ニ收ムルコトヲ得但シ電纜カ交又スル場合ニ在リテハ各電纜ヲ別箇ノ溝ニ通シ確實ニ隔離スル様適當ノ方法ヲ講スルモノトス

木製樋内ヲ通ササル鉛裝電纜及鉛被電纜ハ適當ノ間隔ニ設ケタル金屬製「クリツプ」ヲ以テ取附ケH.ツ適當ノ方法ニ依リ該電纜ノ金屬被覆ノ任意ノ二點間ニ於ケル電氣抵抗カ2「オーム」ヲ超エサル様爲スモノトス

斷面積160mm²(0.25in²)以上ノ鉛裝電纜ニ在リテハ金屬製吊子ヲ以テ支持シ前項ノ「クリツプ」ニ代用スルコトヲ得

金屬製鈎釘ハ電纜ノ種類ノ如何ニ拘ラス使用スルコトヲ得ス

冷凍室ニ引込ム電纜ハ該室ノ防熱被覆ニ直角ニ通シ兩端ニ鏝ヲ有スル全通鉛管

ヲ以テ保護スルコトヲ要ス

冷凍室内ニ布設スル電纜ハ防熱被覆内ニ埋設スルコトヲ得ス

前項ノ電纜ハ之ニ鉛被ヲ施シ且ツ之ヲ接地シ磁器、硬木又ハ非金屬耐濕性物質ノ「クリツプ」ヲ以テ支持スルコトヲ要ス

反對極ノ電纜ハ直流ナルトキハ導管内ニ於テ束ヌルコトヲ得、交流ナルトキハ之ヲ束ヌルコトヲ要ス

木製樋ヲ以テ保護スル場合ニ在リテハ同極ノ編組電纜ハ束ヌルコトヲ得但シ反對極ノモノハ別箇ノ溝ニ通スモノトス

鉛被鍍裝電纜ハ極ノ如何ニ拘ラス束ヌルコトヲ得

大ナル護謨絶縁電纜相互ノ接續ハ凡テ接續函ニ於ケル螺止メ「スリーブ」又ハ「テイー」等ノ方法ニ依リ又小ナル電纜相互ノ接續及小ナル電纜ト可撓紐線トノ接續ハ適當ナル受器内ニ於ケル締付接續ノ方法ニ依ルモノトス但シ電燈器具ノ場合ニ在リテハ其ノ一部ヲ受器ト爲スコトヲ得

可撓紐線相互ノ接續ハ爲スコトヲ得ス

鉛被紙絶縁電纜相互ノ接續ハ護謨絶縁電纜ノ場合ト同一ノ方法ニ依リ之ヲ行ヒ接續端ノ絶縁體ニ濕氣ヲ受ケサル様適當ニ封スルカ又ハ導線ヲ銅「スリーブ」ニ依リ接合シ其ノ全體ヲ鍍付スルモノトス

前項後段ノ接合部ハ使用直前ニ含浸シタル紙又ハ純木綿ノ「テープ」ヲ以テ纏捲シ之ヲ函内ニ收ムルカ又ハ寧ロ上記ノ如ク被覆シタル上鉛「スリーブ」又ハ「テイー」ニテ包ミ該受器内ニハ防濕性絶縁混和物ヲ填充スルモノトス

前項ノ鉛「スリーブ」及「テイー」ニハ接合完了後強靱ナル彈性「エナメル」ノ二回塗ヲ施スコトヲ要ス

甲板又ハ支水間隔ヲ貫通スル電纜ニハ甲板管又ハ水防「グラウンド」ヲ使用スルコトヲ要ス

無鍍裝電纜カ梁及非支水隔壁ヲ貫通スル場合ニ在リテハ其ノ貫通スル孔ニ鉛又ハ其ノ他ノ軟質非鐵物質ノ「ブツシユ」ヲ施スコトヲ要ス

第十二條 主配線

單獨電燈及其ノ他小電流ヲ要スル装置ハ之ヲ 6「アムペア」以下ノ最終回路ニ併合スルモノトス但シ各最終回路内ニ於ケル電燈及其ノ他ノ装置ノ數ハ 10ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ最終回路ハ小分電盤ヨリ分岐スルモノトス

各小分電盤竝ニ 6「アムペア」ヨリ大ナル電流ヲ要スル各電燈及其ノ他ノ電氣裝置ハ區分電盤又ハ主分電盤ヨリ別途ニ分岐スルモノトス

各區分電盤又ハ主分電盤ハ順次ニ更ニ大ナル電流ニ對スル分電盤又ハ主配電盤ヨリ分岐スルモノトス

三線式ニシテ外側線間ノ電壓カ 250「ヴォルト」ヲ超ユル場合ニ在リテハ携帶器具又ハ其ノ附屬品ノ使用セラルル場所又ハ一區劃ニ於ケル任意ノ二點間ノ電壓ハ 250「ヴォルト」ヲ超ユルコトヲ得ス但シ携帶器具又ハ其ノ附屬品ヲ互ニ 1.8m (6ft) 以内ニ接近セシメ得サル場合ニ在リテハ此ノ限ニアラス

分電盤ニ屬スル各二線式回路ハ各絶縁極ニ附スル可銻片及一絶縁極ニ附スル開閉器ニ依リ制御スルモノトス但シ小分電盤ノ場合ニ在リテハ開閉器ヲ附スルニ及ハス

可銻片又ハ開閉器ハ接地シタル極又ハ接地シタル導線ヨリ導キタル極ニ連結セサルモノトス

三線式又ハ三相四線式ノ中性線ハ接地シタルト否トニ拘ラス之ニ可銻片又ハ開閉器ヲ附セサルモノトス

三相式ノ三線ヨリ送電スル各三線式回路ハ少クトモ二相ニ於テ過負荷引外シ裝置ヲ有スル三極遮斷器ヲ備フルカ又ハ三極連繫開閉器及其ノ各極ニ可銻片ヲ備ヘ制御スルモノトス

直流ナルト交流ナルトヲ問ハス三線式ノ中性線ハ電壓ノ如何ニ拘ラス一點又ハ多クノ點ニ於テ接地スルコトヲ得但シ電壓カ三線式ノ外側線間又ハ二線式ニ於テ 250「ヴォルト」ヲ超ユルトキ(直流ノ場合ニ限ル) 中性線ハ少クトモ一點

ニ於テ確實ニ且ツ永久的ニ接地スルコトヲ要ス而シテ後者ノ場合ハ發電機ニ於テ靜電線輪ニ依リ接地スルモノトス

常ニ電流カ通ラサル接地用導線ニハ銅線ヲ用キ其ノ斷面積ハ次ノ各號ニ依ルモノトス

一、電線ノ斷面積カ 4.5 mm^2 (0.007 in^2) 以下ナルトキハ之ト同面積但シ 1.95 mm^2 (0.003 in^2) 未滿ナルコトヲ得ス

二、電線ノ斷面積カ 4.5 mm^2 (0.007 in^2) ヲ超ユルトキハ電流 50「アンペア」又ハ其ノ未滿毎ニ 4.5 mm^2 (0.007 in^2) 以上但シ 64.5 mm^2 (0.1 in^2) ヨリ大ナルヲ要セス

單線式ニ於テ船體ニ接續スル導線ハ絶縁極ニ接續スル導線ト同斷面積ヲ有スルモノトス

前項ノ導線ハ徑 9.5 mm ($\frac{3}{8} \text{ in}$) ヨリ小ナラサル 専用ノ螺釘ヲ以テ取扱ヒ易キ場所ニ周到ニ取附クルコトヲ要ス

二線式回路ニ 250「ヴォルト」ヲ超ユル電壓(直流ノ場合ニ限ル)ヲ以テ送電スル場合ニ在リテハ次ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一、發電機又ハ電動機ハ開放型ナルコトヲ得ス

二、電動機以外ノモノニ對シテ送電スルコトヲ得ス、電動機ニシテ可搬式ノモノ又ハ 2.2「キロワット」(3馬力)未滿ノモノニ對シテ亦同シ

三、帶電部以外ノ金屬製ノ部分ハ有效ニ接地スルコトヲ要ス

四、布線ハ鉛被鎧裝電纜又ハ編組鎧裝電纜トシ鎧裝及鉛被ハ共ニ電氣的ニ連續セシメ且ツ完全ニ接地スルコトヲ要ス

五、電動機及其ノ附屬品ハ通常ノ取扱ニ際シテ感電スルコトナク且ツ火災ノ危険ナカラシムル様蔽圍保護サレタル構造ト爲スモノトス

配電盤ハ凡テ適當ニ保護シ不慮ニ接觸スルノ危険ナカラシムルコトヲ要ス

第十三條 磁氣羅針儀ニ對スル影響

發電機、電動機、二次電池、制御装置、抵抗及其ノ他使用中外部磁場ヲ生スル

凡テノ装置ハ羅針儀ニ有害ナル影響ヲ及ホササル位置ニ設置スルコトヲ要ス

前項規定ノ條件ハ羅針儀調整ノ場合ニ於テ試験シテ之ヲ確メ計測シタル誤差ノ記録ヲ保存スルコトヲ要ス

直流單線式回路ハ標準羅針儀又ハ操舵羅針儀ヨリ 9.15 m (30 ft) 未滿ノ距離ニ布設スルコトヲ得ス

二線式ニ在リテハ往復電流ヲ互ニ中和セシムル爲メ羅針儀ノ附近ニ於ケル導線ハ成ルヘク二心電纜ト爲スモノトス

前項ノ導線カ分離セルモノナルトキハ成ルヘク互ニ接近セシメ且ツ全長ニ互リ各線ヲ羅針儀ヨリ等距離ト爲スモノトス

羅針盤函内ノ導線ハ出來得ル限リ短キ直線ト爲シ導線カ分離セル場合ニ在リテハ互ニ之ヲ撚リ合スコトヲ要ス、該導線ハ螺旋狀ニ捲クコトヲ得ス

羅針牌照明用電燈ノ電流ハ 0.6「アムペア」ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ電燈ハ其ノ帶電部カ羅針盤ノ磁石ニ對シテ 180 mm (7 in) 未滿ノ距離ニ在ラサル様設備スルモノトス

第十四條 點燈用及動力用二次電池

電池ハ船體ノ動搖ニ依リ移動シ又ハ電解液ノ散出スルコトナキ様適當ナル構造、配置及取附ヲ爲スモノトス

電池ハ通風良好ナル區劃室内ニ設置シ該室内ノ船體構造部ニ酸又ハ酸氣ノ接觸セサル様適當ニ保護スルコトヲ要ス

電池室内ノ總テノ導線ハ裸導體又ハ鉛被電纜タルコトヲ要ス

第十五條 取附部分品

暴露甲板、汽鐘室、機械室及其ノ他露滴又ハ濕氣ニ暴露スル場所ニ設置スル器具ハ防水型ト爲スモノトス

開放型器具ハ燃エ易キ若ハ爆發性ノ塵又ハ瓦斯ノ存在シ易キ場所又ハ燃エ易キ物質ヲ貯藏スル場所ニ使用スルコトヲ得ス

開閉器及其ノ他ノ器具ニシテ使用ノ際孤光ヲ發生シ易キモノハ石炭庫又ハ其

ノ他燃エ易キ若ハ爆發性ノ塵又ハ瓦斯ノ存在シ易キ場所ニ設置スルコトヲ得ス

弧光燈ノ回路ニハ各絶縁極ニ可銻片及開閉器ヲ設ケ二極以上絶縁シタル回路ニ在リテハ開閉器ハ連繫式ト爲スモノトス

弧光燈ハ可燃物ヲ貯藏スル場所又ハ燃エ易キ瓦斯ノ蓄積スル惧アル場所ニ設置スルコトヲ得ス

第十六條 電動機

電動機ハ開放検査ニ便ニシテ運轉中震動セサル様均衡セルモノタルコトヲ要ス

界磁線輪ハ凡テ枠内ニ收メ容易ニ取換ヘ得ルモノナルコトヲ要ス

刷子ハ炭素製トシ可撓銅結線ヲ備ヘ縦ニ調整シ得ルモノトス

電動機ニハ布線ニ便ニシテ接近シ易キ位置ニ於テ記號ヲ附シタル適當ナル端子ヲ備フルコトヲ要ス

端子ハ不慮ニ接地、短絡又ハ接觸スルコトナキ様適當ノ間隔ヲ保タシメH.ツ遮蔽ヲ設クルカ又ハ其ノ何レカニ依リ保護スルモノトス

電動機 枠ニハ接地線ヲ連結スヘキ適當ナル端子ヲ備フルモノトス

電動機制御装置及抵抗ハ成ルヘク通風良好ニシテ燃エ易キ瓦斯ノ蓄積セサル區劃内ニ於テ燃エ易キ物質ニ接近セサル様ニ設置スルコトヲ要ス但シ之ニ依リ難キ場合ニ在リテハ電動機ハ防煩型タルコトヲ要ス

電動機及制御装置ハ成ルヘク機械的損傷又ハ水、蒸氣若ハ油ニ依リ損害ヲ受クル惧ナキ場所ニ設置スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ在リテハ電動機及制御装置ハ全閉型又ハ防滴型タルコトヲ要ス

電動機規格ハ附録第一號ニ依ルモノトス

第十七條 制御装置及抵抗

發電機ノ界磁調整器及電動機ノ速度調整器、起動器並制御器ハ取扱者ニ感電セ

サル様構成サレタルモノトス

抵抗ハ過熱セサル様適當ノ寸法ト爲スモノトス

内部ノ接續ハ鐵附スルコトヲ得ス又該接續ハ單獨ニ支持シ得ルモノ又ハ固定シタルモノヲ除キ凡テ磁器製聯珠ヲ以テ連續的ニ絶縁スルモノトス

外部導線取附用端子ハ導線カ如何ナル點ニ於テモ高温度ニ暴露サレサル様設置スルモノトス

制御装置及抵抗ノ温度上昇及耐壓試験ハ附録第一號ニ依ルモノトス

第十八條 引火點 65.5°C (150°F) 未滿ノ油ヲ搭載スル船舶ニ對スル特殊規程

供給電壓ハ次ノ各號ニ掲クルモノヲ超ユルコトヲ得ス

一、直流ナルトキ

甲、動力用 220「ヴォルト」

乙、點燈及電熱用 110「ヴォルト」

二、交流ナルトキ

凡テノ用途ニ對シ 110「ヴォルト」

主配電盤ヨリ出ツル各回路及可銻片附接續盤又ハ區分電盤ヲ制御スル各分岐回路ニハ二極連繫開閉器ヲ備フルモノトス

接續函、區分電盤及分電盤用ノ函ハ高級船員室區域ニ於ケルモノヲ除キ凡テ金屬製ト爲シ電纜引込口ニ水防「グラウンド」ヲ備フルモノトス

高級船員室區域ニ於ケル分電盤ハ第八條ノ規定ニ依ルコトヲ得

電纜ハ凡テ鉛被又ハ鉛被鎧裝電纜タルコトヲ要ス

配線ハ各極ニ絶縁シタル別個ノ導線ヲ有スル二線式ト爲シ其ノ何レノ部分ヲモ接地スルコトヲ得ス

油艙又ハ「コツフアーダム」ニハ電燈又ハ各種ノ器具及布線ヲ設クルコトヲ得ス

油艙又ハ「コツフアーダム」ヲ電燈ニ依リ照明スル場合ニ在リテハ布線ハ凡テ外部ニ設ケ電燈ハ氣密ニ裝置セル堅固ナル硝子球ヲ以テ内部ト隔離スルコトヲ

要ス

唧筒室、中甲板及油艙ニ隣接スル場所ニ於ケル電燈ハ氣密裝具ヲ以テ覆ヒ其ノ開閉器ハ凡テ外部ニ設クルコトヲ要ス

前項電燈用ノ開閉器ハ凡テ兩極型ト爲シ又布線ハ氣密管内ニ密閉スルコトヲ要ス

鑛山用電池附安全燈以外ノ携帯電燈ハ危險ナル場所ニ於テ使用スルコトヲ得ス

第十九條 不變電流直列式ヲ使用スル場合ノ特殊規程

發電機ハ回路中ノ一點カ遮斷シタル場合ニ於テ之ヲ短絡スル様装置シタル自働回路短絡器ヲ備フルコトヲ要ス

發電機及電動機ハ開放型ト爲スコトヲ得ス

裸線(電熱線ヲ含ム)ハ凡テ金屬製ノ函内ニ收メ其ノ扉又ハ蓋ニ凡テ連鎖裝置ヲ設ケ内部ノ導線ヲ回路ヨリ全ク遮斷サルルニ在ラサレハ之ニ接近シ得サルモノト爲スコトヲ要ス

主回路ハ開閉器ノ働作ニ依リ遮斷サルルコトアルヘカラス

電動機、電燈其ノ他電力ヲ受クル裝置ハ其ノ主開閉器ニ依リ遮斷サレタルトキ兩極共回路ヨリ遮斷サルルモノナルコトヲ要ス

本裝置ハ其ノ何レノ部分ト雖モ接地スルコトヲ得ス

第二十條 試運轉

電氣裝置ハ完成ノ後試験スルコトヲ要ス絶縁抵抗ハ電線ト大地トノ間ニ於テ電燈回路ニ在リテハ 10 ヲ該回路上ノ電燈ノ數ニテ除シタルモノ(「メガオーム」ニテ)ヨリ小ナルヘカラス但シ最終回路ノ絶縁抵抗カ 1「メガオーム」ヲ超ユルコトヲ要セサル場合ハ此ノ限ニアラス

前項ノ試験ノ外電氣裝置ヲ一體トシテ其ノ使用状態ニ於テ相當時間繼續運轉ヲ執行シ發電機、電動機等ヲ充分ニ試験スルコトヲ要ス

試運轉執行中開閉器及遮斷器ハ凡テ之ヲ試験シ又電燈、電熱器及其ノ他ノ施設ニ對シテハ検査員ノ適當ト認ムル試験ヲ執行スヘキモノトス

第二表
單心電纜ノ電壓降下ニ對スル電流容量及之ニ相當スル電壓降下(連續負荷ノ場合)

導體ノ公稱斷面積 mm ² (in ²) (1)	導體ノ有效斷面積 mm ² (in ²) (2)	素線ノ數及徑 徑 mm(in) (3)	許容最大電流 (アンペア) (4)	1「ヴォルト」ノ電壓降下ニ相當スル電線ノ長(往復) m(ft) (5)	許容最大電流 (アンペア) (6)	1「ヴォルト」ノ電壓降下ニ相當スル電線ノ長(往復) m(ft) (7)
65 (0010)	60 (00102)	1/90 (036)	4.1	9.45 (31)	4.1	9.45 (31)
97 (0015)	98 (00162)	1/1.10 (044)	6.1	9.45 (31)	6.1	9.45 (31)
130 (0020)	125 (00194)	3/75 (029)	7.8	9.45 (31)	7.8	9.45 (31)
195 (0030)	193 (00299)	3/90 (036)	12.0	9.45 (31)	12.0	9.45 (31)
195 (0030)	208 (00322)	1/1.60 (064)	12.9	9.45 (31)	12.9	9.45 (31)
290 (0045)	294 (00455)	7/75 (023)	18.2	9.45 (31)	18.2	9.45 (31)
450 (0070)	452 (00701)	7/90 (036)	24.0	10.37 (34)	26.2	9.45 (31)
645 (0100)	675 (01046)	7/1.10 (044)	31.0	11.89 (39)	42.0	9.45 (31)
935 (0145)	945 (01462)	7/1.30 (052)	37.0	14.03 (46)	67.0	9.45 (31)
1450 (0225)	1425 (02214)	7/1.60 (064)	46.0	17.08 (56)	75.0	10.06 (33)
1940 (0300)	1830 (02840)	19/1.10 (044)	53.0	18.60 (61)	87.0	10.67 (35)
2580 (0400)	2560 (03960)	19/1.30 (052)	64.0	21.96 (72)	104.0	12.81 (42)
3870 (0600)	3870 (0600)	19/1.60 (064)	83.0	25.62 (84)	135.0	14.94 (49)
4850 (0750)	4900 (07592)	19/1.85 (072)	97.0	27.75 (91)	157.0	16.16 (53)
6450 (1000)	6500 (10090)	19/2.10 (083)	118.0	30.19 (99)	191.0	17.69 (58)
7750 (1200)	7530 (11680)	37/1.60 (064)	130.0	32.02 (105)	210.0	18.60 (61)
9700 (1500)	9540 (14780)	37/1.85 (072)	152.0	34.77 (114)	246.0	20.13 (66)
12900 (2000)	12700 (19640)	37/2.10 (083)	184.0	38.12 (125)	296.0	22.26 (73)
16100 (2500)	15900 (24650)	37/2.35 (093)	214.0	41.17 (135)	343.0	24.09 (79)
19400 (3000)	19500 (30240)	37/2.60 (103)	240.0	44.83 (147)	385.0	26.53 (87)
25800 (4000)	26200 (40640)	61/2.35 (093)	288.0	50.325 (165)	464.0	29.58 (97)
32200 (5000)	32100 (49850)	61/2.60 (103)	332.0	53.37 (175)	540.0	31.11 (102)
38700 (6000)	39100 (60620)	91/2.35 (093)	384.0	56.12 (184)	624.0	32.63 (107)
48500 (7500)	48000 (74350)	91/2.60 (103)	461.0	57.34 (188)	738.0	33.55 (111)
54800 (8500)	54600 (84590)	127/2.35 (093)	512.0	57.95 (190)	815.0	35.38 (116)
64500 (10000)	67000 (103760)	127/2.60 (103)	595.0	62.22 (204)	932.0	37.51 (123)

第三表

二心可撓紐線ノ電流容量及電壓降下

導體ノ公稱斷面積 mm ² (in ²) (1)	素線ノ數及徑 mm (in) (2)	許容最大電流 (電壓降下ニ 對スルモノ) (アムペア) (3)	1「ヴォルト」ノ 電壓降下ニ該當 スル長(往復) m (ft) (4)
.39 (.0006)	14/19 (.0076)	1.8	17.99 (59)
.65 (.001)	23/19 (.0076)	3.0	17.99 (59)
1.10 (.0017)	40/19 (.0076)	5.0	17.38 (57)
1.95 (.003)	70/19 (.0076)	8.5	17.38 (57)
3.10 (.0048)	110/19 (.0076)	13.0	17.08 (56)
4.50 (.007)	162/19 (.0076)	17.0	21.04 (69)
6.45 (.01)	97/30 (.0120)	24.0	15.55 (51)
9.35 (.0145)	60/46 (.0180)	28.0	18.91 (62)
14.52 (.0225)	91/46 (.0180)	35.0	22.57 (74)

第四表

單心電纜ノ電流容量
(斷續的負荷ノ場合)

導體ノ公稱斷面積 mm ² (in ²) (1)	護謨絕緣電纜			紙絕緣電纜		
	半時間 定格 (アムペア) (2)	一時間 定格 (アムペア) (3)	附錄第三號 ニ依ル連續 定格 (アムペア) (4)	半時間 定格 (アムペア) (5)	一時間 定格 (アムペア) (6)	附錄第三號 ニ依ル連續 定格 (アムペア) (7)
9.35 (.0145)	38	37	37	60	57	57
14.50 (.0225)	47	46	46	79	75	75
19.40 (.0300)	56	54	53	94	89	87
25.80 (.0400)	68	65	64	113	105	104
38.70 (.0600)	92	85	84	151	138	135
48.50 (.0750)	113	101	97	180	162	157
64.50 (.1000)	142	124	118	225	199	191
77.50 (.1200)	160	138	130	252	220	210
97.00 (.1500)	191	164	152	303	261	246
129.00 (.2000)	247	204	184	376	320	296
161.00 (.2500)	295	244	214	453	377	343
194.00 (.3000)	351	283	240	523	435	385
258.00 (.4000)	452	357	288	663	543	464
322.00 (.5000)	534	422	332	804	648	540
387.00 (.6000)	641	499	384	960	767	624
485.00 (.7500)	774	604	461	1,180	930	738
548.00 (.8500)	900	680	512	1,325	1,045	815
645.00 (1.0000)	1,036	803	595	1,548	1,211	932

第五表

「ワニス」ヲ施シタル「カムブリツク」電纜ノ電流容量 (使用電壓660「ヴォルト」以下)

Table with columns: 導體ノ公稱斷面積 (mm², in²), 素線ノ數及徑 (mm, in), 連續定格 (單心, 二心, 三心), 斷續定格單心 (半時間, 一時間).

第六表

單心護謨絕緣電纜ノ寸法

Table with columns: 公稱斷面積 (mm², in²), 外徑 (mm, in), 厚 (mm, in), 外徑 (mm, in), 鋼裝用線ノ徑 (mm, in), 鋼裝上ノ徑 (mm, in), 鋼裝及編組上ノ徑 (mm, in), 鉛ノ厚 (mm, in), 鉛被上ノ徑 (mm, in), 鋼裝用線ノ徑 (mm, in), 鋼裝上ノ徑 (mm, in), 鋼裝及編組上ノ徑 (mm, in).

第七表
單心紙絕緣電纜ノ寸法

導體 公稱斷面積 mm ² (in ²) (1)	體 外徑 mm (in) (2)	絕緣體 厚 mm (in) (3)	鉛被電纜		鉛裝電纜	
			鉛ノ厚 mm (in) (4)	鉛被上ノ徑 mm (in) (5)	鉛裝用線ノ徑 mm (in) (6)	鉛裝上ノ徑 mm (in) (7)
0.65 (.0010)	0.91 (.036)	1.27 (.050)	1.14 (.045)	5.74 (.226)	1.62 (.064)	11.00 (.434)
0.97 (.0015)	1.10 (.044)	1.27 (.050)	1.14 (.045)	5.94 (.234)	1.62 (.064)	11.20 (.442)
1.30 (.0020)	1.57 (.062)	1.27 (.050)	1.14 (.045)	6.40 (.252)	1.62 (.064)	11.79 (.464)
1.95 (.0030)	2.00 (.078)	1.27 (.050)	1.14 (.045)	6.81 (.268)	1.62 (.064)	12.10 (.476)
1.95 (.0030)	1.63 (.064)	1.27 (.050)	1.14 (.045)	6.45 (.254)	1.62 (.064)	11.73 (.462)
2.90 (.0045)	2.20 (.087)	1.52 (.060)	1.27 (.050)	7.80 (.307)	1.62 (.064)	13.10 (.515)
4.50 (.0070)	2.75 (.108)	2.03 (.080)	1.52 (.060)	9.85 (.388)	1.62 (.064)	15.14 (.596)
6.45 (.0100)	3.35 (.132)	2.03 (.080)	1.52 (.060)	10.45 (.412)	1.83 (.072)	17.20 (.676)
9.35 (.0145)	4.00 (.156)	2.03 (.080)	1.52 (.060)	11.10 (.436)	1.83 (.072)	17.80 (.700)
14.50 (.0225)	4.90 (.192)	2.03 (.080)	1.52 (.060)	12.00 (.472)	1.83 (.072)	18.70 (.736)
19.40 (.0300)	5.60 (.220)	2.03 (.080)	1.52 (.060)	12.70 (.500)	1.83 (.072)	19.40 (.764)
25.80 (.0400)	6.60 (.260)	2.03 (.080)	1.52 (.060)	13.70 (.540)	1.83 (.072)	20.40 (.804)
38.70 (.0600)	8.15 (.320)	2.03 (.080)	1.52 (.060)	15.24 (.600)	1.83 (.072)	21.90 (.864)
48.50 (.0750)	9.15 (.360)	2.03 (.080)	1.78 (.070)	16.77 (.660)	1.83 (.072)	23.40 (.924)
64.50 (.1000)	10.50 (.415)	2.03 (.080)	1.78 (.070)	18.15 (.715)	1.83 (.072)	24.80 (.979)
77.50 (.1200)	11.40 (.448)	2.03 (.080)	1.78 (.070)	19.00 (.748)	1.83 (.072)	25.70 (1.012)
97.00 (.1500)	12.80 (.504)	2.03 (.080)	1.78 (.070)	20.42 (.804)	2.03 (.080)	29.60 (1.164)
129.00 (.2000)	14.75 (.581)	2.03 (.080)	1.78 (.070)	22.38 (.881)	2.03 (.080)	31.50 (1.241)
161.00 (.2500)	16.50 (.651)	2.28 (.090)	2.03 (.080)	25.20 (.991)	2.03 (.080)	34.30 (1.351)
194.00 (.3000)	18.30 (.721)	2.28 (.090)	2.03 (.080)	26.95 (1.061)	2.65 (.104)	37.30 (1.469)
258.00 (.4000)	21.30 (.837)	2.54 (.100)	2.28 (.090)	30.90 (1.217)	2.65 (.104)	41.40 (1.625)
322.00 (.5000)	23.60 (.927)	2.54 (.100)	2.28 (.090)	33.20 (1.307)	3.25 (.128)	44.80 (1.763)
387.00 (.6000)	26.00 (1.023)	2.54 (.100)	2.54 (.100)	36.14 (1.423)	3.25 (.128)	47.80 (1.879)
485.00 (.7500)	28.80 (1.133)	2.80 (.110)	2.54 (.100)	39.45 (1.553)	3.25 (.128)	51.00 (2.009)
548.00 (.8500)	30.70 (1.209)	2.80 (.110)	2.80 (.110)	41.90 (1.649)	4.06 (.160)	55.10 (2.169)
645.00 (1.0000)	34.00 (1.339)	2.80 (.110)	2.80 (.110)	45.20 (1.779)	4.06 (.160)	58.50 (2.299)

第八表
「ワニス」ヲ施シタル「カムブリック」電纜ノ絶緣體及鉛被ノ厚
(使用電壓660「ヴォルト」以下)

導體ノ公稱斷面積 mm ² (in ²)	素線ノ數及徑 mm (in)	絶緣體ノ厚 mm (in)	鉛被ノ厚 mm (in)		
			單心	二心	三心
1.95 (.0030)	3/0.91 (.036)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	1.78 (.07)	1.78 (.07)
1.95 (.0030)	1/1.62 (.064)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	1.78 (.07)	1.78 (.07)
2.90 (.0045)	7/0.75 (.029)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	1.78 (.07)	1.78 (.07)
4.50 (.0070)	7/0.91 (.036)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	1.78 (.07)	1.78 (.07)
6.45 (.0100)	7/1.10 (.044)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	1.78 (.07)	1.78 (.07)
9.35 (.0145)	7/1.30 (.052)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	1.78 (.07)	2.03 (.08)
14.50 (.0225)	7/1.60 (.064)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	1.78 (.07)	2.03 (.08)
19.40 (.0300)	19/1.10 (.044)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	2.03 (.08)	2.03 (.08)
25.80 (.0400)	19/1.30 (.052)	2.03 (.08)	1.52 (.06)	2.03 (.08)	2.29 (.09)
38.70 (.0600)	19/1.60 (.064)	2.03 (.08)	1.78 (.07)	2.03 (.08)	2.29 (.09)
48.50 (.0750)	19/1.85 (.072)	2.03 (.08)	1.78 (.07)	2.03 (.08)	2.29 (.09)
64.50 (.1000)	19/2.10 (.083)	2.03 (.08)	1.78 (.07)	2.29 (.09)	2.54 (.10)
77.50 (.1200)	37/1.60 (.064)	2.03 (.08)	1.78 (.07)	2.29 (.09)	2.54 (.10)
97.00 (.1500)	37/1.85 (.072)	2.03 (.08)	1.78 (.07)	2.29 (.09)	2.54 (.10)
129.00 (.2000)	37/2.10 (.083)	2.03 (.08)	1.78 (.07)	2.54 (.10)	2.79 (.11)
161.00 (.2500)	37/2.35 (.093)	2.29 (.09)	2.03 (.08)	2.79 (.11)	3.05 (.12)
194.00 (.3000)	37/2.60 (.103)	2.29 (.09)	2.03 (.08)	3.05 (.12)	3.30 (.13)
258.00 (.4000)	61/2.35 (.093)	2.54 (.10)	2.29 (.09)	3.30 (.13)	3.56 (.14)
322.00 (.5000)	61/2.60 (.103)	2.54 (.10)	2.29 (.09)	3.56 (.14)	3.81 (.15)
387.00 (.6000)	91/2.35 (.093)	2.54 (.10)	2.54 (.10)	—	—
485.00 (.7500)	91/2.60 (.103)	2.79 (.11)	2.54 (.10)	—	—
548.00 (.8500)	127/2.35 (.093)	2.79 (.11)	2.79 (.11)	—	—
645.00 (1.0000)	127/2.60 (.103)	2.79 (.11)	2.79 (.11)	—	—

第九表

強靱護謨絶縁電線ノ寸法

- (一) 船殻ノ電位ヨリ250「ヴォルト」ヲ超スル變化ヲナササル直流配電用
- (二) 線間電壓500「ヴォルト」ヲ超過セズ且ツ中性點ヲ接地セル三相交流配電用

導體ノ公稱斷面積 mm ² (in ²)	索線ノ數及徑 mm (in)	絶縁體ノ厚 mm (in)	強靱護謨絶縁體ノ厚 mm (in)			
			單心	丸二心	平二心	三心
0.645 (.0010)	1/0.90 (.036)	0.865 (.034)	1.27 (.05)	1.27 (.05)	1.27 (.05)	1.27 (.05)
0.968 (.0015)	1/1.10 (.044)	0.865 (.034)	1.27 (.05)	1.27 (.05)	1.27 (.05)	1.27 (.05)
1.29 (.0020)	3/0.75 (.029)	0.915 (.036)	1.27 (.05)	1.52 (.06)	1.52 (.06)	1.52 (.06)
1.95 (.0030)	3/0.90 (.036)	0.965 (.038)	1.27 (.05)	1.52 (.06)	1.52 (.06)	1.52 (.06)
1.95 (.0030)	1/1.60 (.064)	0.915 (.036)	1.27 (.05)	1.52 (.06)	1.52 (.06)	1.52 (.06)
2.90 (.0045)	7/0.75 (.029)	0.990 (.039)	1.27 (.05)	1.52 (.06)	1.52 (.06)	1.52 (.06)
4.50 (.0070)	7/0.90 (.036)	1.040 (.041)	1.27 (.05)	1.52 (.06)	1.52 (.06)	1.52 (.06)
6.45 (.0100)	7/1.10 (.044)	1.090 (.043)	1.27 (.05)	1.52 (.06)	1.52 (.06)	1.52 (.06)
9.35 (.0145)	7/1.30 (.052)	1.170 (.046)	1.27 (.05)	1.52 (.06)	1.52 (.06)	2.03 (.08)
14.50 (.0225)	7/1.60 (.064)	1.245 (.049)	1.52 (.06)	2.03 (.08)	2.03 (.08)	2.03 (.08)
19.5 (.0300)	19/1.10 (.044)	1.320 (.052)	1.52 (.06)	2.03 (.08)	2.03 (.08)	2.03 (.08)
25.80 (.0400)	19/1.30 (.052)	1.420 (.056)	1.52 (.06)	2.54 (.10)	2.54 (.10)	2.54 (.10)
38.70 (.0600)	19/1.60 (.064)	1.575 (.062)	1.52 (.06)	2.54 (.10)	2.54 (.10)	2.54 (.10)
48.50 (.0750)	19/1.85 (.072)	1.680 (.066)	1.52 (.06)	2.54 (.10)	2.54 (.10)	3.05 (.12)
64.50 (.1000)	19/2.10 (.083)	1.830 (.072)	2.03 (.08)	3.05 (.12)	3.05 (.12)	3.05 (.12)
77.50 (.1200)	37/1.60 (.064)	1.900 (.075)	2.03 (.08)	3.05 (.12)	3.05 (.12)	3.30 (.13)
79.00 (.1500)	37/1.85 (.072)	2.030 (.080)	2.03 (.08)	3.30 (.13)	3.30 (.13)	3.30 (.13)
129.00 (.2000)	37/2.10 (.083)	2.240 (.088)	2.54 (.10)	3.81 (.15)	3.81 (.15)	3.81 (.15)
161.00 (.2500)	37/2.35 (.093)	2.410 (.095)	2.54 (.10)	3.81 (.15)	—	4.44 (.175)
193.00 (.3000)	37/2.60 (.103)	2.590 (.102)	2.54 (.10)	4.44 (.175)	—	4.44 (.175)
258.00 (.4000)	61/2.35 (.093)	2.900 (.114)	3.05 (.12)	5.08 (.20)	—	5.72 (.225)
322.00 (.5000)	61/2.60 (.103)	3.080 (.121)	3.05 (.12)	5.72 (.225)	—	6.35 (.25)
387.00 (.6000)	91/2.35 (.093)	3.180 (.125)	3.30 (.13)	6.35 (.25)	—	6.35 (.25)
485.00 (.7500)	91/2.60 (.103)	3.330 (.131)	3.30 (.13)	6.35 (.25)	—	6.35 (.25)
548.00 (.8500)	127/2.35 (.093)	3.430 (.135)	3.30 (.13)	6.35 (.25)	—	6.35 (.25)
645.00 (1.0000)	127/2.60 (.103)	3.580 (.141)	3.81 (.15)	6.35 (.25)	—	6.35 (.25)

第十表

單心護謨絶縁電線ノ絶縁抵抗

(600「メグオーム」級)

導體ノ公稱斷面積 mm ² (in ²)	最小絶縁抵抗			導體ノ公稱斷面積 mm ² (in ²)	最小絶縁抵抗		
	15.6°C (60°F) = 於テ1km 「メグオ ーム」	60°F(15.6°C) = 於テ 1,000「ヤ ー」 = 對ス ル「メグ オーム」	60°F (15.6°C) = 於テ1 哩 = 對ス ル「メグ オーム」		15.6°C (60°F) = 於テ1km 「メグオ ーム」	60°F(15.6°C) = 於テ 1,000「ヤ ー」 = 對ス ル「メグ オーム」	60°F (15.6°C) = 於テ1 哩 = 對ス ル「メグ オーム」
0.65 (.0010)	3,220	3,520	2,000	43.50 (.0750)	965	1,056	600
0.97 (.0015)	3,220	3,520	2,000	64.50 (.1000)	965	1,056	600
1.30 (.0020)	2,010	2,200	1,250	77.50 (.1200)	965	1,056	600
1.95 (.0030)	2,010	2,200	1,250	97.00 (.1500)	965	1,056	600
1.95 (.0030)	3,220	3,520	2,000	129.00 (.2000)	965	1,056	600
2.90 (.0045)	2,010	2,220	1,250	161.00 (.2500)	965	1,056	600
4.50 (.0070)	1,450	1,584	900	194.00 (.3000)	965	1,056	600
6.45 (.0100)	1,450	1,584	900	258.00 (.4000)	965	1,056	600
9.35 (.0145)	1,450	1,584	900	322.00 (.5000)	965	1,056	600
14.50 (.0225)	1,450	1,584	900	387.00 (.6000)	965	1,056	600
19.40 (.0300)	1,210	1,320	750	485.00 (.7500)	965	1,056	600
25.80 (.0400)	1,210	1,320	750	548.00 (.8500)	965	1,056	600
38.70 (.0600)	1,210	1,320	750	645.00 (1.0000)	965	1,056	600

附 錄 第 一 號

發電機、電動機、制御装置及抵抗機試験ニ關スル規程

第一條 溫度上昇ノ制限

電動機及發電機カ全負荷ニテ連續運轉セラレタル後各部ノ溫度上昇ハ次表ニ掲クル範圍ヲ超ユヘカラス

機 械 ノ 部 分 名 稱	溫 度 上 昇 (寒暖計ニテ測定)	
	全閉型ニア ラサルモノ	全 閉 型
(1) 下記ノ材料ヲ以テ絶緣セラレタル捲線及之ニ接スル鐵心	40°C	50°C
(2) 整 流 子	45°C	55°C
(3) 滑 動 環 {開放型 {密閉型	45°C 55°C	55°C 55°C
(4) 絶緣セラレサル部分(絶緣セラレタル捲線ニ接セサル鐵心ヲ含ム)	隣接部分ノ絶緣材料ニ損傷ヲ及ホスカ如キ溫度ニ達セサルコト	

本表(1)ノ絶緣材料ハ木綿、絹、紙及類似ノ材料ニ「ワニス」類ヲ含浸シタルモノ又ハ常ニ油中ニ浸シタル場合竝「エナメル」線トス

本規程ニ適用スル周圍溫度及海拔ハ次ノ値ヲ超ユヘカラス

周 圍 溫 度 40°C

海 拔 1,000 m

第二條 過 負 荷 試 験

發電機及電動機ハ其ノ大サニ從ヒ次ニ掲クル時間何等ノ損傷ナク 25% ノ過負荷ニ耐ヘ得ルモノトス

過負荷試験ハ全負荷連續運轉後ノ上昇溫度ニ於テ定格電壓及周波數ニテ行フモノトス

(イ) 連續定格電動機ノ場合(全閉型ヲ除ク)

電動機ノ大サ	過負荷ノ時間
定格出力 × $\frac{1,000}{\text{毎分回轉數}}$ カ 7.5 kW (10 HP) 以上	2 時間
〃 〃 〃 3 kW (4 HP) 以上 7.5 kW (10 HP) 未滿	30 分間
〃 〃 〃 0.75 kW (1 HP) 以上 3 kW (4 HP) 未滿	15 分間

(ロ) 連續定格發電機ノ場合(全閉型ヲ除ク)

發電機ノ大サ	過負荷ノ時間
直流、定格出力 × $\frac{1,000}{\text{毎分回轉數}}$ カ 7.5 kW 以上	2 時間
交流、〃 〃 〃 7.5 kVA 以上	〃
直流、〃 〃 〃 3 kW 以上 7.5 kW 未滿	30 分間
交流、〃 〃 〃 3 kVA 以上 7.5 kVA 未滿	〃
直流、〃 〃 〃 1 kW 以上 3 kW 未滿	15 分間
交流、〃 〃 〃 1 kVA 以上 3 kVA 未滿	〃

短時間定格ノ機械及全閉型ノ機械ニ對シテハ前記ノ持續過負荷ヲ行ハサルモノトス

前記ノ過負荷ハ周圍溫度カ 35°C (95°F) ヲ超ユサル場合ニ之ヲ適用ス、周圍溫度カ 35°C (95°F) ヲ超ユル場合ニ於テ過負荷ヲ持續セントスルトキハ定格容量ヲ減スルコトヲ要ス、又周圍溫度カ 35°C (95°F) 未滿ナルトキハ小容量ノ機械ニ對シテ過負荷時間ヲ延長スルコトヲ得但シ何レノ場合ニ於テモ 2 時間ヲ超ユヘカラス

第三條 過電流試験及過回轉力試験

發電機ハ規定ノ全負荷運轉後ノ上昇溫度ニ於テ何等ノ損傷ナク次ニ掲クル過電流及時間ニ對シ耐ヘ得ルモノトス但シ電壓ハ出來得ル限り定格電壓ニ保ツモノトス

凡テノ連続定格発電機 50%ノ過電流ニ對シ1分間
 電動機ハ規定ノ全負荷運轉後ノ上昇溫度ニ於テ何等ノ損傷ナク次ニ掲クル回轉
 力及時間ニ對シ耐ヘ得ルモノトス但シ試験中電壓ハ定格電壓ヲ保ツモノトス

(一) 連続定格電動機ノ場合 (全閉型ヲ含ム)

(イ) 凡テノ電動機 50%ノ過回轉力ニ對シ1分間
 (ロ) 直流電動機ニシテ毎分 1,000 回轉ニ於テ

112 kW (150 HP) 以下ノモノ 100%ノ過回轉力ニ對シ 15 秒間

(ハ) 凡テノ誘導電動機 100%ノ過回轉力ニ對シ 15 秒間

(二) 短時間定格電動機ノ場合 (全閉型ヲ含ム)

凡テノ電動機 100%ノ過回轉力ニ對シ 30 秒間

第四條 耐 壓 試 験

耐壓試験ハ新製機械ニシテ組立完了シタルモノニ對シ之ヲ執行ス、該試験ハ特
 ニ指定セサルトキハ製造工場ニ於テ溫度試験終了後直チニ執行スルモノトス
 耐壓試験ハ捲線ト鐵心及枠ヲ總括シタルモノトノ間並捲線ト他ノ捲線トノ間ニ
 1分間次ニ掲クル試験電壓ヲ加フルモノトス但シ試験電壓ハ周波數 25 乃至 100
 「サイクル」ノ交流ニシテ正弦波形ノモノタルヘシ

機械又ハ部分品	試 験 電 壓
(1) 1 kW 又ハ kVA 以上 3 kW 又ハ kVA 未滿ノ機械	{ 1,000V = 定格電壓ノ 2 倍ヲ加ヘタルモノ
(2) 3 kW 又ハ kVA 以上ノ機械	{ 1,000V = 定格電壓ノ 2 倍ヲ加ヘタルモノ但シ最小 2,000V トス
(3) 同期發電機ノ界磁捲線 但シ勵磁電壓 750V ヲ超エサルトキ	{ 勵磁電壓ノ 10 倍但シ最小 2,000V 最大 3,500V トス
(4) 同期電動機ノ界磁捲線	{ 勵磁電壓ノ 10 倍但シ最小 2,000V 最大 3,500V トス
(イ) 界磁捲線ヲ短絡シテ起動セシムル場合	5,000V
(ロ) 界磁捲線ニ分切開閉器ヲ備ヘ起動セシムル場合	5,000V
(ハ) 分切開閉器ヲ備ヘシテ界磁回路ヲ開放シタル儘起動セシムル場合	{ 勵磁電壓 275V 未滿 ナルトキ 5,000V 勵磁電壓 275V 以上ナルトキ 8,000V

(ニ) 交流側ノ捲線ヲ使用セスシテ起動セシムル場合 (イ) = 同シ

(5) 勵 磁 機

{ 勵磁サルル機械ノ界磁捲線ノ試験電壓ヨリ小ナルヘカラス但シ同期機ノ場合ニ於テ交流側ヨリ起動セシムル場合ハ(3)ニ依ル

(6) 誘導電動機ノ回轉子捲線 (短絡回轉子型ヲ除ク)

{ 1,000V = 滑動環間ニ於ケル最大誘起電壓ノ 2 倍ヲ加ヘタルモノ、又回轉方向ヲ變スル電動機ニ在リテハ 1,000V = 最大誘起電壓ノ 4 倍ヲ加ヘタルモノ

第五條 絶縁抵抗ノ測定

絶縁抵抗ハ耐壓試験前ニ於テ測定シ次ノ値ヨリ小ナルヘカラス

$$\frac{\text{定格電壓}}{1,000 + \text{定格出力 (kW 又ハ kVA)}} \text{「メガオーム」}$$

絶縁抵抗ハ直流電壓 500V ヲ加ヘテ測定スルモノトス

第六條 給 油 装 置

發電機及電動機ニハ之ヲ水平位置ヨリ何レノ方向ニ 15 度傾クルモ連續運轉ニ支障ヲ來ササル軸受給油装置ヲ備フルモノトス

第七條 制御装置及抵抗ノ溫度上昇

制御装置及抵抗各部ノ溫度上昇ハ次表ニ掲クル範圍ヲ超ユヘカラス

器械ノ部分名稱	溫度上昇(寒暖計ニテ測定)
接觸部分及導體	30°C
釋 放 線 輪	
(イ) 木綿、絹、紙及類似ノ材料ニ「ワニス」ヲ含浸シタルモノ	50°C
(ロ) 「エナメル」線	50°C
(ハ) 「アスベスト」、「マイカ」、「マイカナイト」及裸線輪	100°C
接觸器用線輪	70°C
抵抗(裸線ノ上ニテ測定)	260°C

第八條 制御装置及抵抗ノ耐壓試験

制御装置及抵抗ハ導體ト枠トノ間ニ 1,000V = 定格電壓ノ 2 倍ヲ加ヘタル電壓(但シ最小 2,000V トス) ヲ課シ 1 分間耐ヘ得ルモノトス

附 録 第 二 號

電 纜 規 程

第一條 銅線ノ萬國標準抵抗

次ノ各號ヲ標準軟銅ノ常規數量トシテ定ム

- (一) 20°Cノ溫度ニ於テ長 1m 斷面積 1mm²ノ標準軟銅線ノ抵抗ヲ $\frac{1}{58} = 0.017241 \dots$ 「オーム」トス
- (二) 20°Cノ溫度ニ於ケル標準軟銅ノ密度ヲ 1cm³ = 付 8.89g トス
- (三) 20°Cノ溫度ニ於ケル標準軟銅ノ線膨脹係數ヲ攝氏 1 度ニ付 0.00017 トス
- (四) 膨脹自由ナル電線上ニ固著セシメタルニツノ測點間ニ於テ測定セル標準軟銅ノ 20°Cニ於ケル抵抗溫度係數ヲ攝氏 1 度ニ付 $\frac{1}{254.45} = 0.00393$ 即チ トス
- (五) (一)及(二)ニ依リ 20°Cノ溫度ニ於ケル標準軟銅ノ「グラム」質量抵抗ヲ 1m 1g = 付 $\frac{1}{58} \times 8.89 = 0.15323$ 「オーム」トス

第二條 撚線ノ標準

撚線ノ斷面積、重量及抵抗ハ素線ノ斷面積、重量及抵抗ニ夫々次表ニ掲クル定數ヲ乘シタルモノトス

素線ノ數	定 數		
	斷 面 積	重 量	抵 抗
3	2.94118	3.06000	0.340000
7	6.88235	7.12000	0.145299
19	18.6471	19.3600	0.0536278
37	36.2941	37.7200	0.0275527
61	59.8235	62.2000	0.0167158
91	89.2353	92.8000	0.0112063
127	124.529	129.520	0.00803023
169	165.706	172.360	0.00603479

第三條 可撚紐線ノ標準

可撚紐線ニ於ケル徑 0.193mm (0.0076in)ノ素線ノ數並導體ノ斷面積及抵抗ハ次表ニ依ル

可 撚 紐 線 ノ 導 體

(標準軟銅)

1	2	3	4	5	6
可撚紐線ニ於ケル素線ノ數		導體ノ徑	20°Cニ於ケル 1,000mノ抵抗 (60°Fニ於ケル 1,000「ヤード」ノ抵抗)		
公稱斷面積	素線ノ數及徑		標 準	最大許容抵抗 軟 銅	最大許容抵抗 錫鍍軟銅
0.4mm ² (0.006in ²)	14/0.193mm (14/0.0076in)	0.873mm (0.034in)	44.1 オーム (39.7)	45.0 オーム (40.5)	45.9 オーム (41.3)
0.65 (0.001)	23/0.193 (23/0.0076)	1.168 (0.046)	26.9 (24.2)	27.3 (24.6)	27.9 (25.1)
1.0 (0.0017)	40/0.193 (40/0.0076)	1.418 (0.057)	15.4 (13.9)	15.8 (14.2)	16.0 (14.4)
2.0 (0.003)	70/0.193 (70/0.0076)	1.930 (0.076)	8.83 (7.94)	9.01 (8.10)	9.19 (8.26)
3.0 (0.0048)	110/0.193 (110/0.0076)	2.515 (0.099)	5.62 (5.05)	5.73 (5.15)	5.84 (5.25)
4.5 (0.007)	162/0.193 (162/0.0076)	2.794 (0.110)	3.81 (3.43)	3.89 (3.50)	3.97 (3.57)

第四條 可撚電纜ノ標準

可撚電纜ニ於ケル素線ノ數及徑並導體ノ斷面積及抵抗ハ次表ニ依ル

可撓電纜ノ導體
(標準軟銅)

公稱 斷面積	素線ノ數及徑				20°Cニ於ケル1,000mノ抵抗 (60°Fニ於ケル1,000「ヤ-ド」ノ抵抗)		
	徑0.254mm (0.010in)	徑0.304mm (0.012in)	徑0.457mm (0.018in)	徑0.736mm (0.029in)	標準	最大許容抵抗 軟銅	最大許容抵抗 錫鍍軟銅
6.5 mm ² (0.01 in ²)	140/254 (140/010)	97/304 (97/012)			2.553* (2.29)	2.604* (2.34)	2.655* (2.39)
9.5 (0.0145)	195/254 (195/010)		60/457 (60/018)		1.828 (1.64)	1.864 (1.68)	1.901 (1.71)
15 (0.0225)	296/254 (296/010)		91/457 (91/018)		1.207 (1.08)	1.231 (1.11)	1.255 (1.13)
20 (0.03)		266/304 (266/012)	117/457 (117/018)		0.9425 (0.847)	0.9613 (0.864)	0.9809 (0.881)
25 (0.04)		368/304 (368/012)	163/457 (163/018)		0.6748 (0.606)	0.6883 (0.618)	0.7018 (0.631)
40 (0.06)		577/304 (577/012)	248/457 (248/018)		0.4454 (0.400)	0.4543 (0.408)	0.4532 (0.416)
50 (0.075)		705/304 (705/012)	313/457 (313/018)	121/736 (121/029)	0.3519 (0.316)	0.3590 (0.323)	0.3660 (0.329)
65 (0.10)			416/457 (416/018)	160/736 (160/029)	0.2648 (0.238)	0.2701 (0.243)	0.2754 (0.247)
75 (0.12)			482/457 (482/018)	186/736 (186/029)	0.2288 (0.206)	0.2334 (0.210)	0.2380 (0.214)
95 (0.15)			610/457 (610/018)	235/736 (235/029)	0.1808 (0.163)	0.1844 (0.166)	0.1880 (0.169)
125 (0.2)			810/457 (810/018)	312/736 (312/029)	0.1350 (0.122)	0.1388 (0.125)	0.1415 (0.127)
160 (0.25)			1017/457 (1017/018)	392/736 (392/029)	0.1083 (0.0974)	0.1105 (0.0993)	0.1127 (0.101)
195 (0.3)				481/736 (481/029)	0.08836 (0.0794)	0.09013 (0.0810)	0.09189 (0.0826)
260 (0.4)				646/736 (646/029)	0.06576 (0.0591)	0.06708 (0.0603)	0.06839 (0.0614)
320 (0.5)				792/736 (792/029)	0.05361 (0.0482)	0.05468 (0.0491)	0.05575 (0.0501)

第五條 導體ノ標準重量及抵抗ニ對スル公差

導體ノ標準重量及抵抗ニ對スル公差ハ次表ニ依ル

導 體	公差(百分率)	
	重 量 +又ハ-	抵 抗 +又ハ-
單 線 (同心電纜ノ環狀導體ヲ含ム)		
軟 銅 線	3	3
徑 0.915 mm (0.036 in) 以上ノ錫鍍軟銅線	3	4
徑 0.915 mm (0.036 in) 未滿ノ錫鍍軟銅線	3	5
撚 線		
軟 銅 線	2	2
徑 0.915 mm (0.036 in) 以上ノ錫鍍軟銅線	2	3
徑 0.915 mm (0.036 in) 未滿ノ錫鍍軟銅線	2	4

第六條 絕 緣 體

一、絕緣體ノ標準厚

絕緣體ノ厚ハ第四十三章第六表乃至第九表ニ依ル

二、絕緣體ノ標準厚ニ對スル公差

絕緣體ノ厚ノ最大誤差ハ第四十三章第六表乃至第九表ニ掲ケタル厚ヨリ小ナルコト其ノ 10% ヲ超ユヘカラス、又周圍ニ沿ヒ等分ノ點ニ於テ測リタル厚ノ平均カ標準値ヨリ小ナルヘカラス

第七條 保 護 被 覆

一、被覆ノ標準厚

被覆ノ厚ハ第四十三章第六表乃至第九表ニ依ル

二、被覆ノ標準厚ニ對スル公差

被覆ノ厚ノ最大誤差ハ第四十三章第六表乃至第九表ニ掲ケタル厚ヨリ小ナル

コト其ノ 10% ヲ超ユヘカラス、又周圍ニ沿ヒ等分ノ點ニ於テ測リタル厚ノ平均カ標準値ヨリ小ナルヘカラス

強靱ナル護謨混合物ヲ以テ多心ノ間隙ヲ充填スル様被覆シテ保護シタル多心電纜ニ在リテハ護謨混合物ノ厚ハ其ノ最小ナル部分ニ於テ測リ其ノ最大誤差ハ次表ニ掲クル標準値ヨリ小ナルコト其ノ 10% ヲ超ユヘカラス、又周圍ニ沿ヒ等分ノ點ニ於テ測リタル厚ノ平均カ標準値ヨリ小ナルヘカラス

強靱ナル護謨混合物ヲ以テ保護被覆サレタル可撓線
(標準錫鍍軟銅)

1	2	3	4	5	6	7	8
公稱 斷面積	素線ノ數及徑	導體ノ 直徑	20°Cニ於ケル 1,000 mノ抵抗 (6°Fニ於 ケル 1,000「ヤード」 ノ抵抗) 標準最大		強靱ナル 護謨混合 物ノ厚	外徑 (250Vノ 場合)	外徑 (250Vノ 場合)
0.4 mm ² (0.0006 in ²)	5-錫鍍軟銅線 7/304 mm 2-錫鍍軟銅線 (7/012 in)	0.915 mm (0.036 in)	45.07* (40.5)	45.96* (41.3)	1.27 mm (0.050 in)	5.13 mm (0.202 in)	6.25 mm (0.246 in)
0.65 (0.001)	9-錫鍍軟銅線 11/304 2-錫鍍軟銅線 (11/012)	1.219 (0.048)	27.38 (24.6)	27.94 (25.1)	1.27 (0.050)	5.48 (0.216)	6.55 (0.258)
1.0 (0.0017)	凡テノ錫鍍軟 銅線 16/304 (16/012)	1.448 (0.057)	15.80 (14.2)	16.03 (14.4)	1.27 (0.050)	5.76 (0.227)	6.83 (0.269)
2.0 (0.003)	" " 28/304 (28/012)	1.930 (0.076)	9.01 (8.10)	9.19 (8.26)	1.27 (0.050)	6.30 (0.248)	7.36 (0.290)
3.0 (0.0048)	" " 44/304 (44/012)	2.337 (0.092)	5.73 (5.15)	5.84 (5.25)	1.27 (0.050)	6.81 (0.268)	7.82 (0.308)
4.5 (0.007)	" " 65/304 (65/012)	2.845 (0.112)	3.89 (3.50)	3.97 (3.57)	1.27 (0.050)	7.36 (0.290)	8.38 (0.330)

第八條 試 驗

一、屈曲試驗

外徑ノ 6) 倍ノ長ヲ有スル試料ヲ取り其ノ兩端ヲ其ノ儘ニシテ之ヲ其ノ外徑ノ 12 倍ノ徑ヲ有スル圓濶ノ周ニ沿ヒ一方向ニ、次ニ其ノ反對ノ方向ニ曲ケ斯クスルコト三回ニ及フモ電纜ニ損傷ヲ生スルコトナク且ツ次ノ耐壓試驗ニ耐ヘ得ルモノトス

二、耐壓試驗

250V ノ電壓ニ使用セラルル絶縁電纜ハ 15 分間 1,000V ノ電壓ニ耐ヘ、又

660V ノ電壓ニ使用セラルル絶縁電纜ハ 15 分間 2,500V ノ電壓ニ耐ヘ得ルモノトス

特ニ指定セサル場合ニ在リテハ耐壓試驗ハ製造工場ニ於テ 24 時間水中ニ浸シタル後執行スルモノトス

三、絶縁抵抗試験

絶縁抵抗試験ハ第四十三章第十條第六號ニ依ル

四、導線ノ扯斷力及伸長率

日本電氣工藝委員會制定ノ電線標準ニ依ル

五、錫鍍、護謨絶縁體、亞鉛鍍試驗

日本電氣工藝委員會制定ノ電線標準ニ依ル

附 錄 第三號

電 纜 ノ 溫 度 上 昇

第四十三章第四表ハ周圍溫度 26.6°C (80°F) ヲ超エスH單心ニシテ護謨ニテ絶縁セラレタル電纜ニ對シテハ 11.1°C (20°F)、紙ニテ絶縁セラレタル電纜ニ對シテハ 27.7°C (50°F) ノ溫度上昇ヲ許スモノトシテ制定セラル即チ護謨絶縁電纜ニシテ斷面積 4.5mm^2 (0.007in^2) 未滿ノモノ及紙絶縁電纜ニシテ斷面積 11mm^2 (0.017in^2) 未滿ノモノハ電流密度 1mm^2 = 付 6.2amp (1in^2 = 付 $4,000\text{amp}$) トシテ計算セラル

前項ニ依リ使用状態ニ於ケル最大溫度ハ護謨絶縁電纜ニ在リテハ 37.7°C (100°F)、紙絶縁電纜ニ在リテハ 54.4°C (130°F) ナリ

護謨絶縁電纜ハ長キ使用期間ニ於テハ 48.8°C (120°F)、短キ使用期間ニ於テハ 54.4°C (130°F) ヲ超ユル溫度ニ昇ルコトヲ許サス、又紙絶縁電纜ハ 80°C (176°F) ヲ超ユル連續シタル溫度ニ保ツコトアルヘカラス

周圍溫度カ 26.6°C (80°F) ヲ超ユル場合ニ在リテハ電纜ノ最大溫度カ前記ノ値ヲ超ユサル様許容電流ヲ減スルコトヲ要ス

第四十四章

冷 藏 装 置

委員會ハ冷藏貨物ノ運搬ニ使用スル冷藏船ノ防熱装置及冷凍機關ニ關シ本則ヲ承認シ船主又ハ製造者ノ申込ニ應シ検査員ヲシテ必要ナル検査ヲ行ハシム

第一條 本則ニ依リHツ本會検査員ノ製造中検査ヲ受ケ施設シタル冷藏装置ニ對シテハ委員會ノ承認ヲ經テ船舶原簿ニ R. M. C. * (検査年月) ヲ附記シHツ冷藏船ノ數及容積、防熱材ノ種類、冷凍方法並冷凍機ノ種類及數ヲ表示シテ之ヲ登録シ検査證書ヲ發行ス

製造中検査ヲ受ケサル冷藏装置ニ對シ検査ノ申込アリタルトキハ本會検査員ニ於テ検査ヲ行ヒ良好ト認メタルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ船舶原簿ニ R. M. C. (検査年月) ヲ附記シ前項ノ表示事項ト共ニ之ヲ登録シ検査證書ヲ發行ス

本會ノ登録ヲ繼續セントスル冷藏装置ニ對シテハ六箇月ヲ超ユサル期間毎ニ第十四條ニ定ムル定期検査ヲ行フモノトス

三箇月以内ニ一航海ヲ終ル船ニ在リテハ前回定期検査後約三箇月目ニ第十四條ニ定ムル中間検査ヲ行ヒ次回定期検査ニ於テ其部分ノ検査ヲ省略スルコトヲ得本則ハ主トシテ航洋船ノ冷藏装置ニ付之ヲ適用スルモ特殊ノ航路、用途ニ使用スル冷藏船ノ冷藏装置及本則ニ規定セサル特殊構造ノ冷藏装置ニ付テハ委員會ニ於テ特ニ銓衡シ之ニ適應スル検査證書ヲ發行ス

第二條 冷凍機室ニハ有效ナル通風装置及排水装置ヲ爲シH鋼製水密仕切板ヲ設ケ完全ニ防熱區劃ト隔離スルコトヲ要ス

油艙ノ隔壁ニ防熱装置ヲ施ストキハ該隔壁ト防熱装置トノ間ニ適當ノ空隙ヲ設ケ同部ノ「ドレイン」ヲ「オイル ガッターウエー」及「ビルジ」ニ導ク様装置スルコトヲ要ス又該防熱装置ハ之ヲ氣密ト爲スコトヲ要ス

前項ノ空隙ニハ大氣ニ通スル通風管ヲ設ケ其ノ末端ニ金網製ノ隔膜ヲ備フルコトヲ要ス

第三條 冷蔵艙ノ防熱装置ハ堅實ナル構造ト爲シ且ツ之ニ使用スル防熱材料ハ凡テ有效ノモノナルコトヲ要ス

防熱装置ノ材料及構造ニ關シテハ其ノ明細ヲ委員會ニ報告シ承認ヲ受クルコトヲ要ス

防熱装置ニシテ貨物ノ爲メニ損傷ヲ受クル惧アル部分ハ適當ニ之ヲ保護スルコトヲ要ス

第四條 防熱區劃ニ於ケル諸管、空氣通路等ハ適當ニ之ヲ配置シテ其ノ位置ニ固定シ且ツ貨物ノ爲メニ損傷ヲ受ケサル様保護スルコトヲ要ス

防熱區劃ニ於ケル「ビルジ」吸水管、測深管、空氣管等ニハ凡テ適當ニ防熱装置ヲ施スコトヲ要ス

石炭庫ヲ通過スル冷却管及石炭庫隔壁ノ防熱装置ハ失火ニ對シ特別ノ注意ヲ以テ之ヲ施スコトヲ要ス

第五條 寒暖計箱ノ蓋及蓋ハ鋼甲板ヨリ傳熱セサルモノト爲シ且ツ箱内ニ浸水セサル様之ヲ装置スルコトヲ要ス

寒暖計箱及冷却管ハ其ノ所屬防熱區劃外ニ在リテハ之ニ有效ナル防熱装置ヲ施スコトヲ要ス但シ冷却管ニシテ「ブライン」槽室及蒸化器室ヲ通過スルモノニ在リテハ此ノ限ニアラス

第六條 滿載吃水線下ニ在ル防熱區劃ノ「ドレイン」ハ防熱装置ヲ施シタル不還瓣又ハ水封穿ヲ經テ之ヲ「ビルジ」ニ排泄スルコトヲ要ス

防熱區劃ニ通スル外部ヨリノ「ドレイン」ハ該區劃ニ冷蔵貨物ヲ積載スル間之ヲ遮斷シ得ル様装置スルコトヲ要ス

第七條 防熱區劃ニ於ケル「ビルジ」、芥除箱等ハ容易ニ檢査シ得ル様施設スルコトヲ要ス

第八條 冷蔵艙ノ船側、隔壁及床上ニハ凡テ冷蔵貨物積載前ニ於テ「バツテン」

ヲ施シ船側及隔壁ニ於ケルモノハ之ヲ固著スルコトヲ要ス

前項ノ「バツテン」ハ床上ニ於ケルモノハ少クとも幅 50 mm (2 in)、厚 50 mm (2 in)、船側及隔壁ニ於ケルモノハ幅 50 mm (2 in)、厚 38 mm (1½ in) トシ各適當ノ間隔ヲ以テ之ヲ設置スルコトヲ要ス

懸吊ノ方法ニ依リ貨物ヲ積載スルトキハ床上ノ「バツテン」ヲ要セス

第九條 冷凍機關ハ承認ヲ經タル構造ニシテ熱帶地ノ氣候ニ於テ毎日 18 時間之ヲ運轉シ所要ノ冷蔵艙溫度ヲ保持スルニ充分ナル能力ヲ有スルコトヲ要ス

冷凍機關ハ二箇以上ノ力源ヲ備フル場合ニ在リテハ其ノ何レニ依リテモ運轉シ得ル装置ト爲スヘシ

冷蔵艙ノ容積カ 1,980 m³ (70,000 ft³) ヲ超ユルトキハ冷凍機ハ第一項ニ掲ケタル能力ヲ有スルモノ二箇ヲ備フルカ又ハ之ト同能力ノ複式ト爲スコトヲ要ス

「ブライン」唧筒及冷却水唧筒ハ各二箇ヲ備フルコトヲ要ス但シ冷却水唧筒カ補助唧筒ナルトキハ之ニ獨立ノ連結ヲ爲スコトヲ要ス

「ブライン」加減瓣ハ防熱區劃外ノ接近シ易キ場所ニ設置スルコトヲ要ス

第十條 冷凍機關ノ壓力ヲ受クル部分ハ次ノ各號ニ依リ之ヲ試験スヘシ

一、CO₂ 壓縮管、分離器、凝縮器及蒸化器ノ「コイル」、「ヘツダー」及此等ヲ連結スル管ハ 210 kg/cm² (3,000 lbs/in²) ノ水壓試験ヲ行ヒ次ニ水中ニ於テ 105 kg/cm² (1,500 lbs/in²) ノ氣壓試験ヲ行フコト

二、NH₃ 壓縮管及之ニ附屬スル管ハ 42 kg/cm² (600 lbs/in²) ノ水壓試験ヲ行フコト

三、NH₃ 凝縮器及蒸化器ノ各「コイル」ハ 105 kg/cm² (1,500 lbs/in²) ノ水壓試験ヲ行ヒ次ニ水中ニ於テ 35 kg/cm² (500 lbs/in²) ノ氣壓試験ヲ行ヒ更ニ現場ニ取附ケタル後 14 kg/cm² (200 lbs/in²) ノ氣壓試験ヲ行フコト

四、「ブライン」管ハ現場ニ取附ケタル後 6.3 kg/cm² (90 lbs/in²) ノ氣壓試験ヲ行フコト

五、瓦斯凝縮器及蒸化器ノ外筐ハ使用壓力ノ二倍ヨリ少カラサル水壓試験ヲ

行フコト

冷凍及防熱装置ハ完成シタル後使用状態ニ於テ之ヲ試験スルコトヲ要ス
 前項ノ試験ニ於テハ冷蔵艙カ凍結肉及表面凍結肉ヲ積載セントスルモノナルト
 キハ約 -12°C (10°F) =、又果實其ノ他軽度冷却ヲ要スル貨物ヲ積載セント
 スルモノナルトキハ約 -7°C (20°F) =全艙ヲ同時ニ冷却シ各艙カ該温度ニ冷
 却セリト認メタルトキ機關ノ運轉ヲ停止シ約 12 時間ノ後各艙ノ昇温度ヲ檢シ
 之ヲ記録スヘシ

第十一條 豫備品ハ次表ニ依リ之ヲ備ヘ接近シ易キ場所ニ藏置スルコトヲ要ス
 全冷蔵艙ヲ二區ニ分チ又ハ二區劃ノ冷蔵艙ヲ各別ニ同型ノ冷凍機ヲ以テ冷却ス
 ルトキハ豫備品ハ冷凍機一臺分ニ止ムルモ妨ナシ
 同型ニシテ各相當部ヲ相轉用シ得ル冷凍機二臺以上ヲ備ヘ其ノ一臺ヲ除ク他ノ
 冷凍機ノ總能力カ第九條第一項ニ適合スルトキハ豫備品ヲ備ヘサルモ妨ナシ

豫 備 品

品 名	瓦斯壓縮箱 一箇ヲ有ス ル冷凍機一 臺ナルトキ	瓦斯壓縮箱二箇 以上ヲ有スル冷 凍機一臺又ハ瓦 斯壓縮箱一箇ヲ 有スル冷凍機二 臺ナルトキ
曲拐軸 隔心器内輪ヲ有シ完備セルモノ 但シ相轉用シ得ルモノナルトキ	一箇 半數	一箇 半數
壓縮箱蓋 但シ鍛鋼製又ハ螺栓式ナラサル トキ	各種 一箇	各種 一箇
汽箱及壓縮箱ノ吸鑄 完備セルモノ	各種 一組	—
汽箱ノ吸鑄彈環其ノ他	—	各箱ニ付 一組
壓縮箱ノ吸鑄彈環又ハ衛帶環	—	各種 一組
汽箱及壓縮箱ノ吸鑄及母螺 完備セル モノ	各種 一組	各種 一組
滑瓣鍔及母螺	各種 一組	各種 一組
主軸受ノ黃銅	一組	—
主軸受ノ螺釘	二箇	二箇
吸鑄鍔及接續鍔ノ螺釘及黃銅	各 一組	各 一組

隔心器ノ外輪及鍔 完備セルモノ	各種 一組	各種 一組
汽箱ノ主蒸氣瓣及斷汽瓣	一組	高壓氣箱ノ分一組
排氣唧筒ノ「バケツト」及鍔	一組	一組
循環唧筒ノ「バケツト」及鍔	一組	一組
壓縮箱ノ金屬衛帶環	一組	各箱ニ付 一組
壓縮箱ノ吸入瓣及排出瓣 瓣匣及發條ヲ 完備セルモノ	一組	一組
排氣、循環、給水及「ブライン」各唧筒ノ瓣	各 一組	各 一組
瓦斯加減瓣 完備セルモノ	一組	各 一組
瓦斯配送匣及收集匣 鍛鋼製ナラ サルトキ	各 一箇	各 一箇
瓣、嘴子、接合鍔及附屬品	各種 若干	各種 若干
柔革衛帶環製造用型	各種 一箇	各種 一箇
冷 汽 管	六箇	六箇
冷汽管填箍	二十四箇	二十四箇
管及曲管 鍔、接手、螺絲工具トモ	各種 若干	各種 若干
螺釘、母螺、植込螺釘、「パツキング」、接合 環、壓縮箱衛帶環及柔革	各種 若干	各種 若干

第十二條 「ブライン」唧筒及冷却水唧筒カ獨立唧筒ナルトキハ次ノ豫備品ヲ備

フルコトヲ要ス

吸鑄彈環、唧筒瓣及唧筒鍔 各 一組

排氣唧筒、循環唧筒及給水唧筒カ一箇ノ獨立汽機ニ依リ運轉シ主機ノ唧筒ト連
 絡ヲ有セサルトキハ次ノ豫備品ヲ備フルコトヲ要ス

曲 拐 軸 隔心器内輪ヲ有シ完備セルモノ 一箇
 吸 鑄 鍔 完備セルモノ 各種一箇
 汽箱ノ吸鑄彈環 各種一組
 隔心器外輪及鍔 各種一組
 滑 瓣 及 滑 瓣 鍔 各種一組
 接續鍔兩端ノ螺釘及母螺 各 一組
 唧筒ノ「バケツト」及鍔 完備セルモノ 各種一組
 唧 筒 瓣 各種一組

前項ノ唧筒カ主機ノ唧筒ト連絡ヲ有スルトキハ次ノ豫備品ヲ備フルモノトス

接續鋸兩端ノ螺釘及母螺	各	一組
唧筒ノ「バケツト」及鋸	各種	一組
唧筒辦	各種	半組

冷風扇車機ヲ備フルトキハ次ノ豫備品ヲ備フルコトヲ要ス

曲拐軸	隔心器内輪ヲ有シ完備セルモノ	一箇
吸錨及鋸		一組
汽笛蓋		一箇
接續鋸兩端ノ螺釘及母螺		各 一組
軸受黃銅及螺釘		各 一組

補助汽機二臺以上ヲ備ヘ其ノ豫備品ヲ相轉用シ得ルモノナルトキハ之ヲ汽機一臺分ニ止ムルモ妨ナシ

第十三條 航海中冷凍機關ニ於ケル漏洩ニ備フル爲メ補給用冷却媒劑及鹽化「カルシウム」ヲ充分ニ備フルコトヲ要ス

第十四條 檢 査

冷凍機關ハ各檢査毎ニ使用状態ニ於テ之ヲ試驗スルコトヲ要ス、該試驗ハ成ルヘク揚荷港ニ於テ揚荷完了前之ヲ行フヘシ

定期檢査 定期檢査ハ次ノ各號ニ依リ之ヲ行フコトヲ要ス

- 一、「リンバー ハツチ」其ノ他出入口ノ蓋ヲ全部取外シ「リンバー」ヲ掃除シ「ビルジ」吸水管及測深管ヲ檢査スルコト
- 二、艙口、空氣通路、寒暖計箱、通風筒緣材及甲板ニ於ケル諸取附部ノ防熱裝置ヲ檢査シ空氣通路カ支水隔壁ヲ貫通スルトキハ支水扉ノ開閉試驗ヲ行フコト
- 三、「ブライン」カ「ビルジ」ニ排出シ得ル裝置ノモノニ於テハ其ノ「セメント」ヲ檢査スルコト
- 四、冷凍機ノ各部、各唧筒、汽管、水管、冷汽器、瓦斯凝縮器、「ブライン」

冷却器、冷却媒劑液管、瓦斯管、「ブライン」管及豫備品ヲ檢査スルコト
五、瓦斯凝縮器ノ「コイル」カ鐵製又ハ鋼製ナルトキハ約四年目毎ニ之ヲ取出シ成規ノ水壓試驗ヲ爲スコト

中間檢査 中間檢査ハ少クトモ次ノ各號ニ依リ行フモノトス

- 一、防熱裝置、空氣通路及防熱區劃ニ於ケル冷却管ノ一般檢査ヲ爲スコト
- 二、壓縮箱及其ノ諸辦ヲ檢査シ豫備品ヲ調査スルコト

積荷前檢査 揚荷港ニ於テ冷凍機關及防熱裝置ノ檢査ヲ行ヒタルトキト雖モ更ニ積荷港ニ於テ冷蔵貨物積載前「バツテン」及防熱裝置ニ異状ナキヤヲ確メ且冷凍機關ヲ使用状態ニ於テ運轉シテ艙内ノ溫度ヲ記録スルコトヲ要ス但シ本檢査ハ短期間ノ航海ニ從事スル船ニ在リテハ二箇月以内ニ一回行フモノトス
船カ本會檢査員ノ檢査ヲ受ケ難キ地ニ在ル場合ニハ委員會ハ相當ノ技能ヲ有スル者ノ檢査報告書ヲ承認ス又相當ノ技能者ヲ得難キ場合ニハ本船ニ於ケル當該技術者二名ノ檢査報告書ヲ承認ス

船級ノ登録ヲ受ケタル船ノ検査

第一條 船級ノ登録ヲ受ケタル船ノ特別検査ハ製造工事完成ノ月ヨリ起算シ四年目毎ニ之ヲ行フ但シ特別ノ場合ニ於テハ委員會ハ四年ニ滿タサル特別検査期間ヲ定メ又近海航路以下ノ航路ニ制限シタル船級ヲ有スル船及漁船其ノ他特殊ノ用途ニ制限シタル船級ヲ有スル船ニ付テハ製造中特別検査ヲ受ケタルモノニ限リ第一次第一種特別検査ヲ六年目ニ行フコトアルヘシ

船カ進水後六箇月以内ニ完成セサル場合ニ於テハ航行開始前ニ於ケル入渠検査ノ月ヲ以テ製造工事完成ノ月ト看做スコトアルヘシ

第二條 特別検査滿了ノ期日ハ本會ヨリ之ヲ船主ニ通知スヘシ該通知ヲ受ケタルモ相當ノ手續ヲ爲ササル場合ニ於テ生スル責ハ船主又ハ其ノ代理人ニ歸スルモノトス

第三條 特別検査ニ著手シ其ノ幾分ヲ行ヒタル場合ニ於テ特別ノ事由アルトキハ委員會ノ承認ヲ受ケ殘部ノ検査ハ成規ノ時期ヨリ一箇年以内ノ範圍ニ於テ之ヲ延期スルコトヲ得但シ第一條但書ノ規定ニ依リ第一次第一種特別検査ヲ六年目ニ定メタル船ニ付テハ該検査ヲ延期スルコトヲ得ス

第一次第三種特別検査ハ前項ノ規定ニ拘ラス製造工事完成ノ月ヨリ十三箇年ヲ超エテ延期スルコトヲ得ス又第一條第一項但書ノ規定ニ依リ第一次第一種特別検査ヲ六年目ニ定メタル船ノ第一次第三種特別検査ハ十五箇年ヲ超エテ延期スルコトヲ得ス

第四條 特別検査期間滿了前ト雖モ船主ヨリ請求アリタルトキハ特別検査ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ爾後ノ特別検査ノ番號及期間ハ繰上ケタル特別検査完了ノ月ヨリ之ヲ起算ス

第五條 船級ノ登録ヲ受ケタル船カ坐礁、衝突又ハ其ノ他ノ原因ニ依リ損傷ヲ受ケ航行ニ支障ヲ生シタル場合ニ於テハ船主ハ検査ヲ請求シ船體又ハ機關ニ對シ検査員ノ必要ト認ムル修理ヲ加フヘシ

第六條 機關ノ一部又ハ汽鐘ヲ移動セントスルトキハ本會又ハ最寄出張所ニ其ノ旨ヲ通知シ検査員ノ臨檢ヲ受ケ缺陷ヲ發見シタルトキハ検査員ノ指示ニ從ヒ修理ヲ加フヘシ

第七條 検査員ハ前二條以外ノ場合ニ於テモ成ルヘク適當ノ機會ヲ利用シ船級ノ登録ヲ受ケタル船ニ臨檢スヘキモノトス

船級ノ登録ヲ受ケタル船ヲ入渠又ハ上架シタルトキハ船主又ハ其ノ代理人ヨリ之ヲ本會又ハ最寄出張所ニ通知セラルヘシ

船舶原簿ニハ最近臨檢ノ年月ヲ登録スルモノトス

検査員臨檢ノ上修理ヲ必要ト認メタルトキハ之ヲ船主又ハ其ノ代理人ニ通知スヘシ

修理ハ船級ノ登録ヲ繼續スル爲メ成ルヘク迅速ニ之ヲ執行スヘシ

第八條 検査員船級ノ登録ヲ受ケタル船ノ所有者又ハ船長ヨリ請求ヲ受ケタルトキハ検査ヲ行ヒ遲滞ナク其ノ成績ヲ委員會ニ報告スヘシ

検査員損傷又ハ修繕ニ對スル検査ヲ行フ場合ニ於テハ曷メテ同時ニ特別検査ノ手續ヲ行ヒ検査ノ重複ヲ避クヘシ

船體及艤裝品

※ 年次検査

船ハ検査ノ爲メ成ルヘク一箇年ニ一回入渠セシムヘシ

入渠ヨリ入渠迄ノ期間ハ二箇年ヲ超ユヘカラス

検査員ハ十二箇月ヲ超エサル期間毎ニ船ニ臨檢シ操舵装置、水密扉、「スルースヴアルヴ」、艙口ノ蓋板及縦材、艙口及通風筒ノ縁材並暴露甲板ニ於ケル其ノ他ノ開口保護装置ノ現状及操作、排水口ノ一般状態及蝶番ノ現状ヲ検査シ之ヲ報告スヘシ

前項ノ検査ハ成ルヘク入渠検査ヲ利用スヘシ

※ 船主ハ日本船舶ニ付テ船舶検査法令ニ依リ入渠ヨリ入渠迄ノ期間ハ旅客船ニ在リテハ一箇年、非旅客船ニ在リテハ一年六箇月ヲ超ユヘカラサルコトニ注意セラルヘシ又非旅客船ニ付テハ(第一章第九條注意書參照)船舶検査法令ニ依ル検査省略ヲ受クル爲メ検査員ハ一箇年ヲ超エサル期間毎ニ船ニ臨檢シ船體各部ヲ検査シ殊ニ水密扉(支水壁ノ扉、載貨門、載炭門、舷窓等)、「スルース ヴアルヴ」、艙口ノ蓋板及縦材、艙口及通風筒ノ縁材並暴露甲板ニ於ケル其ノ他ノ開口保護装置ノ現状及操作ヲ検査シ尙検査員ノ見込ニ依リ繫船、揚錨、揚貨ノ装置及操舵機具並「ビルジ」唧筒ノ現状及操作ヲ検査スヘシ但シ船體各部ノ検査ハ航海中ノ成績並現状ニ依リ次ノ各號ノ通り斟酌ヲ爲スコトヲ得

一、進水後十二年未滿ノ鋼船船體ノ船艙、燃料庫、二重底、水艙及油艙ノ内部検査ハ航海中ノ成績ニ徴シ特ニ異狀アリト認ムル箇所ヲ除クノ外之ヲ省略ス

二、進水後十二年以上ノ鋼船船體ノ前號諸部検査ニ付テハ前回検査ノ範圍及程度ヲ考慮シ缺點ヲ生シ易キ箇所及特ニ必要ト認ムル箇所ヲ検査シ其ノ他ヲ省略スル等適宜ノ處置ヲ爲ス

第一次第一種特別検査

本検査ニ於テハ船ヲ入渠又ハ上架セシムヘシ

検査準備ハ次ノ各號ニ依ル

- 一、貨物艙、船首尾艙、「ビルジ」及汽船ニ在リテハ機關室並石炭庫内ヲ取り付ケ掃除スルコト
- 二、船ノ首尾ヲ通シテ船底内張板ヲ少クトモ各舷一條宛取外シ又「セメント」ヲ検査スル爲メ必要アルトキハ機關室床板ヲ取外シ尙「ビルジ」覆板其ノ他取外シ得ヘキ船底内張板ハ總テ之ヲ取外スコト
- 三、二重底ノ部分ニ於テハ検査員ノ指示ニ從ヒ船底内張板ヲ取離シ人孔ヲ開

キ二重底内ヲ掃除シ尙頂板ノ掃除及塗裝上必要アルトキハ内張板ノ殘部ヲ取離スコト

二重底ハ滿載吃水ニ相當スル水高壓力ヲ以テ其ノ水密ヲ試験スヘシ

艙内深水艙及船首尾水艙ハ滿載吃水及滿水状態ニ於ケル水艙内ノ最高水面迄ノ高ノ中大ナルモノニ相當スル水高壓力ヲ以テ水密ヲ試験スヘシ

檣、「スパー」、「リギング」、「アウトフィット」、舵及操舵装置ノ全部、艙口ノ蓋板及縦材、艙口及通風筒ノ縁材、機關室圍壁及暴露甲板ニ於ケル開口保護装置、船外ニ通スル「サニタリーパイプ」其ノ他ノ諸管、揚錨機、「スルース ヴアルヴ」、水密扉、排氣管並測深管等ノ現状及操作、排水口ノ一般状態及蝶番ノ現状ヲ検査シ其ノ成績ヲ報告スヘシ

手用唧筒ニ付テハ揚水試験ヲ行フヘシ

肋骨及鋼板ノ表面ハ必要ニ應シ錆落ヲ爲シ「ペイント」ヲ施スヘシ

乾舷標示ノ正否ヲ検査スヘシ

冷蔵ノ爲メ貨物艙ニ絶縁装置ヲ施シタル部分ハ「リムバー」及艙口ノ蓋板ヲ取外シ該部ヲ検査スヘシ

各測深管ノ下部ニ當ル外板ニハ厚キ鋼板ヲ固定シ測深桿ノ衝撃受タラシムコトヲ要スルニ付特ニ注意シテ検査スヘシ

油艙船ニ在リテハ油艙内ノ瓦斯ヲ驅除シ検査ノ際危険ナカラシムヘシ

油艙ノ各區劃室ハ膨脹室艙口頂部迄ノ高ニ相當スル水高壓力ヲ以テ水密ヲ試験スヘシ

第一次第二種特別検査

本検査ニ付テハ第一次第一種特別検査ニ對スル規定ニ依ルノ外次ノ規定ニ依ルヘシ

本検査ニ於テハ船ノ首尾ヲ通シ彎曲部ニ於ケル内張板ヲ各舷一條宛取離シHツ二重底又ハ深水艙ノ部分ニ於テハ内張板全部ヲ取離スコトヲ要ス

揚錨機ヲ検査スヘシ但シ木製揚錨機ニ付テハ之ヲ解放シ添木ヲ剝離スルコトヲ

要ス

木甲板ノ磨滅部分ヲ穿孔シ其ノ状態ヲ検査シ厚カ規定ノ厚ノ $\frac{3}{4}$ 以下ニ減シタル部分又ハ不良ノ部分ハ之ヲ新換スヘシ

錨鎖ハ之ヲ船外ニ整列シ「シャツクルピン」ヲ抜キテ検査スヘシ

錨鎖ハ其ノ截面積ノ減少カ規定ノ截面積ノ25% 即チ徑ノ減少カ次表ニ掲クルモノ以上トナリタルトキハ之ヲ新換スヘシ

錨鎖ノ徑(吋ニテ)		徑ノ減少ノ最大限度(吋ニテ)
$\frac{8}{16}$ 以上	$\frac{12}{16}$ 未滿	$\frac{1}{16}$
$\frac{12}{16}$ 〃	$1\frac{4}{16}$ 〃	$\frac{2}{16}$
$1\frac{4}{16}$ 〃	$1\frac{12}{16}$ 〃	$\frac{3}{16}$
$1\frac{12}{16}$ 〃	2〃	$\frac{4}{16}$
2〃	$2\frac{8}{16}$ 〃	$\frac{5}{16}$
$2\frac{8}{16}$ 〃	3〃	$\frac{6}{16}$
3〃	$3\frac{8}{16}$ 〃	$\frac{7}{16}$

船體ノ構造ニ變更ヲ加ヘタル爲メ錨量等ヲ定ムル數増大シ新造當時ヨリモ大ナル艤裝ヲ要スルモノトナリタル船ニ在リテハ現ニ備フル錨鎖ハ其ノ截面積カ新ニ備フヘキ錨鎖ノ截面積ヨリ其ノ25%ヲ減シタルモノニ達スル迄使用スルコトヲ得

第一次第三種特別検査

本検査ニ付テハ第一次第一種及第二種特別検査ニ對スル規定ニ依ルノ外次ノ規定ニ依ルヘシ

本検査ニ於テハ船側及船底内張板全部ヲ取離シ肋骨、二重底頂板及外板全部ヲ

露出セシムルコトヲ要ス

船底ニ施シタル「セメント」ハ板トノ接著完全ナル部分ハ之ヲ剝離スルニ及ハス

外板ノ兩面竝肋骨及肋板ニ生シタル錆其ノ他鋼材及鐵材ノ露出面ニ生シタル錆ハ之ヲ除去シ更ニ「ペイント」ヲ施スヘシ

橋及斜橋ノ楔ヲ新換シ尙必要ニ應シ鐵製又ハ鋼製「スパー」ニ對シ鈍打又ハ穿孔試験ヲ行フヘシ

船室ノ部分ニ於テハ先ツ舷窓下ノ内張板ノミヲ取離シ鋼材ノ現状ヲ検査スルニ支障ナカラシメ尙必要アルトキハ検査員ノ指示ニ從ヒ内張板ヲモ取離スヘシ
検査員ノ指示ニ從ヒ絶縁箇所ニ於ケル内張板ヲ取離シ尙該箇所ノ板、肋骨等ヲ検査スルニ支障ナカラシムヘシ

鋼製汽船ニ於テハ検査員ノ指示ニ從ヒ外板其ノ他構造上ノ重要部分ニシテ錆ノ多量ニ生スル箇所ヲ穿孔シ磨耗ノ甚シキ部分アルトキハ該部分ヲ新換又ハ補強シ委員會ノ承認ヲ受クヘシ

鐵船及鋼製帆船ニ於テハ船體ノ現状良好ナルトキハ検査員ノ見込ニ依リ穿孔試験ヲ省略スルコトヲ得

木製梁壓材ハ検査員ノ指示ニ從ヒ塗料ヲ剝去シ木地ヲ露出セシムヘシ

第二次第一種特別検査

本検査ニ付テハ第一次第一種特別検査ニ對スル規定及第一次第二種特別検査ノ項錨鎖ノ検査及寸法ニ關スル規定竝第一次第三種特別検査ノ項絶縁箇所ニ於ケル鋼材ノ検査ニ關スル規定ニ依ルノ外次ノ規定ニ依ルヘシ

本検査ニ於テハ内張板ヲ更ニ各舷一條宛取離シH.ツ二重底及深水艙上ノ内張板全部ヲ取離スコトヲ要ス

外板其ノ他構造上ノ重要部分ノ現状ヲ特ニ細密ニ検査シ錆ノ多量ニ生スル箇所ニシテ第一次第三種特別検査ノ際検査セサリシ部分ハ之ヲ穿孔スヘシ

第二次第二種特別検査

本検査 = 付テハ第一次第二種特別検査及第二次第一種特別検査 = 對スル規定 = 依ル

第二次第三種特別検査

本検査 = 付テハ第一次第三種特別検査 = 對スル規定 = 依ル

検査員ハ船體材料ノ寸法ヲ實測シ之ヲ委員會ニ詳報スヘシ

本検査ハ第一次第三種特別検査完了ノ月ヨリ起算シ十三年以内ニ行フ

第三次第一種特別検査

委員會ニ於テ特ニ指定スル場合ヲ除ク外第三次第一種特別検査及其ノ後ニ行フヘキ特別検査ハ第二次第一種特別検査及其ノ後ニ行フ特別検査ニ準シテ夫々之ヲ行フ

機 關

日本非旅客船ノ機關ノ検査 = 付テハ別ニ定ムル所ニ依ルモノトス

機 關 ノ 檢 査

本會ノ船級登録ヲ受ケタル船ノ機關ハ船體ノ特別検査ト同時ニ其ノ特別検査ヲ受クルコトヲ要ス但シ特殊ノ事由アルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ單獨ニ之ヲ行フコトヲ得

損傷ノ場合大修理ヲ施シ十分ナル検査ヲ行ヒタルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ之ヲ特別検査ト同等ノモノト看做スコトアルヘシ

汽 機

汽機ノ特別検査ニ於テハ汽笛、「タービン」、吸鏢、滑瓣、唧筒、冷汽器、推力受、主軸受、中間軸受、諸軸、蒸化器及操舵汽機ノ開放検査ヲ行ヒ又唧筒装置其ノ他検査員ニ於テ必要ト認ムル部分ノ検査ヲ行フモノトス

内 燃 機 關

内燃機關ハ二箇年以内毎ニ次ノ各號ニ依リ検査ヲ行フモノトス

一、次ニ掲クル部分ハ之ヲ開放シテ検査スルコト

甲、氣槽、分離器及管

乙、主及補助内燃機關ノ氣笛、吸鏢、氣笛蓋及瓣若干組

丙、空氣壓縮機ノ氣笛、瓣及冷却装置若干組

丁、曲拐軸受若干

二、次ニ掲クル部分ハ其ノ現状ニ付検査員ノ適當ト認ムル程度ニ於テ出來得ル限り之ヲ検査スルコト

甲、内燃機關ノ動瓣装置、反轉装置、唧筒其ノ他一般

乙、燃料油槽及唧筒装置

前項ノ検査ハ前回検査以後短期間内ト雖モ碇泊中ニ於テ機關ノ一部ニ付検査ヲ行ヒ得ヘキ機會アルトキハ其ノ都度之ヲ行フヘシ

前項ノ趣旨ニ基キ内燃機關其ノ他ヲ開放又ハ調整シタルトキハ其ノ都度開放シタル部分ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス又開放ノ結果不良箇所ヲ發見シタルトキハ其ノ他ノ部分ニ付テモ検査員ニ於テ必要ト認ムルモノハ之ヲ開放シテ検査スルコトヲ要ス

特別検査ニ於テハ次ノ各號ニ依リ全般ニ互ル検査ヲ行フモノトス

一、主及補助内燃機關ノ氣笛、氣笛蓋、瓣、吸鏢、十字頭、接續鐸、唧筒、曲拐及中間軸系、推力受、空氣壓縮機其ノ他検査員ニ於テ必要ト認ムル部分ハ之ヲ開放シテ検査スルコト但シ本検査以前十二箇月以内ニ検査シタル部分ハ特別ノ事情アル場合ヲ除ク外之ヲ開放スルコトヲ要セス

二、燃料油槽及氣槽ハ丁寧ニ之ヲ検査シ又検査員ニ於テ必要ト認ムルトキハ各其ノ製造ニ關スル規定ニ依リ定メタル水壓力ヲ以テ試験スルコト但シ内部ヲ検査シ難キ氣槽ニ在リテハ製造後四箇年ヲ經過シタルトキ又其ノ以後ニ於テ二箇年毎ニ最大壓力ノ2倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルコト

三、唧筒装置ヲ検査スルコト

螺 旋 軸

螺旋軸ハ二箇年以内ニ一回拔出シテ検査ヲ受クヘシ但シ検査員ニ於テ必要ト認

ムルトキハ其ノ検査期間ヲ短縮スルコトアルヘシ
 螺旋軸 = 全通黄銅卷ヲ施シ又ハ船尾管 = 承認シタル注油装置ヲ備ヘタルモノニ
 在リテハ前項ノ検査期間ヲ三箇年トス
 特別ノ事情 = 因リ前二項 = 依リ難キ場合 = 於テ船主ヨリ要求アルトキハ委員會
 ハ螺旋軸検査期間ノ延長ヲ承認スルコトアルヘシ
 船尾管ノ後部軸受 = 於テ其ノ磨耗 = 因リ次表 = 掲クル寸法以上ノ間隙ヲ生シタ
 ルトキハ支面材ヲ新換スルコトヲ要ス

螺旋軸ノ徑	軸ト支面材トノ間隙
9 吋以下ナルトキ	$\frac{1}{4}$ 吋
9 吋ヲ超エ 12 吋以下ナルトキ	$\frac{5}{16}$ 吋
12 吋ヲ超ユルトキ	$\frac{3}{8}$ 吋

海水瓣其ノ他

海水 = 通スル諸孔竝之 = 附屬スル瓣及嘴子ハ特別検査毎 = 船渠内 = 於テ検査ヲ
 受クルコトヲ要ス

鐵又ハ鋼製ノ螺釘ヲ用キテ海水瓣又ハ嘴子ヲ外板 = 取附ケタルトキハ船體ノ第
 三種特別検査毎 = 全部之ヲ取外シテ検査ヲ受クヘシ

汽 罐

水管汽罐ハ一箇年毎 = 検査ヲ受クルコトヲ要ス

筒形汽罐ハ製造後四箇年ヲ經過シタルトキ第一回ノ検査ヲ行ヒ六箇年ヲ經過シ
 タルトキ第二回ノ検査ヲ行ヒ又其ノ以後 = 於テハ十二箇月毎 = 検査ヲ行フモノ
 トス

汽罐、過熱器、安全瓣其ノ他汽罐ノ附屬品ハ検査ノ都度内外ヨリ丁寧 = 検査シ
 又安全瓣ハ検査後最大汽壓 = 對シ調整スルモノトス

検査員 = 於テ必要ト認ムルトキハ罐板ノ厚又ハ支柱ノ大サヲ實測シテ其ノ最大

汽壓ヲ改定シ又汽罐若ハ過熱器ノ水壓試験ヲ行フコトアルヘシ

本會ノ船級登録ヲ繼續セントスル帆船ノ副汽罐ハ前記ノ規定 = 依リ検査ヲ受ク
 ルコトヲ要ス

主 汽 管

主汽管ハ次ノ各號 = 掲クル期限 = 於テ少クトモ最大汽壓ノ 2 倍ノ水壓カヲ以テ
 試験スルコトヲ要ス

- 一、鐵附銅管 每四箇年
- 二、引拔銅管、鐵管及銅管 每六箇年

銅管ハ水壓試験前之ヲ燒鈍スヘシ

検査ノ結果委員會 = 於テ汽機、汽罐又ハ内燃機關ノ一部若ハ全部 = 付前記規定
 ノ期限以内 = 於テ之ヲ検査スルヲ適當ト認メタルトキハ船主ハ其ノ要求 = 應セ
 ラルヘシ

船級ノ登録ヲ受ケタル日本非旅客船ノ機關ノ検査

日本非旅客船 = 付テハ船舶検査法令 = 依ル検査省略ヲ受クル爲メ (第一章第九
 條注意書参照) 検査ノ方法ハ次ノ各號 = 依ル

(1) 機 關 ノ 檢 査

本會ノ船級登録ヲ受ケタル船ノ機關ハ船體ノ特別検査ト同時 = 其ノ特別検査ヲ
 又船體ノ年次検査ト同時 = 其ノ年次検査ヲ受クルコトヲ要ス但シ特別検査ニ限
 リ特種ノ事由アルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ單獨 = 之ヲ行フコトヲ得

損傷ノ場合大修理ヲ施シ十分ナル検査ヲ行ヒタルトキハ委員會ノ承認ヲ經テ之
 ヲ特別検査ト同等ノモノト看做スコトアルヘシ

汽機及汽罐ノ特別検査及年次検査 = 於テハ製造後ノ年齢、前検査及航海中ノ成
 績並現状 = 徴シ次 = 規定スル検査ノ範圍及程度ヲ多少斟酌スルコトヲ得

(2) 汽 機

汽機ノ特別検査及年次検査 = 於テハ汽笛、「タービン」、吸鏝、滑瓣、唧筒、冷
 汽器、推力受、主軸受、中間軸受及諸軸ノ開放検査ヲ行ヒ又唧筒装置其ノ他檢

査員=於テ必要ト認ムル部分ノ検査ヲ行フモノトス但シ製造後六年未滿ノ汽機ノ年次検査=於テハ航海中ノ成績等=徴シ特=異狀アリト認ムル箇所ノ外開放検査ヲ省略スルコトヲ得

汽機ノ特別検査=於テハ前項ノ外「タービン」汽機ノ「ロートル」ヲ取出シ「ギヤークケース」ノ上半ヲ取外シ蒸化器及補助汽機ヲ開放シテ検査ヲ行フモノトス

(3) 内 燃 機 關

内燃機關ハ年次検査毎=次ノ各號=依リ検査ヲ行フモノトス

一、次=掲クル部分ハ之ヲ開放シテ検査スルコト

甲、氣槽、分離器及管

乙、主及補助内燃機關ノ氣筒、吸鏢、氣筒蓋及瓣若干組

丙、空氣壓縮機ノ氣筒、瓣及冷却装置若干組

丁、曲拐軸受若干

二、次=掲クル部分ハ其ノ現狀=付検査員ノ適當ト認ムル程度=於テ出來得ル限り之ヲ検査スルコト

甲、内燃機關ノ動瓣装置、反轉装置、唧筒其ノ他一般

乙、燃料油槽及唧筒装置

特別検査=於テハ次ノ各號=依リ全般=互ル検査ヲ行フモノトス

一、主及補助内燃機關ノ氣筒、氣筒蓋、瓣、吸鏢、十字頭、接續鏢、唧筒、曲拐及中間軸系、推力受、空氣壓縮機其ノ他検査員=於テ必要ト認ムル部分ハ之ヲ開放シテ検査スルコト但シ本検査以前十二箇月以内=検査シタル部分ハ特別ノ事情アル場合ヲ除ク外之ヲ開放スルコトヲ要セス

二、燃料油槽及氣槽ハ丁寧=之ヲ検査シ又検査員=於テ必要ト認ムルトキ油槽ハ製造=關スル規定=依リ定メタル水壓力ヲ以テ又氣槽ハ次=掲クル水壓力ヲ以テ試験スルコト

甲、鉸釘接合氣槽ハ每平方吋ノ最大氣壓300封度以上ナルトキハ之=100

封度ヲ加ヘタルモノ、300封度未滿ナルトキハ其ノ $1\frac{1}{3}$ 倍

乙、無接合又ハ鍛接氣槽ハ最大氣壓ノ $1\frac{1}{2}$ 倍

三、唧筒装置ヲ検査スルコト

(4) 螺 旋 軸

螺旋軸ハ二箇年以内=一回拔出シ検査ヲ受クヘシ但シ検査員=於テ必要ト認ムルトキハ其ノ検査期間ヲ短縮スルコトアルヘシ

螺旋軸=全通黃銅卷ヲ施シ又ハ船尾管=承認シタル注油装置ヲ備ヘタルモノ=在リテハ前項ノ検査期間ヲ三箇年トス

船尾管支面材ノ磨耗其ノ内徑ノ二十分ノ一若ハ $\frac{5}{16}$ 吋=及フ時ハ之ヲ整調スヘシ

(5) 海 水 瓣 其 他

海水=通スル諸孔竝之=附屬スル瓣及嘴子ハ特別検査毎=船渠内=於テ検査ヲ受クルコトヲ要ス

鐵又ハ鋼製ノ螺釘ヲ用キテ海水瓣又ハ嘴子ヲ外板=取附ケタルトキハ船體ノ第三種特別検査毎=全部之ヲ取外シテ検査ヲ受クヘシ

(6) 汽 罐

汽罐ハ特別検査及年次検査=於テ之ヲ検査スルモノトス但シ製造後六年未滿ノ常形汽罐ノ年次検査=於テハ前回内部検査以後一年六箇月ノ期間ヲ經過セサル汽罐=限り航海中ノ成績=徴シ特=異狀アリト認ムル場合ヲ除クノ外内部検査ヲ省略スルコトヲ得

汽罐附屬諸瓣及嘴子竝過熱器ハ年次検査毎=内外ヨリ丁寧=之ヲ検査シ驗壓器ハ驗壓標準器=照シ其ノ適否ヲ検査シ又安全瓣ハ検査後最大汽壓=對シ調整スルモノトス

検査員=於テ必要ト認ムルトキハ罐板ノ厚又ハ支柱ノ大サヲ實測シテ其ノ最大汽壓ヲ改定スルコトアルヘシ

汽罐ハ特別検査及其ノ他検査員=於テ必要ト認ムル場合=於テ次ノ各號=掲クル水壓力ヲ以テ試験スルモノトス

一、最大汽壓 100 封度未滿ナルトキハ最大汽壓ノ $1\frac{1}{2}$ 倍
 二、最大汽壓 100 封度以上ナルトキハ最大汽壓 = 50 封度ヲ加ヘタルモノ
 既ニ使用シタル汽罐ニシテ第三十六章第五十六條又ハ第三十七章第十條ノ水壓
 試験ヲ受ケタルモノハ製造後七年未滿ノ場合ニ限リ其ノ特別検査ニ於テ検査員
 ノ見込ニ依リ水壓試験ヲ省略スルコトヲ得
 検査員ニ於テ必要ト認ムルトキハ過熱器ノ水壓試験ヲ行フコトアルヘシ
 本會ノ船級登録ヲ繼續セントスル帆船ノ副汽罐ハ前記ノ規定ニ依リ検査ヲ受ク
 ルモノトス

(7) 主汽管及給水管

主汽管及給水管ハ特別検査及其ノ他検査員ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テ最大
 汽壓ノ 2 倍ノ水壓力ヲ以テ試験スルモノトス
 銅管ハ水壓試験前之ヲ燒鈍スヘシ
 検査ノ結果委員會ニ於テ汽機、汽罐又ハ内燃機關ノ一部若ハ全部ニ付前記規定
 ノ期間以内ニ於テ之ヲ検査スルヲ適當ト認メタルトキハ船主ハ其ノ要求ニ應セ
 ラルヘシ

船級検査料金

船體及機裝品

種 別	料 金
最低料金	110圓
總噸數 1,000 噸未滿ナルトキ	10 噸毎 = 11圓
總噸數 1,000 噸ナルトキ	1,100圓
總噸數 1,000 噸ヲ超ユルトキ	超過噸數 10 噸毎 = 7圓50錢
總噸數 2,000 噸ナルトキ	1,850圓
總噸數 2,000 噸ヲ超ユルトキ	超過噸數 10 噸毎 = 5圓
總噸數 5,000 噸ナルトキ	3,350圓
總噸數 5,000 噸ヲ超ユルトキ	超過噸數 10 噸毎 = 2圓50錢
總噸數 10,000 噸ナルトキ	4,600圓
總噸數 10,000 噸ヲ超ユルトキ	超過噸數 10 噸毎 = 1圓25錢

油艙船ノ建造中特別検査ノ場合ニ於ケル料金ハ前記料金ノ 5 割増トス

往復動汽機

種 別	料 金
最低料金	60圓
低壓汽笛ノ容積 20 立方呎未滿ナルトキ	1 立方呎毎 = 10圓
容積カ 20 立方呎ナルトキ	200圓
容積カ 20 立方呎ヲ超ユルトキ	超過 1 立方呎毎 = 5圓
容積カ 100 立方呎ナルトキ	600圓
容積カ 100 立方呎ヲ超ユルトキ	超過 1 立方呎毎 = 2圓
容積カ 200 立方呎ナルトキ	800圓
容積カ 200 立方呎ヲ超ユルトキ	超過 1 立方呎毎 = 1圓

全馬力=於ケル汽機ノ回轉數カ毎分時 120 ヲ超ユルトキハ其ノ回轉數ト 120 トノ比ヲ汽箱ノ容積=乘シタル容積ヲ以テ前表ノ容積=充ツ、雙螺旋汽機=對スル料金ハ各低壓汽箱ノ容積ノ和ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

「タービン」汽機

種 別	料 金
軸馬力カ 500 馬力未滿ナルトキ	25 軸馬力毎= 10 圓
軸馬力カ 500 馬力ナルトキ	200 圓
軸馬力カ 500 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 軸馬力毎= 5 圓
軸馬力カ 2,500 馬力ナルトキ	600 圓
軸馬力カ 2,500 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 軸馬力毎= 2 圓
軸馬力カ 5,000 馬力ナルトキ	800 圓
軸馬力カ 5,000 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 軸馬力毎= 1 圓

本料金ハ各船ニ於ケル「タービン」汽機ニ依リテ發生スル全軸馬力ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

内 燃 機 關

種 別	料 金
最低料金	75 圓
純馬力カ 500 馬力未滿ナルトキ	25 純馬力毎= 15 圓
純馬力カ 500 馬力ナルトキ	300 圓
純馬力カ 500 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 純馬力毎= 9 圓
純馬力カ 2,500 馬力ナルトキ	1,020 圓
純馬力カ 2,500 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 純馬力毎= 3 圓
純馬力カ 5,000 馬力ナルトキ	1,320 圓
純馬力カ 5,000 馬力ヲ超ユルトキ	超過 25 純馬力毎= 1 圓 50 錢

本料金ハ主機ニ依リテ發生スル全純馬力ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

汽 罐

主機ト同時ニ据付クル汽罐ニ付テノ検査料金

種 別	料 金
汽罐一箇ニ對スル最低料金	45 圓
受熱面積カ 4,000 平方呎未滿ナルトキ	100 平方呎毎= 6 圓
受熱面積カ 4,000 平方呎ナルトキ	240 圓
受熱面積カ 4,000 平方呎ヲ超ユルトキ	超過 100 平方呎毎= 3 圓
受熱面積カ 8,000 平方呎ナルトキ	360 圓
受熱面積カ 8,000 平方呎ヲ超ユルトキ	超過 100 平方呎毎= 1 圓 25 錢
受熱面積カ 16,000 平方呎ナルトキ	460 圓
受熱面積カ 16,000 平方呎ヲ超ユルトキ	超過 100 平方呎毎= 50 錢

常用汽壓カ毎平方吋ニ付キ 180 封度ヲ超ユルトキハ其ノ常用汽壓ト 180 封度トノ比ヲ受熱面積=乘シタル面積ヲ前表ノ面積=充ツ

強壓通風又ハ誘引通風ヲ採用スル汽罐ナルトキハ其ノ面積ハ前記ノ 2.5 割増トス

主汽罐ト同所ニ於テ同時ニ製造セラルル副汽罐ノ検査料金ハ一箇ニ付 45 圓トス

主汽罐ト同所ニ於テ同時ニ製造セラレサル副汽罐及主機ト同時ニ据付ケラレサル主汽罐及副汽罐ノ検査料金ハ次ノ如シ

種 別	料 金
汽罐一箇ニ對スル最低料金	45 圓
受熱面積 3,000 平方呎未滿ナルトキ	100 平方呎毎= 7 圓
受熱面積 3,000 平方呎ナルトキ	210 圓
受熱面積 3,000 平方呎ヲ超ユルトキ	1,000 平方呎毎= 3 圓 50 錢

本料金ハ同一場所ニ於テ同時ニ製造セラルル汽罐ノ受熱面積ノ總面積ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

補機其ノ他ノ船用品

補機其ノ他ノ船用品ニシテ主機關ト同時ニ又ハ同一ノ場所ニ於テ製造セラレサルモノノ試験及検査ニ付テハ上記諸表ニ掲クル料金ノ外別ニ相當料金ヲ申受ク

電 氣 装 置

最低料金			50圓
發電機ノ總容量	15kW 未滿ナルトキ	1kW = 付	10圓
〃	〃 15kW ナルトキ		150圓
〃	〃 15kW ヲ超エ 30kW 未滿ナルトキ	1kW = 付	5圓
〃	〃 30kW ナルトキ		225圓
〃	〃 30kW ヲ超エ 50kW 未滿ナルトキ	1kW = 付	2圓50錢
〃	〃 50kW ナルトキ		275圓
〃	〃 50kW ヲ超エ 80kW 未滿ナルトキ	1kW = 付	1圓
〃	〃 80kW ナルトキ		305圓
〃	〃 80kW ヲ超エ 200kW 未滿ナルトキ	1kW = 付	50錢
〃	〃 200kW ナルトキ		365圓
〃	〃 200kW ヲ超ユルトキ	1kW = 付	25錢

特別検査料金

船體、機弱併セテ

總噸數		料 金
100 噸未滿		50圓
100 噸以上	300 噸未滿	70圓
300 〃	500 〃	100圓
500 〃	1,000 〃	150圓

船 體

總噸數	第一種特別検査	第二種特別検査	第三種特別検査
1,000 噸以上 1,500 噸未滿	110圓	140圓	180圓
1,500 〃 2,500 〃	130圓	150圓	210圓
2,500 〃 5,000 〃	150圓	170圓	220圓
5,000 〃 7,000 〃	160圓	180圓	230圓
7,000 〃 10,000 〃	170圓	190圓	240圓
10,000 〃	180圓	200圓	250圓

備考(一) 總噸數 1,000 未滿ノ船(油艙船ヲ除ク)ニ付キ船體若ハ機關ノ何レカ一方ニ特別検査ヲ行フ場合料金ハ表ノ半額トス

(二) 總噸數 1,000 未滿ノ油艙船ニ付テハ表ノ 2.5 割増トシ船體特別検査料金ハ表ノ $\frac{3}{4}$ 額又機關特別検査料金ハ表ノ半額トス

(三) 總噸數 1,000 未滿ノ補助機附帆船ニ付テハ表ノ 2.5 割減トシ船體特別検査料金ハ表ノ半額又機關特別検査料金ハ表ノ $\frac{1}{4}$ 額トス

(四) 總噸數 1,000 以上ノ船ニ付キ第二次以後ノ特別検査料金ハ表ノ 2.5 割増トス

(五) 總噸數 1,000 以上ノ油艙船ニ付テハ表ノ 5 割増トス但シ第二次以後ノ特別検査料金ハ表ノ 8.5 割増トス

汽 機

(總噸數 1,000 噸未満ノ船ニハ之ヲ適用セス)

低壓汽箱容積 (立方呎ニテ)	軸馬力 (「タービン」用)	料 金
10 未満	250 未満	30 圓
10 以上 20 未満	250 以上 500 未満	50 圓
20 " 40 "	500 " 1,000 "	70 圓
40 " 80 "	1,000 " 2,000 "	80 圓
80 " 200 "	2,000 " 5,000 "	90 圓
200 "	5,000 "	100 圓

内 燃 機 關

(總噸數 1,000 噸未満ノ船ニハ之ヲ適用セス)

純 馬 力	料 金
250 未満	50 圓
250 以上 500 未満	70 圓
500 " 1,000 "	90 圓
1,000 " 2,000 "	110 圓
2,000 " 4,000 "	130 圓
4,000 " 8,000 "	150 圓
8,000 "	160 圓

副汽罐検査料金ハ申受ケス

汽 罐

(總噸數 1,000 噸未満ノ船ニハ之ヲ適用セス)

種 別	料 金
單口汽罐一箇ニ付	20 圓
兩口汽罐一箇ニ付	30 圓
單口汽罐一箇ヲ加フル毎ニ	10 圓
兩口汽罐一箇ヲ加フル毎ニ	20 圓
最 高 料 金	100 圓
汽機及汽罐ヲ同時ニ検査スルトキ合計最高料金	160 圓

年 次 檢 査 料 金

(第一章第九條注意書ニ依ル船ヲ除ク)

(一) 船體検査料金ハ次ノ表ニ依ル

總 噸 數	料 金
300 噸未満	7 圓 50 錢
300 噸以上 500 噸未満	10 圓
500 " 1,500 "	12 圓 50 錢
1,500 " 5,000 "	15 圓
5,000 " 10,000 "	17 圓 50 錢
10,000 "	20 圓

(二) 汽罐検査料金ハ汽罐特別検査料金表ヲ適用ス

(三) 内燃機關検査ハ二箇年以内ニ行ヒ特別検査料金ノ半額ヲ申受ク但シ日本船舶ニ在リテハ一年毎ニ逓信省検査規程ニ依リ開放検査ヲ要スルカ故ニ此ノ機會ヲ利用シ検査ヲ行ヒ料金ハ特別検査料金ノ $\frac{1}{3}$ トス

(四) 螺旋軸ノ検査料金ハ臨時検査料金(初回分)ノ半額ヲ加算ス但シ(三)ニ依リ内燃機關検査料金ヲ申受クルトキハ螺旋軸検査ヲ爲ストモ其ノ料金ハ申受ケス

第一章第九條注意書ニ依ル船ノ年次検査料金

船體、機關併セテ

總 噸 數	料 金
100 噸未満	25 圓
100 噸以上 300 噸未満	35 圓
300 " 500 "	45 圓
500 " 1,500 "	55 圓
1,500 " 3,000 "	70 圓
3,000 " 6,000 "	90 圓
6,000 " 10,000 "	110 圓
10,000 "	130 圓

船體若ハ機關ノ何レカ一方ニ特別検査ヲ行フ場合年次検査料金ハ表ノ半額

トス

第一章第五條第二項ニ依ル検査料金

特別検査又ハ年次検査ニ於テ自然磨損以外ノ損傷部復舊工事、構造變更等ニ付キ特ニ臨檢ヲ要スルトキハ臨時検査料金表中第二回以後ノ臨檢料金ヲ加算ス

臨時検査料金

船體、機關共通

本表ハ自然磨損、過失損傷等ヲ問ハス總テノ日本船舶ニ適用ス

總噸數		料 金	
100 噸未滿	臨檢一回ニ付	{ 初 回 10 圓 第二回以後 5 圓	
100 噸以上 500 噸未滿	同 上	{ 初 回 15 圓 第二回以後 10 圓	
500 " 1,500 "	同 上	{ 初 回 20 圓 第二回以後 10 圓	
1,500 " 6,000 "	同 上	{ 初 回 25 圓 第二回以後 15 圓	
6,000 "	同 上	{ 初 回 30 圓 第二回以後 20 圓	

備考 (一) 臨檢一回トハ約四時間以内ヲ看做ス

(二) 船體検査員及機關検査員ヲ要スルトキ上記表中ノ「初回」トハ船體、

機關各検査ノ初回ニ在ラス從テ初回料率ハ二重ニ申受ケス

(三) 船體、機關臨時検査料金ハ各特別検査料金以内ニ止ム

材料試験及検査料金

(本會ノ船級登録ヲ受クヘキ船舶ニ使用スル材料ニ適用ス)

壓 延 鋼 材		料 金
船體用板及形材	一噸又ハ未滿毎ニ	50 錢
汽機用板及形材	同 上	1 圓

以上ハ壓延工場ニ於ケルモノニ適用シ検査員臨檢回数ニ 10 圓ヲ乘シタルモノヲ一箇月最低料金トス

鍛造材及鑄造材

一箇二噸迄ハ「バンドレットドウェイト」毎ニ	25 錢
一箇二噸ナルトキ	10 圓
一箇二噸以上ハ超過一噸又ハ未滿毎ニ増額	5 圓
一箇最高料金	{ 鍛造材 30 圓 鑄造材 40 圓

以上ハ他ノ製造工場ニ於テ試験検査スルモノニ適用シ検査員臨檢回数ニ 10 圓ヲ乘シタルモノヲ一箇月最低料金トス

冷 藏 装 置

登録検査ノ料金

冷藏艙ノ容積	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿	立方呎未滿				
40,000	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000	80 圓	90 圓	100 圓	110 圓	120 圓	140 圓	160 圓	180 圓	200 圓	220 圓	240 圓	260 圓	280 圓	310 圓	350 圓

冷蔵船ノ容積	400,000	立方呎以上	500,000	立方呎未滿	400圓
"	"	"	"	"	450圓
"	"	"	"	"	500圓

特定ノ時期ニ行フ検査ノ料金 -

				定期検査	中間検査
冷蔵船ノ容積	40,000	立方呎未滿		40圓	30圓
"	"	"	"	45圓	35圓
"	"	"	"	50圓	35圓
"	"	"	"	55圓	40圓
"	"	"	"	60圓	45圓
"	"	"	"	70圓	50圓
"	"	"	"	80圓	60圓
"	"	"	"	90圓	65圓
"	"	"	"	100圓	75圓
"	"	"	"	110圓	80圓
"	"	"	"	120圓	90圓
"	"	"	"	130圓	95圓
"	"	"	"	140圓	105圓
"	"	"	"	155圓	115圓
"	"	"	"	175圓	130圓
"	"	"	"	200圓	150圓
"	"	"	"	225圓	170圓
"	"	"	"	250圓	190圓

附 屬 各 表

第一號表

方形龍骨、船首材及船尾材

寸法ハ吋トス

方形龍骨				船首材及船尾材									
L	深	L	厚	L	幅	L	幅	L	船首材ノ厚	L	船尾材ノ厚	L	船尾材ノ厚
100	5 $\frac{3}{4}$	100	1 $\frac{1}{4}$	100	5	270	7 $\frac{5}{8}$	100	1	100	1 $\frac{1}{4}$	404	4
110	6	115	1 $\frac{3}{8}$	108	5 $\frac{1}{8}$	280	7 $\frac{3}{4}$	115	1 $\frac{1}{8}$	115	1 $\frac{3}{8}$	418	4 $\frac{1}{2}$
126	6 $\frac{1}{4}$	130	1 $\frac{1}{2}$	116	5 $\frac{1}{4}$	290	7 $\frac{3}{8}$	130	1 $\frac{1}{4}$	130	1 $\frac{1}{2}$	432	4 $\frac{1}{4}$
142	6 $\frac{1}{2}$	145	1 $\frac{5}{8}$	124	5 $\frac{3}{8}$	300	8	150	1 $\frac{3}{8}$	145	1 $\frac{5}{8}$	446	4 $\frac{3}{4}$
158	6 $\frac{3}{4}$	160	1 $\frac{3}{4}$	132	5 $\frac{1}{2}$	314	8 $\frac{1}{8}$	170	1 $\frac{1}{2}$	160	1 $\frac{3}{4}$	460	4 $\frac{1}{2}$
174	7	175	1 $\frac{7}{8}$	140	5 $\frac{5}{8}$	328	8 $\frac{1}{4}$	190	1 $\frac{5}{8}$	175	1 $\frac{7}{8}$	474	4 $\frac{5}{8}$
190	7 $\frac{1}{4}$	190	2	148	5 $\frac{7}{8}$	342	8 $\frac{3}{8}$	210	1 $\frac{3}{4}$	190	2	488	4 $\frac{3}{4}$
206	7 $\frac{1}{2}$	210	2 $\frac{1}{8}$	156	5 $\frac{7}{8}$	356	8 $\frac{1}{2}$	230	1 $\frac{7}{8}$	205	2 $\frac{1}{8}$	502	4 $\frac{6}{8}$
222	7 $\frac{3}{4}$	230	2 $\frac{1}{4}$	164	6	370	8 $\frac{3}{8}$	250	2	220	2 $\frac{1}{4}$	516	5
238	8	250	2 $\frac{3}{8}$	172	6 $\frac{1}{8}$	384	8 $\frac{3}{4}$	275	2 $\frac{1}{8}$	234	2 $\frac{3}{8}$	530	5 $\frac{1}{8}$
255	8 $\frac{1}{4}$	270	2 $\frac{1}{2}$	180	6 $\frac{1}{4}$	398	8 $\frac{7}{8}$	300	2 $\frac{1}{4}$	248	2 $\frac{1}{2}$	544	5 $\frac{1}{4}$
275	8 $\frac{1}{2}$	290	2 $\frac{5}{8}$	188	6 $\frac{3}{8}$	412	9	330	2 $\frac{3}{8}$	261	2 $\frac{3}{8}$	558	5 $\frac{3}{8}$
295	8 $\frac{3}{4}$	310	2 $\frac{3}{4}$	196	6 $\frac{1}{2}$	426	9 $\frac{1}{8}$	360	2 $\frac{1}{2}$	274	2 $\frac{3}{4}$	572	5 $\frac{1}{2}$
315	9	330	2 $\frac{7}{8}$	204	6 $\frac{5}{8}$	450	9 $\frac{1}{4}$	390	2 $\frac{5}{8}$	287	2 $\frac{7}{8}$	586	5 $\frac{3}{8}$
340	9 $\frac{1}{4}$	350	3	212	6 $\frac{3}{4}$	470	9 $\frac{3}{8}$	420	2 $\frac{3}{4}$	300	3	600	5 $\frac{1}{4}$
370	9 $\frac{1}{2}$	375	3 $\frac{1}{8}$	220	6 $\frac{3}{4}$	490	9 $\frac{1}{2}$	460	2 $\frac{3}{4}$	313	3 $\frac{1}{8}$	614	5 $\frac{3}{8}$
400	9 $\frac{3}{4}$	400	3 $\frac{1}{4}$	228	7	520	9 $\frac{5}{8}$	500	3	326	3 $\frac{1}{4}$	628	6
				236	7 $\frac{1}{8}$	550	9 $\frac{1}{4}$	550	3 $\frac{1}{8}$	339	3 $\frac{1}{8}$	642	6 $\frac{1}{8}$
				244	7 $\frac{1}{4}$	600	9 $\frac{3}{8}$	600	3 $\frac{1}{4}$	352	3 $\frac{1}{2}$	656	6 $\frac{1}{4}$
				252	7 $\frac{3}{8}$	650	10	650	3 $\frac{3}{8}$	365	3 $\frac{3}{8}$	670	6 $\frac{3}{8}$
				260	7 $\frac{1}{2}$	700	10	700	3 $\frac{1}{2}$	378	3 $\frac{1}{2}$	684	6 $\frac{1}{2}$
										391	3 $\frac{3}{4}$	698	6 $\frac{3}{4}$

第二號表
船尾骨材
寸法ハ吋トス

* 船尾骨材—推進器柱														
L	* 幅		L	* 幅		L	† 吃水		厚	L	† 吃水		厚	
	以上	以下		以上	以下		以上	以下			以上	以下		
100	5	252	7 $\frac{3}{8}$	410	9 $\frac{3}{8}$	100	7	2 $\frac{3}{8}$	260	15.5	5 $\frac{1}{2}$	424	24	8 $\frac{1}{8}$
108	5 $\frac{1}{2}$	260	7 $\frac{1}{2}$	420	9 $\frac{3}{8}$	106	7.33	2 $\frac{1}{2}$	267	15.87	5 $\frac{3}{8}$	432	24.33	8 $\frac{1}{4}$
116	5 $\frac{1}{2}$	268	7 $\frac{3}{8}$	430	10	113	7.66	2 $\frac{5}{8}$	274	16.25	5 $\frac{1}{2}$	440	24.66	8 $\frac{3}{8}$
124	5 $\frac{5}{8}$	276	7 $\frac{7}{8}$	440	10 $\frac{1}{2}$	120	8	2 $\frac{3}{4}$	281	16.62	5 $\frac{5}{8}$	448	25	8 $\frac{1}{2}$
132	5 $\frac{1}{2}$	284	7 $\frac{1}{2}$	450	10 $\frac{1}{4}$	127	8.37	2 $\frac{1}{2}$	288	17	5 $\frac{3}{4}$	456	25.33	8 $\frac{5}{8}$
140	5 $\frac{5}{8}$	292	8	460	10 $\frac{3}{8}$	134	8.75	3	295	17.37	5 $\frac{3}{4}$	464	25.56	8 $\frac{3}{4}$
148	5 $\frac{1}{4}$	300	8 $\frac{1}{8}$	470	10 $\frac{1}{2}$	141	9.12	3 $\frac{1}{8}$	302	17.75	6	472	26	8 $\frac{7}{8}$
156	5 $\frac{1}{2}$	308	8 $\frac{1}{4}$	480	10 $\frac{3}{8}$	148	9.5	3 $\frac{1}{4}$	309	18.12	6 $\frac{1}{8}$	480	26.33	9
164	6	316	8 $\frac{3}{8}$	490	10 $\frac{3}{4}$	155	9.87	3 $\frac{3}{8}$	316	18.5	6 $\frac{1}{4}$	488	26.66	9 $\frac{1}{4}$
172	6 $\frac{1}{8}$	324	8 $\frac{1}{2}$	500	10 $\frac{7}{8}$	162	10.25	3 $\frac{1}{2}$	323	18.87	6 $\frac{3}{8}$	496	27	9 $\frac{1}{2}$
180	6 $\frac{1}{4}$	332	8 $\frac{5}{8}$	510	11	169	10.62	3 $\frac{5}{8}$	330	19.25	6 $\frac{1}{2}$	504	27.33	9 $\frac{3}{8}$
188	6 $\frac{3}{8}$	340	8 $\frac{3}{4}$	520	11 $\frac{1}{8}$	176	11	3 $\frac{3}{4}$	337	19.62	6 $\frac{3}{4}$	512	27.66	9 $\frac{1}{2}$
196	6 $\frac{1}{2}$	348	8 $\frac{7}{8}$	530	11 $\frac{1}{4}$	183	11.37	3 $\frac{7}{8}$	344	20	6 $\frac{3}{4}$	520	28	9 $\frac{5}{8}$
204	6 $\frac{3}{4}$	356	9	540	11 $\frac{3}{8}$	190	11.75	4	351	20.37	6 $\frac{7}{8}$	528	28.33	9 $\frac{3}{4}$
212	6 $\frac{3}{8}$	364	9 $\frac{1}{8}$	550	11 $\frac{1}{2}$	197	12.12	4 $\frac{1}{8}$	358	20.75	7	536	28.66	9 $\frac{7}{8}$
220	6 $\frac{7}{8}$	372	9 $\frac{1}{4}$	560	11 $\frac{5}{8}$	204	12.5	4 $\frac{1}{4}$	365	21.12	7 $\frac{1}{8}$	544	29	10
228	7	381	9 $\frac{3}{8}$	570	11 $\frac{3}{4}$	211	12.87	4 $\frac{3}{8}$	372	21.5	7 $\frac{1}{4}$	552	29.33	10 $\frac{1}{4}$
236	7 $\frac{1}{8}$	390	9 $\frac{1}{2}$	580	11 $\frac{7}{8}$	218	13.25	4 $\frac{1}{2}$	379	21.87	7 $\frac{3}{8}$	560	29.66	10 $\frac{1}{2}$
244	7 $\frac{1}{4}$	400	9 $\frac{5}{8}$	590	12	225	13.62	4 $\frac{5}{8}$	386	22.25	7 $\frac{1}{2}$	568	30	10 $\frac{3}{8}$
						232	14	4 $\frac{3}{4}$	393	22.62	7 $\frac{5}{8}$	576	30.33	10 $\frac{1}{2}$
						239	14.37	4 $\frac{7}{8}$	400	23	7 $\frac{3}{4}$	584	30.66	10 $\frac{5}{8}$
						246	14.75	5	408	23.33	7 $\frac{7}{8}$	592	31	10 $\frac{3}{4}$
						253	15.12	5 $\frac{1}{8}$	416	23.66	8			

一、* 舵柱ノ幅及推進器柱ノ上部ノ幅ハ本表ニ掲クルモノノ 85% ト爲スコトヲ得
 二、† 満載吃水カ本表ニ掲クルモノヲ超ユルトキハ吃水ノ超過1呎ニ付 $\frac{1}{8}$ 吋ノ割合ヲ以テ船尾骨材ノ厚ヲ増スヘシ

第三號表

平板龍骨、中心線桁板及船側縦通材
寸法ハ吋トス

L	平板龍骨			中心線桁板					船側縦通材	
	幅	厚		厚			底部山形材		* 山形材	* 断切板
		中央部	首尾	中央部	首尾	汽罐室	† 中央部及船首部	船尾部		
100	39	4	34	28	24	36	2 $\frac{1}{2}$ × 2 $\frac{1}{2}$ × 3	↑ 34	4 × 2 $\frac{1}{2}$ × 28	24
125	40	44	36	3	26	38	2 $\frac{1}{2}$ × 2 $\frac{1}{2}$ × 3	36	4 × 2 $\frac{1}{2}$ × 3	26
150	40	46	38	32	28	4	3 × 2 $\frac{1}{2}$ × 32	38	4 × 2 $\frac{1}{2}$ × 32	26
175	41	48	42	34	3	42	3 × 2 $\frac{1}{2}$ × 32	4	4 × 3 × 34	28
200	41	52	46	36	32	44	3 × 3 × 34	單 42	4 $\frac{1}{2}$ × 3 × 36	3
225	42	56	48	38	34	46	3 × 3 × 34	44	4 $\frac{1}{2}$ × 3 × 38	3
250	43	6	52	4	34	48	3 $\frac{1}{2}$ × 3 × 36	材 44	5 × 3 × 4	32
280	44	64	56	42	36	5	3 $\frac{1}{2}$ × 3 × 38	46	5 × 3 × 42	34
310	45	68	6	44	36	52	3 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 4	46	5 $\frac{1}{2}$ × 3 × 44	34
340	46	72	64	46	38	54	4 × 3 $\frac{1}{2}$ × 44	48	6 × 3 × 46	36
370	47	76	68	48	4	56	4 × 3 $\frac{1}{2}$ × 46	5	6 × 3 $\frac{1}{2}$ × 48	38
400	48	8	72	5	42	58	4 × 4 × 48	52	6 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 5	4
430	49	84	74	52	44	6	4 × 4 × 5	54	6 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 52	4
460	50	88	78	54	46	62	4 × 4 × 54	56	7 × 3 $\frac{1}{2}$ × 54	4
490	51	92	82	56	48	64	4 $\frac{1}{2}$ × 4 × 56	↓ 58	7 × 3 $\frac{1}{2}$ × 56	42
520	51	96	86	58	5	66	4 $\frac{1}{2}$ × 4 $\frac{1}{2}$ × 58	↑ 5	7 × 3 $\frac{1}{2}$ × 58	42
550	52	1	9	6	52	68	4 $\frac{1}{2}$ × 4 $\frac{1}{2}$ × 6	重 52	7 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 6	42
580	53	104	94	62	54	7	5 × 4 $\frac{1}{2}$ × 64	材 54	7 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 62	44
610	54	108	98	64	56	72	5 × 5 × 66	56	7 $\frac{1}{2}$ × 3 $\frac{1}{2}$ × 64	44
640	55	112	102	66	58	74	5 × 5 × 68	58	8 × 3 $\frac{1}{2}$ × 66	46
670	56	116	106	68	6	76	5 × 5 × 7	6	8 × 3 $\frac{1}{2}$ × 68	46
700	57	12	11	7	62	78	5 × 5 × 74	↓ 62	8 × 3 $\frac{1}{2}$ × 7	46

一、船ノ長カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、* 汽罐室ニ於テハ厚ヲ 0.08吋増スヘシ
 三、† 單山形材ナルトキハ厚ヲ 0.08吋増スヘシ

第四號表

内龍骨

寸法ハ吋トス

L	中心線内龍骨				側内龍骨			
	*平置板		*頂部山形材		*山形材		*斷切板	
	中央部	首尾	中央部	首尾	中央部	首尾	中央部	兩端
100	7½×3	7½×28	2½×2½×3	28	4×2½×3	28	26	24
110	8×3	8×28	2½×2½×3	28	4×2½×3	28	26	24
120	9×32	9×28	2½×2½×32	28	4×2½×32	28	28	26
130	9½×32	9½×3	3×2½×32	3	4×2½×32	3	28	26
140	10½×34	10½×3	3×3×34	3	4×2½×34	3	28	26
150	11×34	11×32	3×3×34	32	4×2½×34	32	28	26
160	12×36	12×32	3×3×36	32	4×2½×36	32	3	28
170	12½×36	12½×32	3×3×36	32	4×3×36	32	3	28
180	13½×38	13½×34	3×3×38	34	4×3×38	34	3	28
190	14×38	14×34	3×3×38	34	4×3×38	34	32	28
200	15×4	15×36	3×3×4	36	4½×3×4	36	32	3
210	15½×4	15½×36	3×3×4	36	4½×3×4	36	32	3
220	16½×42	16½×36	3×3×42	36	4½×3×42	36	34	3
230	17×42	17×38	3×3×42	38	4½×3×42	38	34	3
240	18×44	18×38	3×3×44	38	5×3×44	38	34	32
250	18½×44	18½×4	3×3×44	4	5×3×44	4	36	32
260	19½×46	19½×4	3×3×46	4	5×3×46	4	36	32
270	20×46	20×4	3×3×46	4	5×3×46	4	36	32
280	21×48	21×42	3×3×48	42	5×3×48	42	38	34
290	22×48	22×42	3½×3×48	42	5×3×48	42	38	34
300	22½×5	22½×42	3½×3½×5	42	5½×3×5	42	38	34
310	23×5	23×44	3½×3½×5	44	5½×3×5	44	38	34

- 一、船ノ長カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、*汽機室ニ於テハ厚ヲ0.08吋増スヘシ

第五號表 二重底

甲表 中心線桁板及縁板ノ深

寸法ハ吋トス

L	B	d	中心線 桁板	縁板	L	B	d	中心線 桁板	縁板
160	27	19	440	60	21	40	32
180	27	19	460	61	21.5	41	33
200	..	10'	28	20	480	62	22	42	34
220	..	11	29	21	500	63	22.5	43	35
240	..	12	30	22	520	64	23	44	36
260	..	13	31	23	540	65	23.5	45	37
280	..	14	32	24	560	66	24	46	38
300	..	15	33	25	580	67	24.5	47	39
320	..	16	34	26	600	68	25	48	40
340	..	17	35	27	620	69	25.5	49	41
360	..	18	36	28	640	70	26	50	42
380	..	19	37	29	660	71	26.5	51	43
400	58	20	38	30	680	72	27	52	44
420	59	20.5	39	31	700	73	27.5	53	45

- 一、船ノ長カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、長400呎未満ノ船ニシテ吃水カ20呎ヲ超ユル場合及長400呎以上ノ船ニシテ吃水カ本表ニ於テL又ハBニ對シ規定シタル吃水ノ中大ナルモノヲ超ユル場合ニ於テハ中心線桁板ノ深ハ本表ニ掲ケルモノヨリモ吃水ノ超過1呎ニ付1吋ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ
- 三、吃水カ本表ニ於テL又ハBニ對シ規定シタル吃水ノ中大ナルモノヲ超ユル場合ニ於テハ縁板ノ深ハ本表ニ掲ケルモノヨリモ吃水ノ超過1呎ニ付1吋ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ
- 四、縁板ヲ水平ニ設ケル場合ニ於テハ縁板ノ幅ハ第五號乙表ニ掲ケル中心線頂板ノ幅ヨリモ小ナルヘカラス
- 五、第二號及第三號ニ依リ寸法ノ算定方ハ次ノ例ニ依ル
 L=480' B=63' D=42' d=26.5' ノ船ニ於テハ表ニ掲ケルBニ對スル中心線桁板ノ深ハ43' 縁板ノ深ハ35' ニシテdト表ニ掲ケルBニ對スル吃水22.5' トノ差ハ4' ナルヲ以テ中心線桁板及縁板ノ深ハ表ニ掲ケルモノニ4' ヲ増シテ47' 及39' ト爲スコトヲ要ス

第五號表 二重底

6

乙表

内底板ノ寸法及縁板ト外板トヲ固著スル山形材ノ寸法

寸法ハ吋トス

L	肋骨ノ 心距	中心線頂板			厚				縁板ト外板 トヲ固著ス ル山形材
		幅	厚		縁板	* 其ノ他ノ 頂板	機噐室	* 汽噐室	
			中央部	首 尾					
100	21	39	3	22	3	22	3	38	3 × 3 × 3
130	21	40	32	24	32	24	32	4	3 × 3 × 32
160	22	41	34	26	34	26	34	42	3 × 3 × 34
180	23	42	36	28	36	28	36	44	3 × 3 × 36
220	23.5	42	38	3	38	3	38	46	3 × 3 × 38
250	24.5	43	4	32	4	32	4	48	3 × 3 × 4
280	25	44	42	34	42	34	42	5	3½ × 3½ × 42
310	26	45	44	36	44	36	44	52	3½ × 3½ × 44
340	26.5	46	46	38	46	38	46	54	3½ × 3½ × 46
370	27.5	47	48	4	48	4	48	56	3½ × 3½ × 48
400	28.5	48	5	42	5	42	5	58	4 × 4 × 5
430	29	49	52	44	52	44	52	6	4 × 4 × 52
460	30	50	54	46	54	46	54	62	4 × 4 × 54
490	30.5	51	56	48	56	48	56	64	4 × 4 × 56
520	31.5	52	58	5	58	5	58	66	4 × 4 × 58
550	32	53	6	52	6	52	6	68	4 × 4 × 6
580	33	54	62	54	62	54	62	7	4 × 4 × 62
610	34	54	64	56	64	56	64	72	4 × 4 × 64
640	34.5	55	66	58	66	58	66	74	4½ × 4½ × 66
670	35.5	56	68	6	68	6	68	76	4½ × 4½ × 68
700	36	57	7	62	7	62	7	78	4½ × 4½ × 7

- 一、船ノ長カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、* 肋骨ノ心距カ表ニ掲クル Lニ對スル心距ヲ超ユル場合ニ於テハ板ノ厚ハ表ニ掲クル厚ニ肋骨ノ心距ノ超過2吋又ハ其ノ未満毎ニ0.02吋ヲ加ヘタルモノト爲スヘシ
- 三、中心線頂板、縁板及汽噐室ニ於ケル頂板ノ厚ハ前號ニ依リ定メタル厚ヨリ小ナルヘカラス
- 四、船ノ首尾ニ於ケル頂板ノ厚ハ之ヲ當該部分ニ於ケル普通隔壁板ノ厚ニ0.4吋ヲ加ヘタルモノト爲スコトヲ得
- 五、汽噐室内ニ於テ縁板ト外板トヲ固著スル山形材ヲ「セメント」ヲ以テ覆ハサルトキハ該山形材ノ厚ヲ縁板ノ厚ニ等シカラシムヘシ
- 六、第二號ニ依ル寸法ノ算定方ハ次ノ例ニ依ル
 L=480' 肋骨ノ心距 36" ノ船ニ於テハ表ニ掲クル Lニ對スル頂板ノ厚ハ 0.47" ニシテ肋骨ノ實際ノ心距ト表ニ掲クル Lニ對スル心距トノ差ハ 36"-31"=5" ナルヲ以テ頂板ノ厚ハ表ニ掲クルモノニ 0.05" ヲ増シテ 52" ト爲スコトヲ要ス

第五號表 二重底

7

丙表

二重底用山形材(縁板ト外板トヲ固著スル山形材ヲ除ク)

寸法ハ吋トス

L	肘板、斷切板、肋板			正 肋 材			副 肋 材			
	厚			前 端	船 内	機噐室	船 内	機噐室ニ 於ケル 各幅	厚	
	船 内	機噐室	汽噐室						機噐室	汽噐室
96	24	3	36	4 × 4 × 3	2½ × 2½ × 24	3	2½ × 2½ × 24	2½ × 2½	3	36
120	24	3	36	" " 3	" " 24	3	" " 24	" "	3	36
144	26	32	38	4½ × 4½ × 32	" " 26	32	" " 26	" "	32	38
168	26	32	38	" " 32	3 × 2½ × 26	32	" " 26	" "	32	38
192	28	34	4	" " 34	" " 28	34	" " 28	" "	34	4
216	28	34	4	" " 34	3 × 3 × 28	34	" " 28	3 × 3	34	4
240	3	36	42	" " 36	" " 3	36	" " 3	" "	36	42
264	3	36	42	5 × 5 × 38	" " 32	36	" " 32	" "	36	42
288	32	38	44	" " 4	" " 34	38	3 × 3 × 34	" "	38	44
312	32	38	44	" " 42	" " 36	38	" " 36	" "	38	44
336	34	4	46	" " 44	3½ × 3 × 38	4	" " 38	3½ × 3	4	46
360	34	4	46	" " 46	" " 4	4	" " 4	" "	4	46
384	36	42	48	6 × 6 × 48	" " 42	42	" " 42	" "	42	48
408	36	42	48	" " 48	3½ × 3½ × 42	42	" " 42	3½ × 3½	42	48
432	38	44	5	" " 5	" " 44	44	" " 44	" "	44	5
456	38	44	5	" " 5	" " 44	44	" " 44	" "	44	5
480	4	46	52	" " 52	" " 46	46	" " 46	" "	46	52
504	4	46	52	" " 52	" " 46	46	" " 46	" "	46	52
528	42	48	54	" " 54	" " 48	48	" " 48	" "	48	54
552	42	48	54	" " 56	" " 48	48	3½ × 3½ × 48	" "	48	54
576	44	5	56	7 × 7 × 58	4 × 3½ × 5	5	" " 5	" "	5	56
600	44	5	56	" " 6	" " 5	5	" " 5	" "	5	56
624	46	52	58	" " 62	" " 52	52	" " 52	" "	52	58
648	46	52	58	" " 64	4 × 4 × 52	52	" " 52	" "	52	58
672	48	54	6	" " 66	" " 54	54	" " 54	" "	54	6
696	48	54	6	" " 68	" " 54	54	" " 54	" "	54	6

船ノ長カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ

第五號表 二重底

二重底用山形材(縁板ト外板トヲ固著スル山形材ヲ除ク)

寸法ハ吋トス

L	* 中心線桁頂部山形材 (二重山形材ナドキ)					肋板ニ附スル設備材	
	各邊ノ幅	厚				船内	汽罐室
		中央部	首尾	機室	汽罐室		
96	2½×2½	24	24	3	36		
120	" "	24	24	3	36		
144	" "	26	26	32	38		
168	3×2½	26	26	32	38		
192	" "	28	28	34	4		
216	3×3	28	28	34	4		
240	" "	3	3	36	42		
264	" "	32	32	36	42		
288	" "	34	34	38	44	2½×2½×32	3×3×44
312	" "	36	36	38	44	" "	" "
336	3½×3	38	38	4	46	" "	" "
360	" "	4	4	4	46	3×2½×34	3½×3×46
384	" "	42	42	42	48	" "	" "
408	3½×3½	44	42	44	5	3×3×36	" "
432	" "	46	44	46	52	" "	" "
456	" "	48	44	48	54	" "	3½×3½×5
480	" "	5	46	5	56	" "	" "
504	" "	52	46	52	58	" "	" "
528	" "	54	48	54	6	" "	" "
552	" "	56	5	56	62	3½×3½×42	" "
576	4×3½	58	52	58	64	" "	" "
600	" "	6	54	6	66	" "	" "
624	" "	62	56	62	68	" "	" "
648	4×4	64	58	64	7	" "	" "
672	" "	66	6	66	72	" "	" "
696	" "	68	62	68	74	" "	" "

- 一、船ノ長カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、堅山形材ノ邊ノ幅ハ使用鉸釘ノ徑ニ應シ第二十四章K表ニ依リテ之ヲ定ムヘシ
- 三、中心線桁板ト肋板トヲ固著スル堅山形材及縁板ト外側肋板トヲ固著スル堅山形材ノ厚ハ機械室ニ於ケル肋板ノ厚ニ等シカラシムヘシ但シ汽罐室ニ於テハ其ノ厚ヲ該室ニ於ケル肋板ノ厚ニ等シカラシムルコトヲ要ス
- 四、前二號ニ掲ケルモノヲ除クノ外堅山形材ノ厚ハ肋板ノ厚ニ等シカラシムヘシ
- 五、外側肋板ヲ水平ニ設ケタル縁板ニ固著スル山形材ハ第八章第七條ノ規定ニ適合シ其ノ厚ハ肋板ノ厚ニ0.08吋増シタルモノナルコトヲ要ス又汽罐室内ニ於テハ其ノ厚ヲ更ニ0.06吋増スヘシ
- 六、斷切桁板上ノ線及下線ニ附スル山形材ノ寸法ハ夫々副肋材及正肋材ノ寸法ニ等シカラシムヘシ
- 七、斷切桁板ノ下線ニ附スル山形材ノ厚ハ船首ニテ船底ノ扁平ナル部分ニ於テハ之ヲ前端正肋材ノ厚ニ等シカラシムルコトヲ要ス
- 八、機械室ヲ取付クル爲メ厚キ頂板ヲ用ウル場合等ニ於テ本表位第二號及第六號ニ規定シタル山形材ノ邊ノ幅カ使用鉸釘ノ徑ニ對シ十分ナラサルトキハ邊ノ幅ハ第二十四章K表ニ依リテ之ヲ定ムヘシ
- 九、中心線桁板ノ頂部山形材ヲ單材ト爲ストキハ山形材ノ厚ハ中心線桁板ノ厚ヨリ小ナルヘカラス

第六號表 其ノ一

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

L	N								
	2	3	4	5	6	7	8	9	
3
3.5	2½×2½×2	2½×2½×22
4	2½×2½×2	2½×2½×22	2½×2½×24	3×2½×2
4.5	2½×2½×2	2½×2½×24	3×2½×2	3×2½×22	3×2½×26
5	2½×2½×2	3×2½×2	3×2½×22	3×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×24
5.5	2½×2½×24	3×2½×22	3×2½×26	3½×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×28
6	2½×2½×22	3×2½×2	3×2½×26	3½×2½×24	3½×2½×26	4×2½×26	4×2½×26
6.5	3×2½×2	3×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×26	3½×2½×3	4×2½×26	4×3×3
7	2½×2½×2	3×2½×2	3×2½×28	3½×2½×26	3½×2½×3	4×2½×28	4×3×3	4×3×3	4×3×36
7.5	2½×2½×22	3×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×28	4×2½×26	4×3×3	4½×3×3	4½×3×3	4½×3×32
8	2½×2½×24	3×2½×26	3½×2½×26	4×2½×26	4×3×3	4½×3×3	4½×3×32	4½×3×32	4½×3×36
8.5	3×2½×2	3½×2½×24	3½×2½×3	4×2½×28	4×3×34	4½×3×32	4½×3×36	5×3×34	5×3×34
9	3×2½×22	3½×2½×24	4×2½×26	4×3×32	4½×3×3	4½×3×36	5×3×34	5×3×38	5×3×38
9.5	3×2½×24	3½×2½×28	4×3×28	4½×3×3	4½×3×34	5×3×32	5×3×38	5½×3×36	5½×3×36
10	3×2½×28	4×2½×26	4×3×32	4½×3×32	5×3×32	5×3×36	5½×3×34	6×3×34	6×3×34
10.5	3½×2½×24	4×2½×26	4×3×34	4½×3×34	5×3×34	5½×3×34	5½×3×38	6×3×36	6×3×36
11	3½×2½×24	4×2½×28	4½×3×3	5×3×32	5×3×38	5½×3×36	6×3×36	5½×3×3	5½×3×3
11.5	3½×2½×26	4×3×3	4½×3×34	5×3×34	5½×3×34	6×3×34	5×2½×34	5½×3×3	5½×3×34
12	4×2½×26	4×3×34	4½×3×36	5×3×38	5½×3×38	6×3×38	5½×3×3	5½×3×34	5½×3×34
12.5	4×2½×26	4½×3×3	5×3×32	5½×3×34	6×3×34	5×2½×36	5½×3×32	6×3×32	6×3×32
13	4×2½×26	4½×3×32	5×3×34	5½×3×36	6×3×38	5½×3×3	5½×3×36	6×3×34	6×3×34

- 一、L 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ二

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

L	N							
	2	3	4	5	6	7	8	9
13.5	4 × 2½ × 28	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 38	6 × 3 × 32	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36
14	4 × 3 × 3	4½ × 3 × 36	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 36	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 32
14.5	4 × 3 × 32	5 × 3 × 32	5½ × 3 × 36	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 36
15	4½ × 3 × 3	5 × 3 × 36	6 × 3 × 32	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4
15.5	4½ × 3 × 32	5 × 3 × 38	6 × 3 × 34	5½ × 3 × 3	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 36	7 × 3 × 36
16.25	4½ × 3 × 34	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 38	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 34	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 36	7 × 3 × 4
17	5 × 3 × 32	6 × 3 × 32	5½ × 3 × 3	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 38
17.75	5 × 3 × 34	6 × 3 × 34	5½ × 3 × 32	6 × 3 × 34	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 36	7 × 3 × 44	7½ × 3 × 42
18.5	5 × 3 × 36	6 × 3 × 36	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 42	7½ × 3 × 4	8 × 3 × 4
19.25	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 3	6 × 3 × 32	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 36	7½ × 3 × 38	8 × 3 × 4	8 × 3 × 44
20	5½ × 3 × 36	5½ × 3 × 3	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 42	8 × 3 × 42	8½ × 3 × 42
20.75	6 × 3 × 3	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 38	7 × 3 × 36	7½ × 3 × 38	8 × 3 × 4	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 48
21.5	6 × 3 × 32	5½ × 3 × 36	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 4	8 × 3 × 42	8½ × 3 × 44	9 × 3 × 44
22.25	6 × 3 × 34	6 × 3 × 32	6½ × 3 × 38	7 × 3 × 42	8 × 3 × 4	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 48	9 × 3 × 5
23	6 × 3 × 36	6 × 3 × 34	7 × 3 × 36	7½ × 3 × 38	8 × 3 × 42	8½ × 3 × 44	9 × 3 × 44	9½ × 3½ × 46
23.75	6 × 3 × 38	6 × 3 × 38	7 × 3 × 38	7½ × 3 × 42	8 × 3 × 46	8½ × 3 × 48	9 × 3 × 5	9½ × 3½ × 48
24.5	5½ × 3 × 3	6½ × 3 × 34	7 × 3 × 42	8 × 3 × 4	8½ × 3 × 42	9 × 3 × 44	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 46
25.25	5½ × 3 × 32	6½ × 3 × 36	7½ × 3 × 38	8 × 3 × 42	8½ × 3 × 46	9 × 3 × 48	9½ × 3½ × 48	10 × 3½ × 5
26	5½ × 3 × 36	6½ × 3 × 4	7½ × 3 × 4	8 × 3 × 46	9 × 3 × 44	9 × 3 × 52	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 46
26.75	6 × 3 × 32	7 × 3 × 36	7½ × 3 × 44	8½ × 3 × 42	9 × 3 × 46	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 5	10½ × 3½ × 52
27.5	6 × 3 × 32	7 × 3 × 38	8 × 3 × 4	8½ × 3 × 46	9 × 3 × 5	9½ × 3½ × 5	10½ × 3½ × 46	11 × 3½ × 48

一、L 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ三

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

L	N							
	10.5	12	13.5	15	16.5	18	20	22
3	2½ × 2½ × 2	2½ × 2½ × 22	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 22	3 × 2½ × 26	3½ × 2½ × 24
3.5	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 24	3 × 2½ × 26	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 26	3½ × 2½ × 28
4	3 × 2½ × 24	3 × 2½ × 26	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 28	4 × 2½ × 26	4 × 2½ × 26	4 × 2½ × 28
4.5	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 28	4 × 2½ × 26	4 × 2½ × 26	4 × 3 × 28	4 × 3 × 32	4½ × 3 × 3
5	3½ × 2½ × 26	4 × 2½ × 26	4 × 2½ × 26	4 × 3 × 3	4 × 3 × 32	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 32	4½ × 3 × 34
5.5	4 × 2½ × 26	4 × 3 × 28	4 × 3 × 32	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 32	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 32	5 × 3 × 34
6	4 × 3 × 3	4 × 3 × 34	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 32	5 × 3 × 34	5 × 3 × 38	5½ × 3 × 34
6.5	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 32	4½ × 3 × 36	5 × 3 × 32	5 × 3 × 36	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 36	5 × 2½ × 28
7	4½ × 3 × 32	5 × 3 × 32	5 × 3 × 34	5 × 3 × 38	5½ × 3 × 36	5½ × 3 × 38	5 × 2½ × 3	5½ × 3 × 3
7.5	4½ × 3 × 36	5 × 3 × 34	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 36	5 × 2½ × 28	5 × 2½ × 32	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3
8	5 × 3 × 34	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 38	5 × 2½ × 3	5 × 2½ × 34	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 32	5½ × 3 × 38
8.5	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 38	5 × 2½ × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 32	6 × 3 × 34
9	5½ × 3 × 36	5 × 2½ × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34
9.5	6 × 3 × 34	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 38
10	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 36
10.5	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 32	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 36	7 × 3 × 42
11	5½ × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 36	7 × 3 × 42	7½ × 3 × 38
11.5	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 4	7 × 3 × 36	7 × 3 × 42	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 44
12	6 × 3 × 34	6 × 3 × 4	6½ × 3 × 38	7 × 3 × 36	7 × 3 × 42	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 44	8 × 3 × 42
12.5	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 36	7 × 3 × 36	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 42	8 × 3 × 4	8 × 3 × 48
13	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 42	7 × 3 × 38	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 42	8 × 3 × 4	8 × 3 × 46	8½ × 3 × 44

一、L 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ四

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル球山形材

寸法ハ吋トス

l	N							
	10.5	12	13.5	15	16.5	18	20	22
13.5	6½×3×36	7×3×36	7×3×44	7½×3×4	8×3×4	8×3×44	8½×3×44	8½×3×5
14	6½×3×42	7×3×4	7½×3×38	7½×3×46	8×3×42	8½×3×42	8½×3×48	9×3×46
14.5	7×3×36	7×3×44	7½×3×42	8×3×42	8½×3×42	8½×3×46	9×3×44	9×3×52
15	7×3×4	7½×3×38	8×3×4	8×3×46	8½×3×44	9×3×44	9×3×48	9½×3½×46
15.5	7½×3×38	7½×3×44	8×3×42	8½×3×42	8½×3×5	9×3×46	9½×3½×46	9½×3½×52
16.25	7½×3×42	8×3×42	8½×3×42	9×3×44	9×3×46	9½×3½×46	9½×3½×52	10×3½×5
17	8×3×4	8½×3×42	8½×3×48	9×3×46	9×3½×54	9½×3½×5	10×3½×5	10½×3½×52
17.75	8×3×44	8½×3×46	9×3×44	9½×3½×46	9½×3½×5	10×3½×48	10½×3½×5	11×3½×48
18.5	8½×3×42	9×3×44	9×3×52	9½×3½×48	10×3½×48	10½×3½×48	11×3½×48	11½×3½×48
19.25	8½×3×48	9×3×48	9½×3½×46	10×3½×48	10½×3½×48	11×3½×48	11½×3½×48	11½×3½×56
20	9×3×44	9½×3½×46	10×3½×46	10½×3½×46	11×3½×48	11×3½×52	11½×3½×54	12×3½×52
20.75	9×3×5	9½×3½×48	10×3½×5	10½×3½×52	11×3½×5	11½×3½×52	12×3½×5	
21.5	9½×3½×46	10×3½×48	10½×3½×48	11×3½×48	11½×3½×5	12×3½×5		
22.25	9½×3½×5	10½×3½×46	11×3½×48	11½×3½×48	11½×3½×56	12×3½×54		
23	10×3½×48	10½×3½×5	11×3½×5	11½×3½×54	12×3½×52	12×3½×6		
23.75	10½×3½×46	11×3½×48	11½×3½×48	12×3½×5				
24.5	10½×3½×5	11×3½×52	11½×3½×54	12×3½×54				
25.25	11×3½×48	11½×3½×5	12×3½×5	12×3½×6				
26	11×3½×5	11½×3½×56						
26.75	11½×3½×48	12×3½×5						
27.5	11½×3½×54	12×3½×56						

一、l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ五

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

l	N							
	24	27	30	34	38	42	46	50
3	3½×2½×24	3½×2½×24	3½×2½×28	4×2½×26	4×2½×28	4×3×3	4×3×32	4½×3×3
3.5	4×2½×26	4×2½×26	4×3×28	4×3×32	4½×3×3	4½×3×32	5×3×32	5×3×32
4	4×3×3	4×3×34	4½×3×3	4½×3×34	5×3×32	5×3×34	5½×3×34	5½×3×34
4.5	4½×3×3	4½×3×34	5×3×32	5×3×36	5½×3×34	5½×3×36	5×2½×28	5×2½×32
5	5×3×32	5×3×36	5½×3×34	5×2½×28	5×2½×28	5×2½×34	5½×3×3	5½×3×32
5.5	5×3×38	5½×3×36	5×2½×28	5×2½×34	5½×3×3	5½×3×32	5½×3×36	6×3×32
6	5½×3×38	5×2½×3	5½×3×3	5½×3×3	5½×3×36	6×3×32	6×3×38	6½×3×34
6.5	5×2½×32	5½×3×3	5½×3×32	6×3×32	6×3×36	6½×3×34	6½×3×38	7×3×36
7	5½×3×3	5½×3×34	6×3×32	6×3×38	6½×3×34	6½×3×42	7×3×38	7×3×42
7.5	5½×3×36	6×3×32	6×3×38	6½×3×36	7×3×36	7×3×4	7½×3×38	7½×3×42
8	6×3×34	6½×3×34	6½×3×36	7×3×36	7×3×42	7½×3×38	7½×3×44	8×3×42
8.5	6½×3×34	6½×3×38	7×3×36	7×3×42	7½×3×4	8×3×4	8×3×44	8½×3×42
9	6½×3×38	7×3×36	7×3×42	7½×3×4	8×3×4	8×3×46	8½×3×44	9×3×44
9.5	7×3×36	7×3×42	7½×3×4	8×3×4	8×3×46	8½×3×46	9×3×44	9×3×5
10	7×3×42	7½×3×38	8×3×4	8×3×46	8½×3×46	9×3×44	9×3×5	9½×3½×46
10.5	7½×3×38	8×3×4	8×3×44	8½×3×46	9×3×44	9×3×52	9½×3½×48	10×3½×46
11	7½×3×44	8×3×44	8½×3×42	9×3×44	9×3×5	9½×3½×48	10×3½×46	10½×3½×46
11.5	8×3×42	8½×3×42	8½×3×5	9×3×5	9½×3½×48	10×3½×48	10½×3½×46	11×3½×48
12	8½×3×42	8½×3×48	9×3×46	9½×3½×46	10×3½×46	10½×3½×46	11×3½×48	11×3½×52
12.5	8½×3×46	9×3×44	9½×3½×46	10×3½×46	10½×3½×46	10½×3½×54	11×3½×52	11½×3½×52
13	9×3×44	9×3×5	9½×3½×48	10×3½×5	10½×3½×52	11×3½×5	11½×3½×52	12×3½×5

一、l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ六

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル球山形材

寸法ハ吋トス

l	N							
	24	27	30	34	38	42	46	50
13.5	9 × 3 × 48	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 48	11 × 3½ × 48	11½ × 3½ × 5	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 56
14.0	9½ × 3½ × 46	9½ × 3½ × 52	10 × 3½ × 52	11 × 3½ × 48	11 × 3½ × 54	11½ × 3½ × 58	12 × 3½ × 56	
14.5	9½ × 3½ × 48	10 × 3½ × 48	10½ × 3½ × 5	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 54	12 × 3½ × 54		
15.0	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 46	11 × 3½ × 48	11½ × 3½ × 5	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 6		
15.5	10 × 3½ × 5	10½ × 3½ × 52	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 56	12 × 3½ × 56			
16.25	10½ × 3½ × 5	11 × 3½ × 5	11½ × 3½ × 54	12 × 3½ × 54				
17.0	11 × 3½ × 48	11½ × 3½ × 52	12 × 3½ × 5					
17.75	11½ × 3½ × 48	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 6					
18.5	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 58						
19.25	12 × 3½ × 54							
20	12 × 3½ × 6							

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ七

梁、「スケルトン フローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

l	N			
	55	60	65	70
3	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 32	5 × 3 × 32
3.5	5 × 3 × 34	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 34	5½ × 3 × 36
4	5 × 2½ × 28	5 × 2½ × 3	5 × 2½ × 34	5½ × 3 × 3
4.5	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 3	5½ × 3 × 34	6 × 3 × 32
5	5½ × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6½ × 3 × 34
5.5	6 × 3 × 38	6½ × 3 × 34	6½ × 3 × 38	7 × 3 × 36
6	6½ × 3 × 38	7 × 3 × 36	7 × 3 × 4	7½ × 3 × 38
6.5	7 × 3 × 38	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 4	8 × 3 × 4
7	7½ × 3 × 38	7½ × 3 × 44	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46
7.5	8 × 3 × 4	8 × 3 × 46	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 48
8	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 46	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48
8.5	8½ × 3 × 48	9 × 3 × 46	9½ × 3½ × 46	9½ × 3½ × 48
9	9 × 3 × 48	9½ × 3½ × 46	9½ × 3½ × 5	10 × 3½ × 48
9.5	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 46	10½ × 3½ × 5
10	10 × 3½ × 46	10½ × 3½ × 46	10½ × 3½ × 52	11 × 3½ × 48
10.5	10½ × 3½ × 46	11 × 3½ × 48	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 5
11	11 × 3½ × 48	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 52	12 × 3½ × 5
11.5	11 × 3½ × 52	11½ × 3½ × 54	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 58
12	11½ × 3½ × 54	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 58	
12.5	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 58		
13	12 × 3½ × 58			

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ八

梁、「スケルトンフローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル山形材及球山形材

寸法ハ吋トス

Z	N							
	75	80	85	90	95	100	106	112
3	5 × 3 × 34	5 × 3 × 36	5 1/2 × 3 × 34	5 1/2 × 3 × 36	5 1/2 × 3 × 36	5 × 2 1/2 × 28	5 × 2 1/2 × 3	5 × 2 1/2 × 32
3.5	5 × 2 1/2 × 28	5 × 2 1/2 × 3	5 × 2 1/2 × 34	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 34	5 1/2 × 3 × 36
4	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 32	5 1/2 × 3 × 36	6 × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 34
4.5	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 36	6 1/2 × 3 × 4	7 × 3 × 36	7 × 3 × 38
5	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 38	7 × 3 × 36	7 × 3 × 38	7 × 3 × 4	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 42
5.5	7 × 3 × 38	7 × 3 × 42	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 4	7 1/2 × 3 × 44	8 × 3 × 4	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46
6	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 44	8 × 3 × 4	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46	8 1/2 × 3 × 42	8 1/2 × 3 × 46	9 × 3 × 44
6.5	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46	8 1/2 × 3 × 42	8 1/2 × 3 × 46	9 × 3 × 44	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48	9 1/2 × 3 1/2 × 46
7	8 1/2 × 3 × 44	8 1/2 × 3 × 48	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 5	10 × 3 1/2 × 46
7.5	9 × 3 × 44	9 × 3 × 5	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 48	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 48	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 5
8	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 48	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52
8.5	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 48	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 56
9	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 56	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 56
9.5	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 56	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 6	
10	11 1/2 × 3 1/2 × 48	11 1/2 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 6			
10.5	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 52	12 × 3 1/2 × 6					
11	12 × 3 1/2 × 56							

一、Z 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ九

梁、「スケルトンフローア」、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル球山形材

寸法ハ吋トス

Z	N							
	118	124	130	136	142	148	154	160
3	5 × 2 1/2 × 34	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 3	5 1/2 × 3 × 32	5 1/2 × 3 × 34	5 1/2 × 3 × 36	6 × 3 × 32
3.5	6 × 3 × 32	6 × 3 × 32	6 × 3 × 36	6 × 3 × 38	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 38
4	6 1/2 × 3 × 34	6 1/2 × 3 × 38	7 × 3 × 36	7 × 3 × 36	7 × 3 × 38	7 × 3 × 4	7 × 3 × 42	7 1/2 × 3 × 38
4.5	7 × 3 × 4	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 38	7 1/2 × 3 × 4	7 1/2 × 3 × 44	8 × 3 × 4	8 × 3 × 4	8 × 3 × 42
5	7 1/2 × 3 × 44	8 × 3 × 4	8 × 3 × 42	8 × 3 × 46	8 1/2 × 3 × 42	8 1/2 × 3 × 44	8 1/2 × 3 × 46	9 × 3 × 44
5.5	8 1/2 × 3 × 42	8 1/2 × 3 × 44	8 1/2 × 3 × 48	9 × 3 × 44	9 × 3 × 46	9 × 3 × 48	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 46
6	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 48	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 5
6.5	9 1/2 × 3 1/2 × 46	9 1/2 × 3 1/2 × 5	10 × 3 1/2 × 46	10 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48
7	10 × 3 1/2 × 5	10 1/2 × 3 1/2 × 46	10 1/2 × 3 1/2 × 52	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 52
7.5	11 × 3 1/2 × 48	11 × 3 1/2 × 48	11 1/2 × 3 1/2 × 52	11 1/2 × 3 1/2 × 5	11 1/2 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 52	12 × 3 1/2 × 54
8	11 1/2 × 3 1/2 × 48	11 1/2 × 3 1/2 × 54	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 52				
8.5	12 × 3 1/2 × 5	12 × 3 1/2 × 54						
9	12 × 3 1/2 × 6							

一、Z 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表ニ於ケル球山形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型球山形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ一ニ依ル

第六號表 其ノ十

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	4	6	8	10	12
15.5	6x3 x'42' 48
16.25	6x3 x'32' 44	7x3 x'38' 48
17	6x3 x'42' 48	7x3 x'38' 48
17.75	7x3 x'38' 48	7x3 x'48' 48
18.5	6x3 x'4' 44	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5
19.25	6x3 x'46' 48	7x3 x'46' 48	8x3½x'38' 52
20	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'38' 52
20.75	6x3 x'32' 44	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'42' 52
21.5	6x3 x'4' 44	7x3 x'46' 48	8x3 x'46' 5	9x3½x'38' 5
22.25	6x3 x'46' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'38' 52	9x3½x'42' 5
23	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'46' 52	9x3½x'44' 55
23.75	7x3 x'38' 48	8x3 x'42' 5	9x3½x'38' 5	10x3½x'38' 5
24.5	7x3 x'42' 48	8x3½x'38' 52	9x3½x'42' 5	10x3½x'42' 58
25.25	6x3x'32' 44	7x3 x'48' 48	8x3½x'38' 52	9x3½x'44' 55	10x3½x'46' 58
26	6x3x'36' 44	8x3 x'38' 5	8x3½x'46' 52	10x3½x'38' 5	10x3½x'54' 58
26.75	6x3x'38' 48	8x3 x'38' 5	9x3½x'38' 5	10x3½x'46' 5	11x3½x'44' 58
27.5	6x3x'46' 48	8x3 x'42' 5	9x3½x'42' 5	10x3½x'46' 58	12x3½x'44' 5
28.25	7x3x'38' 48	9x3 x'38' 44	9x3½x'44' 55	10x3½x'52' 58	12x3½x'5' 5
29	7x3x'38' 48	8x3½x'38' 52	10x3½x'38' 5	11x3½x'42' 58	12x3½x'46' 6

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十一

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	15	18	21	24	27
9.5
10	6x3 x'36' 44
10.5	6x3 x'34' 44	6x3 x'44' 48
11	6x3 x'42' 48	7x3 x'38' 48
11.5	6x3 x'4' 44	7x3 x'38' 48	7x3 x'4' 48
12	6x3 x'46' 48	7x3 x'38' 48	8x3 x'38' 5
12.5	6x3x'38' 48	7x3 x'38' 48	7x3 x'48' 48	8x3 x'38' 5
13	6x3x'48' 48	7x3 x'4' 48	8x3 x'38' 5	8x3 x'44' 5
13.5	6x3x'38' 44	7x3x'38' 48	8x3 x'38' 5	8x3 x'4' 5	8x3½x'38' 52
14	6x3x'44' 48	7x3x'48' 48	8x3 x'38' 5	8x3½x'38' 52	8x3½x'44' 52
14.5	7x3x'38' 48	7x3x'48' 48	8x3 x'4' 5	8x3½x'38' 52	9x3½x'38' 5
15	7x3x'38' 48	8x3x'38' 5	8x3½x'38' 52	8x3½x'48' 52	9x3½x'44' 5

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十二

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

I	N				
	15	18	21	24	27
15.5	7x3 x'42 '48	8x3 x'38 '5	8x3½x'38 '52	9x3½x'38 '5	9x3½x'48 '55
16.25	7x3½x'38 '5	8x3½x'38 '52	9x3½x'38 '5	9x3½x'44 '55	10x3½x'42 '58
17	7x3½x'46 '5	8x3½x'42 '52	9x3½x'4 '55	10x3½x'42 '5	10x3½x'5 '58
17.75	8x3½x'38 '52	9x3½x'38 '5	10x3½x'38 '5	10x3½x'46 '58	11x3½x'44 '58
18.5	8x3½x'42 '52	9x3½x'4 '55	10x3½x'42 '58	11x3½x'42 '58	12x3½x'46 '5
19.25	9x3½x'38 '5	10x3½x'38 '5	10x3½x'5 '58	12x3½x'42 '5	12x3½x'46 '6
20	9x3½x'42 '5	10x3½x'42 '58	11x3½x'42 '58	12x3½x'5 '5	12x4 x'48 '62
20.75	9x3½x'48 '55	10x3½x'5 '58	12x3½x'44 '5	12x3½x'5 '6	12x4 x'52 '62
21.5	10x3½x'42 '5	11x3½x'42 '58	12x3½x'46 '6	12x4 x'48 '62	13x4 x'48 '62
22.25	10x3½x'42 '58	12x3½x'42 '5	12x3½x'52 '6	12x4 x'54 '62	13x4 x'56 '62
23	10x3½x'52 '58	12x3½x'5 '5	12x4 x'48 '62	13x4 x'48 '62	14x4 x'48 '62
23.75	11x3½x'42 '58	12x3½x'48 '6	12x4 x'52 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'58 '62
24.5	12x3½x'42 '5	11x4 x'6 '6	13x4 x'48 '62	14x4 x'48 '62	15x4 x'52 '62
25.25	12x3½x'5 '5	12x4 x'48 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'58 '62	15x4 x'58 '62
26	12x3½x'46 '6	12x4 x'56 '62	14x4 x'48 '62	15x4 x'52 '62	16x4 x'52 '65
26.75	12x3½x'54 '6	13x4 x'48 '62	14x4 x'56 '62	15x4 x'58 '62	16x4 x'58 '65
27.5	12x4 x'48 '62	13x4 x'56 '62	15x4 x'48 '62	16x4 x'5 '65	17x4 x'52 '68
28.25	12x4 x'56 '62	14x4 x'48 '62	15x4 x'56 '62	16x4 x'58 '65	
29	13x4 x'48 '62	14x4 x'56 '62	16x4 x'48 '65	17x4 x'48 '68	

一、I 及 N カ本表=掲タルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表=於ケル溝形材=代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十三

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

I	N				
	30	34	38	42	46
7.5	6x3 x'32 '44
8	6x3 x'36 '44	6x3 x'44 '48
8.5	6x3 x'38 '44	6x3 x'46 '48	7x3 x'38 '48
9	6x3 x'38 '44	6x3 x'48 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'46 '48
9.5	6x3 x'36 '44	6x3 x'48 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'48 '48	8x3 x'38 '5
10	6x3 x'46 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'48 '48	8x3 x'38 '5	8x3 x'46 '5
10.5	7x3 x'38 '48	7x3 x'48 '48	8x3 x'38 '5	9x3 x'38 '44	8x3½x'4 '52
11	7x3 x'42 '48	8x3 x'38 '5	8x3 x'44 '5	8x3½x'4 '52	9x3½x'38 '5
11.5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5	8x3½x'38 '52	9x3½x'38 '5	9x3½x'44 '5
12	8x3 x'38 '5	9x3 x'42 '44	8x3½x'5 '52	9x3½x'44 '5	10x3½x'38 '5
12.5	9x3 x'38 '44	8x3½x'46 '52	9x3½x'42 '5	9x3½x'5 '55	10x3½x'42 '58
13	8x3½x'4 '52	9x3½x'38 '5	9x3½x'46 '55	10x3½x'44 '5	11x3½x'4 '5
13.5	9x3½x'38 '5	9x3½x'42 '55	10x3½x'42 '5	10x3½x'48 '58	11x3½x'42 '58
14	9x3½x'4 '5	10x3½x'38 '5	10x3½x'44 '58	11x3½x'42 '58	12x3½x'44 '5
14.5	9x3½x'44 '55	10x3½x'46 '5	10x3½x'52 '58	11x3½x'48 '58	12x3½x'46 '6
15	10x3½x'38 '5	10x3½x'46 '58	11x3½x'44 '58	12x3½x'48 '5	12x3½x'5 '6

一、I 及 N カ本表=掲タルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表=於ケル溝形材=代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十四

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	30	34	38	42	46
15.5	10x3½x'42 '58	11x3½x'42 '58	12x3½x'44 '5	12x3½x'46 '6	12x4x'48 '62
16.25	10x3½x'52 '58	12x3½x'42 '5	12x3½x'46 '6	12x4 x'48 '62	12x4x'56 '62
17	12x3½x'38 '5	12x3½x'46 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'56 '62	13x4x'56 '62
17.75	12x3½x'48 '5	12x3½x'54 '6	12x4 x'56 '62	13x4 x'52 '62	14x4x'48 '62
18.5	12x3½x'5 '6	12x4 x'52 '62	13x4 x'52 '62	14x4 x'48 '62	15x4x'48 '62
19.25	12x4 x'48 '62	13x4 x'48 '62	14x4 x'48 '62	15x4 x'48 '62	15x4x'58 '62
20	12x4 x'56 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'58 '62	15x4 x'56 '62	16x4x'52 '65
20.75	13x4 x'48 '62	14x4 x'52 '62	15x4 x'52 '62	16x4 x'52 '65	17x4x'48 '68
21.5	13x4 x'58 '62	15x4 x'48 '62	16x4 x'48 '65	17x4 x'48 '68	17x4x'6 '68
22.25	14x4 x'54 '62	15x4 x'56 '62	16x4 x'56 '65	17x4 x'56 '68	
23	15x4 x'48 '62	16x4 x'52 '65	17x4 x'52 '68		
23.75	15x4 x'56 '62	16x4 x'6 '65	17x4 x'6 '68		
24.5	16x4 x'48 '65	17x4 x'52 '68			
25.25	16x4 x'58 '65				
26	17x4 x'52 '68				

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニニ依ル

第六號表 其ノ十五

梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材

寸法ハ吋トス

l	N				
	50	55	60	65	70
6
6.5	6x3 x'38 '44	6x3 x'44 '48
7	6x3 x'44 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'38 '48
7.5	6x3 x'38 '48	6x3 x'48 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'44 '48	8x3 x'38 '5
8	7x3 x'38 '48	7x3 x'38 '48	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5
8.5	7x3 x'42 '48	8x3 x'38 '5	7x3½x'46 '5	9x3 x'38 '44	8x3½x'4 '52
9	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5	8x3½x'38 '52	8x3½x'44 '52	9x3½x'38 '5
9.5	8x3 x'42 '5	8x3½x'38 '52	8x3½x'48 '52	9x3½x'4 '5	9x3½x'44 '55
10	8x3½x'38 '52	9x3½x'38 '5	9x3½x'42 '5	9x3½x'48 '55	10x3½x'42 '5
10.5	9x3½x'38 '5	9x3½x'44 '5	9x3½x'5 '55	10x3½x'46 '5	10x3½x'48 '58
11	9x3½x'44 '5	10x3½x'38 '5	10x3½x'42 '58	11x3½x'4 '5	11x3½x'42 '58
11.5	10x3½x'38 '5	10x3½x'42 '58	11x3½x'42 '5	11x3½x'44 '58	12x3½x'46 '5
12	10x3½x'42 '58	11x3½x'42 '5	11x3½x'46 '58	12x3½x'48 '5	12x3½x'46 '6
12.5	11x3½x'4 '5	11x3½x'44 '58	12x3½x'48 '5	12x3½x'48 '6	12x4 x'48 '62
13	11x3½x'42 '58	12x3½x'46 '5	12x3½x'48 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'52 '62
13.5	12x3½x'44 '5	12x3½x'46 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'54 '62	13x4 x'48 '62
14	12x3½x'46 '6	12x3½x'56 '6	12x4 x'52 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'58 '62
14.5	12x3½x'52 '6	12x4 x'52 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'58 '62	14x4 x'52 '62
15	12x4 x'48 '62	12x4 x'58 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'52 '62	14x4 x'58 '62

一、 l 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノニニ依ル

第六號表 其ノ十六
梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材
寸法ハ吋トス

L	N				
	50	55	60	65	70
15.5	12x4x56.62	13x4x52.62	14x4x48.62	15x4x48.62	15x4x56.62
16.25	13x4x52.62	14x4x52.62	15x4x48.62	15x4x58.62	16x4x56.65
17	14x4x48.62	15x4x5.62	16x4x48.65	16x4x56.65	17x4x52.68
17.75	15x4x48.62	16x4x48.65	16x4x58.65	17x4x52.68	
18.5	15x4x58.62	16x4x56.65	17x4x54.68		
19.25	16x4x56.65				
20	17x4x48.68				

一、L 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
二、本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十七
梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材
寸法ハ吋トス

L	N		
	75	80	85
15.5	16x4x52.65	16x4x58.65	17x4x52.68
16.25	17x4x48.68	17x4x6.68	

一、L 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
二、本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十八
梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材
寸法ハ吋トス

L	N				
	75	80	85	90	95
5.5	6x3x38.44	6x3x4.48
6	6x3x36.44	6x3x4.48	6x3x48.48	7x3x38.48	7x3x38.48
6.5	7x3x38.48	7x3x38.48	7x3x42.48	7x3x48.48	8x3x38.5
7	7x3x44.48	8x3x38.5	8x3x38.5	8x3x4.5	8x3x38.52
7.5	8x3x38.5	8x3x42.5	8x3x38.52	8x3x38.52	8x3x46.52
8	8x3x38.52	8x3x4.52	9x3x38.5	9x3x38.5	9x3x44.5
8.5	9x3x38.5	9x3x38.5	9x3x4.55	9x3x48.55	10x3x4.5
9	9x3x44.5	9x3x48.55	10x3x4.5	10x3x42.58	10x3x48.58
9.5	10x3x38.5	10x3x46.5	10x3x48.58	11x3x44.5	11x3x44.58
10	10x3x44.58	11x3x42.5	11x3x42.58	11x3x5.58	12x3x48.5
10.5	11x3x42.58	11x3x48.58	12x3x48.5	12x3x46.6	12x3x52.6
11	12x3x44.5	12x3x5.5	12x3x5.6	12x3x56.6	12x4x48.62
11.5	12x3x46.6	12x3x52.6	12x4x48.62	12x4x54.62	13x4x48.62
12	12x3x56.6	12x4x48.62	12x4x58.62	13x4x48.62	13x4x58.62
12.5	12x4x52.62	12x4x58.62	13x4x52.62	14x4x48.62	14x4x54.62
13	13x4x48.62	13x4x56.62	14x4x48.62	14x4x58.62	15x4x5.62
13.5	13x4x58.62	14x4x52.62	15x4x48.62	15x4x54.62	16x4x48.65
14	14x4x52.62	15x4x48.62	15x4x56.62	16x4x48.65	16x4x56.65
14.5	15x4x48.62	15x4x56.62	16x4x48.65		
15	15x4x56.62	16x4x5.65	16x4x58.65		

一、L 及 N カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
二、本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ十九
梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材
寸法ハ吋トス

l	N				
	100	106	112	118	124
5	6x3 x'34 '44	6x3 x'38 '48	6x3 x'44 '48	7x3 x'38 '48
5.5	6x3 x'46 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'4 '48	7x3 x'48 '48
6	7x3 x'42 '48	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5
6.5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5	8x3½ x'38 '52	8x3½ x'38 '52	8x3½ x'44 '52
7	8x3½ x'38 '52	8x3½ x'42 '52	9x3½ x'38 '5	9x3½ x'38 '5	9x3½ x'44 '5
7.5	9x3½ x'38 '5	9x3½ x'42 '5	9x3½ x'44 '55	10x3½ x'38 '5	10x3½ x'42 '5
8	9x3½ x'46 '55	10x3½ x'38 '5	10x3½ x'46 '5	10x3½ x'46 '58	11x3½ x'42 '5
8.5	10x3½ x'42 '58	10x3½ x'48 '58	11x3½ x'44 '5	11x3½ x'44 '58	11x3½ x'5 '58
9	11x3½ x'44 '5	11x3½ x'44 '58	12x3½ x'44 '5	12x3½ x'5 '5	12x3½ x'46 '6
9.5	11x3½ x'5 '58	12x3½ x'5 '5	12x3½ x'46 '6	12x3½ x'54 '6	12x4 x'48 '62
10	12x3½ x'46 '6	12x3½ x'54 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'52 '62	12x4 x'58 '62
10.5	12x4 x'48 '62	12x4 x'52 '62	12x4 x'58 '62	13x4 x'5 '62	13x4 x'58 '62
11	12x4 x'56 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'48 '62	14x4 x'56 '62
11.5	13x4 x'52 '62	14x4 x'48 '62	14x4 x'52 '62	15x4 x'48 '62	15x4 x'52 '62
12	14x4 x'48 '62	14x4 x'58 '62	15x4 x'5 '62	15x4 x'58 '62	16x4 x'48 '65
12.5	15x4 x'48 '62	15x4 x'54 '62	16x4 x'48 '65	16x4 x'52 '65	17x4 x'48 '68
13	15x4 x'56 '62	16x4 x'48 '65	16x4 x'58 '65	17x4 x'48 '68	17x4 x'56 '68
13.5	16x4 x'52 '65	16x4 x'6 '65	17x4 x'52 '68		
14	17x4 x'48 '68	17x4 x'56 '68			

一、 l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號表 其ノ二十
梁、隔壁防撓材其ノ他ニ用ウル溝形材
寸法ハ吋トス

l	N					
	130	136	142	148	154	160
5	7x3 x'38 '48	7x3 x'38 '48	7x3 x'4 '48	7x3 x'46 '48	7x3½ x'36 '5	7x3½ x'36 '5
5.5	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'38 '5	8x3 x'42 '5	8x3½ x'38 '52	8x3½ x'38 '52
6	8x3½ x'38 '52	8x3½ x'38 '52	8x3½ x'4 '52	8x3½ x'46 '52	9x3½ x'38 '5	9x3½ x'38 '5
6.5	9x3½ x'38 '5	9x3½ x'38 '5	9x3½ x'42 '5	9x3½ x'42 '55	9x3½ x'48 '55	10x3½ x'38 '5
7	9x3½ x'44 '55	10x3½ x'38 '5	10x3½ x'42 '5	10x3½ x'42 '58	10x3½ x'46 '58	11x3½ x'4 '5
7.5	10x3½ x'42 '58	10x3½ x'46 '58	11x3½ x'42 '5	11x3½ x'42 '58	11x3½ x'46 '58	11x3½ x'5 '58
8	11x3½ x'42 '58	11x3½ x'46 '58	12x3½ x'44 '5	12x3½ x'48 '5	12x3½ x'46 '6	12x3½ x'5 '6
8.5	12x3½ x'48 '5	12x3½ x'46 '6	12x3½ x'5 '6	12x3½ x'54 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'5 '62
9	12x3½ x'52 '6	12x4 x'48 '62	12x4 x'48 '62	12x4 x'54 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'48 '62
9.5	12x4 x'52 '62	12x4 x'58 '62	13x4 x'48 '62	13x4 x'54 '62	13x4 x'58 '62	14x4 x'48 '62
10	13x4 x'48 '62	13x4 x'56 '62	14x4 x'48 '62	14x4 x'52 '62	14x4 x'58 '62	15x4 x'5 '62
10.5	14x4 x'48 '62	14x4 x'56 '62	15x4 x'48 '62	15x4 x'52 '62	15x4 x'58 '62	16x4 x'48 '65
11	15x4 x'48 '62	15x4 x'54 '62	15x4 x'58 '62	16x4 x'48 '65	16x4 x'54 '65	16x4 x'6 '65
11.5	15x4 x'58 '62	16x4 x'5 '65	16x4 x'56 '65	17x4 x'48 '68	17x4 x'52 '68	17x4 x'58 '68
12	16x4 x'56 '65	17x4 x'48 '68	17x4 x'52 '68	17x4 x'6 '68		
12.5	17x4 x'52 '68	17x4 x'6 '68				
13						
13.5						
14						

一、 l 及 N カ本表ニ掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
二、 本表ニ於ケル溝形材ニ代用スヘキ1924年英國標準型溝形材ノ寸法ハ第六號補表其ノ二ニ依ル

第六號補表 其ノ一

28 第六號表ニ於ケル官設製鐵所標準型球山形材ニ
代用スヘキ 1924年英國標準型球山形材

第六號表ニ於ケル球山形材	1924年英國標準型球山形材	第六號表ニ於ケル球山形材	1924年英國標準型球山形材
5½ × 3 × 36	6 × 3 × 28	9½ × 3½ × 46	10 × 3½ × 4
6½ × 3 × 34	7 × 3 × 31	9½ × 3½ × 5	10 × 3½ × 4
6½ × 3 × 4	7 × 3 × 31	10 × 3½ × 46	10 × 3½ × 4
7 × 3 × 36	7 × 3 × 36	10 × 3½ × 52	10 × 3½ × 46
7 × 3 × 42	7 × 3 × 42	10½ × 3½ × 46	11 × 3½ × 42
7½ × 3 × 28	8 × 3 × 35	10½ × 3½ × 52	11 × 3½ × 42
7½ × 3 × 44	8 × 3 × 35	11 × 3½ × 48	11 × 3½ × 42
8 × 3 × 4	8 × 3 × 36	11 × 3½ × 52	11 × 3½ × 44
8 × 3 × 46	8 × 3 × 44	11½ × 3½ × 48	11 × 3½ × 5
8½ × 3 × 42	9 × 3 × 36	11½ × 3½ × 56	12 × 3½ × 42
8½ × 3 × 5	9 × 3 × 38	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 42
9 × 3 × 44	9 × 3 × 4	12 × 3½ × 6	12 × 3½ × 46
9 × 3 × 48	9 × 3 × 44		

第六號補表 其ノ二

第六號表ニ於ケル官設製鐵所標準型溝形材ニ
代用スヘキ 1924年英國標準型溝形材

第六號表ニ於ケル溝形材	1924年英國標準型ニ依ル3"邊溝形材	1924年英國標準型ニ依ル3½"邊溝形材	第六號表ニ於ケル溝形材	1924年英國標準型ニ依ル3½"邊及4"邊溝形材
6 × 3 × 38 48	7 × 3 × 28 42		11 × 3½ × 42 58	12 × 3½ × 34 5
6 × 3 × 48 48	7 × 3 × 42 42		11 × 3½ × 54 58	12 × 3½ × 4 5
7 × 3 × 36 48	7 × 3 × 42 42		12 × 3½ × 42 5	12 × 3½ × 42 5
7 × 3 × 38 48	8 × 3 × 32 44	7 × 3½ × 28 5	12 × 3½ × 46 5	12 × 3½ × 36 6
7 × 3 × 48 48	8 × 3 × 4 44	7 × 3½ × 3 5	12 × 3½ × 46 6	12 × 3½ × 44 6
8 × 3 × 34 5	8 × 3 × 4 44	8 × 3½ × 3 52	12 × 3½ × 54 6	12 × 4 × 38 6
8 × 3 × 38 5	9 × 3 × 32 44	8 × 3½ × 32 52	12 × 4 × 48 62	12 × 4 × 48 6
8 × 3 × 48 5	9 × 3 × 36 44	8 × 3½ × 32 52	12 × 4 × 56 62	12 × 4 × 56 6
8 × 3½ × 38 52	9 × 3 × 42 44	8 × 3½ × 38 52	12 × 4 × 58 62	15 × 4 × 42 62
8 × 3½ × 48 52	10 × 3 × 32 45	8 × 3½ × 46 52	13 × 4 × 48 62	15 × 4 × 42 62
9 × 3½ × 38 5	10 × 3 × 4 45	9 × 3½ × 36 54	13 × 4 × 56 62	15 × 4 × 42 62
9 × 3½ × 48 5	10 × 3 × 48 45	9 × 3½ × 42 54	14 × 4 × 48 62	15 × 4 × 42 62
9 × 3½ × 38 55		9 × 3½ × 36 54	14 × 4 × 58 62	15 × 4 × 44 62
9 × 3½ × 48 55		9 × 3½ × 48 54	15 × 4 × 48 62	15 × 4 × 48 62
10 × 3½ × 38 5		10 × 3½ × 34 56	15 × 4 × 58 62	15 × 4 × 58 62
10 × 3½ × 48 5		10 × 3½ × 38 56	16 × 4 × 48 65	17 × 4 × 42 68
10 × 3½ × 42 58		10 × 3½ × 4 56	16 × 4 × 58 65	17 × 4 × 42 68
10 × 3½ × 54 58		10 × 3½ × 54 56	17 × 4 × 48 68	17 × 4 × 48 68
			17 × 4 × 6 68	17 × 4 × 6 68

第七號表 其ノ一

山形肋骨及球山形肋骨

寸法ハ吋トス

K	M						
	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4
0	2½ × 2½ × 2	3 × 2½ × 2	3½ × 2½ × 2	3½ × 2½ × 26	4 × 2½ × 24	4 × 2½ × 28	4 × 3 × 32
1	2½ × 2½ × 24	3 × 2½ × 24	3½ × 2½ × 24	3½ × 2½ × 28	4 × 2½ × 26	4 × 3 × 3	4 × 3 × 34
2	3 × 2½ × 2	3 × 2½ × 26	3½ × 2½ × 26	4 × 2½ × 24	4 × 3 × 28	4 × 3 × 32	4 × 2½ × 24 4½ × 3 × 3
3	...	3½ × 2½ × 24	4 × 2½ × 24	4 × 2½ × 28	4 × 3 × 32	4½ × 3 × 28	4 × 2½ × 28 4½ × 3 × 32
4	4 × 3 × 26	4 × 3 × 3	4 × 3 × 34	4½ × 3 × 32	4½ × 2½ × 24 4½ × 3 × 36
5	4½ × 3 × 3	4½ × 3 × 34	4½ × 2½ × 28 5 × 3 × 32
6	4½ × 3 × 34	5 × 3 × 32	4½ × 2½ × 3 5 × 3 × 34
8	5 × 2½ × 28 5 × 3 × 28
10
12
14
16

- 一、M 及 K カ本表ニ掲ケルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、外板ニ取附ケル縦邊ノ幅カ第ニ十四章 K 表ニ掲ケル固著ニ要スルモノヨリモ大ナルトキハ該幅ノ減スルコトヲ得
- 三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ 1924年英國標準型トス

第七號表 其ノ二

山形肋骨及球山形肋骨

寸法ハ吋トス

K	M						
	5	6	7	8	9'5	11	12'5
0	4 x 2½ x .24 4½ x 3 x .32	4 x 2½ x .32 5 x 3 x .32	5 x 2½ x .26 5 x 3 x .36	5 x 2½ x .26 5½ x 3 x .34	5 x 3 x .28 5 x 3 x .3	5½ x 3 x .28 5½ x 3 x .3	6 x 3 x .28 5½ x 3 x .32
1	4 x 2½ x .28 4½ x 3 x .34	4½ x 2½ x .26 5 x 3 x .34	5 x 2½ x .26 5½ x 3 x .32	5 x 2½ x .26 5½ x 3 x .36	5 x 3 x .32 5 x 3 x .32	5½ x 3 x .3 5½ x 3 x .3	6 x 3 x .28 5½ x 3 x .34
2	4 x 2½ x .32 5 x 3 x .32	4½ x 2½ x .28 5 x 3 x .36	5 x 2½ x .26 5½ x 3 x .34	5 x 3 x .28 5 x 3 x .28	5½ x 3 x .28 5 x 3 x .34	5½ x 3 x .32 5½ x 3 x .32	6 x 3 x .28 6 x 3 x .32
3	4½ x 2½ x .26 5 x 3 x .32	5 x 2½ x .26 5 x 3 x .38	5 x 2½ x .28 5½ x 3 x .36	5 x 3 x .3 5 x 3 x .3	5½ x 3 x .3 5½ x 3 x .3	6 x 3 x .28 5½ x 3 x .34	6 x 3 x .3 6 x 3 x .32
4	4½ x 2½ x .3 5 x 3 x .36	5 x 2½ x .26 5½ x 3 x .34	5 x 3 x .28 5 x 3 x .28	5½ x 3 x .28 5 x 3 x .32	5½ x 3 x .32 5½ x 3 x .32	6 x 3 x .28 5½ x 3 x .36	6 x 3 x .3 6 x 3 x .34
5	5 x 2½ x .26 5 x 3 x .38	5 x 2½ x .28 5½ x 3 x .36	5½ x 3 x .28 5 x 3 x .32	5½ x 3 x .28 5 x 3 x .36	6 x 3 x .28 5½ x 3 x .34	6 x 3 x .32 6 x 3 x .32	6 x 3 x .36 6 x 3 x .36
6	5 x 2½ x .26 5½ x 3 x .34	5 x 3 x .3 5 x 3 x .3	5½ x 3 x .28 5 x 3 x .36	6 x 3 x .28 5½ x 3 x .32	6 x 3 x .28 5½ x 3 x .36	6 x 3 x .34 6 x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .33
8	5 x 3 x .32 5 x 3 x .32	5½ x 3 x .3 5½ x 3 x .3	6 x 3 x .28 5½ x 3 x .32	6 x 3 x .3 5½ x 3 x .36	6 x 3 x .36 6 x 3 x .38	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .36
10	5½ x 3 x .3 5½ x 3 x .3	6 x 3 x .28 5½ x 2 x .36	6 x 3 x .3 6 x 3 x .32	6 x 3 x .34 6 x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .38	7 x 3 x .33 7 x 3 x .36
12	...	6 x 3 x .32 6 x 3 x .32	6 x 3 x .3 6 x 3 x .36	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .38	7 x 3 x .33 7 x 3 x .4	7 x 3 x .33 7 x 3 x .4
14	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .38	7 x 3 x .34 7 x 3 x .36	7 x 3 x .4 7 x 3 x .4	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .38
16	7 x 3 x .42 7 x 3 x .42	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .42	8 x 3 x .35 8 x 3 x .42
18	8 x 3 x .36 7½ x 3 x .42	8 x 3 x .38 8 x 3½ x .4	8 x 3½ x .38 8 x 3½ x .4
20	8 x 3½ x .43 8 x 3½ x .44	...
22
24
26
28
30

一、M 及 K カ本表=掲クルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、外板=取附クル縦邊ノ幅カ第二十四章 K 表=掲クル固著=要スルモノヨリモ大ナルトキハ該幅ヲ減スルコトヲ得
 三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ1924年英國標準型トス

第七號表 其ノ三

寸法ハ吋トス

K	M						
	14	16	18	20	22'5	25	27'5
0	6 x 3 x .28 6 x 3 x .32	6 x 3 x .36 6 x 3 x .36	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .38	7 x 3 x .34 7 x 3 x .38	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .38	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .4
1	6 x 3 x .3 6 x 3 x .32	6 x 3 x .36 6 x 3 x .36	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .36	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .4	7 x 3 x .38 7 x 3 x .4	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .38	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .42
2	6 x 3 x .34 6 x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .38	7 x 3 x .34 6½ x 3 x .38	7 x 3 x .4 7 x 3 x .42	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .4	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .44
3	6 x 3 x .34 6 x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .38	7 x 3 x .36 7 x 3 x .36	8 x 3 x .35 7 x 3 x .42	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .42	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .44
4	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .34	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .38	7 x 3 x .33 7 x 3 x .36	7 x 3 x .38 7 x 3 x .4	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .38	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .44	8 x 3 x .35 8 x 3 x .4
5	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .33	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .4	7 x 3 x .36 7 x 3 x .36	8 x 3 x .35 7 x 3 x .4	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .4	8 x 3 x .36 7½ x 3 x .44	8 x 3 x .4 8 x 3 x .42
6	7 x 3 x .33 6½ x 3 x .36	7 x 3 x .33 7 x 3 x .36	7 x 3 x .38 7 x 3 x .4	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .38	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .42	8 x 3 x .4 8 x 3 x .44	8 x 3 x .42 8 x 3 x .46
8	7 x 3 x .34 7 x 3 x .36	7 x 3 x .38 7 x 3 x .4	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .38	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .42	8 x 3 x .36 8 x 3 x .44	9 x 3 x .36 8½ x 3 x .44	9 x 3 x .36 8½ x 3 x .42
10	7 x 3 x .36 7 x 3 x .38	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .38	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .42	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .44	8 x 3½ x .4 8 x 3½ x .42	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .42	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44
12	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .38	8 x 3½ x .35 7½ x 3½ x .4	8 x 3½ x .35 7½ x 3½ x .44	8 x 3½ x .4 8 x 3½ x .44	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .42	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44
14	8 x 3 x .35 7½ x 3 x .4	8 x 3½ x .35 8 x 3½ x .4	8 x 3½ x .42 8 x 3½ x .44	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44	9 x 3½ x .42 8½ x 3½ x .44
16	8 x 3½ x .36 8 x 3½ x .4	8 x 3½ x .4 8 x 3½ x .42	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .42	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44	9 x 3½ x .38 9 x 3½ x .44	9 x 3½ x .42 9 x 3½ x .46	9 x 3½ x .46 9 x 3½ x .5
18	8 x 3½ x .42 8 x 3½ x .42	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .42	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44	9 x 3½ x .42 9 x 3½ x .44	9 x 3½ x .42 9 x 3½ x .48	10 x 3½ x .4 9 x 3½ x .5	10 x 3½ x .4 9 x 3½ x .46
20	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .42	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .44	9 x 3½ x .38 9 x 3½ x .42	9 x 3½ x .42 9 x 3½ x .46	10 x 3½ x .4 9½ x 3½ x .46	10 x 3½ x .4 9½ x 3½ x .46	10 x 3½ x .4 10 x 3½ x .46
22	9 x 3½ x .38 8½ x 3½ x .46	9 x 3½ x .38 9 x 3½ x .42	9 x 3½ x .44 9 x 3½ x .46	10 x 3½ x .4 9 x 3½ x .5	10 x 3½ x .4 9½ x 3½ x .46	10 x 3½ x .4 10 x 3½ x .46	10 x 3½ x .42 10 x 3½ x .48
24	...	9 x 3½ x .44 9 x 3½ x .48	10 x 3½ x .4 9½ x 3½ x .46	10 x 3½ x .4 9½ x 3½ x .46	10 x 3½ x .4 10 x 3½ x .46	10 x 3½ x .44 10 x 3½ x .48	11 x 3½ x .42 10½ x 3½ x .46
26	10 x 3½ x .4 9½ x 3½ x .48	10 x 3½ x .4 10 x 3½ x .46	10 x 3½ x .44 10 x 3½ x .5	11 x 3½ x .42 10½ x 3½ x .46	11 x 3½ x .42 10½ x 3½ x .5
28	10 x 3½ x .46 10 x 3½ x .5	11 x 3½ x .42 10½ x 3½ x .46	11 x 3½ x .42 10½ x 3½ x .52	11 x 3½ x .44 11 x 3½ x .48
30	11 x 3½ x .42 10½ x 3½ x .52	11 x 3½ x .42 11 x 3½ x .48	11 x 3½ x .46 11 x 3½ x .5

一、M 及 K カ本表=掲クルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、外板=取附クル縦邊ノ幅カ第二十四章 K 表=掲クル固著=要スルモノヨリモ大ナルトキハ該幅ヲ減スルコトヲ得
 三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ1924年英國標準型トス

第七號表 其ノ四

球 山 形 肋 骨

寸法ハ吋トス

K	M						
	30	33	36	39	42	46	50
0	8 × 3 × 35	8 × 3 × 4	9 × 3 × 36	9 × 3 × 36	9 × 3½ × 38	9 × 3½ × 42	10 × 3½ × 4
1	8 × 3 × 36	8 × 3 × 42	9 × 3 × 36	9 × 3 × 36	9 × 3½ × 38	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4
2	8 × 3 × 38	8 × 3 × 46	9 × 3 × 36	9 × 3 × 36	9 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4
3	8 × 3 × 4	9 × 3 × 36	9 × 3 × 36	9 × 3 × 36	9 × 3½ × 42	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4
4	8 × 3 × 44	8½ × 3 × 42	8½ × 3 × 46	9 × 3 × 46	9 × 3½ × 48	9½ × 3½ × 46	9½ × 3½ × 46
5	8 × 3 × 46	8½ × 3 × 46	9 × 3 × 44	9 × 3 × 48	9 × 3½ × 5	9½ × 3½ × 48	10 × 3½ × 46
6	9 × 3 × 36	9 × 3 × 36	9 × 3 × 4	9 × 3½ × 44	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 42
8	9 × 3 × 36	9 × 3½ × 38	9 × 3½ × 42	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	11 × 3½ × 42
10	9 × 3½ × 38	9 × 3½ × 42	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 46	11 × 3½ × 42
12	9 × 3½ × 42	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 44	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42
14	9 × 3½ × 46	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42
16	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 46
18	10 × 3½ × 4	10 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42
20	10 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42
22	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42
24	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44
26	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44	12 × 3½ × 48
28	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44	12 × 3½ × 44	12 × 3½ × 48	12 × 5½ × 54
30	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 46	12 × 3½ × 48	12 × 3½ × 52	12 × 3½ × 56

一、M 及 K カ本表=掲クルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、外板=取附クル縦邊ノ幅カ第二十四章 K 表=掲クル固著=要スルモノヨリモ大ナルトキハ該幅ヲ減スルコトヲ得
 三、「イタリツク」ニテ示タル寸法ハ 1924 年英國標準型トス

第七號表 其ノ五

球 山 形 肋 骨

寸法ハ吋トス

K	M							
	55	60	65	70	75	80	85	90
0	10 × 3½ × 4	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44
2	10 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 48
4	10½ × 3½ × 5	10½ × 3½ × 5	11 × 3½ × 48	11½ × 3½ × 48	11½ × 3½ × 52	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 52	12 × 3½ × 52
6	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 46	12 × 3½ × 52
8	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 54
10	11 × 3½ × 42	11 × 3½ × 44	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44	12 × 3½ × 48	12 × 3½ × 54	12 × 3½ × 58
12	11 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 48	12 × 3½ × 52	12 × 3½ × 52	13½ × 4 × 46
14	11 × 3½ × 46	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 56	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46
16	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44	12 × 3½ × 48	12 × 3½ × 52	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46
18	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 48	12 × 3½ × 52	12 × 3½ × 58	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46
20	12 × 3½ × 42	12 × 3½ × 44	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 56	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 48
22	12 × 3½ × 48	12 × 3½ × 52	12 × 3½ × 58	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 48	13½ × 4 × 52
24	12 × 3½ × 5	12 × 3½ × 56	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 52	13½ × 4 × 56
26	12 × 3½ × 54	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 5	13½ × 4 × 56	13½ × 4 × 6
28	12 × 3½ × 58	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 48	13½ × 4 × 54	13½ × 4 × 6	
30	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 46	13½ × 4 × 54	13½ × 4 × 58		

一、M 及 K カ本表=掲クルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、外板=取附クル縦邊ノ幅カ第二十四章 K 表=掲クル固著=要スルモノヨリモ大ナルトキハ該幅ヲ減スルコトヲ得
 三、「イタリツク」ニテ示タル寸法ハ 1924 年英國標準型トス

第七號表 其ノ六

溝形肋骨

寸法ハ吋トス

K	M					
	14	16	18	20	22.5	25
0	6 × 3 × 28.38 6 × 3 × 32.44	7 × 3 × 3 .42 6 × 3 × 34.44	7 × 3 × 3 .42 6 × 3 × 42.48
2	6 × 3 × 28.38	6 × 3 × 38.38 6 × 3 × 32.44	7 × 3 × 3 .42 6 × 3 × 42.48	6 × 3½ × 28.48 6 × 3½ × 38.48
4	...	6 × 3 × 28.38	6 × 3 × 26.38	7 × 3 × 3 .42 6 × 3 × 38.48	6 × 3½ × 28.48 6 × 3½ × 38.48	6 × 3½ × 38.48 6 × 3½ × 48.48
6	6 × 3 × 28.38	6 × 3 × 32.38	7 × 3 × 3 .42	7 × 3 × 3 .42 6 × 3 × 48.48	6 × 3½ × 38.48 6 × 3½ × 40.48	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5
8	6 × 3 × 3 .38	7 × 3 × 3 .48	6 × 3½ × 28.48 6 × 3½ × 38.48	6 × 3½ × 34.48 6 × 3½ × 4 .48	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5
10	7 × 3 × 3 .42	6 × 3½ × 26.38	6 × 3½ × 34.48 6 × 3½ × 42.48	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 38.5 7 × 3½ × 44.5
12	6 × 3½ × 3 .48	6 × 3½ × 34.48 6 × 3½ × 40.48	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 36.5 7 × 3½ × 38.5	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52
14	6 × 3½ × 36.48 6 × 3½ × 38.48	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 36.5 7 × 3½ × 4 .5	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52
16	7 × 3½ × 3 .5 6 × 3½ × 48.48	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 36.5 7 × 3½ × 4 .5	8 × 3½ × 32.52 7 × 3½ × 5 .5	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 4 .52 8 × 3½ × 42.52
18	7 × 3½ × 32.5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 38.5 7 × 3½ × 42.5	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 4 .52 8 × 3½ × 42.52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55
20	7 × 3½ × 4 .5 7 × 3½ × 42.5	8 × 3½ × 32.52 7 × 3½ × 5 .5	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 4 .52 8 × 3½ × 4 .52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55
22	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 34.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 42.52 8 × 3½ × 42.52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 44.54 8 × 4 × 52.55
24	8 × 3½ × 34.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 44.52 8 × 3½ × 44.52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 44.54 8 × 4 × 52.55	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58
26	9 × 3½ × 36.54 8 × 3½ × 42.52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 38.54 8 × 4 × 44.55	9 × 3½ × 44.54 8 × 4 × 52.55	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 38.56 9 × 4 × 42.58
28	...	9 × 3½ × 4 .54 8 × 4 × 46.55	10 × 3½ × 36.56 8 × 4 × 54.55	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 4 .56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 46.56 9 × 4 × 5 .58
30	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 4 .56 9 × 4 × 42.58	12 × 3½ × 36.5 9 × 4 × 5 .58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58

一、M 及 K カ本表 = 掲クルモノノ間 = 在ルトキハ挿間法 = 依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表 = 掲クル厚ノ中小ナルモノハ「ウエツプ」ノ厚、大ナルモノハ邊ノ厚トス
 三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ1924年英國標準型トス

第七號表 其ノ七

溝形肋骨

寸法ハ吋トス

K	M				
	27.5	30	33	36	39
0	7 × 3 × 32.42 7 × 3 × 38.48	8 × 3 × 32.44 7 × 3 × 38.48	8 × 3 × 32.44 8 × 3 × 38.5	8 × 3 × 4 .44 8 × 3 × 38.5	9 × 3 × 36.44 9 × 3 × 38.44
2	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 34.5 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	9 × 3 × 36.44 8 × 3½ × 38.52
4	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	9 × 3½ × 36.54 9 × 3½ × 38.5
6	7 × 3½ × 3 .5 7 × 3½ × 38.5	7 × 3½ × 4 .5 7 × 3½ × 48.5	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 34.52 8 × 3½ × 4 .52	9 × 3½ × 36.54 9 × 3½ × 38.5
8	7 × 3½ × 4 .5 7 × 3½ × 48.5	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 34.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 42.52 8 × 3½ × 48.52	9 × 3½ × 36.54 9 × 3½ × 38.5
10	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 42.52 8 × 3½ × 46.52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 48.55
12	8 × 3½ × 32.52 8 × 3½ × 38.52	8 × 3½ × 4 .52 8 × 3½ × 44.52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 46.55	9 × 3½ × 44.54 8 × 4 × 55.55
14	8 × 5½ × 4 .52 8 × 3½ × 42.52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 44.55	9 × 3½ × 44.54 8 × 4 × 55.55	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58
16	9 × 3½ × 36.54 8 × 3½ × 5 .52	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 42.54 8 × 4 × 52.55	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58
18	9 × 3½ × 36.54 8 × 4 × 4 .55	9 × 3½ × 42.54 8 × 4 × 52.55	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 44.56 9 × 4 × 5 .58
20	9 × 3½ × 42.54 8 × 4 × 52.55	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 44.56 9 × 4 × 5 .58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58
22	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 36.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 44.56 9 × 4 × 5 .58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 44.58
24	10 × 3½ × 38.56 9 × 4 × 42.58	10 × 3½ × 44.56 9 × 4 × 48.58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58	12 × 3½ × 42.5 10 × 4 × 5 .58
26	10 × 3½ × 46.56 9 × 4 × 5 .58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58	12 × 3½ × 42.5 10 × 4 × 5 .58	12 × 3½ × 4 .6 10 × 4 × 58.58
28	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58	12 × 3½ × 36.5 10 × 4 × 42.58	12 × 3½ × 42.5 10 × 4 × 5 .58	12 × 3½ × 4 .6 10 × 4 × 58.58	12 × 3½ × 42.6 11 × 4 × 46.6
30	12 × 3½ × 38.5 10 × 4 × 44.58	12 × 3½ × 42.5 10 × 4 × 5 .58	12 × 3½ × 4 .6 10 × 4 × 58.58	12 × 3½ × 44.6 11 × 4 × 46.6	12 × 3½ × 5 .6 11 × 4 × 48.6

一、M 及 K カ本表 = 掲クルモノノ間 = 在ルトキハ挿間法 = 依リ寸法ヲ定ムヘシ
 二、本表 = 掲クル厚ノ中小ナルモノハ「ウエツプ」ノ厚、大ナルモノハ邊ノ厚トス
 三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ1924年英國標準型トス

第七號表 其ノ八 溝形肋骨 寸法ハ吋トス

Table with columns K (0-30) and M (42, 46, 50, 55, 60). Each cell contains two rows of dimensions (e.g., 9x3 1/2 x 4.44, 9x3 x 4.24).

一、M及Kカ本表=掲クルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
二、本表=掲クル厚ノ中小ナルモノハ「ウエツプ」ノ厚、大ナルモノハ邊ノ厚トス
三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ1924年英國標準型トス

第七號表 其ノ九 溝形肋骨 寸法ハ吋トス

Table with columns K (0-30) and M (65, 70, 75, 80, 85). Each cell contains two rows of dimensions (e.g., 10x3 1/2 x 4.45, 10x3 1/2 x 4.65).

一、M及Kカ本表=掲クルモノノ間=在ルトキハ挿間法=依リ寸法ヲ定ムヘシ
二、本表=掲クル厚ノ中小ナルモノハ「ウエツプ」ノ厚、大ナルモノハ邊ノ厚トス
三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ1924年英國標準型トス

第七號表 其ノ十

溝形肋骨

寸法ハ吋トス

K	M				
	90	95	100	106	112
0	12×3 ¹ / ₂ ×48-6 12×3 ¹ / ₂ ×52-6	12×4×44-6 12×4×48-62	12×4×5-6 12×4×5-62	12×4×58-6 12×4×58-62	15×4×42-62 13×4×5-62
2	12×4×4-6 12×4×48-62	12×4×48-6 12×4×48-62	12×4×56-6 12×4×56-62	15×4×42-62 13×4×48-62	15×4×42-62 13×4×54-62
4	12×4×46-6 12×4×48-62	12×4×54-6 12×4×52-62	12×4×42-62 13×4×48-62	15×4×42-62 13×4×52-62	15×4×42-62 13×4×6-62
6	12×4×52-6 12×4×5-62	12×4×58-6 12×4×58-62	15×4×42-62 13×4×48-62	15×4×42-62 13×4×56-62	15×4×42-62 14×4×48-62
8	12×4×58-6 12×4×56-62	15×4×42-62 13×4×48-62	15×4×42-62 13×4×52-62	15×4×42-62 14×4×48-62	15×4×42-62 14×4×52-62
10	15×4×42-62 13×4×48-62	15×4×42-62 13×4×5-62	15×4×42-62 13×4×58-62	15×4×42-62 14×4×5-62	15×4×44-62 14×4×58-62
12	15×4×42-62 13×4×48-62	15×4×42-62 13×4×56-62	15×4×42-62 14×4×48-62	15×4×42-62 14×4×56-62	15×4×48-62 15×4×48-62
14	15×4×42-62 13×4×54-62	15×4×42-62 14×4×48-62	15×4×42-62 14×4×52-62	15×4×46-62 15×4×48-62	15×4×52-62 15×4×52-62
16	15×4×42-62 13×4×6-62	15×4×42-62 14×4×5-62	15×4×44-62 14×4×58-62	15×4×5-62 15×4×5-62	15×4×56-62 15×4×56-62
18	15×4×42-62 14×4×48-62	15×4×42-62 14×4×56-62	15×4×48-62 15×4×48-62	15×4×54-62 15×4×54-62	15×4×6-62 15×4×6-62
20	15×4×42-62 14×4×54-62	15×4×46-62 15×4×48-62	15×4×52-62 15×4×5-62	15×4×58-62 15×4×58-62	17×4×42-68 16×4×48-65
22	15×4×46-62 15×4×48-62	15×4×5-62 15×4×5-62	15×4×56-62 15×4×56-62	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×52-65
24	15×4×5-62 15×4×5-62	15×4×58-62 15×4×54-62	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×5-65	17×4×44-68 16×4×58-65
26	15×4×54-62 15×4×54-62	15×4×6-62 15×4×6-62	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×56-65	17×4×46-68 17×4×48-68
28	15×4×6-62 15×4×6-62	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×54-65	17×4×46-68 16×4×62-65	17×4×5-68 17×4×5-68
30	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×52-65	17×4×44-68 16×4×58-65	17×4×5-68 17×4×48-68	17×4×54-68 17×4×56-68

- 一、M及Kカ本表=掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、本表=掲クル厚ノ中小ナルモノハ「ウエツプ」ノ厚、大ナルモノハ邊ノ厚トス
- 三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ1924年英國標準型トス

第七號表 其ノ十一

溝形肋骨

寸法ハ吋トス

K	M.					
	118	124	130	137	145	155
0	15×4×42-62 13×4×58-62	15×4×42-62 14×4×48-62	15×4×42-62 14×4×56-62	15×4×48-62 15×4×48-62	15×4×56-62 15×4×56-62	17×4×42-68 16×4×5-65
2	15×4×42-62 14×4×48-62	15×4×42-62 14×4×54-62	15×4×46-62 15×4×48-62	15×4×52-62 15×4×52-62	15×4×6-62 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×54-65
4	15×4×42-62 14×4×5-62	15×4×44-62 14×4×60-62	15×4×5-62 15×4×5-62	15×4×56-62 15×4×56-62	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×44-68 16×4×58-65
6	15×4×42-62 14×4×56-62	15×4×48-62 15×4×48-62	15×4×54-62 15×4×54-62	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×52-65	17×4×46-68 17×4×48-68
8	15×4×46-62 14×4×6-62	15×4×52-62 15×4×52-62	15×4×58-62 15×4×58-62	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×56-65	17×4×5-68 17×4×48-68
10	15×4×5-62 15×4×5-62	15×4×56-62 15×4×56-62	17×4×42-62 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×52-65	17×4×46-68 17×4×48-68	17×4×54-68 17×4×54-68
12	15×4×54-62 15×4×54-62	15×4×6-62 15×4×6-62	17×4×42-62 16×4×5-65	17×4×42-68 16×4×56-65	17×4×48-68 17×4×48-68	17×4×56-68 17×4×58-68
14	15×4×58-62 15×4×58-62	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-62 16×4×54-65	17×4×46-68 17×4×48-68	17×4×52-68 17×4×52-68	
16	17×4×42-68 16×4×48-65	17×4×42-68 16×4×52-65	17×4×44-68 16×4×6-65	17×4×5-68 17×4×48-68	17×4×56-68 17×4×58-68	
18	17×4×42-68 16×4×5-65	17×4×42-68 16×4×56-65	17×4×48-68 17×4×48-68	17×4×54-68 17×4×54-68	17×4×6-68	
20	17×4×42-68 16×4×56-65	17×4×46-68 17×4×48-68	17×4×5-68 17×4×52-68	17×4×56-68 17×4×6-68		
22	17×4×44-68 16×4×6-65	17×4×5-68 17×4×5-68	17×4×54-68 17×4×56-68			
24	17×4×48-68 17×4×48-68	17×4×54-68 17×4×54-68	17×4×58-68 17×4×6-68			
26	17×4×52-68 17×4×52-68	17×4×56-68 17×4×6-68				
28	17×4×56-68 17×4×58-68					
30						

- 一、M及Kカ本表=掲クルモノノ間ニ在ルトキハ挿間法ニ依リ寸法ヲ定ムヘシ
- 二、本表=掲クル厚ノ中小ナルモノハ「ウエツプ」ノ厚、大ナルモノハ邊ノ厚トス
- 三、「イタリツク」ニテ示シタル寸法ハ1924年英國標準型トス